

ネパール国
民間セクター開発情報収集・確認調査
ファイナル・レポート

平成 25 年 3 月
(2013 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

ユニコ インターナショナル株式会社

南ア
JR
13-021

ネパール国
民間セクター開発情報収集・確認調査

ファイナル・レポート

2013年3月

独立行政法人
国際協力機構(JICA)

ユニコ インターナショナル株式会社

目 次

頁

序論

提言要旨

第1章 ネパールの社会・経済状況

1.1 一般概況.....	1-1
1.1.1 今日のネパール.....	1-1
1.1.2 国・地方の行政組織.....	1-4
1.1.3 教育制度と現状.....	1-7
1.2 経済社会情勢.....	1-10
1.2.1 マクロ経済の推移.....	1-10
1.2.2 産業構造の推移.....	1-11
1.2.3 労働市場と社会開発.....	1-12
1.3 マクロ経済指標に見る課題.....	1-19
1.3.1 マクロ経済と開発課題.....	1-19

第2章 経済・産業関連政策

2.1 ネパール国家経済開発計画.....	2-1
2.1.1 国家経済開発計画の展開.....	2-1
2.1.2 国家計画委員会の役割.....	2-2
2.1.3 3か年計画（2009/10 - 2012/13）の概要と主要セクターの開発方針.....	2-3
2.1.4 経済開発と繁栄のための緊急アクションプラン.....	2-5
2.1.5 FNCCIによる経済復興緊急提言.....	2-6
2.2 国家財政・予算.....	2-8
2.2.1 国家財政収支の概況.....	2-8
2.2.2 地方財政の概況.....	2-9
2.2.3 国家財政および地方財政改善への課題.....	2-11
2.3 産業政策と実施体制.....	2-12
2.3.1 産業政策体系.....	2-12
2.3.2 政策実施体制.....	2-13
2.3.3 民間経済団体の機能・役割.....	2-22
2.4 経済連携協定の現況.....	2-25
2.4.1 WTO加盟.....	2-25
2.4.2 多国間地域貿易協定.....	2-25
2.4.3 二国間貿易協定.....	2-26
2.5 国際ドナー機関の支援動向.....	2-28

2.5.1	多国間機関による支援	2-28
2.5.2	二国間による支援	2-31
2.6	産業政策における課題	2-37
2.6.1	産業関連政策・施策の課題	2-37

第3章 産業セクター別概況

3.1	農業セクター	3-1
3.1.1	農業セクターの概況	3-1
3.1.2	農業セクターの政策	3-23
3.1.3	農業セクターの課題	3-27
3.2	鉱業セクター	3-29
3.2.1	鉱業セクターの現況	3-29
3.2.2	鉱業セクター振興政策	3-33
3.2.3	鉱業セクターの開発課題	3-33
3.3	工業セクター	3-34
3.3.1	工業セクターの概況	3-34
3.3.2	工業セクター振興政策	3-47
3.3.3	工業セクターの開発課題	3-55
3.4	観光・情報産業セクター	3-59
3.4.1	観光・情報産業セクターの現況	3-59
3.4.2	観光セクター振興政策	3-66
3.4.3	観光セクターの開発課題	3-68
3.5	金融セクター	3-71
3.5.1	金融セクターの概況	3-71
3.5.2	金融機関の比較優位とボトルネック	3-75
3.5.3	金融セクターの開発課題	3-76
3.6	ネパールの地場産業	3-79
3.6.1	地場産業の概況	3-79
3.6.2	地場産業振興にかかわる政策・施策	3-84
3.6.3	地場産業振興の課題	3-87

第4章 ネパール貿易の概況

4.1	貿易動向	4-1
4.1.1	主要輸出製品の動向	4-3
4.1.2	主要輸入製品の動向	4-7
4.2	貿易振興政策・施策	4-10
4.2.1	貿易振興にかかわる政策・施策	4-10
4.2.2	貿易制度と手順	4-14
4.3	貿易振興体制と人材	4-17

4.3.1	貿易振興体制・機関・人材	4-17
4.4	貿易振興における課題	4-19
4.4.1	貿易振興における課題	4-19
第5章 ネパール投資の概況		
5.1	投資動向	5-1
5.1.1	近年の投資動向	5-1
5.2	投資環境と投資政策	5-7
5.2.1	投資促進政策と投資手順	5-7
5.2.2	投資環境評価	5-11
5.3	投資促進体制と人材	5-14
5.3.1	投資促進体制	5-14
5.3.2	投資促進にかかる人材	5-14
5.4	投資促進における課題	5-17
第6章 インド市場から見たネパールの有望分野		
6.1	インド北部の経済概況	6-1
6.1.1	デリー首都圏	6-2
6.1.2	ウッタル・プラデーシュ (UP) 州	6-3
6.1.3	ビハール州	6-6
6.2	インド北部の市場の概況	6-10
6.2.1	所得階層と消費動向	6-10
6.2.2	流通の仕組み	6-14
6.3	インドから見たネパールの有望分野と課題	6-16
6.3.1	輸出可能性のある分野と課題	6-16
6.3.2	インドからの投資可能性と課題	6-21
6.4	インド・ネパール交易促進における課題	6-22
6.4.1	課題の整理と方向性	6-22
第7章 インフラ整備・工業立地		
7.1	各インフラ分野の整備状況	7-1
7.1.1	電力分野の整備状況	7-1
7.1.2	道路分野の整備状況	7-11
7.1.3	通信分野の整備状況	7-20
7.2	工業団地・経済特区	7-24
7.2.1	工業団地の現状と課題	7-24
7.2.2	経済特区の現状と課題	7-28
7.2.3	産業回廊の現状と課題	7-31

第8章 民間セクター開発における課題と方向性

8.1	ネパール産業の成長機会	8-1
8.1.1	開発課題の整理	8-1
8.1.2	潜在成長力が高い製品の抽出	8-3
8.1.3	投資有望分野	8-19
8.2	民間セクター開発にかかる戦略・発展パターン	8-22
8.2.1	民間セクター開発の意義と目標	8-22
8.2.2	貿易・投資促進のための戦略・発展パターンのあり方	8-23
8.2.3	地域経済活性化の方向性	8-27
8.2.4	ドナーとの連携のあり方	8-32
8.3	JICA支援の方向性	8-34
8.3.1	課題改善のための支援分野と構成	8-34

Annex

I 統計局企業調査

図表リスト

第1章 ネパールの社会・経済状況

図1.1-1	輸出入額と貿易赤字の推移.....	1-4
図1.1-2	海外直接投資額と件数の推移.....	1-4
図1.1-3	行政区分図.....	1-6
図1.1-4	地方行政組織図.....	1-7
図1.1-5	ネパールの教育システム.....	1-8
図1.2-1	ネパール経済成長率.....	1-10
図1.2-2	セクター別GDP構成比（2010年）.....	1-12
表1.1-1	南アジアFDI対GDP比.....	1-2
表1.1-2	SAARC諸国のGDPと貧困率.....	1-3
表1.1-3	全国学校数.....	1-8
表1.1-4	初等・中等学校生徒数.....	1-9
表1.1-5	高等教育卒業生数（2009/10年）.....	1-9
表1.2-1	CPIと賃金指数の推移.....	1-11
表1.2-2	国内総生産年成長率の推移.....	1-12
表1.2-3	ネパール労働人口分布.....	1-13
表1.2-4	15歳以上の労働人口のインフォーマルセクター数.....	1-15
表1.2-5	労働時間および福利厚生に関する労働法による規定.....	1-16
表1.2-6	最低賃金および手当推移一覧.....	1-16
表1.2-7	SAARC諸国の経済格差.....	1-17
表1.2-8	人的開発指数 南アジア諸国比較.....	1-18

第2章 経済・産業関連政策

図2.3-1	工業省組織図.....	2-16
図2.3-2	商業・供給省組織図.....	2-19
図2.3-3	文化・観光・民間航空省組織図.....	2-21
表2.1-1	3か年計画における主要な数値目標.....	2-4
表2.2-1	2011/12年度予算概要.....	2-8
表2.2-2	ネパール財政赤字.....	2-9
表2.5-1	ドナー支援マッピング.....	2-36

第3章 産業セクター別概況

図3.1-1	穀類の生産量内訳（2010/11年）.....	3-2
図3.1-2	穀類の地域別栽培シェア（2010/11年）.....	3-3
図3.1-3	穀類の生産量上位5郡（2010/11年）.....	3-3
図3.1-4	主要換金作物の生産量内訳（2010/11年）.....	3-4
図3.1-5	主要換金作物の地域別栽培シェア（2010/11年）.....	3-5

図3.1-6	換金作物の生産量上位5郡（2010/11年）	3-5
図3.1-7	豆類の生産量内訳（2010/11年）	3-6
図3.1-8	豆類の地域別栽培シェア（2010/11年）	3-7
図3.1-9	豆類の生産量上位5郡（2010/11年）	3-7
図3.1-10	果実の生産量内訳（2010/11年）	3-8
図3.1-11	果実の生産量内訳（トン）（2010/11年）	3-9
図3.1-12	柑橘類の生産量上位5郡（2010/11年）	3-10
図3.1-13	落葉性果実の生産量上位5郡（2010/11年）	3-10
図3.1-14	熱帯果実の生産量上位5郡（2010/11年）	3-11
図3.1-15	野菜の生産量（トン）内訳（2010/11年）	3-12
図3.1-16	主な野菜の生産量上位5郡（2010/11年）	3-13
図3.1-17	香辛料の生産量内訳（2010/11年）	3-14
図3.1-18	香辛料の地域別栽培シェア（2010/11年）	3-14
図3.1-19	主な香辛料の生産量上位5郡（2010/11年）	3-15
図3.1-20	コーヒー・茶葉の主な栽培地（2010/11年）	3-18
図3.2-1	ネパールの有望天然資源（石灰岩、鉄鉱、マグネサイト）分布図	3-31
図3.2-2	ネパールの温泉所在地	3-32
図3.3-1	CME 2006/07 事業所数・従事者数・付加価値額で上位10位に該当する郡	3-37
図3.3-2	登録企業169,790社（1994/95~2010/11年）（零細・小企業）	3-39
図3.3-3	登録企業数の多い上位10郡（零細・小企業）	3-41
図3.3-4	登録企業数の少ない下位10郡（零細・小企業）	3-42
図3.3-5	小企業登録数上位30業種（製造業）	3-43
図3.3-6	生産指数(2008/09=100)構成	3-45
図3.5-1	ネパールの金融機関分類一覧	3-71
図3.6-1	NTFPs/MAPs Business Promotion Strategy:地域区分と優先品種	3-83
表3.1-1	ネパール農業セクター主要指標	3-1
表3.1-2	穀類の栽培面積および生産高推移	3-2
表3.1-3	主要な換金作物の栽培面積および生産高推移	3-4
表3.1-4	豆類の栽培面積および生産高推移	3-6
表3.1-5	果実の栽培面積および生産高推移	3-8
表3.1-6	野菜生産高の推移	3-11
表3.1-7	香辛料の栽培面積および生産高（2010/2011年）	3-13
表3.1-8	茶葉の栽培面積および生産高推移	3-15
表3.1-9	茶葉の郡別栽培面積および生産高（2010/11年）	3-16
表3.1-10	茶葉の構成（2010/11年）	3-16
表3.1-11	コーヒーの栽培面積および生産高推移	3-17
表3.1-12	コーヒーの郡別栽培面積および生産高（パーチメントコーヒー）（2010/2011年）	3-17
表3.1-13	桑の実および繭の栽培面積および生産高推移	3-18
表3.1-14	ハチミツの生産高推移	3-19
表3.1-15	マッシュルームの生産高推移	3-19

表3.1-16	家畜数の推移.....	3-20
表3.1-17	家畜製品の生産高推移.....	3-20
表3.1-18	漁獲高（2010/2011年）.....	3-21
表3.1-19	養殖高の推移.....	3-21
表3.1-20	生産額ベースで世界ランクの上位の製品群（2010年）.....	3-22
表3.1-21	農産品輸出額上位20品目（2010年）.....	3-23
表3.1-22	農産品の貿易収支（2009/2010年）.....	3-23
表3.1-23	農業振興に関連する開発計画、政策、および法令一覧.....	3-24
表3.2-1	鉱埋蔵可能性の高い物資源.....	3-30
表3.3-1	2010/11年までの郡別登録企業数累計（中・大企業）.....	3-35
表3.3-2	2010/11年までの産業別登録企業数累計（中・大企業）.....	3-37
表3.3-3	2010/11年の登録製造中・大企業数.....	3-38
表3.3-4	2010/11年にDoCSIに登録を維持している企業数累計（零細・小企業）.....	3-39
表3.3-5	2010/11年にCSIDBに登録を維持している企業数（零細・小企業）.....	3-40
表3.3-6	2010/11年登録の零細・小規模企業.....	3-42
表3.3-7	主な工業製品の生産量推移.....	3-44
表3.3-8	生産指数（2008/09=100）.....	3-46
表3.3-9	Industrial Policy 2010における企業規模分類.....	3-48
表3.3-10	Industrial Enterprises Act 1992における企業規模分類.....	3-49
表3.3-11	Industrial Policy 2010の優先産業リスト.....	3-49
表3.3-12	Industrial Policy 2010の地域分類.....	3-49
表3.3-13	Industrial Policy 2010 特定企業に対する所得税の減免.....	3-50
表3.3-14	工業省活動予算（抜粋）.....	3-51
表3.3-15	トレーニングセンター研修実績（2011/12）.....	3-53
表3.3-16	2010/2011年度の研修効果-1.....	3-54
表3.3-17	研修効果-2.....	3-54
表3.4-1	ネパール観光（2010-2011年）の概要.....	3-60
表3.4-2	国別ビジター数の推移.....	3-61
表3.4-3	ネパール訪問目的.....	3-62
表3.4-4	入国手段と平均滞在日数.....	3-62
表3.4-5	観光産業外貨獲得額の推移.....	3-63
表3.4-6	五つ星ホテル稼働率 2011年.....	3-64
表3.4-7	通信免許付与状況（2011年12月現在）.....	3-64
表3.4-8	通信手段別普及率.....	3-65
表3.5-1	銀行および金融機関主要指標.....	3-73
表3.5-2	マネーサプライ.....	3-73
表3.6-1	Industrial Policy 2010伝統的零細・その他の業種一覧.....	3-79
表3.6-2	ネパールOVOP対象地域・産品一覧.....	3-80
表3.6-3	ハーブ類の申告採取量とロイヤリティ（2009/10）.....	3-81
表3.6-4	輸出されたハーブ類の品種数および主要品種（2005/06-09/10）.....	3-82

表3.6-5	一村一品実施郡・産品一覧	3-86
--------	--------------	------

第4章 ネパール貿易の概況

図4.1-1	ネパールの輸出相手国構成（2011/12年）	4-1
図4.1-2	ネパールの輸入相手国構成（2011/12年）	4-2
表4.1-1	ネパール貿易全体動向	4-1
表4.1-2	ネパールの主要貿易相手国	4-2
表4.1-3	ネパールの主要輸出産品	4-4
表4.1-4	対インドへの主要輸出品目	4-5
表4.1-5	品目別主要輸出先とインドの位置付け	4-5
表4.1-6	ネパールの主要輸入産品	4-8
表4.1-7	インドからの主要輸入産品	4-9
表4.2-1	輸出有望12品目の輸出動向	4-12
表4.2-2	優先19品目・分野の総合優位性（NTIS 2010より）	4-13

第5章 ネパール投資の概況

図5.1-1	2010/2011年度承認済みFDI比率	5-2
図5.1-2	2010/2011年度国別投資件数比率	5-4
図5.2-1	投資額別申請部署区分	5-10
表5.1-1	外国直接投資分野別件数	5-2
表5.1-2	外国直接投資分野別投資額	5-3
表5.1-3	認可案件における外資比率	5-3
表5.1-4	国別投資件数	5-4
表5.1-5	国別投資金額（外資分のみ）	5-4
表5.1-6	ネパール75郡で承認された外国直接投資プロジェクト	5-5
表5.1-7	ネパール開発地域およびゾーンごとの外国直接投資プロジェクト額	5-6
表5.1-8	ネパール外国投資累計（2012年まで）	5-6

第6章 インド市場から見たネパールの有望分野

図6.1-1	産業別GSDP構成比の推移	6-2
図6.1-2	産業別GSDP構成比の推移（2011/12年度）	6-4
図6.1-3	産業別GSDP構成比の推移	6-7
図6.2-1	電話サービス加入者数推移	6-13
図6.2-2	農村部1000世帯あたりの日用品普及推移	6-13
表6.1-1	インド北部概況（2010/11年度）	6-2
表6.1-2	UP州農作物生産高と全国シェア	6-4
表6.1-3	ビハール州観光客数の推移	6-7
表6.2-1	インド北部の人口分布割合	6-10
表6.2-2	インド世帯別所得分布	6-11

表6.2-3	1人あたりの月額消費支出内訳	6-11
表6.2-4	分野別消費総額推移	6-12
表6.2-5	耐久消費財の世帯普及率（2004/05年度）	6-12
表6.3-1	インド主要農産物および食品の需給予測	6-17
表6.3-2	インド観光客数推移	6-19
表6.3-3	インド州別国内観光客数（2011）	6-19
表6.3-4	インドの住宅状況	6-20
表6.3-5	自動車生産台数推移	6-20
表6.4-1	ネパールの対インド交易のSWOT	6-22
表6.4-2	インフォーマル貿易を行う理由（回答者%、複数回答）	6-23

第7章 インフラ整備・工業立地

図7.1-1	ネパールの発電所・送電線および変電所	7-5
図7.1-2	ピーク電力需要発生日の負荷曲線（2011年）	7-7
図7.1-3	乾季ピーク供給力と需要の予測	7-11
図7.1-4	戦略道路網	7-14
図7.1-5	道路総延長の地方比率（左：戦略道路網・右：地方道路）	7-20
図7.1-6	固定・携帯電話普及率の推移	7-21
図7.1-7	インターネット普及率の推移	7-23
図7.2-1	ネパール主要都市一覧	7-32
表7.1-1	Global Competitiveness Index 南アジア諸国比較（電力・道路・通信分野）	7-1
表7.1-2	ネパールの理論的および経済的包蔵水力	7-2
表7.1-3	ネパールの理論的および経済的包蔵水力	7-2
表7.1-4	ネパールの消費エネルギー構成	7-2
表7.1-5	NPAの発電所と出力一覧（2010/11年）	7-3
表7.1-6	民間発電事業者の発電所と出力一覧	7-4
表7.1-7	既存発電所の設備出力まとめ	7-4
表7.1-8	乾季の電力供給の推移	7-6
表7.1-9	インドからの電力輸入実績および見込み	7-6
表7.1-10	電力の生産・販売およびピーク需要の推移	7-7
表7.1-11	ピーク需要予測値	7-8
表7.1-12	NEAのプロジェクト（PPPを含む）	7-9
表7.1-13	IPPのプロジェクト	7-9
表7.1-14	開発可能とされる貯水池数とその容量	7-10
表7.1-15	ピーク供給力予測	7-10
表7.1-16	戦略道路の路面別総延長および道路密度の推移	7-12
表7.1-17	戦略道路の地域別・路面別総延長（建設中・計画中を含む）	7-13
表7.1-18	道路種別戦略道路の総延長	7-15
表7.1-19	路面別の戦略道路網の総延長と道路密度	7-16

表7.1-20	郡別の地方道整備状況.....	7-18
表7.1-21	音声通話契約件数（2012年11月）	7-21
表7.1-22	インターネット契約件数（2012年11月）	7-22
表7.2-1	ネパール国内工業団地の現況.....	7-25
表7.2-2	工業団地内施設整備状況.....	7-26

第8章 民間セクター開発における課題と方向性

図8.1-1	ヒラマメ平均輸出価格.....	8-9
表8.1-1	NTIS 2010の24産品・サービス分野	8-4
表8.1-2	製造業一般工の月平均賃金.....	8-5
表8.1-3	カルダモン生産量推移.....	8-7
表8.1-4	2010年輸出上位国の輸出量・輸出額と輸出単価	8-8
表8.1-5	生姜生産量・輸出推移.....	8-8
表8.1-6	ヒラマメ生産量推移.....	8-9
表8.1-7	バングラデシュのヒラマメ輸入内訳（2010年）	8-10
表8.1-8	茶葉の構成（2010/11年）	8-11
表8.1-9	コーヒー（グリーンビーン）生産量推移.....	8-12
表8.1-10	コーヒー（グリーンビーン）収量比較.....	8-12
表8.1-11	花卉業界輸出額.....	8-14
表8.1-12	ネパールの有望産業・産品・サービス分野	8-19
表8.2-1	中・大企業の分布状況（DoI登録）	8-28
表8.2-2	零細・小規模企業の分布状況（DoCSI/CSIDB登録）	8-28
表8.2-3	舗装道路割合.....	8-29
表8.2-4	一郡一品予定産品・サービス一覧.....	8-31
表8.3-1	支援分野と対象機関.....	8-36

略 語 表

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ADSL	Asymmetric Digital Subscriber Line	非対称デジタル加入者線
AEC	Agricultural Enterprise Center	農業エンタープライズセンター
AN-TUF	All Nepal Trade Union Federation	ネパールアヒル流通組合総同盟
APP	Agricultural Perspective Plan	大局の農業計画
BDS	Business Development Service	ビジネス・ディベロップメント・サービス
BIMSTEC	Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation	ベンガル湾多分野技術経済協カイニシアティブ
BOT	Build, Operate and Transfer	建設・運営・引渡
BPO	Business Process Outsourcing	ビジネスプロセスアウトソーシング
C&FA	Carry and Forwarding Agent	運送業者
CEPA	Comprehensive Economic Partnership Agreement	包括的経済連携協定
CII	Confederation of Indian Industries	インド工業連盟
CME	Census of Manufacturing Establishments	製造事業所全国調査
CNI	Confederation of Nepalese Industry	ネパール工業会議所連盟
CPA	Comprehensive Peace Agreement	包括和平協定
CPI	Consumer Price Index	消費者物価指数
CPN-UML	Communist Party of Nepal Unified Marxist-Leninist	ネパール共産党統一マルクスレーニン主義派
CSIDB	Cottage & Small Industry Development Board	零細・小規模企業開発委員会
CTC	Crush Tear Curl	CTC (製法による紅茶)
CTEVT	Council for Technical Education and Vocational Training	技術職業訓練教育評議会
DANIDA	Danish International Development Agency	デンマーク国際開発事業団
DDC	District Development Committee	郡開発委員会
DDF	District Development Fund	郡開発基金
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
DoCSI	Department of Cottage & Small Industry	零細・小企業局
DoFTQC	Department of Food Technology and Quality Control	食品技術・品質管理局
DOI	Department of Industry	産業局
DoLIDAR	Department of Local Infrastructure Development and Agricultural Roads	地方インフラ開発・農道局
EIF	Enhanced Integrated Framework	拡大統合フレームワーク
EU	European Union	欧州連合
F/S	Feasible Study	フィージビリティ・スタディ
FAN	Floriculture Association Nepal	ネパール花卉協会
FAO	Food and Agriculture Organization	国際連合食糧農業機関
FDI	Foreign Direct Investment	直接投資
FITTA	Foreign Investment and Technology transfer Act	外国投資・技術移転法
FNCCI	Federation of Nepal Chamber of Commerce & Industry	ネパール商工会議所連盟
FNCSI	Federation of Nepal Cottage and Small Industries	ネパール零細・小規模企業連合
GDP	Gross Domestic Product	国民総生産
GIS	Geographic Information System	地理情報システム
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
GNI	Gross National Income	国民総所得
GSDP	Gross State Domestic Product	州内総生産
GSP	Generalized System of Preferences	一般特惠関税制度
GSTP	Global system of Trade Preferences	世界的貿易特惠関税制度
HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point	危害要因分析(に基づく)必須管理点
IAP	Immediate Action Plan	即時行動計画
IAPEDP	Immediate Action Plan on Economic Development and Prosperity	経済開発と繁栄のための緊急アクションプラン
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IEA	Industrial Enterprises Act	産業事業者法
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
IFRSs	International Financial Reporting Standards	国際財務報告基準

ILO	International Labour Organisation	国際労働機関
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IPB	Industrial Promotion Board	産業促進評議会
IPP	Independent Power Producer	民間発電事業者
ISO	International Organization for Standardization	国際標準化機構
ISP	Internet Services Provider	インターネット・サービス・プロバイダー
IT	Information Technology	情報技術
ITC	International Trade Center	国際貿易センター
ITSS	IT Skill Standard	ITスキル標準
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
JV	Joint Venture	共同企業体
KOTRA	Korea Trade-Investment Promotion Agency	大韓貿易投資振興公社
LDT	Lumbini Development Trust	ルンビニ開発トラスト
LLDC	Least among Less-Developed Countries	後発開発途上国
MAP	Medicinal and Aromatic Herb	薬用芳香植物
MARRADE	Malaysia External Trade Development Corporation	マレーシア貿易開発公社
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MEDEP	Micro-Enterprise Development Programme	零細企業開発プログラム
MoA	Ministry of Agricultural Development	農業省
MoAC	Ministry of Agriculture and Cooperatives	農業・組合省
MoCS	Ministry of Commerce and Supplies	商業・供給省
MoI	Ministry of Industry	工業省
MoTCA	Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation	文化・観光・民間航空省
MTEF	Medium Term Expenditure Framework	中期的財政計画
NAC	Nepal Airlines Corporation	ネパール航空
NBF	Nepal Business Forum	ネパール・ビジネス・フォーラム
NBSM	Nepal Bureau of Standards & Metrology	ネパール標準・計量局
NC	Nepali Congress	ネパール会議派
NCPA	Nepal Coffee Producers Association	ネパールコーヒー生産者協会
NDC	National Development Council	国家開発審議会
NEA	Nepal Electricity Authority	ネパール電力庁
NEHHPA	Nepal Herbs and Herbal Products Association	ネパールハーブ・ハーブ製品協会
NEPSE	Nepal Stock Exchange	ネパール株式市場
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NGPTA	Nepal Ginger Producers & Traders Association	ネパール生姜生産者・トレーダー協会
NIB	Nepal Investment Board	ネパール投資庁
NICC	Nepal-India Chamber of Commerce & Industry	ネパール・インド商工会議所
NITF	Nepal International Trade Fair	ネパール国際貿易フェア
NPC	National Planning Commission	国家計画委員会
NRB	Nepal Rastra Bank	ネパール中央銀行
NTA	Nepal Telecommunication Authority	ネパール電信電話局
NTB	Nepal Tourism Board	ネパール観光委員会
NTIS	Nepal Trade Integration Strategy	ネパール総合貿易戦略
NTUCI	Nepal Trade Union Congress Independent	ネパール労働組合独立議会
ODOP	One District One Product	一郡一品
OTOP	One Tambon One Product	(タイ)一村一品(運動)
OVOP	One Village One Product	一村一品(運動)
PAN	Permanent Account Number	基本税務番号
PPP	Purchasing Power Parity	購買力平価
PPP	Public Private Partnership	パブリック・プライベート・パートナーシップ
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略文書
PTB	Physikalisch-Technische Bundesanstalt	(ドイツ)国立理工学研究所
SAARC	South Asian Association for Regional Cooperation	南アジア地域協力連合

SAFTA	South Asian Free Trade Area Agreement	南アジア自由貿易協定
SAFTA	South Asia Free Trade Area	南アジア自由貿易地域
SAPTA	Agreement on SAARC Preferential trading Arrangement	南アジア特惠貿易協定
SDC	Swiss Agency for Development and Cooperation	スイス開発協力庁
SEZ	Special Economic Zone	経済特区
SEZB	Special Economic Zone Board	経済特区機構
SLC	School Leaving Certificates	全国統一卒業認定試験
SME	Small and Medium-sized Enterprise	中小企業
SRCAMP	Shindhuli Road Corridor Agriculture Master Plan	シンズリ道路沿線高価値農業普及促進マスタープラン
SSME	Survey of Small Manufacturing Establishments	小規模製造企業調査
TEPC	Trade and Export Promotion Center	貿易・輸出振興センター
TEVT	Technical Education and Vocational Training	技能教育および職業訓練
TSLC	Technical School Leaving Certificate	工業学校修了証明書
UNCDF	UN Capital Development Fund	国連資本開発基金
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国際連合開発貿易会議
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UP	Uttar Pradesh	ウツタル・プラデーシュ
UPS	Uninterruptible Power Supply	無停電電源装置
USAID	US Agency for International Development	米国国際開発庁
VAT	Value Added Tax	付加価値税
VDC	Village Development Committee	村落開発委員会
WEF	World Economic Forum	世界経済フォーラム
Wi-Fi	Wireless Fidelity	ワイファイ
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関
WTTC	World Travel and Tourism Council	世界旅行ツーリズム協議会

通貨換算率

US\$ 1.0=NPR 85.65

NPR 1.0=JPY 1.09

(2013.2.8.)

序論

序 論

1. 序

ネパール連邦民主共和国（以下、「ネパール」と称す）は、1990年代以降の政治的な不安定性にもかかわらず、経済成長率は過去10年間で年平均4%を遂げている。しかしながら1人あたり国民総所得（Gross National Income: GNI）が490ドル（2010年）、1人あたり名目GDPは642ドルと、いまだに南アジア諸国の中で最低水準にあり、海外出稼ぎ労働者による送金により国内消費が後押しされている状況にある。このため、国内産業の振興、輸出促進、投資の拡大などを通じた経済成長と、国内における雇用創出が喫緊の経済開発課題とされている。出稼ぎ依存による消費主導の経済では、国内産業の活性化は望めない。国内の雇用創出につながる長期的な視野に基づいた政策立案とそのための分析が不可欠である。しかし、十分にそうした取り組みがネパールで機能してきたとは言えない。すなわちこのことは、持続的経済開発を可能にするための、ネパール民間セクターの開発支援が求められていることを意味している。

本調査は、JICAによるネパール民間セクター開発に関わる今後の支援のあり方を探るもので、重点課題、重点産業分野、支援アプローチなどについて体系的に整理・提言することを目的として実施された基礎情報収集・確認調査である。

2. 調査の目的

本調査の目的は、次の4点にある。

- (1) これまでにネパールでJICAが行った関連事業、関連資料のレビュー、ネパール政府機関、関係機関、及び内外民間企業へのヒアリングを通して、ネパールの民間セクター開発、とりわけ産業振興（地場産業、零細・中小企業振興、農産品加工、観光関連含む）、及び貿易・投資に関する既存事業、現状、課題・ボトルネックを体系的に整理し、取り纏める。
- (2) 当該分野の関連諸機関のキャパシティ・アセスメントを行う。
- (3) 内陸国であるネパールの特性に鑑み、ネパール経済の持つ優位性を明らかにし、有望産業を検討しつつ、発展戦略・パターンを検討する。
- (4) 上記検討を踏まえてネパール民間セクター開発分野における支援ニーズを分析し、今後の支援の可能性についてJICAに対して提言を行う。

3. 調査対象地域

本調査では、政治・経済機能が集中するカトマンズを中心に、タライ地域、丘陵・山岳地域、ヒマラヤ地域のネパール全土を対象とした。

中でも、カトマンズ周辺（パタン、バラジュ含む）や、コルカタからの輸送の玄関口であるビ



ールガンジ¹、工業都市のビラトナガル、ほかタイ地域の都市部を主たる調査対象地域とした。あわせて、ネパール経済と密接な関係を有するインド国北部のデリー首都圏、ウッタル・プラデーシュ州、ビハール州も調査対象地域に含め、調査を行った（図1参照）。

図1 調査対象地域と主要都市

4. 調査の範囲

本調査は、JICA がネパールの民間セクター開発支援を行う上で、事前に把握しておくべき当該分野支援の妥当性や課題・ボトルネック、今後の発展を見据えた中長期的な支援のあり方を検討するために、主体的に行うものである。そのためネパール政府と取り交わした特段の実施細則（Scope of Work: S/W）はなく、調査の範囲は、JICA 業務指示書での調査業務の内容をベースとしている。また、調査は、ネパール及び北インドでの関係機関や企業への調査のみならず、日本国内においても、文献、インターネットによる情報収集などにより基礎情報を収集するものとした。具体的な調査項目は、次のとおりである。

- (1) ネパール民間セクター開発を取り巻く環境に係るマクロ経済現状分析
 - 1) マクロ経済のトレンド及び政策（財政、金融、為替、工業、貿易投資、地場産業振興、地域経済開発、観光）の概況分析
 - 2) 労働人口の趨勢と現在の構造・特質の分析
 - 3) 輸出入及び投資動向の分析
 - 4) 産業構造の概況分析
 - 5) 金融セクターの概況分析
- (2) ネパールを取り巻く民間セクターの現状分析
 - 1) 民間セクターに関わる政策・制度に係る既存調査・資料のレビュー
 - 2) 民間セクター開発に関わる諸機関（民間経済団体を含む）の機能・役割、施策及び政策実施能力の分析や民間企業からの聴取
 - 3) 経済特区の開発状況の分析
 - 4) 地場産業・地域経済の概況分析
 - 5) インド北部（デリー首都圏、ウッタル・プラデーシュ州、ビハール州）の概況分析

¹ ビールガンジは、パルサ郡とバラ郡の間に位置し、両郡をあわせたビールガンジ経済圏の人口においては、ネパール第2の都市で、国内有数の工業地帯でもある。

- 6) 上記レビュー分析を踏まえた課題の整理
- (3) 上記分析を踏まえた民間セクター開発に向けたボトルネック・課題の分析、及び我が国の協力の方向性の検討
 - 1) ネパールが採るべき発展戦略・発展パターンの可能性検討
 - 2) 優位性に基づいたネパールの有望産業の整理・分析、国際競争力・ポテンシャルの分析
 - 3) インド北部の概況分析結果の整理
 - 4) 産業育成（中小・零細企業振興を含む）・貿易投資促進に向けたボトルネックの分析
 - 5) ドナーによるネパール民間セクター開発に係る協力活動のレビュー
 - 6) 我が国の協力の方向性の検討
- (4) 主要なネパール国政府機関、及び国際機関等を対象とした調査結果報告セミナーの実施

5. 調査業務の工程

調査業務は次の調査工程を踏んで実施された。

国内準備作業：2012年10月1日～11日

- ・ 対処方針会議の開催、英文説明資料提出

第1次現地調査：2012年10月7日～21日

- ・ インセプション・レポート提出、説明・協議、調査関係機関との説明・協議、基礎情報収集調査の実施

第1次国内作業：2012年10月22日～11月6日

- ・ 第1次現地調査結果報告、民間セクター概況、現状分析調査

第2次現地調査：2012年11月19日～12月18日

- ・ 民間セクター開発を取り巻く環境に係るマクロ、経済分析調査の継続

第2次国内作業：2012年12月20日～2013年1月4日

- ・ インテリム・レポートの作成、提出、説明、第3次現地調査に関し JICA との協議

第3次現地調査：2013年1月5日～2月3日

- ・ 民間セクター開発に向けたボトルネック・課題の分析、協力の方向性検討、第4次現地調査に関し JICA との協議

第3次国内作業：2013年2月4日～2月12日

- ・ ドラフト・ファイナル・レポートの作成、提出、説明

第4次現地調査：2013年2月24日～3月3日

- ・ 政府関係者、国際機関等を対象としたセミナー開催、JICA事務所他現地日本政府関係者へのDF/Rの説明・協議

最終国内作業：2013年3月4日～7日

- ・ ファイナル・レポートの作成・提出（2013年3月15日）

6. 本報告書の構成

本報告書は、序論のほか8章立てで構成されている。この内、第1章から第7章までは、基礎情報としてテーマごとに調査結果、及び分析内容を報告している。最後に第8章において、調査結果を踏まえ、有望産品・サービス分野の選定、課題・ボトルネックの抽出、および開発シナリオを提言として纏めている。

最終報告書（案）目次構成：

序論

第1章 ネパールの社会・経済状況

第2章 経済・産業関連政策

第3章 産業セクター別概況

第4章 ネパール貿易の概況

第5章 ネパール投資の概況

第6章 インド市場から見たネパールの有望分野

第7章 インフラ整備・工業立地

第8章 民間セクター開発における課題と方向性

提言要旨

提言要旨

本報告書では第 1 章から第 7 章までの現状分析を踏まえ、第 8 章において、成長性が高い産品、有望投資分野、民間セクター開発の方向性、及び JICA 支援の方向性などについて取り纏めている。以下、その提言要旨の抜粋である。

1 有望産業・産品

有望産品の選定においては、ネパール産品・サービス分野の中で、現在持つ前提条件、要素条件、需給条件を分析し、さらに今後の成長可能性も鑑みた上で、6 産品、4 サービス分野を有望産業・産品として選んだ。ただし、すべての品目・分野について、評価軸を同じ重みづけで選んだわけではない。たとえば、現状で、生産高が少なかったり、市場が小さかったりしても、輸出産品としての競争力を有する場合や、国として今後育成すべき産業・産品についても有望とみなしている。最終的に、ネパールの民間セクターにおいて「競争力を有する産業・産品」と、「国の産業基盤構築等に資する産業・産品」の 2 分野に該当する産業・産品を選定した。

表 S-1 ネパールの有望産業・産品・サービス分野

民間セクター開発における位置づけ	産業・産品
I. 競争力を有する産業・産品 ・ インドとの輸入関税の差を活かし、ネパールから輸出可能な産業・産品 ・ ネパール国内に良質な資源、技能などの優位性がある産業・産品	① 亜鉛メッキ鋼板、②インスタントヌードル ③ 農産品・農産加工品、④ハーブ製品、⑤セメント、⑥ 発電事業
II. 国の産業基盤構築等に資する産業・産品 ・ 国として将来のために育成すべき産業・産品 ・ 地方の経済活性化に資する産業・産品	⑦IT/BPO サービス、⑧軽工業製品 ⑨観光産業、⑩一村一品産品

出所：調査団作成

選定した産業・産品の中には、農産品・農産加工品やハーブ製品、あるいは一村一品産品など、多種多様な品目を含んだ産品グループもある。同様に、発電事業、IT/BPO サービス、観光産業などもひとつの産業（クラスター）として選んでおり、その中にはいくつかの異なるサービス形態、分野が含まれている。従って個別品目ベースで見れば、ここに上げた以上の数となる。

2 投資有望分野

投資有望分野は、基本的には有望産品・サービス分野が含まれる分野と言える。あらためて有望分野を産業セクター名に置き換えれば、次のセクターが、今後ネパールにおいて投資有望な分野と言えよう。

- ・ 電力セクター
- ・ 農業セクター
- ・ 軽工業セクター
- ・ 観光セクター
- ・ 情報産業セクター

電力セクターにおける投資有望性は、現状の電力事情を見ても明らかである。国内に豊富な水資源がありながら、発電量の不足から、電力供給は限定的な状況である。大規模水力発電への投資のみならず、小規模水力発電や太陽光発電なども投資対象となる。すでにこの分野では、Nepal Investment Board をはじめとして、誘致活動が行われているところであるが、投資インセンティブ、発電した後の売電や、外資企業の本国への利益送金など、いまだ明確な規定が存在せず、これらを含めた電力セクターでの投資振興に関わる法制度整備が求められる。

農業セクターについては、本調査では輸出向け産品を念頭に、有望品目を選別している。自然条件を肯定的にとらえれば、ネパールの野菜・果物や花卉栽培は有望と言える。実際、中国、イスラエルやグルジアからは、ネパールの輸出向け農業部門に関心が寄せられている。インドからはハーブ生産への投資もみられる。これらの産品については国際基準に適合する栽培技術や検査技術の導入が不可欠である。一方、ネパールでは基礎食料である穀物類も不足しており、野菜やハーブ類だけでなく、米や小麦などへの投資も可能性はある。ただし、この分野で、投資をテコに輸出に十分な生産量を確保するためには、今後、森林地帯からの農地転用など規制改革（森林はなくとも山岳地域と言うことで森林地帯とされる）を行い、大規模農業を可能にすることが求められる。

工業セクターへの投資は、基本的には軽工業分野が有望と言える。いまだ国内に工業基盤が構築されておらず、工業原料や資材は輸入に依存している。技術的蓄積も浅い。これらのことを考え合わせれば、食品加工や薬草・香草製品、あるいは繊維や金属加工などの軽工業分野での小規模投資が外資にとってもまずは無難と言える。その際、輸出指向品だけでなく、国内での輸入代替を図る視点からの投資も考えられる。しかし、軽工業分野への投資であっても、基本的に外資にとっては、資本のみならず、技術、市場（輸出の場合）などをあわせてネパールに持ち込み、人材も育成する考えでなければ、工業セクターでの投資で成果をあげるの難しい。

一方、自動車などの大掛かりな分野については、今すぐ大きな展開が図られる可能性は低い。むしろインド市場との関係から見た戦略的な投資誘致が考えられる。2011年のインドの自動車生産台数は約310万台であるが、2020年までには約1,000万台までになるものと予測されている。そのためには、インド国内のアッセンブラーにとっても日本を含む部品サプライヤーのこの地域への進出が欠かせない。この意味で、インド、あるいはパキスタンの自動車生産の動向を踏まえたネパールでの投資も想定される。ただ現時点では、ネパールにとってそのハードルが高いことも事実である。

観光セクターは、ホテルやレストランよりも観光資源そのものへの開発投資が有望と言え

る。仏蹟遺産を活かした仏蹟ツーリズムが十分に開発されていないだけでなく、これまでのところヒマラヤや国立自然公園についても十分に活用したとはなっていない。また、グリーンツーリズム（アグロツーリズム）など地場の農業資源や観光資源を組み合わせることにより、新たな観光スタイルの提供も考えられる。さらに、これまでのネパール観光は、自然の景観や文化的遺産を活かした観光が主体であったが、季節や気候に左右されないアトラクション、家族で楽しめるツアープラン、自然を楽しみながら、保養や教育の要素を取り込んだ滞在型観光の開発などの分野も投資先としては有望である。これらの開発は、外国人向けだけでなく、同時にネパール人向けにも考えられる。

情報産業セクターに関しては、ソフト開発やBPO (Business Process Outsourcing)の分野で、若い人材の能力を活用した投資が期待し得る。すでに日本から3社がこの分野での投資を行っている。小規模であっても信頼を得ながら、規模を拡大していくことが情報産業セクターでは望まれる。また、政府としても、この分野での投資促進を打ち出しており、予定されている施策が実施されれば、外資にとってのインセンティブも増える見込みである。特に、BanepaにあるIT Parkの外資向け活用は、工業用地など受け皿が整備されていない他のセクターに比べ、情報産業での外資誘致における利点となる。

上記の各分野への投資誘致促進のためには、各分野個別の対応も必要であるが、国全体としての投資環境改善も求められている。そして、そのための核となるのは、行政能力強化と対になった規制緩和である。そして経済活動に関する法整備を進めることで、制度化を担保することは、投資家からの信頼確保につながると言えよう。そして、政策決定手続きの可視化など、政治コストの最小化を実現できるかどうかは、投資は言うに及ばず、ビジネス環境の改善に直結する。

3 民間セクター開発の意義と目標

ネパール政府が2006年以降掲げている経済開発の目標は、一貫して「貧困の削減、地域不平等格差の是正」にある。例えば、直近の3か年計画（2009/10～2012/13）においても、開発ゴールとして次のように明記している。

「持続的な経済成長により、雇用機会の創出、経済的不平等の削減、地域間格差の是正、社会的不公平の撲滅を進め、すべてのネパール国民の生活水準の向上、貧困の削減、地域間格差の是正、および2015年までのミレニアム開発目標の達成を図る。」

一方、日本政府としても2012年12月時点で、対ネパールの援助方針として、次のような目標を設定し、様々な分野での開発支援を継続している。

大目標（基本方針）：

「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」

中目標（重点分野）：

- (1) 地方・農村部の貧困削減
⇒農業、農産品の高付加価値化・多様化及び農産加工を通じた農業収入機会の向上
- (2) 平和の定着と民主国家への着実な移行
⇒民主化プロセスの後押し
- (3) 持続可能で均衡のとれた経済成長のための社会環境・基盤整備
⇒電力を含む各種インフラの整備支援

本調査は、これら両国の開発方針を踏まえ、ネパールの民間セクター開発に関わる開発の方向性を探るものである。しかし、貧困削減自体は国家経済開発の上位目標とはなり得ても、民間セクター開発の直接的な開発目標とはなり得ない。そのため弊調査団としては、ネパール民間セクター開発の目標を、「持続的かつ均衡のとれた経済成長の実現」に置くものとした。その大目標の下に、次の 3 項目を中期目標として設定し、これらを実現するための開発の方向性を検討した。

ネパール民間セクター開発の大目標：

「持続的かつ均衡のとれた経済成長の実現」

中目標：

- 1) 持続的経済開発を可能とする国内産業基盤の構築
- 2) “Made in Nepal”ブランドの確立を目指した貿易・投資の振興
- 3) 地域資源の活用による地方経済の活性化

ここで大目標と中目標の関係を簡単に説明しておく。先ずここであげている目標とは、大目標、中目標に拘らず、ネパールの民間セクター開発における最終的な目標を指している。同時に中目標の達成が大目標の達成につながるものでもある。すなわち、中目標はネパール民間セクター開発の直接的な目標であり、その達成の結果として大目標が同時に達成されることになる。

中目標として最初にあげた国内産業基盤の構築における産業とは、必ずしも工業セクターのみを指すものではない。現在その基盤が脆弱な各産業セクターの底上げを意味している。2 番目のネパールブランドの確立は、モノづくりにおいては国内市場向けだから国内の品質基準で良しとするのではなく、国内市場向けであっても輸入品と競争して勝てるだけの品質（国際基準）を最初から目指すことを意味している。さらに 3 番目に掲げた地域資源の活用による地方経済の活性化は、様々な制約要件と共に、多様な地域資源をもつネパールにおける、地域経済活性化のアプローチ推進を目標に置き換えている。繰り返しになるが、これらはそれぞれが達成されて、大目標の達成にもつながるものである。

特に、本調査の結論として、ネパールの民間セクター開発においては、産業基盤構築や貿易・投資促進はもちろんのこと、丘陵地域や中山間部を含む、ネパール全体として、バランスのとれた産業振興（=民間セクター開発）の視点が重要と言える。

4 貿易振興のための方策

(1) 品目別輸出振興戦略の策定

ネパールにおいて、輸出促進を図るための戦略は（あるいは現状分析）は、「Trade Policy 2009」や、「Nepal Trade Integration Strategy 2010 (NTIS)」において一定の方針が打ち出されている。しかし、これらは具体的なアクションプランとまではなっていない。例えば前者においては、ワーキングポリシーとして 13 項目が取り上げられているが、それぞれの具体的な実行手段までは触れられていない。同様に NTIS においても、輸出可能性のある品目の分析、課題抽出、アクション項目の提示までは行われているが、具体的な内容については明記されていない。これらを策定した商業・供給省からは、方針を関連政府機関、民間セクター、あるいは国際ドナー機関に示すことにより、何らかの支援が提供される、あるいは何らかの活動が実施されることを期待している節が窺える。これまでの施策の問題としては、予算が伴わなかった点以外にも、具体性に欠け、結果的に他との整合性を欠いている点もあげられる。

ここで言う戦略的な輸出振興アプローチとは、明確な狙いをもって、5W1H の構成で策定された輸出振興計画を意味している。今、ネパールの輸出戦略として重要なことは、輸出チャンピオン品目を、ひとつでも、ふたつでも成功事例として作ることである。例えば、パシュミナを”Chyangra Pashmina “の商標で各国に登録する動きがなされているが、輸出チャンピオンとするには、パシュミナを世界市場に対応させるための輸出振興戦略が必要である。いくら品質が良く、価格が安いと言っても、現状の供給体制は世界のパシュミナ市場に対応できていない。輸出量が少ないだけに海外市場での認知度も十分に高まっていない。同様なことはほかの輸出潜在性の高い品目においても言える。そこには原料段階から加工、検査段階に至るまで、集約化や加工技術への支援、あるいは海外宣伝活動などを含めた国としての戦略的な取組みが必要である。今後、輸出潜在性の高い産品につき、まずは市場調査を行い、より具体的な輸出振興戦略を策定することが必要である。

(2) 振興体制の能力強化

貿易振興体制の脆弱性も本報告書で指摘したとおりである。Trade and Export Promotion Center (TEPC)の設立には、ネパールの貿易振興をさらに加速させる狙いがあったと思われるが、実態としては組織が弱体化していると言わざるを得ない。単に人員や予算を増やすだけでなく、TEPC としての役割・機能をどこに置くかをまず明確にしなければならない。ネパールの輸出企業（あるいは輸出品目の開発）において最も留意すべき点は、国際的な品質水準をいかに達成するかである。多くの企業が技術不足、設備の不足、あるいは原材料への不満を口にするが、様々な制約の中で国際品質を達成するにはどのような工夫をすべきか、また海外のニーズはどこにあるのかなど、国外のより多くの情報を提供する機関が必要である。その主導的役割が TEPC には求められていると言える。現在のようにネパールだけの情報を整理・提供しても輸出振興には役に立たない。設立の原点に戻り、TEPC の役割と機能を再確認した上で、その能力を強化することが求められる。（ネットワーク

構築については、下記(3)も参照のこと)。

(3) 海外市場情報のネットワーク構築促進

海外市場の製品情報やバイヤー情報の不足は、上記でも指摘した通り、ネパールが輸出を振興する上でのボトルネックのひとつである。これまでネパールから輸出している製品は、品目を問わず客先仕様による受託生産方式のものが多い。それは、海外市場のニーズを先取りし、売り手として戦略的に販売すると言うものではない。今日、欧米の大手バイヤーは、自社仕様に基づく委託生産を競争入札制度を経て行う前に、サプライヤーからの提案を常に吟味して発注をかけている。また、中小バイヤーも、各国の貿易振興機関（日本のJETRO、韓国のKOTRA、マレーシアのMATRADEなどや、欧米の商工会議所、州通商事務所など）を介して、常に海外の良質なサプライヤーを探している。いわば提案型の市場開拓がネパールの輸出企業にも求められている。現在のところ、これらの情報を積極的にネパール国内企業にフィードバックできる仕組みや組織をネパールは欠いている。

必要な情報を収集し、企業に提供する仕組みや組織を構築するためには、海外の貿易振興機関や商工会議所等との連携を促進すると共に、国際連合開発貿易会議（UNCTAD）のTrade Pointや、International Trade Center（ITC）の機能も活用するなど、そのネットワークを強化する必要がある。またネパール国内においては、Fair Trade Organizationのネパール事務所の活用なども効果的であろう。同組織を通じて海外市場のニーズを取り入れ、またバイヤーを発掘した事例として、PokharaにあるWomen's Skills Development Organizationのケースがある。このモデルは、多くの国内企業に適用可能である。

(4) ネパールブランドの推進

自国ブランドの確立は、どの国においても輸出振興におけるテーマである。ネパールではこれまで上記で述べたように、受け身の輸出形態が多く、紅茶やパシュミナなど代表的な輸出品も決して国際的な認知度が高いわけではない。ネパール産品の代表的なブランドとしては、真っ先にインスタントヌードルの“Wai Wai”ブランドが上げられる。しかしこれに続くものがない。現在、ネパール産パシュミナの国際商標化が進められているが、同様に、オーソドックスティーや、オーガニックコーヒーなども、ネパールブランドでの開発が可能と思われる。政府には、企業の外国での商標出願や国際見本市への出展などを側面支援すると共に、海外のみならず国内における（土産物屋の）模造品を摘発するなど、ネパール産品の信頼性を高める努力が必要である。

(5) インド、中国市場への輸出促進

ネパールにとってインド・中国と隣接する優位点は、すぐ近くに巨大な消費市場が存在するという点である。しかし、これら2国との隣接は、これまでのところネパールへの輸入超過の形で顕在化している。インドや中国と真っ向から競合するのではなく、これらの国々との関税格差を活用したり、これらの国が提供しない部分で市場を開拓する、あるいはこれらの国々のビジネスを補完する形でバリューチェーンに潜り込んでいく、といった工夫が必要である。それは、一定規模の投資が必要なものもあれば、小さな改善の積み上

げで、今すぐにはできることもある。

例えば、農産物の場合、ネパールの農産物が均質化されていないことは、インドの流通ルートに乗らない理由の 1 つとされている。味を含む品質の均質化はともかく、サイズの規格化は、今すぐにも取り組める課題である。また、農産物の洗浄や、梱包方法、出荷単位などについても、大掛かりな投資でなく、現状で改善できる部分が多々ある。さらに、制度や規格の統一、手続きの簡素化、オンラインでの情報発信など、行政の取り組みにより改善できる部分である。

5 投資振興のための方策

(1) 戦略的投資振興計画の策定

輸出振興同様、投資促進においても国としての戦略的な活動計画が策定されていない。例えば、本報告書で選定するまでもなく、ネパールでは政府をはじめ様々な機関が輸出有望産品や、投資有望分野などをあげている。しかしこれら有望産品・分野と投資促進策を結びつける戦略がない。もちろんネガティブリストとして、外資が投資できない分野は提示されているが、積極的に投資を呼び込みたい分野は示されていない¹。また、投資を呼び込みたい分野と、それ以外の一般投資分野とのインセンティブの違いも明確に規定されていない。

投資促進活動において、インフラ関連などの大規模投資と、民間セクターとして育成していくべき軽工業、観光、情報サービス分野における投資では、投資家へのアプローチが異なるべきである。現在は、その違いを見極めるための投資促進活動自体が行われていないと言ってもよい状況にあるが、今後、軽工業や観光・情報産業分野での投資促進に焦点をあてたより戦略的な投資振興計画が策定されるべきである。

(2) 投資促進に係る情報発信、プロモーション活動の見直し

投資促進活動自体が不足していることから、結果として潜在投資家に対するネパールに関する情報提供も不足している。情報不足と共に、情報を伝える手段も限られている。現在、USAID の支援を受け、Confederation of Nepalese Industries (CNI) は Ministry of Industry (MoI) と連携の下、ポータルサイト” Invest Nepal” を開発している。同サイトは、外国投資家向けの英語版投資情報として、投資手順や規則のみならず、ネパールのビジネス環境に関する情報や業界分析などを提供しており、外国に住む投資家にとっては、極めて有益な内容と言える。しかし、なぜこのような情報の提供が民間団体である CNI によって行わなければならないのか、ネパール政府は考える必要がある。投資促進に係る情報提供機関と投資相談窓口は、基本的には同一であるべきである。

これまでの投資促進に係る情報発信は、インドが主たる対象であり、それ以外の地域に

¹ Investment Board Act 2010 は、IB が取り扱う投資プロジェクトを規定している。それによれば、インフラ関連（空港、道路、鉄道、廃棄物処理場、橋、水力発電等）、肥料、石油精製、300 床以上の病院など、大規模投資分野となっている。また、DoI が示している外資向けネガティブリストには、不動産、小規模産業（小売業含む）、武器製造などがある。

対しては、先述したように投資促進活動自体が活発とは言えなかった。投資申請データを見れば、最近 5 年間は中国が件数ベースで第 1 位を占め、さらに韓国などからの投資も増えてきている。これらの国を含めインド以外の国に対しても、戦略にもとづいた誘致活動を行うことにより、ネパール民間セクター開発に寄与することが期待される。このようなことから上記 (1) の投資振興計画策定を踏まえ、主要国別、分野別の投資促進（情報発信）のあり方、プロモーションの方法をネパールとして再構築する必要がある。

(3) 国内資本向けの投資促進

これまでのネパール投資促進は、活動自体も低調であったが、主に外資誘致を目的にしており、国内投資家向けの促進活動はほとんどなかったと言える。しかしながら、国としての投資促進は、外資誘致のみならず、既存の国内企業（JV 含む）や、起業家予備軍に対してもなされるべきである。そのことによって国内産業がより活発化されることになる。もちろん、投資の判断は事業者が自ら行うものであり、政府はその環境整備を行うに過ぎない。しかしながら政府としては、国内投資家に対しても投資インセンティブの提供と引き換えに、一定の達成すべき基準やルールを設けることで、国内産業の底上げや、（地域開発等）政策との一致を生むことが可能となる。

さらに、国内資本による投資促進にあたっては、単に巡回セミナーなどの奨励活動を行うだけではなく、資金調達や用地の整備、市場開拓などにおける支援もあわせて考えておく必要がある。例えば、起業支援資金制度の立ち上げや、ビジネスインキュベーションの地方展開、零細・小規模工業団地の設置、農産品加工流通センターの設置などがその例としてあげられる。

(4) 投資促進体制の再構築

ネパールの投資振興は、投資額 100 億ルピーを境に、担当機関が Nepal Investment Board (NIB) と、Department of industry (DoI) に分けられている。しかしこれらはあくまで投資相談や手続き上での窓口機関の区分であり、その前段階にあたる投資促進活動を展開する機関がない。ネパール政府側からすれば、NIB や DoI がその任にあるということであろうが、要員不足、予算不足により、投資促進活動は極めて限定的である。実際に、両機関の内部を見ても、投資促進活動を行うだけの余裕が見られない。その結果として、民間団体である CNI が投資情報ポータルサイトを潜在投資家向けに開発するなど、投資促進機関の役割を補完している。

投資促進体制の再構築は、何よりも急がなければならない。何故ならば上記で説明した投資振興計画をはじめとする投資振興アプローチは、投資促進に責任ある組織が実施すべき事項だからである。繰り返し説明したように、現在の体制では民間セクター開発において必要とする投資案件は NIB の対象とはならず、一方で本来の担当機関である DoI は投資促進活動を行わないという状況が続いている。投資振興を国の政策の柱とするのであれば、早急に NIB に投資促進（内・外資本含む）の権限、活動を集約するなど、投資促進体制を再構築する必要がある。

6 地域経済活性化の方向性

(1) 地域産業振興を進める上での道路インフラの整備

ネパールの企業分布と舗装道路の延長率との間には相関関係が見られる。すなわち、舗装道路の延長率が低い地域には、企業数も少ない。道路整備の遅れが地域産業開発の進捗に影響を与えていることは明らかである。特に、工業分野などでの投資機会の見当たらない極西部や西部、ヒマラヤ地帯の多くの地域では、観光を地域振興につなげることは、数少ないビジネス機会の1つでもあるが、交通アクセスの不備がその障害となっている。例えば、極西部の Chhubhal 湖周辺などがその典型的な事例で、観光スポットとしての高い可能性を持ちながら、道路、空路とも整備開発が遅れている。

このことから先ず言えることは、観光を含む地方の産業開発には、道路等のインフラ整備が、まず求められるということである。ネパール特有の急峻な地形から、地方拠点の空港整備も叫ばれているが、結局、アクセス道路なしには、地域間が断絶されたままで開発は進まないことになる。現在ネパールでは、PPP モデルにより道路建設がなされている事例もあり、様々な手段を活用し、道路インフラ整備を進めることが、地方の産業開発にも直結するものと言える。

(2) 地域主体の取組体制の構築

地域資源を活用した地場産業開発であれ、新たに地域に誘致する産業であれ、地域産業開発の取組みは、地域の自主性とオーナーシップの下に実施されることが基本と言える。そのためには地域主体の開発を考え、仲間と共有し、主導する地域リーダーの存在が不可欠である。しかし残念ながら、これまでの中央主導のアプローチに慣れた地域の関係者の中には、自主性を発揮し、地域のメンバーを主導できる人材が少ない。その一例を、2006年7月より5年間実施された一村一品（OVOP）運動に見ることが出来る。もともとトップダウン型の官製運動としてスタートしたため、地方の人々は自主性を発揮することなく淡々と事務手続きをこなすだけに終わっている。FNCCI の地方支部リーダーないしは事務局職員に地域主導の考えを持つ人もいるが、中央がその意思を汲み取るメカニズム、あるいは、地域で考えを普及させる動きがない。

現状として、ヒト、モノ、カネの不足は深刻であり、地域リーダーの養成と言っても容易ではない。しかし、既にそのような動きがなされている地域もあり²、地域によってはリーダーも存在する。このような地域を支援し、成功事例として他に示す必要がある。さらにこれらの地域リーダーが他の地域リーダーを育てる仕組みも必要である。その際、後述する新たな一村一品運動の活用もその手段として考えられる。また、ドラカ郡やカスキ郡の地域リーダーは、一村一品に関わる JICA 本邦研修に参加し、そこで得た見聞を実践に移している。今後、海外の事例を積極的に学ぶ姿勢も必要と言える。

(3) 流通システムの整備

内陸国として、また、多様な地形を有し国内の物流も容易でない国として、流通問題は、

² 例えば、Dolakha、Nuwakot、Kaski などの郡である。

地域産業振興において大きな課題となっている。特に、丘陵・山岳地帯やヒマラヤ地帯において大きな課題である。流通問題とは、単に物流コストがかかるということだけではなく、市場不足、あるいは市場との隔絶が地方には大きな問題となっているということである。すなわち、地方にとって流通の困難性は、生産者の市場情報不足につながっている。さらに物理的な問題として、先述した道路インフラの問題も、輸送途上における製品ロスやダメージにつながる。これらを改善する流通システムの整備が地域産業開発には必要となってくる。例えば、JICA 支援プロジェクトして行われている「シンズリ道路建設プロジェクト」や、それに付随した「シンズリ道路沿線高価値農業普及促進マスタープラン作成プロジェクト（SRCAMP）」などは、そのモデル事業と言えよう。特に、SRCAMP での地域に適した高価値農業、アグリビジネスモデルの提案は、基本的なアプローチとしては、他の地域においても適用可能なものである。それぞれの地域で地域産品や産業に合わせた流通システムの整備を図る必要がある。

(4) 一村一品運動の見直しと再スタート

過去 5 年間実施されたネパールの一村一品（OVOP）運動は、補助金制度による農産品振興施策と言える。そうなった根本的な要因は、一村一品運動の出発点とも言える人材（地域リーダー）育成活動がスタート段階で十分に行われなかった点にある。また、地域活性化運動と言うよりも、地域農産品の生産増大に運動の主眼が置かれたことも、その背景にある。そこでは自主自立の考えは希薄であり、地域の人々が一村一品運動を補助金制度として捉える限り運動の継続性も低い。さらに言えば、現在の一村一品運動には、大分やタイの一村一品運動では基本原則のひとつであった、「ローカルにしてグローバル」の視点が欠けている。

現在、ネパールの OVOP は、ODOP（One District One Product＝一郡一品）と名前を変えて継続が検討されている。既に全国の FNCCI 支部は、各郡の一品を本部に推薦している。従来の OVOP の対象産品と異なる点は、仏蹟ツーリズムやハンディクラフト、あるいは経済特区までが含まれていることである。ネパールなりの一村一品運動を適用した産業振興政策と捉えることが出来る。地域の発意で選ばれたと言う意味においては、本来の一村一品運動に考え方は似ているが、どのように運動を展開していくかの詳細はない。また、従来の OVOP が農業省主導のプログラムであったため、農業分野以外の対象産品の選出には、これまでの関係者から疑問がもたれている。どのような形で再スタートするかは今後の動向を見る必要があるが、単なる地場産品振興としてではなく、地域経済活性化のために一村一品運動を活用すべきである。また、地域リーダーの養成、地域の自主性の発揮を促す仕組みとして再スタートすべきである。

7 JICA 支援の方向性

最後に、JICA の協力の方向性について述べる。ここでの検討分野は、ネパール民間セクター開発に関わる分野であるが、必ずしも特定の個別産業を振興対象とするものではなく、産業・分野横断的に共通する分野での支援として捉えている。具体的には、①貿易/投資促進、

②零細/中小企業振興、③地場産業振興/地域経済活性化、そして④観光/情報産業開発の4分野を取り上げる。また、支援内容としては、各分野における次の6項目につき検討する。

- ・ 組織強化/人材育成
- ・ 関連法/制度整備
- ・ 技術力の向上
- ・ 市場開拓/物流
- ・ 金融
- ・ 地域開発

なお、ネパールの民間セクター開発にとって影響が大きく、産業開発の前提として改善すべき課題を本報告書の中でも指摘している。すなわち、「電力開発」、「道路インフラの整備」、および「政治的不安定性」の3点である。JICAは、すでに他の国際ドナー機関とも連携し、民主化支援、平和構築等への支援を行っている。また、「電力開発」と「道路インフラの整備」についても、JICAによる支援が従来から継続されている。これらの改善努力がJICAのみならず、ネパール政府、その他ドナー機関によってさらに加速されるとの前提で、ここでの支援対象項目からは除外している。

さらに、下記で述べている項目は、すべてをJICAが支援すべき（あるいは実施する）という意味ではなく、あくまでネパール民間セクター開発に必要な事項として上げたものである。一部、ネパール政府なり、他のドナー機関により既に実施されているプログラムもあるが、これらとの調整を踏まえ支援方法を検討することが望まれる。

8 課題改善のための支援分野と構成

取り上げた4分野において、次のような項目での支援が考えられる。

(1) 貿易/投資促進

ここでは産品横断的な形で、共通する貿易/投資振興策を提示しているが、この対象には、一村一品、地域特産品なども含まれる。

支援項目	概要
1) 品目別輸出振興戦略の策定支援	輸出有望品目に関する市場調査、輸出振興計画の策定を行う。
2) TEPCの組織・能力強化	貿易振興機関としてTEPCの組織強化、職員の能力向上を図る。
3) 海外の常設展示場を活用した巡回展示プログラム	日本や欧米各国政府(地方自治体含む)が設ける開発途上国用産品の常設展示場を活用したネパール優良産品の巡回展示を行う。
4) 海外貿易振興機関、商工会議所等を活用したビジネスマッチング	海外の貿易振興機関、商工会議所などが管理する市場情報のうち、活用可能な情報をネパール企業の輸出振興に結び付ける。市場、企業のマッチングサービスである。
5) "Made in Nepal"キャンペーンの実施	国としてのネパール産品の輸出振興キャンペーンを様々なメディアを活用して実施する。国際商標登録戦略もその一環。

支援項目	概要
6) 戦略的投資振興計画の策定支援	戦略的投資振興計画として、国の産業振興政策や輸出振興政策と結びつけた投資振興計画を策定する。
7) 投資促進機関の組織・能力強化	現在ある、IB と DoI の機能、役割を調整し、投資促進活動が行える体制を再構築する。
8) 投資法と投資インセンティブの見直し	投資法と投資インセンティブを上記の戦略的投資振興計画の内容に合わせて見直し、新たな内容とする。
9) 輸出指向企業向け生産性向上支援プログラム	輸出指向の製造業向けに生産性向上プログラムを実施する。現場診断と指導を中心にしたプログラム。

(2) 零細/中小企業振興

支援項目	概要
1) ビジネスインキュベーションの地方展開	現在カトマンズにある全国で唯一のビジネスインキュベーションセンターを地方の主要都市へも展開する。地方ビジネスインキュベーションセンターの設置。
2) BDS プロバイダーの組織・能力強化	地方の BDS の能力強化を図る。この中には FNCCI なども含まれる。
3) 創業支援資金(シードマネー)制度の導入	工業省が以前に実施した SME ファンド(グラント)を、有償で貸し付ける創業支援資金制度として、新たに設ける。
4) 輸出指向中小企業向けツーステップローン	輸出指向型中小企業(輸出比率 35%以上)向けの、設備更新を目的とした融資制度を設ける。
5) FNCCI による信用保証制度の設立	FNCCI が、財務省、国内の金融機関と連携し、借り手の実質担保の低減につながる信用保証制度を設ける。この中には企業指導プログラムも含まれる。
6) 零細・小規模企業振興機関の再構築	DoCSI と CSIDB の再編を図る。

(3) 地場産業振興/地域経済活性化

支援項目	概要
1) 地方流通システムの整備	地方の、特に農産品を対象とした流通システム(集荷、貯蔵、選別、梱包等含む)につき、全国を 10~12 地域に分けた整備計画を策定し、整備を図る。
2) 一村一品運動支援	一村一品運動を新たに地域活性化運動として導入し、その中で地域産品の振興も図るプログラムとする。
3) 事業の共同化、共用施設導入を目的とするプロジェクト支援制度	農産品選果場や洗浄、貯蔵など、共有できる施設の導入を図る。肥料の共同購入・管理なども含む。従来の一村一品運動の仕組みを一部適用。
4) デザイン・包装技術向上プログラム	国内で生産される農産加工品に関する包装方法、デザインなどの指導を行う。
5) Fair Trade Organization との連携プログラム	Fair Trade Organization の国内外のネットワークを活用した地場産品輸出促進プログラムを実施する。

(4) 観光/情報産業開発

支援項目	概要
1) 仏蹟ツーリズムの開発マスタープラン策定	Lumbini、Kaplivastu 周辺、及びインド北部の仏蹟地を含めた、仏蹟観光地の開発計画を策定する。(Lumbini については既存計画を尊重)。
2) アグロツーリズムの開発推進	全国のアグロツーリズムを、地域資源、特徴を活かして開発する。開発上のアドバイスを行う。
3) 海外における観光促進活動アドバイス	ネパール観光の魅力の再評価と、その魅力を効果的にアピールする方法等につき専門家がアドバイスを行う。
4) Banepa IT Park の再利用計画策定と誘致プログラム	Banepa IT Park の再利用計画と、企業誘致方法につき、計画を策定する。
5) IT スキル標準(ITSS)の導入	インドを参考に、ネパール国内で IT Skill Standard (ITSS)の導入を図るための計画作りと実施のための支援を行う。

結論として、ここで取り上げた産業・分野横断的な 4 分野でのアプローチは、「全土/全分野共通」の視点に立っているが、さらに支援の方向性如果说、 「タライ地域/貿易投資促進」と、「丘陵・山間部/地域経済活性化」に区分することもできる。すなわち、この 2 つの方向性がネパール民間セクター開発の柱となる。

(5) 支援対象機関

上記の支援項目は、次のような機関がその対象機関として想定される（機関名の略称については巻頭の略語表参照）。

表 S-2 支援分野と対象機関

	組織強化/ 人材育成	関連法・ 制度整備	技術力の向上	市場開拓/物流	金融	地域開発
貿易/投資促進	IB、DoI、 TEPC、CNI	MoI、MoCS	TEPC、CNI	FNCCI、Local brokers/地方の FNCCI	中央銀行、 国内金融機関	FNCCI、FNCSI
中小企業振興	DoCSI/CSIDB/ 地方の FNCCI	MoI	FNCCI 中の Association/地 方の FNCCI	FNCCI 中の Association/ 地方の FNCCI	FNCCI、国内 金融機関	DoCSI/CSIDB
地場産業振興/ 地域経済活性化	AEC/FNCCI/ MoA/地方の FNCCI	MoI	生産者、 DoFTQC/地方 の FNCCI	FNCCI、 FNCSI・地方の FNCCI	Local producers	DoCSI/CSIDB
観光開発	NTB/LDT、地 方の FNCCI	MoTCA	Local tourist agents、Guides	LDT	Local tourist agents	LDT、FNCCI

第1章 ネパールの社会・経済状況

第 1 章 ネパールの社会・経済状況

1.1 一般概況

1.1.1 今日のネパール

(1) 地形・人口

ネパール連邦民主共和国（以下、「ネパール」と称す。）は、中国（チベット自治区）とインドに挟まれた内陸国であり、140,800km²（日本の約 36%）の国土に約 2,650 万人¹が暮らす多民族国家である。確認されているエスニック・グループは 100 を超え、言語も国語（National Language）とされるネパール語の他に 90 以上の言語が使われている。25 歳以下の国民の比率が 55%を超えており、若年層の比率が高いことも特徴のひとつである²。

国土は、北側に 6,000~8,000m 級の山々がそびえるヒマラヤ地帯（標高 4,000m 以上）、南側のインドとの国境沿いに広がる高温多湿なタライ平原（標高 300m 以下）、そしてその中間の標高 300~4,000m の丘陵・山岳地帯の 3 地域に大別される。国土面積の大きさの割には、きわめて多様な自然環境・地形を有していると言える。各地域の居住者数比率は、おおよそタライ地域が 50%、丘陵地域が 43%、ヒマラヤ地域が 7%となっており、国内の産業（経済活動）は、地形的制約によりインフラ整備が遅れたヒマラヤ・山岳地帯よりも、タライ地域とカトマンズ首都圏（丘陵地帯）に集中している。

(2) 政治動向

ネパールでは、200 年以上に亘り王制による国家運営が続いていたものの、積年に亘る不満から、1996 年 2 月に共産党毛沢東主義派（マオイスト）により、王政打破と国民による共和制による立国をめざした武力闘争がはじめられ、以後約 10 年間に亘って内戦状況が続くこととなった。この内戦は、2006 年 11 月の包括和平協定（Comprehensive Peace Agreement: CPA）の成立により終結し、新たな国作りが始められている。2008 年 4 月に行われた制憲議会選挙により政権第一党となった共産党マオイストは、同年 5 月の制憲議会において、国内混乱の元凶をともなった王制を廃止し、連邦共和制に移行することを可決した。以後、ネパール連邦民主共和国として、国内の和平・民主化プロセスが進められている段階にあるが、政党が多数乱立する中³、新憲法制定や国内改革において政治的コンセンサスが得られず、その混乱は今なお続いている。

2011 年 8 月 29 日に発足した現在のバッタライ内閣も同様の問題に直面している。憲法制定作業、マオイスト兵士の軍への統合問題や連邦州の自治権問題に加え、1990 年代以降続く党

¹ The National Population and Housing Census 2011 によれば、26,494,505 人となっている。

² その他、労働・運輸管理省によれば、約 355 万人のネパール人が、海外で働いているとされている。

³ 2013 年 1 月現在、20 を超える政党が存在し、そのうち野党に位置する政党だけでも 19 に上る。特に主要 3 政党である、マオイスト、ネパール会議派（NC）、統一共産党（CPN-UML）間の合意形成が容易ではない状況にある。なお、Election Commission に登録されている政党数はこれより多いが、実態が不明な政党もある。

派対立の中、強い政治的リーダーシップを発揮できない状況にある。例えば、2012/13 年度国家予算⁴は、2012 年 7 月に暫定予算としてスタートし、同年 11 月になって、残り 8 か月分の予算が編成されるという、まさに異常事態である⁵。このような事態に対し、ネパール会議派（NC）やネパール共産党統一マルクスレーニン主義派（CPN-UML）を含む 15 の政党は、議会選挙（Constituent Assembly election）の早期実施を求めるため、2012 年 11 月 17 日より 12 月 15 日までの 1 か月間に亘り、抗議運動を実施した。それに対しバクタライ内閣は、調査時点である 2013 年 1 月の段階では、議会選挙については 2013 年 5 月中旬を目途に実施することを発表しているが、現内閣の存続も含め、まだ予断を許さない状況が続いている。本調査をつうじて国内の民間セクターのみならず、インドの経済団体からも常に指摘された点が、現在の政治的混乱が行政の停滞を生み、ネパール国内経済の発展に悪影響を与えているとする点である。ネパールがさらなる経済発展を為すためには、まずはなによりも強い政治的リーダーシップによる政治的安定が求められている状況にある。

なお、ネパールと日本は 1956 年 9 月に国交を樹立している。

(3) 経済・社会動向

ネパールの 2010/11 年名目国民総生産（GDP）は 185.4 億ドル、1 人あたり名目 GDP は 642 ドルである。これによりネパールは、国際連合（以下、「国連」と称す。）の区分では後発開発途上国（LLDC）と位置付けられている。一方、国連による人間開発指標では、ネパールは 2009 年 10 月現在、187 か国中、157 位となっており、同じ南アジアのパキスタン（145 位）やバングラディシュ（146 位）とほぼ同レベルにある。ネパールは、他の南アジア諸国同様、出稼ぎ労働者による送金額が多いこともあり、この海外からの送金が国民の家計所得を押し上げている⁶。このことは、国内産業への依存だけでは厳しい経済状況から抜け出せない現状を示している。

表 1.1-1 南アジア FDI 対 GDP 比

	(単位：%)			
	2008	2009	2010	2011
Bangladesh	1.3	0.8	0.9	0.7
India	3.5	2.6	1.6	1.7
Pakistan	3.3	1.4	1.1	0.6
Sri Lanka	1.8	1.0	1.0	1.6
Nepal	0.0	0.3	0.5	0.5

出所：World Bank, Foreign Direct Investment, New Flow (% of GDP)
<http://data.worldbank.org/indicator/BX.KLT.DINV.WD.GD.ZS>

なお、FDI の対 GDP 比を南アジアで比較すると、ネパールの低さは突出している。この 4 年間で FDI フローが、1 度も GDP の 1% に達したことがないのは、ネパールだけである。2011 年における FDI フローの対 GDP 比は、インドが 1.7%、スリランカが 1.6%、バングラデ

⁴ ネパールの公式暦（ビグラム暦）は 4 月中旬から翌年の 4 月中旬までを 1 年間とし、会計年度は 7 月中旬より翌年の 7 月中旬までとされる。2010/11 年度の場合は、2010 年 7 月 17 日～2011 年 7 月 16 日である。

⁵ 2012 年 11 月 20 日に残り 8 か月予算として、3,519 億ネパールルピー（Rs351.93b）をあてることが発表された。

⁶ 現在、約 355 万人のネパール人が海外で働いており、彼らによる送金額は、2,600～3,000 億ルピー（GDP の約 20%相当）と見られている（労働・運輸管理省）。

シュが0.7%、パキスタンが0.6%、ネパールが0.5%であった。

国内産業構造を見ると、第一次産業（主に農業）の比率がGDPの35%、就業人口も全体の70%を占める一方で、工業を中心とする第二次産業の比率（15%）が低いことに特徴がある。近年では観光、運輸、情報通信などを中心に第三次産業がGDPの半分を占めるまでに伸びては来ているものの、ここ10年間のGDP成長率は平均して4%弱に留まっている。この成長率は、南アジア地域協力連合（SAARC）の中でパキスタン、アフガニスタン、スリランカよりは幾分高いものの、新興工業国として今や経済大国のひとつとされる隣国インドの半分程度に過ぎない（表 1.1-2 参照）。この表からは、工業化が進む周辺国と比較し、農業主体のネパールの遅れが顕著に見て取れる。因みに同表のGDP値から明らかなように、SAARCにおいてインドの経済力はとびぬけており、他の南アジア諸国はインド経済から大きな影響を受けていることが推察される。このことはインド・ネパール間においても同様で、ネパールにとってインドは経済的に大きな存在であるが、ネパールはインドから経済的に重要な国（市場）とはみなされていない。

表 1.1-2 SAARC 諸国の GDP と貧困率⁷

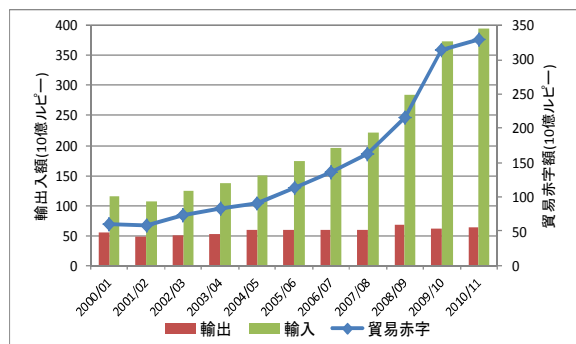
	アフガニスタン*	バングラデシュ	ブータン*	インド	モルディブ	ネパール	パキスタン	スリランカ
GDP (10 億ドル)	12.5	99.4	1.3	1,598.0	1.9	16.0	165.1	49.5
内、一次産業比 (%)	32.5	18.8	18.7	19.0	5.3	35.0	21.2	12.8
内、二次産業比 (%)	22.1	28.5	43.2	26.3	11.9	15.0	25.4	29.4
内、三次産業比 (%)	45.4	52.6	38.1	54.7	82.8	50.1	53.4	57.8
人口 (100 万人)	26.1	146.2	0.7	1,182.0	0.3	28.3	166.5	20.7
1 人あたり GDP (ドル)	489.4	680.0	1,850.6	1,452.2	4,849.0	566.4	1,041.1	2,399.1
貧困率 (%)	-	49.6	26.2	41.6	1.5	55.1	22.3	15.2

注: *2009 年数値、ほかは 2010 年、貧困率は 1 日あたり 1.25 ドル以下人口比 (2000-2008)

出所: 「図説ネパール経済 2012」在ネパール日本国大使館、2012 年 5 月、および ADB Key Indicators 2011

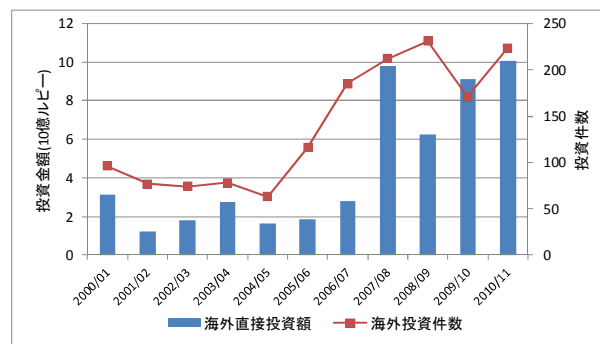
貿易構造を見ると、2006 年の内戦終結以降、輸入が急速に増えているのに対し、農産品や繊維製品を中心とする輸出は伸び悩んでおり、貿易赤字は拡大の一途にある（図 1.1-1 参照）。その直接的な要因は、ネパールからの輸出品が限定的であることに加え、輸入代替を可能とする国内生産工業品目が少ないことにあると言える。一方で、ネパールは海外出稼ぎ労働者による送金額が輸出収入を上回っており、この資金が近年の国内消費（輸入）の伸びにつながっていると見ることもできる。2010/11 年度で総輸出量の 66.4%、総輸入量の 65.2%が対インド貿易であると言う事実からも明らかなように、過度なインド依存を含め、輸出品目の多様化と輸出市場の多角化がネパール国際取引における課題となっている。

⁷ 表 1.1-1 にある貧困率は、1 日あたり 1.25 ドル以下を貧困ラインとしているが、ネパール政府は独自に貧困ラインを設けている、最新の数値は Living Standard Survey 2011 において使われた年間 1 人あたり Rs.19,261 以下である。



出所: 「図説 ネパール経済 2012」在ネパール日本国大使館 2012年5月

図 1.1-1 輸出入額と貿易赤字の推移



出所: 「図説 ネパール経済 2012」在ネパール日本国大使館 2012年5月

図 1.1-2 海外直接投資額と件数の推移

一方、外国投資も 2007 年以降、件数、金額ともに伸びてはいるものの、外国投資受け入れ額の対 GDP 比率は 0.6% と低く、その投資規模は経済を大きく浮揚させるまでには至っていない (図 1.1-2 参照)。輸出振興や市場の多角化を図るためには、技術や情報、あるいは市場 (販路) を伴った外資の受け入れが何よりも効果的であることから、ネパール政府も外国投資誘致を加速させるべく、ネパール投資庁 (NIB) を 2011 年末に設立し、2012 年を「ネパール投資年」として、外資誘致活動を加速させる方針を打ち出している。しかしながら、先述した政治的不安定も影響し、具体的な成果を上げるまでには至っていない。

(4) 海外出稼ぎ労働者

ネパールは、他の南アジア諸国同様、海外への出稼ぎ労働者が多い。2011 年のネパール人口センサスでは、全世帯の 25.4% (138 万世帯) が、少なくとも 1 人以上の家族が家を離れているとの調査結果が出ている。しかもその 44.8% が 15~24 歳の若年層とされている。この中にはカトマンズなど都会での就業もあるが、その多くは海外での就業と見られている。毎年多くの若者が海外で働くために出国していることは、今回の調査においても明らかとなった。特に地方部において、その比率は高く、結果的に、製造業のみならず農業分野においても若年層の人手不足が生じている。2011 年末現在、約 355 万人のネパール人が海外で働いていると見られており、海外出稼ぎ労働者による送金額は、公式統計上は 2,600~3,000 億ルピー (GDP の約 20% 相当) に上っており、実際はこの数倍あるとも言われている。また、Living Standard Survey 2011 によれば、送金使途の約 80% が消費財の購入に使われている⁸。

1.1.2 国・地方の行政組織

(1) 中央組織

現在、ネパールの中央行政機関は、首相府を含め 26 の省から構成されている。各省に大臣 (閣僚) が任命され、その下に筆頭次官 (Secretary)⁹がおかれている。筆頭次官は、各省の

⁸ それ以外では、出稼ぎのために借り入れたローン支払いが 7.1%、家族保有の資産 4.5%、教育費 3.5%、資本形成 2.4% などとなっている。

⁹ 単に Secretary と呼ばれる場合もあり、制度の源流となったイギリスの行政制度における Permanent Secretary の役割に近い。

業務執行を統括し、首相に対し省を代表する者として位置付けられる。一方、各大臣は省の業務執行を監督する立場にあり、対外的な顔となっているが、省自体の行政業務の執行を直接的に管理するものではない。従って、各大臣はあくまで内閣の一員であり、いわば首相の諮問機能的役割を果たしている¹⁰。

筆頭次官の下には、複数名の次官補 (Joint Secretary)、さらにその下に副次官補 (Under Secretary) が配置されている。これらは日本の中央官庁の組織構造に照らし合わせれば、事務次官一審議官・局長一部長・課長の職位に匹敵するものと言えるが、ネパールの筆頭次官 (Secretary) は前述したように、行政機関としての各省を執行管理する意味合いが強い。次官補 (Joint Secretary) は、筆頭次官 (Secretary) を補佐する形で、全体 (あるいは担当分野) を見ており、副次官補 (Under Secretary) は、具体的な行政を担う幾つかの Section を統括する立場にある。一方、省の外郭組織として (省から自立して行政を運営する機関として)、大臣 (Minister)、筆頭次官 (Secretary) に直結する Department や Board を置くケースもある。これらは日本的には庁ないしは院と言うことになる。本調査ともかかわりが深い Department of Industry や Department of Cottage & Small Industry は、Ministry of Industry の外郭組織として、所轄分野の施策実施や行政事務を行っている。この場合、Ministry で政策や法律の内容策定を行い、それらに基づく施策を Department が実施することになる。このネパールの中央行政機構は、イギリスを源流とし、植民地時代のインドにおいて適用された制度がネパールにも移転されたものである。

(2) 地方組織

ネパールの地方行政は、1962年から約30年間続いたパンチャヤット制が終わり、1990年の新憲法により新たな地方行政システムが導入されることとなった。1990年の新憲法で中央政府が打ち出した方針は、地方分権化である。その方針を踏まえ、1991年の地方行政関連法¹¹で新たな地方行政の仕組みが導入された。さらに1999年の地方自治法 (Local Self Governance Act) 制定により、住民参加型の地方自治の方針がますます色濃くなっている。しかしながら現状はその方針とはかけ離れ、1996年から約10年間続いた国内紛争や、紛争終結後の中央政府での混乱状況から、地方選挙が1997年以降実施されていないこともあり、中央政府から派遣された管理事務官 (Chief Officer) が現場管理責任者となり、従来通り中央政府の意向に沿った形で地方行政が継続されている状況にある。

旧来 (パンチャヤット制) の地方行政区分は、14 県 (ゾーンパンチャヤット)、75 の郡パンチャヤット (District)、16 の市 (Municipal) パンチャヤット、さらに約 4,000 の村 (Village) パンチャヤットに細分化されていた。1992年以降は、全国を5つの開発地域 (Development Region) に分け、その中に地方自治体として、75 郡、58 市、3,962 村が区分されている。行政区分としての県 (Zone) は、名称は現在でも使われているものの、その地方

¹⁰ 省の規模により、大臣 (Minister) の下に Sate Minister を置いたり、Under Secretary を置くケースもある。

¹¹ The District Development Committee Act、The Municipality Act、The Village Development Committee Act の3つの法案を指す。

自治体としての機能はなくなっている。5 つの開発地域は、東から西へ、順に東部地域（East Region）、中部地域（Central Region）、西部地域（West Region）、中西部地域（Midwest Region）、および極西部地域（Far West Region）に区分されている（図 1.1-3 参照）。また、各開発地域には、山岳、丘陵、平野の 3 地域が必ず含まれる構成となっている。因みに各地域開発事務所のトップは中央政府による任命であり、中央政府での Secretary と同格レベルとされている。



図 1.1-3 行政区分図

それぞれの行政レベルで、郡には、郡開発委員会（District Development Committee）、郡議会（District Council）、村には、村開発委員会（Village Development Committee）、村議会（Village Council）¹²、などがおかれ、開発委員会のトップである Development Officer も中央政府による任命となっている。なお、行政の最小単位は、村の中にある区（Ward Division）となる。地方選挙の実施により地方自治、行政の仕組みも変わるようになってきているが、中央政府における最終的な判断が下されるのを待っている状況にある。

¹² 村議会は、地方選挙が行われていないため、現状では存在しない。

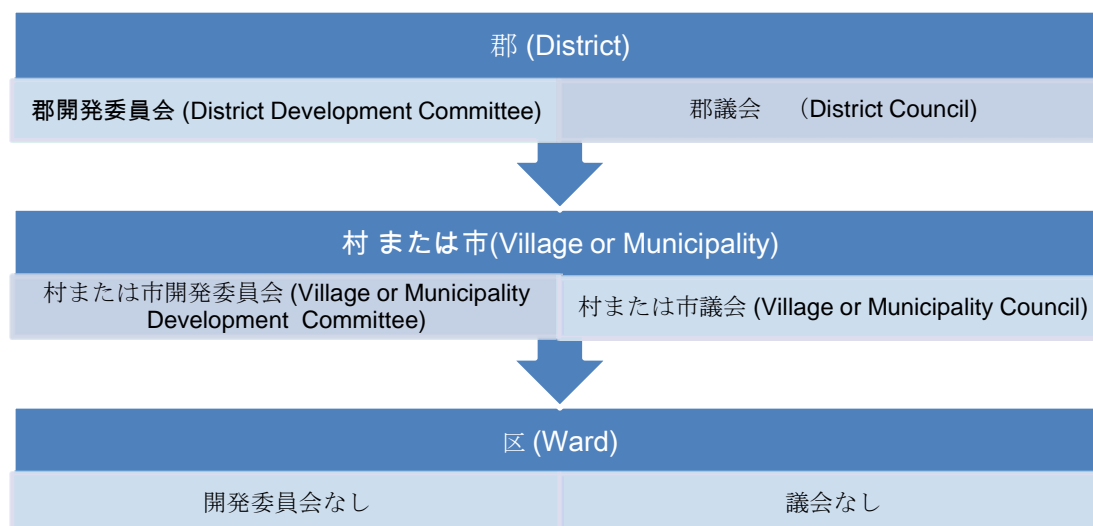
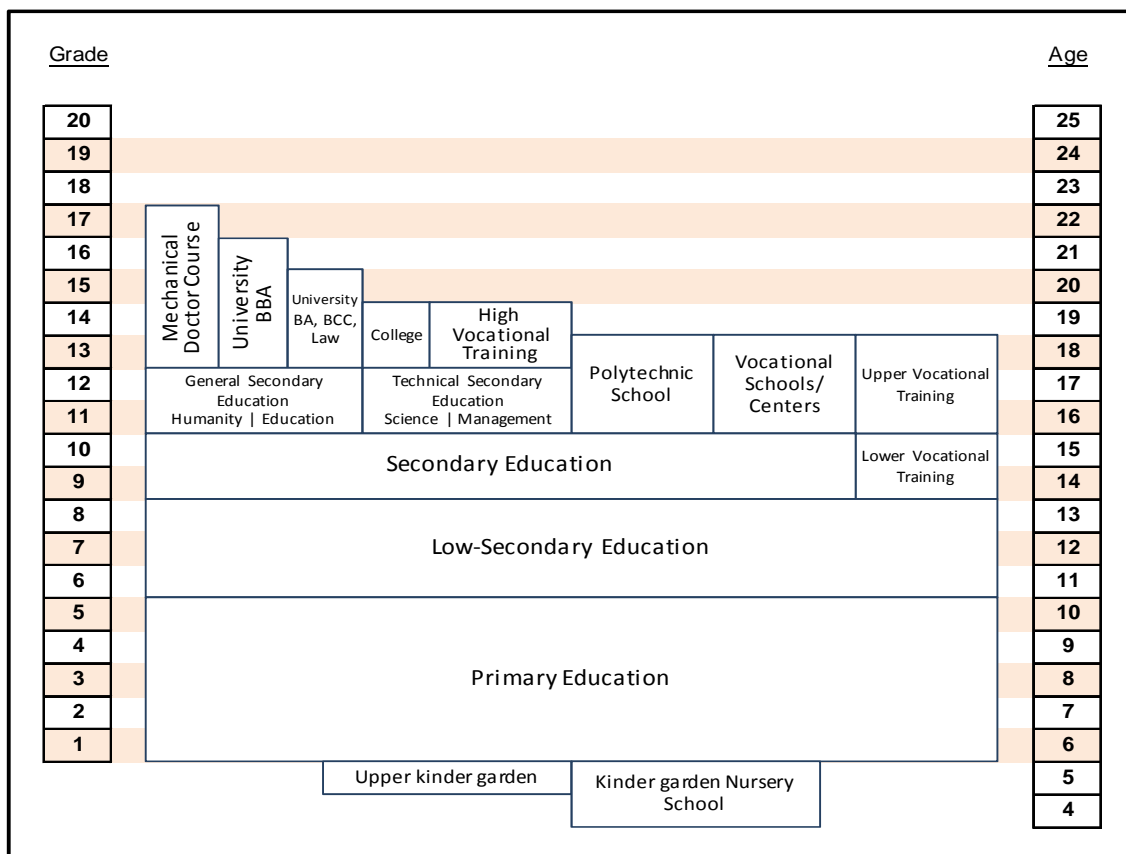


図 1.1-4 地方行政組織図

1.1.3 教育制度と現状

(1) 教育制度

ネパールの現行教育制度は、概ね図 1.1-5 のように示される。6 歳を初等教育の就学開始年とし、5 年間の初等教育が無料でなされる（私立除く）。初等教育は、全国ほぼ同じ内容で、授業料、教科書代などすべて無償であるが、制度上、義務教育とはなっていない。5 年間の初等教育後、中等前期教育（3 年間）、さらには中等中期教育（2 年間）へと進む。中等教育についてはその多くの場合で授業料は無料であるが、教科書、制服などは個人で購入する必要がある。また、中等前期教育を経て、そのまま職業訓練校へと進むケースもある。中等中期教育卒業後の進学については、卒業予定者全員に対し全国統一卒業認定試験（School Leaving Certificates : SLC）が行われ、その結果によってそれぞれのコースを選ぶこととなる。順調に行けば中等教育卒業年齢は 15 歳となる。その後、大学進学のための中等後期教育、あるいは技能取得のための専門学校へと進み、それぞれの履修期間を経て大学進学ないしは就職となる。大学における履修期間は分野によって異なり、教養課程（2 年間）プラス 3～5 年間となっている。



出所: JICA Study Team based on data from NIC

Remarks: compulsory education is for 5 years of primary school. Peoples who want to proceed to the next stage of education have to take a promotion test after graduated secondary school.

図 1.1-5 ネパールの教育システム

(2) 教育の現状

最近 5 年間の、初等教育、中等教育に関わるネパール全国の学校数、及び生徒数は、表 1.1-3、表 1.1-4 に示すとおりである。生徒数を見る際は、初等教育が 5 年制、中等前期教育が 3 年制、さらに中等中期教育が 2 年制であることに注意を要する。すなわち、2010 年を例にとれば、初等教育が 1 学年平均およそ百万人であるのに対し、中等前期教育では 1 学年平均が約半分の 54 万人まで下がっている。中等中期教育では、さらに人数が少なくなっている。これには家庭の収入や、山岳地帯における通学の問題、あるいは多民族国家における文化的、社会的問題も背景にあることが指摘できる。

表 1.1-3 全国学校数

	2006	2007	2008	2009	2010
Primary Schools	27,901	29,220	30,924	30,093	31,618
Lower Secondary School	8,880	9,739	10,636	10,487	11,456
Secondary School	5,329	5,894	6,516	6,235	6,813

出所: Department of Education

表 1.1-4 初等・中等学校生徒数

	2006	2007	2008	2009	2010
Primary Schools	4,515,059	4,418,713	4,782,313	4,828,630	4,986,805
Lower Secondary School	1,354,178	1,443,515	1,466,862	1,502,930	1,612,892
Secondary School	645,904	671,183	715,378	719,629	778,905

出所：Department of Education

一方、大学を含む高等教育は 2010 年の卒業生数で言えば、54,519 人である（表 1.1-5 参照）。最も多い専攻分野は、経営や教育、あるいは人文科学分野となっている。エンジニアリング専攻もそれらに近い卒業生を輩出しているが、国内に十分な就職機会がないことや、市場で求められる知識や技能と大学教育にかい離がみられるとの問題点指摘もある。但し、全体的にネパールの教育の質向上は急速に進んでいる。

表 1.1-5 高等教育卒業生数(2009/10 年)

	TU	KU	Poku	PurU	NSU	BPKIMS	Total
Science & Technology	2553	147	489	173			3,362
Management	11,723	315	533	1,089			13,660
Humanities & Social Science	10,822	156	31	177			11,186
Education	13,355	48		114	385		13,902
Law	288			54			342
Engineering	9,189	113					9,302
Medicine	346	792		557	4	176	1,875
Forestry	104						104
Agriculture & Animal Science	196						196
Ayurved Sanskrit					590		590
Total	48,576	1,571	1,053	2,164	979	176	54,519

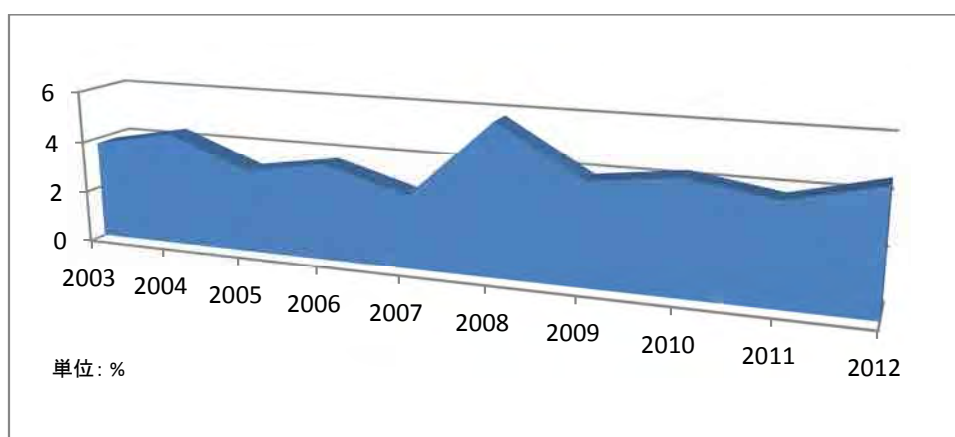
出所：Department of Education

1.2 経済社会情勢

1.2.1 マクロ経済の推移

(1) 実質 GDP 成長率

ネパール年平均実質 GDP 成長率は、2003/04 年度から 2011/12 年度にかけて 4%で推移し、1 人当たり GDP は、293 ドルから 735 ドルとなった¹³。図 1.2-1 に示されているように 9 年間で、最低でも 2.8%（2007 年）、最大で 5.8%（2008 年）の成長を示しており、毎年、比較的安定した成長率を記録している。ただし、もともとの国民総生産が低いため、1 人当たり GDP は、低位にとどまっている。



出所：Ministry of Finance `Economic Survey 2011/2012

図 1.2-1 ネパール経済成長率

同期間におけるセクター別の平均経済成長率を見ると、農業が 3.7%、工業が 2.9%、サービス業が 5.8%となっている。農業は、1.0%（2006/07 年）から 5.8%（2007/08 年）まで変動の幅が大きいが、これは主に天候に依存する業態の特性と投資不足によるものである。一方、工業も-0.6%（2008/09 年）から、4.4%（2005/06 年）と低成長の年と高成長の年が断続的に続き、安定した成長をしていない。これは輸出企業が世界市況、特にインド市場の動向に大きく影響を受けており、輸出先のリスク分散が十分になされていないことが影響している。

サービス業は、3.3%（2004/05 年）から 7.3%（2007/08 年）と変動の幅があるものの 9 年間の平均で 5.8%と、農業や工業に比較し、高い伸びを示している。これは都市部でのサービス産業の需要増加および、海外送金の増加に伴う国内消費の増加によるものとされている。

(2) 消費者物価指数

ネパールでは、2006 年以降、消費者物価指数の伸びが高い。一般的に南アジア地域は他の地域に比べ CPI の伸びが最も高い地域とされているが、その中で、ネパールはパキスタ

¹³ 2012 年度の数値は、暫定数値。

ンやインドと共に継続的に高い数値を示している。表 1.2-1 は近年の CPI と実質賃金 (Salary and Wages Rate Index) の推移を示したものである。特に 2009 年以降は、CPI の伸びに対応するように賃金も上昇を続けており、新規投資における懸念要因のひとつとなっている。

表 1.2-1 CPI と賃金指数の推移

	2005/06	2006/07	2007/08	2008/09	2009/10	2010/11	2011/12
CPI (%)	8.0	5.9	6.7	12.6	9.6	9.6	7.7
GDP Deflator(%)	6.9	7.3	5.6	16.1	14.4	11.2	9.7
Salary & Wages Rate Index (%)	3.9	9.8	9.7	15.3	17.2	18.0	27.6

出所：Economic Survey 2011/12, Ministry of Finance

安定しているとは言えアジアの中では低い成長率、国内物価指数の上昇傾向、さらには後述する貿易収支の赤字拡大は、ネパール経済の先行きを懸念させる要因でもあり、マクロ経済面では投資を増やし、国内経済をいかに拡大していくかが課題となっている。

1.2.2 産業構造の推移

(1) セクター別 GDP 構成比

近年の各セクターの成長率および GDP 構成比は、表 1.2-2 の通りである。1980 年代初めまでのネパールの産業構造改革の動きは遅かった。天候に左右され、小規模かつ生産性の低い農業依存の産業構造が続き、60 年代から 80 年代初頭までは、農業セクターが対 GDP 比で 60~70% を占めていた。転機となったのは、80 年台以降に行われたさまざまな構造改革や自由化政策¹⁴である。

その結果、農業セクターの対 GDP 比は、1985 年に 51%、2000 年に 40%、2007 年以降はほぼ 36% 前後で推移している。農業セクターに代わり伸長したのが、サービスセクターである。1990 年代後半には、GDP 成長率の伸びが農業セクターを超え、ネパールの最大セクターとなっている。2012 年には対 GDP 比 50% を占めている。サービスセクターの内訳を見てみると、最大のサブセクターは商業で、輸送、通信、不動産、教育と続く。なお、ホテル・レストランの GDP に占める比率は、1.7% である。観光の占める比率は、約 3.8% と推定される¹⁵。工業セクターについては、15% 前後を推移しているが、傾向的にはわずかながらその比率を低下させている。これによって GDP としては、サービスセクターが半分を占めていることになるが、サービスセクターの対 GDP 比を他の SAARC 諸国と比較すると、域内では小さい方であり、まだまだネパールは農業国としてのイメージの方が大きい。

¹⁴ 構造改革の一環として、国営企業の民営化、規制緩和、外資誘致などが進められた。

¹⁵ 根拠として、ホテル・レストランの GDP が 112 億 1,700 万ルピーであるのに対し、観光セクターの GDP は、約 255 億ルピーとされている。その経済規模の比率をホテル・レストランの GDP 比で割り戻した数値が、3.86% である。

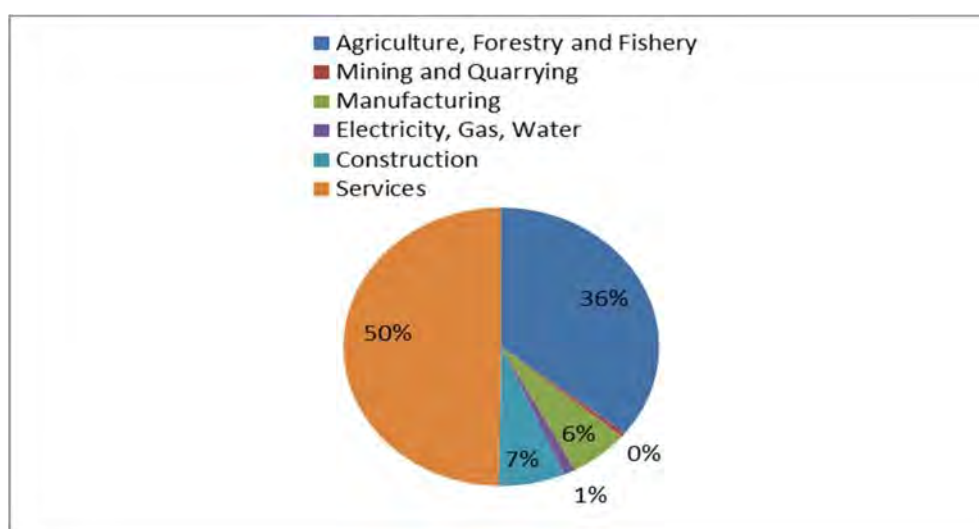
表 1.2-2 国内総生産年成長率の推移

単位：％

年	農業		工業		サービス	
	成長率	GDP 構成比	成長率	GDP 構成比	成長率	GDP 構成比
2005/06	1.9	37.1	4.4	16.3	5.6	46.6
2006/07	1.0	36.3	4.0	16.4	4.5	47.3
2007/08	5.8	36.3	1.6	15.7	7.3	47.9
2008/09	3.0	36.0	-0.6	15.1	6.0	48.9
2009/10	2.0	35.3	4.1	15.0	5.8	49.7
2010/11	4.5	35.5	2.9	14.9	3.6	49.6
2011/12	4.9	35.6	1.6	14.5	5.1	49.9

注：GDP 構成比は、業種別構成額を、調査団が％に計算。

出所：Economic Survey 2011/12, Ministry of Finance



出所：財務省「Economic Survey Fiscal Year 2011-2012」より作成

図 1.2-2 セクター別 GDP 構成比 (2010 年)

図 1.2-2 は 2010 年データを基にしているが、現在のネパール産業構造をイメージする上で参考となるものである。サービス業が、GDP のほぼ半分を占める状況が続き、商業がそのうち 4 分の 1 を占める。観光業の経済規模は、約 300 万ドルであり、GDP の 3.8% 相当とみられる。輸送・倉庫業・通信および不動産業も、それぞれサービス業の 2 割弱を占める。農林水産業は、全体の 3 分の 1 強を占めている。

1.2.3 労働市場と社会開発

(1) 労働人口

ILO の支援を受けたネパール政府の労働調査¹⁶によれば、ネパールの労働人口は、1998 年度の 946 万 3,000 人から、2008 年度には 1,177 万 9,000 人に増加している。表 1.2-3 は 2008

¹⁶ 'Report on Nepal Labor Force Survey 2008', Central Bureau of Statistics, National Commission Secretariat

年労働調査での業種別、性別、地域別の構成を示したものである。雇用の73.9%は、農業で創出され、残りの26.1%は、非農業セクターによる雇用となっている。非農業セクターの中では、工業、商業、教育などの比率が比較的高いが、農業と比較すれば格段の差がある。また、農業セクターでは、女性の比率が高く、工業セクターなど非農業セクターでは男性の比率が高い。これは、伝統的にネパール社会が女性の社会進出にこれまであまり積極的でなかったことの表れでもあろう¹⁷。

表 1.2-3 ネパール労働人口分布

(%)

	Nepal			Urban			Rural		
	Total	Male	Female	Total	Male	Female	Total	Male	Female
Agriculture and forestry	73.87	62.09	84.26	32.18	19.88	47.65	80.12	69.83	88.71
Fishing	0.03	0.04	0.02	0.00	0.00	0.00	0.03	0.04	0.02
Mining and quarrying	0.23	0.34	0.13	0.20	0.23	0.15	0.23	0.36	0.13
Manufacturing	6.56	8.50	4.87	13.94	15.56	12.06	5.46	7.20	4.00
Electricity, gas and water	0.93	0.71	1.12	2.08	1.52	2.79	0.75	0.58	0.91
Construction	3.12	5.91	0.66	4.89	7.60	1.47	2.85	5.60	0.56
Wholesale, retail & trade	5.87	8.10	3.91	17.20	19.77	13.97	4.18	5.96	2.69
Hotels and restaurants	1.67	1.70	1.65	6.06	5.38	6.91	1.02	1.01	1.00
Transport, storage & comm.	1.68	3.46	0.13	4.23	7.13	0.59	1.30	2.79	0.07
Financial intermediation	0.27	0.40	0.16	1.30	1.64	0.88	0.12	0.19	0.05
Real state, renting & business	0.60	1.03	0.21	2.35	3.39	1.03	0.34	0.62	0.11
Public administration & defense	0.93	1.74	0.21	3.52	5.61	0.88	0.54	1.03	0.11
Education	2.42	3.42	1.53	5.73	5.85	5.59	1.93	2.98	1.04
Health and social work	0.65	0.83	0.50	1.95	1.99	1.91	0.46	0.62	0.32
Other community & social act.	0.84	1.40	0.37	2.87	3.63	1.91	0.54	0.99	0.16
Private households workers	0.28	0.25	0.30	1.37	0.82	2.06	0.12	0.15	0.09
Extra-territorial organization	0.04	0.07	0.02	0.13	0.12	0.15	0.03	0.06	0.00
Total (in thousands people)	11,779	5,519	6,259	1,535	855	680	10,244	4,664	5,580

Note: Currently employed persons aged 15 years and over by sex

Source: Central Bureau of Statistics. 2009. Report on the Nepal Labour Force Survey 2008.

先の表 1.2-2 と表 1.2-3 を比較してみる限り、労働人口分布は必ずしもネパール産業構造に対応するものとはなっていないが、都会と地方を含めた国内の産業構造を俯瞰すると言う意味においては、表 1.2-3 の方が実態をよく表しているとも言える。また、この表は 15 歳以上の労働人口を示しているが、特に地方においては、15 歳以下の労働者（男女とも）の数も多いとされている。

上記労働調査におけるネパールの失業率は、2.1%（2008 年）となっている。但し、都市部における失業率は 7.5%で、さらに 15～24 歳の層の都市部労働人口では、失業率は 13%に達している。農業自体は産業として縮小傾向にあるため、労働人口は地方部から都市部

¹⁷ IFAD の報告書などによれば、途上国における農村部の女性は、多重業務をこなしている。農業においては、種まき・施肥・水やり・収穫・販売・集金・資金調達まで一連の作業をこなす。その他、家事・育児、副収入を得るための作業も行っている。

へと移っているが、都市部においても十分な雇用吸収の受け皿はなく、最終的には海外での労働へと流れているのが現在のネパール労働市場である。

本調査の地方でのインタビュー調査において、近年、若年層の海外労働人口が増え、農業を含め労働者の確保に支障をきたしているとの指摘があった。表 1.2-3 の中には、当然ながら海外での労働者は含まれていないが、毎年 35~40 万人の若者を中心としたネパール人が海外への労働に出国しており、現在は、360 万人近いネパール人が海外での労働に従事している。海外労働者による送金は、GDP 比の 20%相当に達している。この比率は、世界でもかなり高いものである。世銀の報告によれば、ネパールの海外送金対 GDP 比はタジキスタン、レソト、サモア、キルギスに次ぐ世界第五位となっている。

若者、特に成年男子の農村部から海外への出稼ぎにより、農村部の収入は、確実に増加している。そのことが農村部での消費意欲を高め、生活水準も向上させている。一方で、出稼ぎによる問題点も少なくない。1 つは、出稼ぎのために国内の業者から借り入れたローンの支払いに追われること。これは、全国平均で、送金額の約 7%に達している。また、農村部に高齢者と子供や女性だけが残ることとなり、力作業を担う男たちがいなくなったことで、生産性が下がっていること。そして、長期の出稼ぎによる家族離散などの社会問題である。

こうした問題は、出稼ぎが本格的に増加したのが 2002 年以降と、比較的最近であることを鑑みると、今後も長期的に深刻化することが予想される。そのための対策として、長期的に、出稼ぎ依存の出口戦略を考える必要がある。実際に、中銀幹部も、それを最重要事項として念頭において政策を立案していることが、今回の調査で確認された。

彼らからの海外送金によって国内消費が回っているとは言え、国内で健全な労働市場を維持できる環境を作ることこそがネパールの持続的な経済成長につながることに留意しなければならない。

(2) インフォーマルセクター

上記ネパール労働調査では、インフォーマルセクターについても調査している。インフォーマルセクターの調査手法は ILO の区分に従っており、非農業セクターにおける従事者の内、定期的な支払いを受けていない人を含め、推定により算出している。その結果、2008 年のネパール労働人口 1,177 万 9,000 人のうち、214 万 2,000 人がインフォーマルセクターに属すると見られている（表 1.2-4 参照）。この人数は全体労働人口の 18.2%に相当する。またこの人数は、非農業セクター全労働人口の 69.7%を占めることになる。定義上、農業従事者は含まれていないが、他の職に就けないために農業に従事している者も多く認められることから、実際のインフォーマルは、さらに高い数値となるものと推察される。

表 1.2-4 15 歳以上の労働人口のインフォーマルセクター数

単位：千人、%

Total (A)	11,779
Agriculture	8,705
Non-agriculture, total (B)	3,074
Non-agriculture, formal sector	932
Non-agriculture, informal sector (C)	2,142
with 1-9 regular paid employees	1,750
without regular paid employees	392
Employment in non-agricultural informal sector among total employment (C/A)	18.2%
Employment in non-agricultural informal sector among non-agricultural sector (C/B)	69.7%

出所：Central Bureau of Statistics. 2009. Report on the Nepal Labour Force Survey 2008.

(3) 労働組合

労働組合は、政党と関わりが深く、製造業セクターにとって労働問題の政治化につながっている。多くの場合、政党の支援を受けている複数の労働組合が社内に共存し、労働者がそれぞれの組合に加盟していることが、今回の聞き取り調査で確かめられた。労働組合は雇用者側に対して、一本化した要求を2年ごとに行うこととされている。要求の内容は、給与・福利厚生にとどまらず、職場の安全性・環境への影響など、多岐にわたっていた。要求を経営者側が十分に飲まないと判断された場合、ロックアウトやサボタージュ、デモ行進などの手段で、極端な場合、操業中止¹⁸に追い込んでいる。

労働省によれば全国レベルで85の労働組合が登録されており、そのうち57組合が活動しているとみている。労働組合を管轄するのは、労働省労働局であり、労働組合法(Trade Union Act 1992)によって、2年ごとの労働組合登録の更新が義務付けられている。労働組合をたばねる主要な労働組合連盟は現在、3つ存在する。

1つは、ネパール労働組合独立議会(Nepal Trade Union Congress Independent:NTUCI)である。これは、ネパール最古の労働組合連盟である。略称でDecontと呼ばれるネパール労働組合民主連盟(Democratic Confederation of Nepal Trade Unions)との合併後、431,000人が加盟しているとされる。NTUCIは、「ネパール議会派(Nepal Congress)」の支持母体でもある。次に、ネパール労働組合総連盟(General Federation of Nepalese Trade Unions)がある。略称でGeFontと呼ばれるこの連盟には、500,000人が加盟しているとされる。同連盟は、「ネパール共産党レーニンマルクス派(CPN-UML)」を支持している。最後に、Maoistを支持している「ネパールアヒル流通組合総同盟(AN-TUF)」が挙げられる。

現行の労働時間および福利厚生に関する規定は、表 1.2-5 の通り。

¹⁸ ネパールには、倒産法がないため、長期操業停止は、事実上の倒産を意味する。

表 1.2-5 労働時間および福利厚生に関する労働法による規定

労働日数	週 6 日
労働時間	週 48 時間 (1 日 8 時間)
休憩	30 分
残業	残業代は、1 時間当たり 150%。(最大で週に 20 時間)
年間休日	国の祝祭日 13 日+労働者の日 1 日
家庭休暇	年間 18 日
出産休暇	年間 52 日
病欠 (有給)	年間 15 日
その他の有給	特別休暇、無給休暇、忌引休暇
最低賃金	2 年ごとに政府が、最低報酬委員会(Minimum Remuneration Committee)の勧告に従って決定。

出所：投資庁¹⁹

労働者への報酬に関しては表 1.2-6 のように、「基本賃金」と「手当 (Dearness Allowance)」の二本立てとなっている。これらを合わせた金額が最低賃金となる。基本賃金は、2008 年度までは、技能別に最低賃金が設定されていたが、2010 年からは、技能に関わらず、一本化されている。同様に、手当の部分についても、2010 年以降は、一本化されている。そのことが逆に、技能のある労働者の不満を招いている面もある。実際に、聞き取りを行った地域の経営者の話でも、雇用自体はあるものの、常に技能労働者不足に悩まされていた。また、新規採用者には、技能訓練を受けた直後に、退職して出稼ぎに出るモラルハザードも発生している。

表 1.2-6 最低賃金および手当推移一覧

基本賃金

単位: Nr

	Type of Labor	1990	1992	1994	1997	2000	2003	2006	2008	2010
1	Un-Skilled	800	1,000	1,000	1,300	1,450	1,700	2,200	3,050	3,550
2	Semi-Skilled	850	1,050	1,050	1,350	1,500	1,750	2,250	3,100	
3	Skilled	958	1,160	1,160	1,460	1,610	1,860	2,360	3,210	
4	Highly-Skilled	1,142	1,350	1,350	1,650	1,800	2,050	2,550	3,400	

Dearness Allowance

単位: Nr

	Type of Labor	1990	1992	1994	1997	2000	2003	2006	2008	2010
1	Un-Skilled	50	150	450	500	666	860	1100	1550	2650
2	Semi-Skilled	50	150	450	500	666	860	1100	1550	
3	Skilled	50	150	450	500	666	860	1100	1550	
4	Highly-Skilled	50	150	450	500	666	860	1100	1550	

出所：Nepal Gazette

¹⁹ <http://www.investnepal.gov.np/portal/index.php?p1=content&p2=8&mid=16>

(4) 人間開発

ネパールは混沌とした政治的状況と低い経済成長の一方で、貧困削減においては、一定の改善を示している。1995年度には41.7%の国民が貧困線以下で生活していたのに対し、2003年度には30.9%、2011年度には、25.2%にまで低下している²⁰。経済成長率がそれほど高くなかった割に、こうした改善がみられる要因として考えられるのは、1) 出稼ぎ移民からの送金、2) 農村部から都市部への人口移動の増加による収入改善、3) 農業における起業活動の増加の3点である。また、舗装道路の割合が2000年の37.5%から2004年には56.9%へと増加したことで、農村部を中心に国内のアクセスおよび人・モノ・情報の接続が向上し、就業機会が増加したことも、貧困削減に貢献したものと見る意見もある²¹。

しかし、表 1.2-7 SAARC 諸国の経済格差が示すように、ネパールを含む南アジア各国においては、インドとパキスタンを除いて²²、1990年代から2000年代の間、経済成長の一方で貧富の格差は拡大している。つまり、貧困層の割合が減った一方で、高所得層の収入も増加したために貧富の格差が開いている。どの国においても、経済成長が進んだ一方で、GINI 係数は短期間に悪化している。

表 1.2-7 SAARC 諸国の経済格差

国名	時期	GINI 係数		
		最初の年	最後の年	年平均成長率 (%)
ネパール	1995-2003	0.38	0.47	2.85
バングラデシュ	1991-2005	0.28	0.34	1.34
インド	1993-2004	0.33	0.36	0.88
パキスタン	1992-2004	0.3	0.31	0.24
スリランカ	1995-2002	0.34	0.40	2.24

出所：ADB 「Critical Development Constraint」 統計データベースシステム

ネパールにおいても、貧困層の割合が減った一方で、貧富の格差は拡大していた。GINI 係数で見ると、SAARC 諸国の中で、1990年半ばから2000年半ばにかけて、ネパールにおいて貧富の格差がもっとも広がり、かつ最悪のレベルとなっている。上位20%の所得は、下位20%の所得の10倍以上となっている。

こうした経済格差を説明する理由として、世帯主の教育レベルの差による影響が挙げられる。世帯主は、一家の収入の稼ぎ手であるが、教育レベルが低い場合には、低収入で不安定な仕事にしか就業機会がない。そのため、他の家族構成員にも収入を得るための労働負担を押し付けることとなる。結果として、こどもは就学機会を奪われて高い教育を受けることができず、低賃金の職にしかつけないようになってしまう。かように「教育レベルと低収

²⁰ ここでの貧困ラインは、2010年、年間1人あたりRs.19,261以下で暮らす世帯である（ちなみに1日あたりRs.52.7）

²¹ `Enterprise Survey` ILO, ADB, FNCCI, 2008

²² インドとパキスタンにおいては、同期間において、経済成長も所得分配もほとんど変化がみられていない。

入」の負のサイクルが世代を越えて続いていく。また、職種や職種ごとの労働市場の成長の差も挙げられる。更に、ジェンダー、民族、カーストといった制度的な分類に見られる社会的疎外も、関連した根の深い問題である。

たとえば、ジェンダーの視点において、女性は、教育や保健を受ける機会、資産保有、移動の自由、社会的ステイタスなどにおいて、大いに不利な状況に置かれている。とりわけ、Limbus, Magars, Mushahars, Tamangs Tharus といった少数民族と低いカーストにおいて、貧困の度合いがより高い。これは経済的なものだけでなく人的開発指数によっても示されている。表 1.2-8 が示すとおり、ネパールは世界 187 か国中 157 位に位置付けられており、南アジア諸国では最も低い。人的開発指数改善のために、教育や保健、飲料水へのアクセスなど、基本的な行政サービス供給を改善する必要性が指摘されている²³。また、購買力平価 (PPP) でみた 1 人当たり国民所得も南アジア諸国では最低であることから、雇用創出・起業促進による草の根での経済活動支援が求められている。

表 1.2-8 人的開発指数 南アジア諸国比較

Index	Criteria	Unit	Nepal	Bangladesh	Bhutan	India	Pakistan	Sri Lanka
Human Development Index	Out of 187 countries	Ranking	157	146	141	134	145	97
Health	Life Expectancy at birth	Years	68.8	68.9	67.2	65.4	65.4	74.9
Education	Mean years of schooling	Years	3.2	4.8	2.3	4.4	4.9	8.2
GNI per capita in PPP	Constant 2005 International	USD	1,160	1,529	5,293	3,468	2,550	4,943
Inequality	Adjusted HDI value	Index	0.301	0.363	n.a.	0.392	0.346	0.579
Poverty	Multidimensional poverty index	Greater than 3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
Gender	Gender Inequality Index	Index	0.665	0.597	n.a.	0.645	0.611	0.447
Sustainability	Adjusted net savings	% of GNI	29.1	27.1	n.a.	24.1	10.7	16.4
Demography	Population	1,000	30,486	150,494	738.3	1,241,492	176,745	21,045
Composite indices	Non-income HD value		0.524	0.566	0.5	0.568	0.526	0.768

出所: UNDP Human Development Report 2011

²³ `Human Development Report 2007/2008` United Nations Development Programme

1.3 マクロ経済指標に見る課題

1.3.1 マクロ経済と開発課題

(1) 小さな国内雇用の受け皿と海外労働の増加

ネパールの経済は、低調ながらも安定した成長を続けてきた。内戦中であった1996年から2006年の間ですら、平均3.5%で成長している。その後も変動があったとはいえ、比較的安定した成長であった。しかし、後進開発国であるネパールが現状から抜け出して、中進国の仲間入りを果たすためには、この成長率では30年以上かかると計算されている。

しかも、この成長の大部分は、工業などの産業セクター主導で達成されたものではなく、海外送金による国内消費主導により、達成されたものである。しかも、金融機関で集められた海外送金は土地への投機的投資などに向けられ、産業育成につながるような投資には向かわなかった。それは株式市場上場企業の95%が金融機関であるうえに、社債市場もないため、企業にとって、直接金融での調達方法がないことも影響している。

しかし、海外送金は既にGDPの20%に相当する22億ドル以上に達し、年々増加している。こうした海外送金と国内の出稼ぎ送金による恩恵を受けている世帯数は、既に52%を超えている。そのことにより、貧困率自体は改善されているが、まさに国内経済の実体を伴わない、貧困率の削減と言える。

(2) 第二次、第三次産業の伸び悩み

一方、ネパールのマクロ経済を巨視的に眺めてみると、農業からサービスセクターへの転換は確かに進んでいる。60～80年代において、GDPの70%は農業セクターによるものであった。しかし、2010年にはその比率は35%まで低下している。一方でサービス業は、都市部への国内出稼ぎによる農村部からの労働力供給もあって、2010年にはGDPの50%を占めるに至っている。しかし、労働人口の構成で見たように、農業セクターの存在はまだ大きく、サービス業の中心が、インフォーマルセクターの比率が高い小売・卸売といった商業であることを考えあわせても、鉱工業セクターや観光セクターの雇用を伴う伸びこそが、ネパール経済発展に重要な役割を果たすことになる。

経済自由化による恩恵で経済成長を達成した90年代半ばの成長により、GDPの20%に貢献するようになったものの、その後の反動による国内経済保護による競争力低下で、2000年以降の工業セクターは、輸出減少と低成長が続いている。そのため、2007年には、工業セクターのGDPへの貢献比率は、大きく低下している。観光セクターも近年政治的に落ち着きを取り戻したことから、観光客数は伸びてきているが、GDP貢献度としては、まだまだ発展できる余地が高い分野であろう。

第2章 経済・産業関連政策

第2章 経済・産業関連政策

2.1 ネパール国家経済開発計画

2.1.1 国家経済開発計画の展開

ネパールでは1956年という早い時点から5か年の国家経済開発計画が策定され、同計画を政策の指針とした経済開発が進められている¹。現在、同計画の取り纏めは、国家計画委員会によって行われている。これまでに策定された国家経済開発計画の傾向を、次のように要約することが出来る。

第1次から第3次までは、主に社会基盤整備や未開地の開発に重点が置かれ、国の基礎作りとしてカトマンズ～ビールガンジ（インド国境）間の道路建設などが進められた。その後、地域開発として全国を4開発地域に分けた計画が1970年代に取り入れられている。しかし、1970年代は、印パ戦争や石油危機などにより計画の達成度は低かったと言える。国家開発計画の中に経済や産業育成の視点が入ってきたのは、1980年代以降になってからである。具体的には、農業振興や地方における産業振興、あるいは地域格差の是正などが取り込まれている。

1990年以降は、政体の民主主義体制への移行に伴い本格的に自由化政策が採られた時期にあたる。ただ国家経済開発計画は、それまでの計画の骨子を踏襲しており、第8次5か年計画（1992/93～1996/97）では、①持続的経済開発、②貧困解消、③地域格差是正、などが最重要課題として挙げられている。また、農業セクターに関しては、「Agricultural Perspective Plan（APP）1994/95 - 2014/15」が別途策定され、長期展望に立った成長戦略が打ち出されている（本報告書3.1.2.1節参照）。一方、経済自由化政策の視点からは、第2次産業や第3次産業における規制緩和が盛り込まれることになった。

続く第9次5か年計画（1997/98～2001/02）においても貧困対策が重点課題として上げられている。特に地方における生計向上に焦点をあて、①職業訓練、エンパワーメントなどのプログラム実施、②就業機会の積極的創出、③APPの推進、④貧困層の遁減、などを図っている。政府は、第9次5か年計画策定に際し、1997/98～2016/17年までの20年間の長期発展戦略計画も公表している。自由化政策を踏まえ、より長期的な展望に立って経済開発にあたる姿勢を示したもので、長年のテーマである貧困削減については、貧困率を1996年の42%から2017年までに10%へと低下させることを目指し、そのためのマクロ経済政策、セクター計画などについて方針を示している。しかしこの目標も第9次5か年計画終了時点において実現が疑問視され、新たに第10次5か年計画が策定されることとなった。

¹ 第1次5か年計画は、1955年に発表され、1956年より実施に移されている。また、第10次5か年計画（2002/03～2007/08）以降、新たな5か年計画は発表されていない。

ネパールでは、1985年の経常収支悪化後、国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）・世界銀行との協議の下で構造調整政策が開始され、2003年2月に貧困削減戦略文書（PRSP：Poverty Reduction Strategy Paper）として、第10次5か年計画（2002/03～2007/08）が策定されている²。ネパール政府は、第10次5か年計画より、同計画の支出枠組みを規定する中期的（3年間）財政計画（MTEF：Medium Term Expenditure Framework）、及び、即時に実施するプロジェクトの優先付けを行う短期的な即時行動計画（IAP：Immediate Action Plan）を計画の一部として組み込み、同計画実施へのコミットメントを示している。

第10次5か年計画の主要目標は、依然として貧困削減にあった。具体的には、5年間で貧困率を38%から30%にまで低下させることを目標とし、この目標を達成するために国内総生産（GDP）を農業部門で4.1%、非農業部門で7.5%、全体で6.2%成長させなければならないとした。そのための戦略として、①地方経済を重視した高い経済成長の達成、②基本的な社会サービスの効果的な提供と経済インフラの整備、③貧困者や女性などの開発プロセスへのメインストリーム化、及び、④グッド・ガバナンスを4つの柱として打ち出している。また、この戦略を実施する上で、「地方重視」、「即効性のある開発」、「強力な戦略志向」、「弾力的な計画の見直し」の4点を配慮すべき点としている。

その後、5か年計画自体は、検討はされたものの、より短いスパンでの目標達成を目指すため、3か年計画がそれに代わるものとなっている。3か年計画は、2007/08～2009/10年、さらに2010/11～2012/13年と策定され、今日に至っている。現在は、2010年8月に発表された3か年計画（2010/11～2012/13）が適用されている。

2.1.2 国家計画委員会の役割

国家計画委員会（NPC）は、国家開発審議会（NDC）の下にある国家開発計画・政策策定に係るアドバイザリー機関である。首相が委員長となり、1名の専任の副委員長、7名の委員と1名の事務局長で構成されている。また、委員会の下には、経済運営、社会開発、社会資本整備、貧困モニタリング、農業・地方開発、および総合事務局の各課が設置されている。

NPCは、これまでの5か年計画に加え、3か年計画やPRSPについても策定の責任を負っている。また、毎年の年間開発計画（Annual Development Plan）の策定や、過去の計画実績の評価なども行っている。NPC組織の特徴として、ネパールのこれまでの国家開発計画にも反映されていることであるが、NPCには農業以外の産業セクターを担当するDivisionレベルの部署が見当たらない。工業や観光産業などを担当するスタッフはいるものの、あくまで地方開発、あるいは生計向上の範疇においてであり、NPC発足以来の政府による産業振興に対する取り組みが、農業中心であることが読み取れる。ネパールではこのほか、各省が国家経済開

² 暫定版貧困削減戦略文書（Interim Poverty Reduction Strategy Paper: I-PRSP）は2001年7月に発表され、第10次5か年計画の基になっている。

発計画を踏まえ、所管する分野での政策ガイドライン、あるいは開発計画を、例えば、Industry Policy（工業省）や Trade Policy（商業・供給省）として策定している。

2.1.3 3か年計画（2009/10 – 2012/13）の概要と主要セクターの開発方針

先述したように、3か年計画は現在、暫定的に5か年計画に代るものとして扱われている。現行の3か年計画は、Three Year Plan Approach Paperとして、やはり貧困削減を開発目標の最上位に位置付け、各セクターの開発目標、戦略を描いている。また同3か年計画は、2015年までに達成することを目標とした Millennium Development Goals（MDGs）の達成に貢献することも目的とされている。3か年計画としてのゴール、目的、戦略は次のとおりである（Three Year Plan Approach Paperより抜粋）。

(1) 目標

本計画の目標は、持続的な経済成長により、雇用機会の創出、経済的不平等の削減、地域間格差の是正、社会的不公平の撲滅により、すべてのネパール国民の生活水準の向上、貧困の削減、2015年までのMDG（ミレニアム開発目標）の達成を図ることにある。

(2) 目的

本計画の目的は、雇用や平等な経済成長に配慮し、貧困の削減、あるいは社会的安定を維持することにより、国民が日々の生活において変わったと感じられることにある。

(3) 戦略

上記の目標を達成するため、次のような戦略を進めるものとしている。

- 1) 国、地方、地域社会、組合組織などの力を結集し、雇用創出、貧困削減、持続的経済開発を図る。
- 2) 国と地方の経済発展を進める全体的な枠組みを構築するための社会基盤の整備を図る。
- 3) 全てにおいて平等な開発を進めることにより持続的な平和構築を図る。
- 4) 社会経済、公共サービスへの貢献を図る。
- 5) ガバナンスの強化、効率的なサービスの提供により結果重視の開発を図る。
- 6) 国家開発への試みにおいて工業、商業、サービスセクターを中心に民間・地域社会・組合組織による経済発展を強化する。

(4) 優先分野

本3か年計画においては、次の分野が開発を進める上での優先分野とされる。

- 1) 連邦国家の将来像に思いを描き、バランスのとれた社会資本整備に力点を置いた持続的で広範囲、かつ貧困削減を指向した分野。
- 2) 雇用創出と経済発展を優先的に引き出すための農業、観光産業、工業、輸出などの分野。
- 3) 過疎地やジェンダーを含め、国づくり、発展を図る上で、すべての参加が行える分野。

- 4) 国民が生活を営む上で不可欠かつ一定のサービスを提供する分野（水道、電力、道路、通信、食糧、医療、教育など）。
- 5) 適正時期に適切なサービスを受けることを可能とし、グッドガバナンスの促進により、適切な価格で提供できる仕組み作りの分野。
- 6) 環境への適切な対応により気候変動の影響を最小限に行える分野。
- 7) 国民の生活において、さらに国家にとって重要な分野。

表 2.1-1 3 か年計画における主要な数値目標

指標	2009/10 年の数値	3 年間の目標値
Economic growth rate (%)	4.4	5.5
Agriculture sector growth rate (%)	3.3	3.9
Non-agriculture sector growth rate (%)	5.1	6.4
Population living below poverty line (%)	25.4	21
Employment growth rate (%)	3.0	3.6
Population with access to drinking water services (%)	80	85
Primary level net enrolment rate (%)	93.7	98
Telephone including mobiles (per 100 people)	27	55
Electricity generation (installed capacity, mw.)	691	972
Population with access to electricity (%)*	56	65
Irrigation (hector)	1,227,000	1,425,725
Areas covered with forest (%)	39.6	40
Total length of roads (km)**	19,447	20,122

注記: * Situation up to FY 2008/09, ** Except rural roads.

出所: Three Year Plan Approach Paper (2010/11 – 2012/13), P.21, NPC

3 か年計画では、経済開発政策として、主要産業分野についての開発方針を示している。以下ではその中から、農業、工業、商業、および観光業について開発戦略（Development Strategy）を紹介する。

(5) 農業

- 1) 農産品、畜産品の流通システム、及び地方のインフラストラクチャーを整備することにより農業の生産性を向上させ、食糧・栄養の提供を確かなものとすることに注力する。
- 2) 家畜の改善飼育方法、および飼育コストの低減化により、畜産業の競争力を強化する。
- 3) 食品、および畜産品の効果的な品質管理や、モニタリング体制を強化する。
- 4) バイオ技術の活用を促進し、環境保全、気候変動への対処のための技術対応を強化する。
- 5) 有機栽培農業を奨励する。
- 6) 農業に関わる研究、指導、教育の連携を強化する。
- 7) 契約栽培や協同組合形態での農業を奨励する。
- 8) 農産品市場の拡大を図る。

(6) 工業

- 1) ネパールにおける小・中・大企業が、それぞれの企業経営に必要とする物的インフラストラクチャー、政策・制度、支援整備に注力する。

- 2) 農産品資源、非森林資源、天然資源、伝統技術を活かし、併せてマイクロファイナンスを提供することにより、国内において低所得者層による零細規模の事業の拡大を図る。
- 3) 適切な技術、人材、設備、原材料、エネルギー、インフラの提供により産業競争力や国家経済への貢献の最大化を図り、そのための投資環境の整備や必要な政策手段を講じる。
- 4) 投資への多角化を進めるため、非ネパール居住者による投資促進、ならびに外資誘致を図る。

(7) 商業

- 1) 商業を国の経済のエンジンとして国際的な競争に打ち勝つための強化を図る。
- 2) 工業製品への付加価値を付けることにより輸出品やサービスの向上に繋げる。また、それが可能となるよう様々な支援を図る。
- 3) 有望輸出品目への支援強化と、新たな有望品目・サービスの開発を図る。
- 4) 輸出促進、輸入代替、貿易の多様化のために必要されるインフラや制度の強化を図る。
- 5) 輸出品国の国際競争力強化を図るために外国からの支援を活用する。
- 6) 比較優位性を持った輸出品目・サービスの更なる促進のため、さらなる奨励、支援、恩典を与える。

(8) 観光業

- 1) 国の経済基盤のひとつとして観光業の振興を図る。
- 2) ネパールを世界の主要観光客にとって目的地となるような取組みを行う。
- 3) 国内観光客の拡大と観光の多様化を図る。
- 4) 官と民、及び地方自治体との連携により、観光産業におけるインフラ作りを図る。
- 5) 観光産業の発展により雇用の創出、貧困の削減、バランスのとれた地域開発を図る。
- 6) 観光開発に助けとなる環境の醸成を図る。
- 7) 国際及び地方空港の整備を図る。
- 8) ネパール航空の経営組織改善により能力向上を図る。

2.1.4 経済開発と繁栄のための緊急アクションプラン

経済開発と繁栄のための緊急アクションプラン（Immediate Action Plan on Economic Development and Prosperity: IAPEDP）は、NPCによって行われたこれまでの経済計画の実績評価、及び経済開発の現状を踏まえ、Bhattarai 首相を委員長とする National Development Problem Resolution Committee が緊急プランとして 2012 年 1 月に打ち出した経済政策で、2012/13 年度の予算策定に合わせ、各セクターや社会政策において緊急（2012/13 年）にとるべき行動として財務省（Ministry of Finance）が発表した。その後、民間セクターとの協議や政党間での調整がおこなわれたが、結局、同プランで挙げられた行動を実施するための予算措置が遅れ、緊急プランとしては計画倒れに終わっている。但し、緊急プランを策定するにあたって、政府側の現状認識として同ペーパーに記載されている項目は、本調査においてネパールの経済開発の現状を把握する上においても参考となるものである。具体的には、次の 10 項目が指摘されている。

ネパールにおける現在の経済的問題点：

- 1) 低い経済成長率
- 2) 物的インフラストラクチャーの整備の遅れによる影響
- 3) 伝統的手法と最低生活水準を抜け出せない農業構造
- 4) 低調な外国投資
- 5) 観光インフラとプロモーション活動の不足
- 6) 失業者、未成年労働者の広がり
- 7) 工業化の遅れ
- 8) エネルギー不足
- 9) 金融基盤の脆弱性
- 10) 賄賂、汚職行為の広がり

国家経済開発 5 か年計画、3 か年計画、あるいは 2012 年に纏められた緊急プランなど、それぞれに書かれている内容は、時代時代において的を得たものである、その現状認識も適切と言える。しかし、これら国の基本方針と各省が打ち出す施策に十分な整合性が採れていないこと（あるいは省庁間の施策においても連携が取れていないケースがある）、さらには、その施策を実施するための予算措置が政治的混乱から常に政争の具とされ、強いリーダーシップが欠如している点に問題がある。

経済関連の各省が打ち出している政策や施策については、後述する。

2.1.5 FNCCI による経済復興緊急提言

民間セクターを代表する形で FNCCI は、2012 年 6 月に”Common Strategy for Sustainable Economic Growth (Common Minimum Agenda)”と称する経済復興緊急提言を発表している。政府の緊急アクションプラン同様、経済開発の現状を踏まえ、FNCCI が独自に短期・中期及び長期の開発戦略を提示したものである。また、有望産業として、観光、水力発電、農業、社会資本、貿易、及び教育について開発の方向性に言及している。具体的なビジョンと計画目標は次のとおりである。

(1) 20 年後のビジョン

「活気にあふれ、年間成長率 7% の持続可能な経済、中所得国の創造」

(2) 短期目標（12～18 か月）

- 1) 次の新規政策、関連施策を実行に移す
 - ・ 産業政策
 - ・ 通商政策
 - ・ 新外国投資政策
 - ・ 新水力発電政策
 - ・ BOT 政策の見直し

・新労働法

- 2) 窓口を一本化し、機能させる
 - 3) 外資に向けた 50 優先プロジェクトの提示
 - 4) 用地買収、インフラ整備の仕組み整備
- (3) 中期目標（5年以内）
- 1) 投資の対 GDP 比 35%、GDP 成長率 7% の達成
 - 2) 毎年 30 万人の新規雇用の創出
 - 3) 工業、商業セクターにおける電力の継続供給
 - 4) 少なくとも 5 産業クラスター地域の形成
 - 5) 中国・南アジア間のトランジット取引の役割開始
 - 6) インフラ整備（水力発電、道路、空港等）における官民連携（PPP）の促進
 - 7) 柔軟な労働政策、金融アクセス、革新事業への優遇策など、ダイナミック且つ機能的な市場メカニズムの創造
- (4) 長期目標（10年）
- 1) 向こう 5 年間に 350 万の新規雇用創出
 - 2) 中国、インドと南アジアを結ぶビジネスハブ機能の構築
 - 3) 全国民が全国の電力網から途切れのない電力使用を可能とする
 - 4) 全国に全天候型道路網の整備
 - 5) 農業セクターの対 GDP 比 15% 以下、従事者数 20% 以下の実現
 - 6) 第二次セクターの対 GDP 比 30% 以上、同第三次産業の 60% 以上の実現
 - 7) 地域における主要市場として近隣国とのアクセス道路の整備
 - 8) 南アジアにおけるベストツーリスト国としての認知と、対 GDP 比 10% 以上の達成

2.2 国家財政・予算

2.2.1 国家財政収支の概況

ネパール政府の2011/12年度予算は、出額（当初予算）が3,849億ルピー、歳入額が3,119億ルピーである。歳入増の予想により前年より拡大予算となっている。ただ実際の予算支出においては、国会での審議ができない状況³が続いていることから、7月と12月の2回に分けて、大統領令により実行されている。予算総額としては前年度より25.7%の増加で、その主要支出は、経常支出2,666億ルピー（前年比21.7%増）、資本支出726億ルピー（同43.8%増）、負債返済203億ルピー（同12.5%増）となっている。また、個別の分野としては、行政一般の1,001億ルピーに続き、教育639億ルピー、農林水産297億ルピー、医療271億ルピーなどへの予算配分が大きい。

一方、2011/12年度の予算財源は、税収が2,092億ルピー（予算総額の54%）、外国贈与701億ルピー、国内借入374億ルピー、外国借款297億ルピーなどとなっている（以上、表2.2-1参照）。このほかの財源としては、使用料・罰金、公共財の売却収益、配当収益、ロイヤルティーと政府資産の売却益などがある。

表 2.2-1 2011/12 年度予算概要

	予算額(百万ルピー)		財源別割合		前年比
	2010/11年度 改定予算	2011/12年度 改定予算	2010/11年度 改定予算	2011/12年度 改定予算	
予算総額	306,270	384,900	100.0%	100.0%	25.67
歳出	269,642	339,220	88.0%	88.1%	25.80
経常支出	219,160	266,613	71.6%	69.3%	21.65
開発支出	50,482	72,607	16.5%	18.9%	48.83
貸出・出資・償還	36,628	45,680	12.0%	11.9%	24.71
歳入・贈与	253,245	311,907	82.7%	81.0%	23.16
税収	181,255	209,203	59.2%	54.4%	15.40
非税収	22,663	32,571	7.4%	8.5%	43.70
贈与	49,327	70,133	16.1%	18.2%	42.20
財政収支	16,398	27,313	5.4%	7.1%	66.56
財政赤字補填	-14,344	-27,314	4.7%	7.1%	90.42
対公営企業貸出残高	11,268	12,518	3.7%	3.3%	11.09
対公営企業出資額	4,885	6,930	1.6%	1.8%	41.87
対外債務残高	-2,821	-15,995	0.9%	4.2%	467.00
国内債務残高	-27,676	-30,767	9.0%	0.8%	11.17
Under/Over (-)	2,055	0			

出所： Public Statement of Income and Expenditure 2011/12, MOF

税収の内訳としては、付加価値税が全体の3割を超え最も多い。次いで所得税と関税が、それぞれ2割程度を占めている。さらに近年は物品税の割合が増え続けており、これら4種類の税金で税収全体の85%以上を占めている。ネパールでは、WTO加盟後、関税適用品目の

³ 2012年5月27日に制憲議会が解散した。そのため、総選挙で国会議員が選出されるまでは、国会は機能していない。2013年1月の本調査時点では、総選挙実施が2013年6月を目指すと言われていたが、動きは流動的である。

削減ないしは低率化が図られており、関税収入自体は減少している。政府は、それに代わって、従来、アルコール類やたばこなどに付加されていた物品税（Excise tax）をその他の一般品目にも適用し、特に国内産品保護のために、本来であれば関税を高く設定したい品目については、物品税によって輸入価格を高くしている。

政府予算における財政赤字は恒常的なものとなっており、最近 10 年間ににおいても、縮小化の努力はなされているものの、毎年赤字を続けている。表 2.2-2 は 2000 年以降の財政赤字状況を示したものである。2002/03 頃から 2004/05 にかけて赤字幅は少なくなったものの、その後再び増え始め、2010/11 年で GDP に対する財政赤字は 3.6%となっている。これだけ財政赤字が続き、国内産業が不振であってもプラス成長を続けているのは、偏に海外送金の増大に追うところが大きい。

表 2.2-2 ネパール財政赤字

Fiscal Year	Fiscal Deficit (Rs. In 10 million)	Proportio of Fiscal Deficit to GDP (In Percentage)
2000/01	2,418.81	5.5
2001/02	2,294.06	5.0
2002/03	1,643.72	3.3
2003/04	1,582.82	2.9
2004/05	1,804.65	3.1
2005/06	2,477.96	3.8
2006/07	3,009.17	4.1
2007/08	3,340.67	4.1
2008/09	4,980.46	5.0
2009/10	4,119.74	3.5
2010/11	4,962.22	3.6

出所：FCGO and CBS

2.2.2 地方財政の概況

ネパールの地方行政は、末端が 3,995 の「村落開発委員会：Village Development Committee (VDC)」であり、その次に 58 の「市：Municipalities」があり、その上に、75 の「郡：Districts」における「郡開発委員会：District Development Committee (DDC)」がある。VDC および市は、DDC の下部組織として位置づけられる。そのため、年次予算の陳情も、VDC および市は、DDC に対して行う。そして DDC は、監督官庁である「連邦行政・自治体開発省 (Ministry of Federal Affairs and Local Development)」に対して、要望提出及び報告を行う。

郡の DDC における予算は、「郡開発基金 (District Development Fund:DDF)」と呼ばれる。これは、「地方自治体法: Local Self Government Act」で規定された財源を有する。また、保健省、教育省、農業省といった特定の省庁からの交付金 (devolution) が制度化されている。大別して財源は、中央政府からの交付金と、現地で調達された予算の 2 つに分けられる⁴。参考

⁴ VDC、市、DDC の 3 つのレベルにおける予算額は、「地方自治体財政委員会：Secretariat of Local Bodies Fiscal Commission」の発行する年次報告書で明らかになっている。

までに、2010/11 年度に中央政府（財務省）から、DDC への支出は、合計で 11.3 億ルピーである。これは主に、灌漑、道路建設、飲料水、小規模水力発電などの地域インフラプロジェクトに利用される。2011/12 年度は、財務省から 23 億ルピーが直接支出された。

また、VDC に対しては、2010/11 年度に、財務省からそれぞれの VDC に対して VDC グラント予算の名目のもと、150 万ルピーから 300 万ルピーの範囲で交付された⁵。2011/12 年度においても同様に 150 万ルピーから 300 万ルピーの範囲で、グラントが交付された。内訳は、605 の VDC が 150 万ルピーを受け取ったのに対し、80 の VDC に対しては、176 万ルピーが交付された。1,704 の VDC に対して 195 万ルピーが交付され、1,060 の VDC に 215 万ルピーが渡された。そして 394 の VDC に 245 万ルピーが交付され、72 の VDC が 300 万ルピーを受け取っている。

更に、ネパール政府は、1998/99 年に、従来の Octroi (Chungi Car)を廃止し、税関で徴収される「地方開発税(Local Development Tax)」を導入した。これは、中央政府と市政府によるコストシェアリングのための財源である。2010/11 年は、21 億 6,400 万ルピーの予算のうち、10 億 7,832 万ルピーの資金と、職員の給与に使われるリカレント予算として、3 億 9,325 万ルピーのあわせて、14 億 7,157 万ルピーが支給された。

また、市に対しては、市のグラント⁶として、2010/11 年に 7 億ルピーが交付された。そのうち、5 億 9,900 万ルピーが資金として、残りの 1 億 1,100 万ルピーが通常の予算を補足するリカレント予算分として支払われた。

なお、中央政府からの交付金に、村落、市、郡いずれの地方自治体も大きく依存していることに変わりはない。特に代表者の給与および大きなプロジェクトの資金は、全面的に中央政府に依存している。そのため、国会が機能せず、国家予算が 3 分の 1 に制約され、しかも地方政府に分配されるのが、財政年度の残り 4 か月時点という状況では、プロジェクトの執行が難しい。そのため常に遅れ遅れの施策実施という状況に陥っている⁷。

中央政府から地方政府へのグラントは、条件付きのものと条件のないものとに分かれている。条件付きのものは、具体的なプロジェクトへのタイト案件予算である。条件のないものについては、その予算執行についてモニタリングを行っている。このモニタリングは契約した外部コンサルタントを使い、「最低条件達成度およびパフォーマンス評価 (Minimum Condition and Performance Measurement)」と呼ばれている。貧困や人口増加など 30 の指標があり、その達成度により、翌年度の予算が決定される達成度ベースの予算編成を行う。

58 の市についての予算は、全部で 78.2 億ルピーである。平均すると 1 つの市で 1 億 2 千万

⁵ これらの VDC のグラントの詳細は、VDC Grant Operation Procedure 2009 により、規定されている。

⁶ これらの市 (Municipality) へのグラントは、中央政府に承認されたプロジェクトに対して支給されるものである。

⁷ かなり以前から、地方政府への予算分配は遅れがちであった。しかし、特に 2007 年以降、中央政府の政治的不安定に加え、地方分権推進による制度変更が十分に理解されていないことから、年度半ばを過ぎても、予算が届かないなど、予算分配の遅れが深刻になっている。

円配分されていることになる。ただし、実際には、市の規模によって分配される金額が大きく異なる。たとえば、カトマンズ市の予算は、20 億ルピーである。地方自治体の財源としては、ごみ収集費や住居登記税がある。郡の場合、不動産税務署（land tax office）からの土地登記税（land license fee）などがある。

2.2.3 国家財政および地方財政改善への課題

ネパールの財政運営は、歳入対 GDP 比において、2003/04 年度の 11.6%から 2010/11 年度の 15.3%に改善されている。これは、歳入管理改革と関税・付加価値税の徴収能力強化によるものである。また、海外送金による国内消費の増加が付加価値税の税収を高めたことも、歳入改善の一因として挙げられる。歳出も増加したが、歳入の増加と外国からの支援により手当されており、プライマリーバランスの悪化にはつながっていない。その結果、公共債務対 GDP 比は、2003/04 年度の 59.4%から、2010 年度の 32%に改善⁸されている。

ただし、財政に関する数値を詳細にみていくと、まだ健全化が安定軌道に乗ったとは言えないことがわかる。まず、2010/11 年度の歳入は、2,166 億 4,135.5 万ルピーにとどまっており、歳出の 64.1%しか補えていない。財政赤字を補う最大の資金源は海外援助である。外国からの支援は、多国間・二国間の無償援助が 2010/11 年度で、653 億 2,433 万ルピー⁹に達している。これは、歳出合計 3,379 億ルピーの 19.3%に相当する。また、財政赤字手当のための海外からの融資¹⁰は、同年度に 222 億 3,141.5 万ルピーで、これは歳出の 6.5%に相当する。このように、融資・無償あわせて歳出の 25.8%を海外からの支援に依存している状態である。

財政赤字を海外からの支援で補い、更に不足している部分と債務返済による資本赤字は、国内借入で補っている。これは、財務省短期証券を発行し、強制的に銀行に受け入れさせて調達しているものである。2012 年 12 月時点での財務省短期証券の利率は、0.765%である。一方、同時期における民間商業銀行の預入利率が、3%台であることを考慮すると、完全な逆ザヤであり、金融機関による財政負担となっている。そしてその負担は、貸出金利の上乗せにつながり、つまるところ、金融機関の借入者による負担へとつながっている。

更に、国会休止による予算執行の遅れが問題視されている。実質的に、地方自治体や各省庁に予算が全額届くのは、年度終了まで残り半年を切った時期となっている。そのため、計画的な予算執行が難しく、また効率的な予算運営からは、ほど遠いものとなっている。

⁸ 出所：財務省「Economic Survey」

⁹ 内訳は、二国間無償支援が、294 億 8,542 万ルピー。多国間無償支援が、358 億 5,881 万ルピーである。

¹⁰ 内訳は、二国間融資が、58 億 6,740. 4 万ルピー。多国間融資が、222 億 3,141.5 万ルピーである。

2.3 産業政策と実施体制

2.3.1 産業政策体系

ネパールの各政策は、その基本となるものが NPC が作成する国家経済開発 5 か年計画、あるいは 3 か年計画であり、それに基づき、セクター別開発マスタープランや法令が存在する。セクター別開発マスタープラン（開発ポリシー）は、管轄する各省レベルで作成されるもので、国家経済開発計画同様、該当分野の開発の方向性を示し、政策ガイドラインとして捉えられている。従って、さらに具体的なアクションプラン（施策）や、その実施を可能とする法令・省令などは別途策定されることになる。1956 年から始まった第 1 次 5 か年計画以降、国家経済開発計画は定期的に策定されているが、分野別開発マスタープランについては、必ずしも毎年、あるいは定期的に策定されるとは限らず、5 か年計画や 3 か年計画を踏まえながら、随時見直され、策定されているのが一般的と言える。

そのほかネパールでは、1985 年の経常収支悪化後、1987 年より IMF/世銀との協調構造調整政策が実施され、2001 年に暫定版貧困削減戦略文書（Interim Poverty Reduction Strategy Paper）が策定されている。この暫定版は、その後正式な開発戦略文書として 2003 年に第 10 次 5 か年計画として発表されているが、国際ドナー機関の支援により、産業開発に関わる調査を行い、セクターによっては、それらの調査報告書と、その報告書の中での提言自体が一種の政策ガイドラインとして見なされているケースもある。

各長期計画の特徴と政策体系の中での位置づけは、既に本報告書 2.1 章において述べているが、具体的に第 10 次 5 か年計画と、それに合わせて策定された各省の分野別開発マスタープランの関係について述べておきたい。まず同 5 か年計画での主要開発目標は、次のとおりであった。

- (1) 貧困層人口を 38% から 30% まで削減するため、国内総生産（GDP）を農業部門で 4.1%、非農業部門で 7.5%、全体で 6.2% 成長させる。
- (2) 地方経済を重視した高い経済成長を達成する。
- (3) 基本社会サービスの効果的な提供と経済インフラの整備を図る。
- (4) 貧困者や女性の地位向上などを開発プロセスの中心に位置付ける。
- (5) グッド・ガバナンスを励行する。

同 5 か年計画が狙いとする、「貧困削減」、「地方の平等な開発」、「雇用機会の創出」などの概念を現在適用されている 3 か年計画（2009/10-2012/13）が受け継ぎ、さらに各省が 3 か年計画と連携させて各セクター開発ポリシーや施策を準備する構図となっている。例えば、工業省による Industry Policy 2010 では、「産業振興による貧困削減」が開発ゴールであり、商業・供給省の Trade Policy 2009 では、「トレードセクターの強化による貧困削減」となる。観光省の Tourism Policy 2008 でも「地域観光資源の開発による地方の生計向上」が目標とされ、それぞれ 3 か年計画の下に位置付けられている。

さらに、各省は、各開発ポリシーの実現に向けて、アクションプランの策定、法律等の整

備、予算案提出・交渉などを行うことになる。例えば、Industrial Policy 2010 に関しては、Special Economic Zone Act の制定や、One Stop Service Center、Intellectual Property Protection Office などの設置に関する法律や予算確保が次の活動として求められる（これらの活動はすでに省内では準備が為され、国会審議待ちの状況にある）。

残念なことに、現在、国会そのものが休会状態となっているため、各省が準備している様々な産業開発施策も国会審議がなされないまま、時が過ぎている。そのため、大統領令または行政令（内閣による Development Order）といった形式での行政制定・発令により、施策を進めている¹¹。7月中旬より始まった2012/13年予算は、11月下旬になって、残り8か月分が大統領によって承認されると言う異常事態であり、承認された予算自体、これまでの予算内容を踏襲する形で生まれ、新規の施策実施のための予算が盛り込まれているわけではない。そのため新規施策は全く実施に移されていない。

2.3.2 政策実施体制

ネパールの中央行政機構については、本報告書 P1-4 で示したとおり、現在は26の省から内閣が構成されている。その中で産業振興にかかわる開発ポリシーの策定、施策の実施は関係する省がそれぞれ行うことになる。各省の本省において、主に開発ポリシーや施策内容の策定、予算取りなどの作業が行われ、実際の施策実施は、本省の外郭部署が担当する。そのため本省の組織構成は、政策立案や評価部門を中心に、どの省もほぼ同じような部署の配置となっている。26省のうちネパールの産業開発（特に工業、輸出、観光セクター）において中心となる工業省、商業・供給省、および文化・観光・民間航空省の概要を以下に説明する。

(1) 工業省（Ministry of Industry : MoI）

1) 主な役割

工業省は、Industry Policy の策定のほか、法律案の策定、産業振興にかかわる施策立案・実施、企業登録などを行っている。これまでに工業省が制定し適用されている法律としては、次のようなものがある。

- Company Act 2006
- Insolvency Act, 2006
- Environment Protection Act, 1997
- Foreign Investment and Technology Transfer Act, 1992
- Industrial Enterprise Act, 1992
- Patent, Design & Trademark Act, 1965

具体的な施策の実施は下記 2)組織構成で述べる外郭部署を通じてとなるが、地方では、零細・小規模の振興を担当する Department of Cottage & Small Industry (DoCSI)、ないしは

¹¹ しかし、大統領令による発布を目指して、各省庁からの申請が殺到し、手続きの遅れが目立つようになった。そのため、新 Industrial Enterprise Act は、内閣による政令を目指し、2013年1月に承認、同2月に発布された。

Cottage & Small Industry Development Board (CSIDB) の事務所¹²を通じて実施されることになる。しかしながら今回、3 県の DoCSI を調査したが、どこも企業登録などの行政事務が中心であり、振興プログラムとしては、年間 200 人を限度とした特定業種、あるいは技能者向けの人材育成トレーニングを行っているだけであった。プログラムを拡げる上では、予算的制約が大きいようである。

2) 組織構成

本省組織は、Secretary の下、4 人の Joint Secretary がそれぞれ担当する Division を監督している。4 Divisions は次のとおりである（図 2.3-1 参照）。

- Administration & Corporation Division
- Planning & Policy Analysis Division
- Industrial Promotion Division
- Technology Division

また、工業省の外郭部署は次のとおりである。

- Department of Industry
- Department of Cottage and Small Industry
- Cottage & Small Industry Development Board
- Department of Mines and Geology
- Department of Nepal Bureau of Standards and Metrology
- Office of the Company Registrar

Department of Industry

この内、Department of Industry は、中・大規模企業（商業除く）を所管するが、投資促進業務も含め次の 6 課より構成されている。

- Registration and licensing Division
- Technology and Environment Analysis Division
- Foreign Investment and Information Division
- Industrial Property Division
- Planning and Monitoring Division
- Administration and Industry Facility Division

Department of Cottage and Small Industry (DoCSI)、及び Cottage and Small Industry Development Board (CSIDB)

以下、工業省の主要 2 部署である DoCSI および CSIDB に関する説明を行う。いずれの組織とも工業省の外郭部署として零細・中小企業行政に関わる業務を行っている。DCSI はタライ地域の 27 郡を担当し、CSIDB は残りの 45 郡を担当している。地理的にカバーする範囲は DCSI の方が少ないが、国内の産業分布、人口集中度から零細・中小企業の 70%が

¹² 国内 75 郡のうち、DoCSI が 27 郡、CSIDB が 48 郡を担当している。

DCSI の管轄地域に立地し、残り 30%が CSIDB 管轄地域にあるとされる。しかしながら行政機関としてすべての郡に事務所がおかれ、職員を配置していることから、予算額は管轄郡数が多い CSIDB の方が大きい。これまでのところ、両機関とも零細・中小企業振興にかかわる政策実施機関としての役割よりも、企業登録など行政管理機関としての役割が中心と言える。

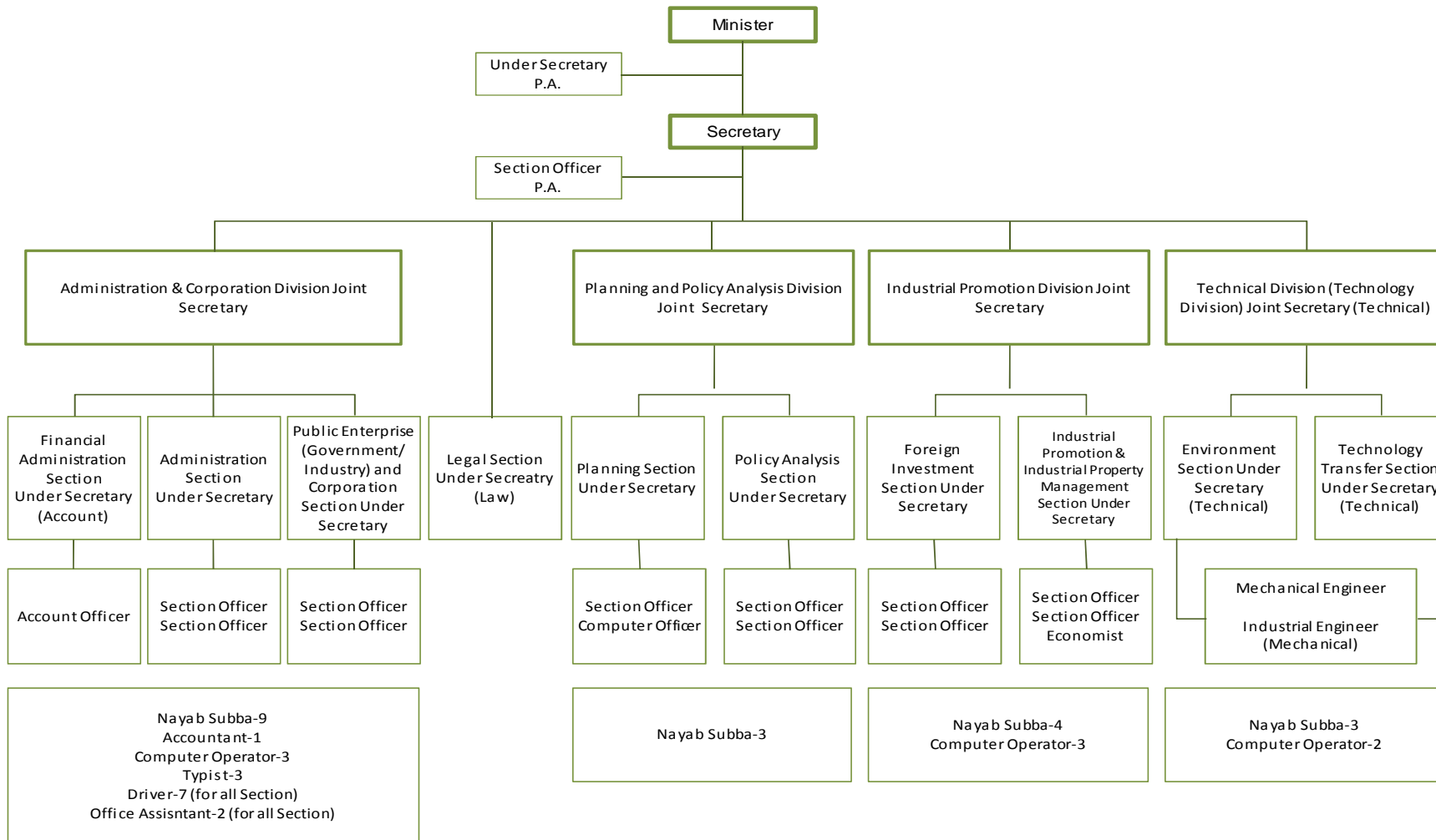


図 2.3-1 工業省組織図

(2) 商業・供給省 (Ministry of Commerce and Supplies : MoCS)

1) 主な役割

- ・ 貿易政策の策定、及び実施
- ・ 輸出振興の主導
- ・ 規則に基づくライセンスの発給・管理
- ・ 輸出書類の登録・管理・促進
- ・ 輸入物資の配給
- ・ 民間セクターが活動しやすいビジネス環境の創出促進
- ・ 市場価格の把握・分析
- ・ 国際市場価格 (インド、海外)
- ・ 生活必需品の供給モニタリング、関係当局への報告

2) 組織構成 :

図 2.3-2 に示す通り、3 名の Joint Secretary の下、3 Divisions、10 Sections からなる。また MoCS は、ネパール貿易の窓口として最大拠点でもあるインド東部の Kolkatta と、WTO 関連でスイスのジュネーブにも事務所をおいている。また、省の名称に“供給”がついているが、これは省の傘下に資材・物品の国営トレーディングカンパニーを持つことに由来している。具体的には次のような国営企業を管理している。以下の国営企業のうち、National Trading Limited 及び Nepal Food Corporation に関して、概略を説明する。

- ・ National Trading Limited
- ・ Nepal Food Corporation
- ・ Salt Trading Corporation
- ・ Nepal Oil Corporation
- ・ Nepal Transit and Container Management Co., Ltd

National Trading Limited (NTL)

1962 年に中国および旧ソ連邦からの援助物資を、国内販売する目的で Company Act によって設立された国営商社である。その後、インドからの規制品目の輸入や、建設資材、産業資材、機械類などの輸入、及び国内の販売価格の管理を行う会社となり、現在は、一般消費財、酒類・香水・たばこ、セメント、塩、砂糖などの輸入販売のほか、国際空港の免税店なども運営している。これまで産業資材の国内配給と、輸入品の国内価格管理を主な役割としてきたが、昨今多くの民間商社が生まれていることから、その役割は大きく後退している。国内価格の管理も市場に任せた動きが現在は一般的となり、NTL としては、祭日シーズンの一時的な需要増に備えて、国内価格の急激な上昇を避けるべく、物資の緊急輸入、市場への放出を行うことが今日では主たる役割となっている。

National Food Corporation (NFC)

NFC は、穀物、食用油、羊肉などの調達 (国内買付含む)、備蓄、地方部における食糧提供などを主たる役割として設立された国営商社である。全国約 30 か所に食糧備蓄倉庫を持ち、タライ地域を中心とした農村部における穀物類の買い付けと、山岳地域などへの配

給を目的とした輸送なども担っている。ネパールではいまだ、基礎食糧である米、小麦、トウモロコシ、あるいは食用油などの需給が安定しておらず、国内産の不足時での対応や価格の安定を図ることは国民生活の維持を図る上で極めて重要なものとなっている。食料の輸出入も民間商社が多く生まれたことから NFC の役割も縮小傾向にあるが、その存在価値はなくなっていない。また NFC は、日本からのコメ援助の窓口機関となり、国内での配給を担っている。

また、商業・供給省の外郭部署は次のとおりである。

- Department of Commerce and Supply Management
- Trade and Export Promotion Center

Trade and Export Promotion Center (TEPC)

TEPC は、2006 年 11 月に国の貿易振興機関として、それまで別々に活動していた Trade Promotion Center、Export Promotion Board、および Carpet & Wool Development Board の 3 機関を統合する形で設立されている。TEPC の詳細分析は、4.3.1 章において述べるが、これまでのところ貿易統計の整備や調査など情報面での活動が中心で、具体的な輸出支援活動は、トレードフェアなどへの参加支援などに留まっている。プログラム予算が年間 1,600 万ルピー程度と制約があること、また、職員数も設立時より 40%程度減少していることなどから十分に期待された役割が果たされていないのが現状である。

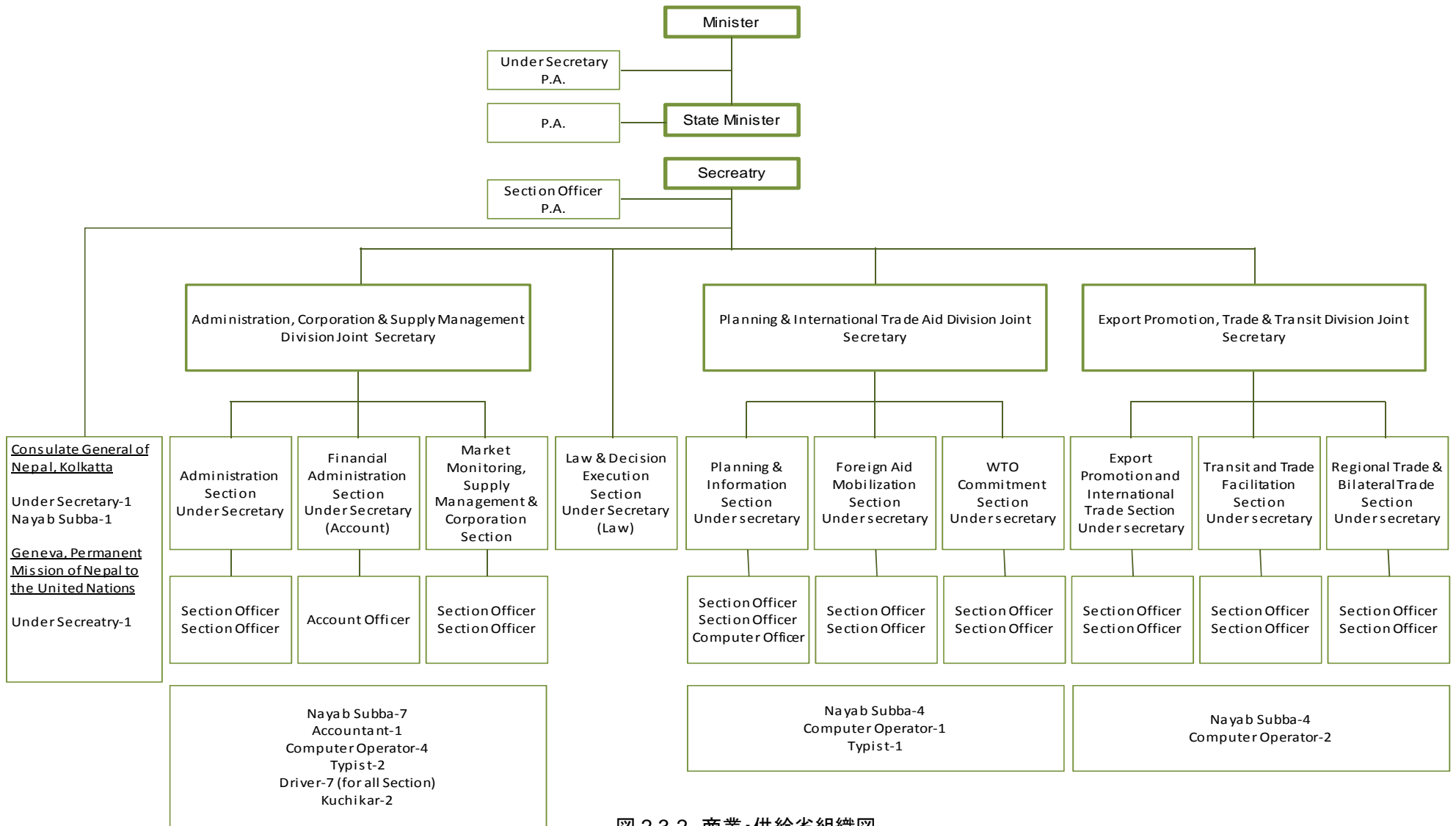


図 2.3-2 商業・供給省組織図

(3) 文化・観光・民間航空省 (Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation : MoTCA)

1) 主な役割

MoTCA は、観光政策の立案、計画策定のほか、文化財保護や民間航空についても行政を司っている。その内、観光政策については **Tourism Policy** のほか、**Vision 2020** など長期ビジョンも策定している。現在実施されている、全国を 18 の観光ゾーンに分け、毎年異なるゾーンの観光年キャンペーンを開催するなどの案は、この省から提出された。

2) 組織構成

図 2.3-3 に示す通り、省としての政策立案は、3 分野とも 1 つの政策部局で行われている。そのほか観光業については、**Tourism Industry Division** が、ホテル・レストラン・旅行代理店、トレッキング・山岳、及び観光警察の 3 つのセクションに分かれている。なお、観光客の誘致活動、あるいは観光宣伝活動などは、外郭機関となるネパール観光委員会 (NTB) が実務を担当している。

3) Nepal Tourism Board (NTB)

NTB はネパール政府と民間セクターのパートナーシップの下、1998 年に設立された観光促進機関である。職員数は 60 名で、カトマンズの本部のほか、ポカラ事務所、及び国内 4 空港に **Turist Center** を設けている。目下のところ観光客誘致のための促進活動を主たる役割としているが、将来的には観光資源の開発を担うことも視野においている。11 人から構成される理事会は、省 (MoTCA) の **Secretary** が務めている。

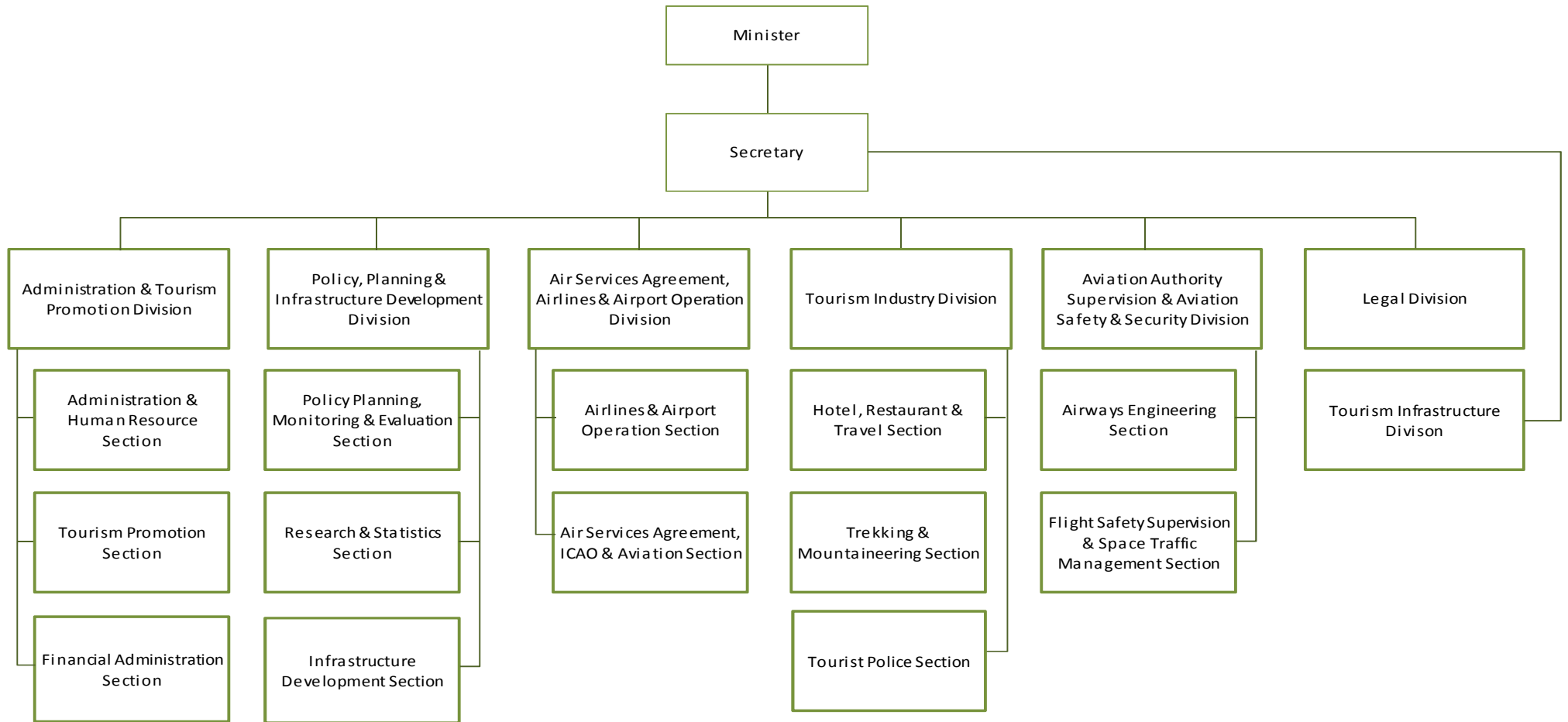


図 2.3-3 文化・観光・民間航空省組織図

2.3.3 民間経済団体の機能・役割

ネパールにおける主要な民間経済団体の概要を記す。いずれも全国規模の組織であり、国内で事業を行う個人、企業のほとんどがこれらの団体のどれかに属していると見られる（但し、インフォーマルセクター除く）。

(1) Federation of Nepal Chamber of Commerce & Industry (FNCCI)

Federation of Nepal Chamber of Commerce & Industry (FNCCI)は、National Directives Act 1961に基づき、1965年に設立されたネパール最大の経済団体である。組織は、約450社の主要企業、92の地域商工会議所（District/Municipality Level）、80の業種別会議所（Sectoral/Commodity Level）、11の二国間商工会議所（Bi-national）によって構成され、加盟企業数は正確には把握できていないものの約10万社と見られている。ネパールでは精米業を含む製造業での企業数が多めに見積もっても3,500社程度と見られているため、ほとんどの企業がカバーされているのではないかと見られている。カトマンズの本部事務局には約70名の職員を抱え、全国75郡中、72郡に支部を置いている。まさにネパールを代表する経済団体と言える。

FNCCIの活動は、主に4分野に大別できる。すなわち、①全国レベルの民間経済団体としてのロビー活動、②内・外国関係機関のネットワーク強化による経済促進、③人材育成を中心とした振興プログラムの実施、④原産地証明の発行、である。分野もインフラ整備などのナショナルプロジェクト推進から、一郡一品運動¹³などの実践支援などまで幅広く、地域的にも全国、および海外を含めた連携促進を行っている。FNCCIの年間予算は、約1億5千万ルピーであり、その約半分は原産地証明発行手数料によるものである。

FNCCIは規模が大きく、民間団体とは言え様々な利害関係者が集まっているため、活動が多岐にわたり、今日では産業振興の焦点が絞りきれない弊害も出ている。また組織としての動きも手順を踏むために時間を要し、決定までにスピードに欠けるきらいがある。更に外部要因として、目下の政治的不安定性から政治との連携がとり難く、ロビー活動を行っても十分成果が出ない面がある¹⁴。大規模組織として、今後これらにどう対処していくか、課題とされる。

¹³ OVOP（一村一品運動）は、農業・組合省主導で、国内の限られた場所で行われている。一方、ODOP（一県一品運動）は、FNCCIにより、よりOVOPを広い地域に普及させたものである。FNCCIが普及させる単位を「村」でなく「県」にしているのは、ネパールにおいて「村」という単位があまりにも小さいからである。6から10の村単位で構成される村落開発委員会(Village Development Committee)が、約2,900あるが、そこもODOPに参加している。

¹⁴ FNCCIはそれでも、「ミニマム・エコノミック・アジェンダ」を作成して、現政権側に働きかけている。これは、中長期の開発戦略を示したもので、有望産業として、観光、水力発電、農業、社会資本、貿易、及び教育について開発の方向性に言及している。

(2) Confederation of Nepalese Industry (CNI)

Confederation of Nepalese Industry (CNI)は、FNCCI から分離独立する形で 2000 年 4 月に設立された経済団体である。FNCCI との違いは、会員企業が製造業、金融・サービス業、建設業の中・大規模企業となっていることである。すなわち FNCCI で多数を占める商業が含まれていない。現在会員企業数は 175 社、全国 7 か所に地域支部を置いている。ネパール産業の競争力強化と経済発展への貢献を組織としての目的とし、ロビー活動を中心に、政府への提言や産業振興活動に取り組んでいる。また、ネパール民間経済団体を代表して、World Economic Forum (WEF)や Confederation of Indian Industries (CII)との連携を深めている。

CNI は、貿易・投資振興で極めて熱心に活動に取り組んでおり、2012 年 12 月からは、USAID の財政支援の下、工業省と連携し、投資促進に係る情報提供ウェブサイトとして“Invest Nepal”を開設し、積極的な情報発信を行っている。この情報サイトは英語による投資情報サイトとしては、これまでのネパールにはない充実した内容となっている。また、現在、EU の支援を受けて全国の 10 輸出産品（観光含む）の国際ブランド化、および欧州市場開拓支援プロジェクトを開始すべく準備を行っている（2013 年 4 月頃から開始予定）。このように、一民間経済団体として本来ネパール政府がやるべき活動も取り入れ、産業振興を図ろうとしている。

CNI の活動資源は、会員企業からの入会金と年会費が中心となっており、FNCCI のように原産地証明発行手数料など恒常的な事業財源を持っていない。そのため、先の USAID や EU など欧米のドナー機関の支援を積極的に受け入れ、民間団体として産業振興に取り組む方針である。因みに CNI の入会金は正会員が 25 万ルピー、年会費が 10 万ルピーないしは 20 万ルピーとこの種の会費としては極めて高く、会員企業のやる気が窺える民間経済団体と言える。中央政府の不安定性から、なかなか産業振興においても行政からの働きかけが少ない現状においては、貴重な存在と言える。

(3) Nepal-India Chamber of Commerce & Industry (NICCI)

Nepal-India Chamber of Commerce & Industry (NICCI)は、インドとの交易促進を目的として、1994 年に設立された商工団体である。現在もインドとの貿易量はネパール全体の 6 割を超えているが、投資も含めてインド・ネパール間のビジネス交流が最も盛んであった 1990 年代に設立され、当初はインド企業の会員もいた。年間売上高 2500 万ルピー以上が会員資格となっており、会員数は現在約 100 社、設立当初は 170 社あったが、業績不振企業などが次第に退会し、会員数が減少している。会員企業の業種は、食品産業、石鹼・薬品、繊維など製造業が中心で、インド資本との JV 企業も含まれる。また、ほとんどの企業が FNCCI や CNI のメンバーのまま、NICCI のメンバーともなっている。その意味では、まさにインドとの関係に特化したロビー活動が会員企業の目的でもある。運営はおもに会員企業からの会費によるもので、そのほか FNCCI による原産地証明発行手続きの一部を代行することにより、その一部が収入源となっている。現在、カトマンズの本部のほか、Biratnagar に唯一の地方事務所を置いている。

NICCI の活動は、インドとの交易関係強化（投資含む）に限定され、インド市場の情報

提供、インド・ネパール間の交流ミッションの相互派遣、インドとの交易障害除去のためのロビー活動、定期機関誌の発行などが主なものである。インド・ネパール間は国境をまたいだ違法交易も多く、国境住民によるものだけでなく組織的に行われているケースもある。ネパール側から見ればインドからの輸入品は、そのほとんどに関税がかかるものの、それらを加工して逆にインドに輸出する場合は、関税が基本的にはゼロ関税となる。またインドとネパールはそれぞれ第三国との関税率が異なるため、品目によってはその差を狙った取引が生じることになる。これらの様々なケースにおける問題解決に向けたロビー活動を行うことも NICCI の役割となっている。なお、NICCI はインドとの関係に特化した機関ではあるが、投資における両国の JV パートナーなどの紹介などは行っていない。

(4) Federation of Nepal Cottage and Small Industries (FNCSI)

FNCSI は、ネパールの零細・小規模製造企業による経済団体である。全国 75 郡のうち 74 郡にある District chapter の集まりが全国組織としての FNCSI を構成することになり、FNCSI 会員企業は、基本的に District chapter の会員と言うことになる。また、零細・小規模企業が中心となった 14 の産品別組合 (Commodity Association)、全国 52 郡にある Women Entrepreneurs Committee (WEC) もその会員とみなされている。具体的な会員数は把握されておらず、実際に事業を行っている会員数は、おおよそ 1~2 万の間と見られている。74 郡の District chapter のうち、55 郡では Entrepreneurs Committees がおかれているが村単位での下部組織がなく、実際の会員把握が出来ていない (会費が主たる運営財源であるが、会員としての存在が把握されていないため会費徴収も十分に出来ていない)。

FNCSI が加盟企業に行っているのは、事務作業支援、技術支援、金融支援である。このうち、金融支援に関しては、全国で 28,000 の組合を組織化することで、金融へのアクセスを高めている。32 の商業銀行、18 の開発銀行、その他の金融会社が中小企業金融を行っているが、グラミン・ローン手法での組合加盟員への融資は、少額なものにとどまっている。

先の FNCCI にも零細・小規模企業が含まれているが、FNCSI は基本的に個人事業主、あるいは零細企業の集まりである。FNCSI の理事会メンバーは 34 郡から 49 名の理事が選ばれているが (近々に 60 名となる予定)、その多くはカトマンズ首都圏に居住する人が多く、地方の声が十分に拾われ、それがロビー活動に結びつく仕組みになっていないとの批判もある。また、FNCSI の会員は、いかに事業を継続するかが最大の課題で、当面の資金繰りへのニーズが強い。そのような中、投資や輸出促進に係る政策、あるいは生活困窮者への支援などは政府として取り組まれているものの、零細企業への支援がなおざりにされていることへの不満が大きく、それに対して FNCSI としての支援活動も十分に行きわたっていない。ただ逆に、これら個人事業主や零細企業を代表したロビー活動をやれるのは、現状として FNCSI 以外にないことも事実である。

2.4 経済連携協定の現況

2.4.1 WTO 加盟

ネパールは、2004年4月23日に、WTOの147番目のメンバー国となった。これは、世界49か国の後発発展途上国（LLDC）としても最初の加盟承認国であり、加盟国となるべくその積極的な姿勢は高く評価されるものであった。また、政府は世界に2つしか開設していない貿易関連在外先機関のひとつをWTO重視の観点からジュネーブにおいている¹⁵。ネパールにとっては、主要貿易相手国である隣国インドが、1995年1月のWTO発足時からのメンバーであること、繊維、既製服、パシュミナ、カーペットなど主要輸出品の仕向け先が欧米諸国であったことなどから、WTO加盟条件を国として満たすことは必須のことであった。しかしながら貿易障壁の削減は、工業製品のみならず農産品の輸出においてもネパール側にとっては大きな負担となり、必ずしもWTO加盟による便益を享受しているわけではない。

すなわち、経済の自由化とグローバル化の推進は、産業基盤・環境が十分に出来上がっていないネパールにとっては重荷でもあり、輸入関税がかかるネガティブリスト品目も多く抱えている。そのことが国内で産業資本が育たず、商業資本中心で発展している要因のひとつにもなっている。また投資促進面においても、政治的不安定や電力不足など国内事情によってWTO加盟で整備した環境を十分に生かし切れていない。当面は、多国間、二国間での貿易協定を活かした貿易振興が行われる方向にあるが、後発発展途上国としてWTO加盟国になった成功ケースとして示すためにも、付加価値を付けた産業貿易をWTOの枠組みの中で推進していくことが求められる。

2.4.2 多国間地域貿易協定

ネパールは、南アジアにおいて、南アジア自由貿易協定（South Asian Free Trade Area Agreement; SAFTA）の他、ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ（Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation; BIMSTEC）や、南アジア地域協力連合（South Asian Association for Regional Cooperation; SAARC）を通じた多面的な協力を行っている。

(1) SAFTA

1985年に発足した南アジア地域連合（SAARC）の加盟国は、2004年1月に南アジア特惠貿易協定（SAPTA）の発展形となる南アジア自由貿易地域（SAFTA）に署名し、加盟国の国内批准手続きを経て、2006年1月よりSAFTAがスタートしている。ネパールは、スタートが若干遅れ2006年8月からとなっている。SAFTAは、2016年1月1日に地域の自由貿易圏としての完成を目指すもので、インド、パキスタン、スリランカの3か国は2008年1月までに関税を20%に、2013年1月までに0～5%に削減する。バングラディシュ、ブータ

¹⁵ あと1つは、インド・コルカタにおかれるネパール政府商務事務所である。

ン、モルディブ、ネパールは2008年1月までに関税を30%まで、2016年1月までに0～5%に削減するものとなっている。さらに、インド、パキスタン、スリランカの3か国は、2009年までにバングラデシュ、ブータン、モルディブ、ネパールからの輸入品に対する関税を0～5%に削減するというものである。いずれもセンシティブ品目を除くとあっており、ネパール、パキスタンなどはセンシティブ品目が多いことが問題となっている。

(2) SAARC

1985年12月に、経済社会面・文化面での振興を目的として、南アジア地域協力連合（South Asian Association for Regional Cooperation; SAARC）が創設された。創設時の加盟国は、スリランカ、ブータン、インド、モルジブ、ネパール、パキスタン、バングラデシュであった。2007年にはアフガニスタンが加盟している。年に1回開催予定の年次サミットに加え、外相級会合が、年に2回予定されている。2010年8月には、南アジア地域協力連合（South Asian Association for Regional Cooperation; SAARC）サービス取引に関する合意が調印され、一層の域内経済統合推進が目指されている。SAARCの枠組みの下、前述のSAFTAも締結された。本部は、カトマンズにある。

(3) BIMSTEC

ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ（BIMSTEC）は、1997年に発効し、参加国間の技術協力、貿易・投資促進と円滑化を目指すフォーラムとして機能している。SAFTA 5か国（バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール、スリランカ）に加え、ASEANの2か国（タイ、ミャンマー）が加盟している。もともと、タイの西方政策とインドの東方政策がかみ合い、タイ・インド・バングラデシュ・スリランカの4か国で発足した。のちにミャンマー・ネパール・ブータン・バングラデシュ・スリランカが加わった。ネパールは1998年にオブザーバーとして参加し、2004年に正式に加盟した。

2004年に、BIMSTEC加盟国は、BIMSTEC自由貿易地域協定合意枠組みを財・サービス・投資の分野で確立することに合意した。ネガティブリストに掲載されている品目を除外して、域内先進国（インド、スリランカ、タイ）と後発国（バングラデシュ、ブータン、ミャンマー、ネパール）に分けて、貿易品目の免税・減税が検討されている。しかしながら上記のSAFTAの組織強化が進まない中、BIMSTECについては、さらに加盟国の思惑の違いもあり、具体的に機能させるための取組みはほとんど進んでいない。

2.4.3 二国間貿易協定

(1) 二国間貿易協定締結状況

ネパールは17か国との2国間協定を締結しているが、その中には失効しているものも含まれている。EUと貿易協定を結んでいる他、一般特惠関税制度（Generalized System of Preferences; GSP）を複数の国と締結している。GSP締結国は、ベラルーシ、カナダ、EU、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、スイス、トルコ、米国である。なお、途

上国間の世界的貿易特惠関税制度（Global system of Trade Preferences; GSTP）には、ネパールは加盟していない。

ネパールの締結している2国間貿易協定国は以下の通り¹⁶。バングラデシュ（1976）、ブルガリア（1980）、中国（1981）、チェコスロバキア（1992）、北朝鮮（1970）、エジプト（1975）、インド（1991）、モンゴル（1992）、パキスタン（1982）、ポーランド（1992）、韓国（1971）、ルーマニア（1984）、スリランカ（1979）、英国（1965）、米国（1947）、ロシア¹⁷（1970）、ユーゴスラビア（1965）の17か国である。

これらの2国間自由貿易協定は、最恵国待遇を提供し、基本的にすべての品目を対象とする。ただし、このうちいくつかの協定は既に失効している¹⁸。なお、1995年11月20日に、ネパールは、EUと貿易協定に調印している。日本との貿易協定は、ネパール政府内でほとんど議論されておらず、早急に締結される見通しはない。

(2) インド・ネパール貿易協定

最大の貿易相手国であるインドは、「ネパール・インド貿易条約 (India-Nepal Treaty of Trade¹⁹)」が1991年に締結され、即時発効している。原則として、双方からの一次産品輸入については関税が免除されている。さらに、インドはネパールからの輸入品に対して30%の付加価値基準と関税番号4桁変更を条件に関税を免税している。同協定は、インドがネパール産業を支援する意味合いが大きく、2009年10月23日付で、さらに有効期間が今後7年間延長されることとなった。現在、インド政府は、サービス貿易や投資を含めた包括的経済連携協定 (CEPA) の話し合いについてもネパール側に提案している。また、インドとの間では、二国間投資促進保護協定 (Bilateral Investment Promotion and Protection Agreement; BIPPA) が、2011年10月に調印されている。

¹⁶ 国名のあとの括弧の中の数字は、調印された年を示す。

¹⁷ 旧ソビエト連邦 (USSR)

¹⁸ たとえば、ブルガリア、ポーランド、ルーマニアとの二国間協定は、これらの国がEUに加盟した時点で存在意義を失っている。

¹⁹ 1991年には、同時に、複数の条約および協定が結ばれている。正式には、「インド・ネパール貿易・輸送条約および不正貿易対策協力協定 (India-Nepal Treaties of Trade, Transit, and Agreement for Cooperation to Control Unauthorized Trade) 」

2.5 国際ドナー機関の支援動向

本節では主なドナー機関の民間セクター開発、特に貿易、投資、金融アクセス、職業訓練、起業支援などに関連する支援動向を概観する。具体的なドナー機関としては、多国間機関から世界銀行、国際金融公社（International Finance Corporation: IFC）、アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）、国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）、国連資本開発基金（UN Capital Development Fund: UNCDF）、二国間支援機関からは英国国際開発省（Department for International Development: DFID）、米国国際開発庁（US Agency for International Development: USAID）およびドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit: GIZ）を取り上げる。

2.5.1 多国間機関による支援

(1) 世界銀行/国際金融公社（International Finance Corporation: IFC）

1) Project for Agriculture Commercialization and Trade (PACT)

世界銀行による Project for Agriculture Commercialization and Trade (PACT)は、小規模農家とアグリビジネスセクターの競争力強化を目的として、農家グループや組合よる市場志向型の生産活動を支援し、彼らの市場アクセス改善に必要な技術や情報を提供するとともに、公共インフラの整備をサポートしている。またアグリビジネスとしての取組みも支援している。同時に、生産者、トレーダー、加工業者などの相互の関係強化によるバリューチェーン強化、国内や国際市場が要求する食品基準および衛生植物検疫基準への対応能力強化のための支援も行っている。当初は 25 郡を対象としていたが、現在は全国展開されている。

2) Enhanced Vocational Education and Training

世界銀行の Enhanced Vocational Education and Training Project は、技能教育・職業訓練制度を強化し、質の高いトレーニングを利用可能にすることによって、技能を備え、雇用条件に適う労働力を増加させることを目的としている。同プログラムは、(1) 政策、規制など技能教育および職業訓練（Technical Education and Vocational Training: TEVT）サブセクターの制度的な環境を改善するための支援、(2) CTEVT (Council for TEVT)下の訓練機関、提携訓練機関、コミュニティーカレッジなどで実施されている Technical School Leaving Certificate (TSLC)および学位（Diploma）レベルの技能教育を強化するための支援、(3) 短期の職業訓練と職業訓練以外の場で非公式に習得した技能の認証を進めるための支援、そして(4) プログラムのモニタリング・評価の4コンポーネントで構成されている。

3) Nepal Investment Climate Reform Program

IFCにより実施され、DFIDも参画している Nepal Investment Climate Reform Program は、ネパールの投資環境の改善を目的に実施されている。同プログラムは、(1) Nepal Business Forum (NBF)の設立による官民対話の枠組みの構築、(2) ビジネスコストを低減するための制度改革支援、(3) 国境貿易における手続きの合理化支援からなる。以前は、投資制度の改善による Special Economic Zones (SEZs)への投資誘致支援が含まれていたが、政治の膠着に

より法案の成立が一向に進まない現在の状況を受けて、法案の成立が無くとも実施できる国境貿易の手続き改善への支援に切り替えられている。2014年に現在の支援期間は終了するが、5年間の延長が計画されている。

4) Ventures Nepal (Venture Capital Fund)

民間セクター開発のため、IFCは700万ドルを拠出して Ventures Nepal を立ち上げた。同ファンドは、年間売上と資産がいずれも300万ドル以下で、従業員が50名未満の小規模企業、なかでも有望でありながら担保がないために銀行から融資を受けられない企業を対象に、上限5年間の期限付きで50万ドルまでのリスクキャピタルを提供する。同ファンドはファンドマネージャーの育成を行うと共に、リスクキャピタルを注入した企業に対してマーケティング戦略の策定支援などのアドバイザーサービスを行うことにより企業の成長を支援する。そして、最終的に投資資金を回収することを目指している。

5) PPP スキームインフラ整備プロジェクト実施支援

IFCは、Nepal Investment Board に対して PPP スキームによるインフラ整備プロジェクトの実施に向けた制度的、組織的、そして政策的な枠組みの開発に対して支援を行っている。具体的には、IFCは他国での経験を活用して、関係者の能力を強化し、投資環境の改善を支援し、さらには PPP 実施に際して必要となる様々な取引書類のサンプルを提供するほか、PPPに適したプロジェクトの特定、入札管理などの実務面もサポートする。

この他、世界銀行は、金融セクターの環境整備のため、中央銀行に対して金融機関の健全性分析、問題銀行解体の枠組み作りのため支援や、長期金融セクター開発戦略策定に対する支援、金融セクター政策の改善（具体的には Central Bank Act の改訂）および預金保険法案の制定を条件とした予算面での直接支援を行っている、民間銀行に対しても、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRSs) 準拠のための能力強化、農業セクターへの貸し出し拡大を目的とした Nirdhan Utthan Bank Ltd. (NUBL) に対する能力強化などをおこなっている。IFCも信用興信所に対する技術支援、動産担保登録簿の整備に向けた支援、マイクロファイナンス機関2行に対する遠隔地進出および女性起業家への貸し出し推進のための技術支援などを実施している。

(2) アジア開発銀行 (Asian Development Bank: ADB)

1) Support for Formulating an Economic Development Vision

ネパール政府からの要請を受けて、ADBは Support for Formulating an Economic Development Vision により同国政府の長期経済開発ビジョンの策定を支援している。同支援では、ネパールの経済開発における課題と可能性に関する統合報告書 (synthesis report) を策定し、著名な開発経済学者に送付した上で彼らを招聘した経済サミットを開催する計画である。サミットでは報告書の内容について議論し、その議論にもとづいて長期経済開発ビジョンと中期開発計画の骨子案を策定することになっている。経済サミットは2013年の9月までに開催する計画だが、昨今の政治状況により準備が進んでおらず、実際の開催時期が不透明な状況となっている。

2) Preparation of the Agricultural Development Strategy

同様に、ADB は、農業開発戦略の策定も支援している。

3) South Asia Subregional Economic Cooperation Trade Facilitation Program

南アジア地域においても自由貿易協定は結ばれているものの、加盟国の貿易における域内貿易の比率は他の地域よりも低位にとどまっており、非公式の貿易がさかんに行われているとされている。そこで、South Asia Sub-regional Economic Cooperation Trade Facilitation Program では、持続可能な経済発展を目指して South Asian Growth Quadrangle (SAGQ)に参加したバングラデシュ、ブータン、インド、ネパールの 4 か国のうち、自国の予算により貿易促進のための改革を進展させているインドを除いた 3 か国に対して、域内貿易を活性化させるための支援を提供している。具体的には、各国が国境貿易において(1) 近代的で効果的な税関行政、(2) 簡潔で透明性のある規制と手続き、(3) 民間セクターに対するより良い情報提供と対応、を実現できるよう支援している。

4) Skill Development Project

ADB は、職業訓練に対する支援も計画しており、そのための準備調査が実施されている。準備調査は職業訓練サブセクターの組織、受講者や講師に関する情報、コース内容、市場ニーズとの適応性などを幅広く調査し、今後実施される支援の計画・実施に活用される予定である。

(3) 国連開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP)

UNDP が 1998 年から展開している Micro-Enterprise Development Programme (MEDEP)は、目的を貧困削減、支援対象を貧困層、主に女性、若年層、Dalit とする起業支援プログラムで、支援地域は現在 38 郡にまで広がっている。同プログラムは貧困層の起業を支援するために必要な活動を包括的におこなっており、具体的には、家計調査による支援対象者の選定、地場で活用できる資源と市場ニーズの調査による可能性のある製品・サービスの選定、技能面および起業にあたって必要なマネジメント関連スキルの研修、起業者のマイクロファイナンス事業者への仲介などからなる。また、Council for Technical Education and Vocational Training (CTEVT)と共に認証研修を開発し、上記の活動を実施・支援するファシリテーター (enterprise development facilitators) を養成しているほか、各郡で BDS (Business Development Service) 提供者の養成、能力強化も行っている。これまでのところ、支援した家計の 4 分の 3 が貧困ラインから抜け出し、開始された事業の約 80%が事業を継続しているほか、オフシーズンの野菜をインドに輸出する、Chyuri と呼ばれるハーブを使用した石鹸を日本に輸出する、等の事例も生まれている。

上記の MEDEP モデルによる起業支援手法は、Department of Cottage & Small Industry (DoCSI)および Cottage & Small Industry Development Board (CSIDB)に取り入れられ、Micro-Enterprise Development for Poverty Alleviation Scheme として同様な支援の提供が試みられている。現在の支援フェーズ終了後も同プログラムは継続されるが、次フェーズでは起業支

援に関わる村落、郡、中央政府の関係者のプログラム運営能力強化やファシリテーター、BDS 提供者の能力強化に重点を置き、徐々に DoSCI および CSIDB にプログラムを引き継がせていく計画である。

(4) 国連資本開発基金 (UN Capital Development Fund: UNCDF)

1) Access to Financial Services

UNCDF は、金融サービス提供者の村落・遠隔地域への進出を支援するため、UNDP と共に Access to Finance Services プログラムを実施していた (2012 年 12 月で終了)。具体的には、進出支援対象地域と 18 の金融サービス提供者を選定し、進出先の支店での顧客獲得に対して金銭的インセンティブを付与する形で村落・遠隔地域への進出を支援した。並行して、金融サービス提供者が効率的、且つ包摂的に金融サービスを提供できるよう、マイクロファイナンス関連の研修などを実施し、これらの金融サービス業者による村落・遠隔地域の事業者に対する無担保融資、主にグラミン銀行方式のマイクロファイナンスのサービス展開を支援した。

UNCDF のプログラムは、プログラムに興味を持った金融機関が企画書を提出し、承認されるとプログラムの実施パートナーとなる。そして実施パートナーに対しては、プログラムの実施に必要な技術支援と、プログラム開始の際の少額の活動資金、そして成果に応じた追加的な支援資金が提供されている。

2) Value Chain Finance

今後の実施が計画されている Value Chain Finance では、紅茶、生姜、酪農製品の 3 セクターの競争力強化を目的に、それぞれのバリューチェーン内のあらゆる事業者 (農家、トレーダー、卸売業者、小売業者など) に対して、それぞれのニーズに応じた金融サービスを提供することにより、バリューチェーンの諸段階において制約となっている要因の解消を目指す。例えば、茶葉の保管設備が無いために加工工場に出荷するまで茶葉を良質な状態で保管できない場合には保管設備を設置するための融資を提供する、といった具合であり、事業者により異なるニーズに合わせてマイクロファイナンス業者、商業銀行などがニーズに合った金融サービスを提供する。デンマーク国際開発事業団 (Danish International Development Agency: DANIDA) からの支援を受けており、実施期間は 4~5 年を計画している (本プログラムは DANIDA が実施する紅茶、生姜、酪農製品のバリューチェーン支援の中の金融支援コーポネントである、という捉え方もされている)。

2.5.2 二国間による支援

(1) 英国国際開発省 (Department for International Development: DFID)

1) Center for Inclusive Growth

2008/09 年に ADB、International Labour Organisation (ILO) と共に実施されたネパールの持続可能で包摂的な経済成長を阻害する主要要因を特定する調査の結果を受けて、DFID は持続可能で包摂的な経済成長を目標とするプログラムとして Center for Inclusive Growth を実施している。現在、同プログラムはマクロ経済運営を支援するプロジェクトと、ネパールに

においてポテンシャルが高いとされる電力および観光セクターそれぞれの開発を政策レベルで支援するプロジェクトからなり、電力セクターに対する支援に関しては、Nepal Investment Board が大規模水力発電プロジェクト開発に際して民間セクターと交渉・合意するために必要な契約文書やプロセスを整備し、関係者のスキルを高めるための支援を行っているほか、より有利な条件で契約するために国際的な弁護士を派遣するなど、実際の交渉もサポートしている。観光セクター支援においては、地場の観光関連企業、起業家、投資家と共にポカラ・アンナプルナ地域の観光開発を行っている。

2) Nepal Market Development Program (Samarth Nepal)

Nepal Market Development Program では村落・山岳地域の貧困削減を目的に農業と観光分野で支援を行っている。農業開発においては、酪農製品、野菜、生姜、魚の養殖、養豚を対象に、‘making markets work for the poor’ (M4P)のコンセプトのもと、農家を市場につなげる取り組みを行っている。また、SNV が実施している Great Himalaya Trail Development Programme に対してグラントを提供している。同プログラムは、Trekking Agencies' Association of Nepal と共に国土を横断するトレッキングルート Great Himalaya Trail を開発し、これまでトレッキングが行われていなかった地域にトレッカーの呼び込むことにより、雇用・収入を増加させることを目指している。(Aug 2011 – Jul 2016)

3) Employment Fund Nepal

国際 NGO の HELVETAS Swiss Intercooperation が実施している、就学していない若者層の貧困者、特に女性への 3 か月間の職業訓練に対して Swiss Agency for Development and Cooperation (SDC) と共に活動資金を提供している。職業訓練は、大規模なトレーニングセンターにおいてではなく、コミュニティーセンターや工場など就業機会のある場所に講師が赴いて実施しており、訓練内容は各セクターの就業機会の展望に応じて適宜調整されている。これまで、年間 15,000 人程が研修を修了し、そのうちの 8 割が訓練終了後数か月以内に就業するか、自ら事業を始めている。

同ファンドによる支援は良好な成果を挙げているが、本プログラム終了後の職業訓練分野の支援については、世界銀行、ADB が CTEVT に対する大規模な支援を実施中、あるいは計画中であることから未定である。

4) Access to Finance

計画段階の支援としては、極西地方における金融アクセスの改善を目的に銀行の同地域への進出を支援するプログラムの実施が検討されている。

(2) 米国国際開発庁 (US Agency for International Development: USAID)

1) Nepal Economic, Agriculture and Trade (NEAT)

USAID は、より良い経済的機会の拡大と食料安全保障の確保を目的に Nepal Economic, Agriculture and Trade (NEAT)を実施している。実施期間は 2013 年 6 月までを予定しており、(1) 経済政策の改善によるビジネス環境の改善、(2) 農産品の競争力強化、(3) 食料の安全保障、(4) マイクロファイナンスへのアクセス拡大、の 4 コンポーネントで構成されている。

ビジネス環境の改善に関しては、民間セクター開発に関する法律（商業、工業及び農業分野を含む 15～20 法）及び規制の改善を、財務省、商業・供給省、工業省、農業省等関係省庁（6～7 省庁）と共に行っている。また、財務省に長期コンサルタントを派遣し、WTO ガイドライン基準に沿った形への関税手続きの改訂や、関係省庁の職員に対する能力強化研修などを行っている。USAID は、工業省をカウンターパートとして Confederation of Nepalese Industries (CNI) と共にネパールの投資に関する情報を発信するウェブサイト“Investment Nepal”を開設しているが、これも同プログラムの支援活動の1つである。

農産物の競争力強化としては、ヒラマメ、生姜、オーソドックスティー、オフシーズン栽培の野菜を対象として、Good Agricultural Practice (GAP) と付加価値向上のための加工（クリーニング、選別など）の推進や、冷蔵庫等の中間貯蔵施設の欠如や煩雑な関税手続きなど、バリューチェーンの諸段階にある問題の解決をサポートしている。

一方、食料の安全保障を高めるため、中西部 3 郡、西部 6 郡及び極西部 1 郡の計 35,000 農家を対象に、種子や肥料などの購入を支援するための補助金を支給している。支援対象の産品は、米、小麦、とうもろこしや、トマトやカリフラワー、キャベツなどの野菜、家畜（ヤギ、豚、鶏）である。同時に政府の農業職員の能力強化を図っている。これとは別に、食料の安全保障の改善を目的とした Feed the Future Initiative (FFI) も USAID は実施している。

マイクロファイナンスへのアクセス拡大支援としては、マイクロファイナンスセクターのフィージビリティスタディ、マイクロファイナンス機関のマッピングを行った上で、これらの機関の能力強化と支店進出が困難な地域での IT を活用した金融サービスの提供に対する支援をおこなっている。

2) Nepal Education for Income Generation Program

2008 年から 2012 年までの 5 年間、若年層の雇用、収入拡大を目的に、USAID は中西部の 15 郡で Nepal Education for Income Generation Program を実施していた。紛争被害者を対象に開始されたが、その後対象が若年層に広げられ、7 万 4,000 人が支援を受けた。

本プログラムの特徴は、労働市場の需要に合った職業訓練を提供し、研修受講者と事前に特定されていた雇用機会を結びつけることにある。小規模農家に対しては、食料保障と収入拡大を目的に生産性改善と市場とのリンケージ構築支援が行われた。職業訓練、農業に関する支援のほか、起業に必要な様々な基礎知識、ライフスキル²⁰、栄養と健康、平和構築についての指導、Dalit を含む恵まれない若者に対する奨学金の支給も行われた。

(3) ドイツ国際協力公社 (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit: GIZ)

1) Inclusive Development of the Economy Programme (INCLUDE)

貧困層や恵まれない人々のより良い収入源や雇用機会の創出を目的に、GIZ は(1) 商工会議所の起業支援サービスの強化、(2) バリューチェーン構築支援、(3) 官民対話促進のための民間セクターの能力強化、の 3 コンポーネントからなる Inclusive Development of the Economy Programme (INCLUDE)を実施している。2013 年 12 月で一旦終了するが、3 年間の

²⁰ 日常生活に生じるさまざまな問題や要求に対して、より建設的かつ効果的に対処するために必要な能力

継続延長が決まっている。

各コンポーネントで様々な活動が行われているが、コンポーネント(1)では主に商工会議所による One Stop Shop、あるいは Start-up Agency の開設を支援している。いずれの Shop あるいは Agency も企業登録や PAN 番号および VAT の登録の手続き、ビジネスに関わる規制、活用可能な BDS や金融機関についてなど、起業時に必要となる情報を全て一つの窓口で提供し、起業前後の研修も行うことにより、起業家を支援している。また、CTEVT のカリキュラム課と共に entrepreneurship development コースの内容をより実践に即したものに改訂し、50名の担当講師の養成を行っている。

バリューチェーン構築支援では、カイラリ、スルケット、ダン、ピュータンの4郡、ハチミツ、MAPs（生姜を含む）、酪農、野菜果実を対象とし²¹、個別のそして郡レベルの組合のサービス²²を強化することにより、増産、品質改善や市場アクセス改善に取り組んでいる。なお、NTIS の19品目の中では NTIS 策定以前から同プログラムで支援していたハチミツ、MAPsに加えて、MoCS からの要請によりシルバーアクセサリに対しても GIZ は支援を行っている。

また、郡レベルでの官民対話を促進するため、商工会議所による地域におけるビジネス上の課題抽出および対話の場で提案する改革案の取り纏めをサポートし、その一環として商工会議所が効果的にビジネス環境調査を実施できるように能力強化を行っている。また、対話の場が非難や中傷の場にならないよう relationship skills の研修パッケージを開発し、研修を開催している。それとは別に工業省からの要請により、ナショナルレベルでの官民対話（National Business Forum）における工業省への支援も行っている。

2) Promotion of intra-regional trade potentials in the SAARC region

Promotion of intra-regional trade potentials in the SAARC region では、SAARC の域内貿易促進を支援するため SAARC 加盟 8 か国の 28 の官民機関からなる SAARC Trade Promotion Network (SAARC-TPN)と、同ネットワークの 5 つのワーキンググループ（非関税貿易制限、インフラストラクチャー、B to B イニシアチブ、貿易情報ポータル、中小企業の貿易促進、およびドナーコーディネーション）に対してコミュニケーション促進、運営改善、貿易促進の障害となっている問題の特定するための専門能力強化、を支援している。また、貿易情報ポータルサイトでは、関税率、貿易手続きや価格帯など SAARC 加盟各国の貿易に関連する情報を網羅的に提供している。

3) WTO/EIF Support Programme

GIZ は、WTO の Enhanced Integrated Framework におけるネパールのドナーファシリテーターとして (1) 非関税障壁の特定と問題解消のための取り組み、(2) NTIS 実施に際してのプロジェクトマネジメント、ドナー支援の効果的な活用、モニタリング評価、(3) 貿易に関連する官民対話の促進のための支援を、カウンターパートである MoCS に対して行ってい

²¹ ハチミツはダン、カイラリ、スルケットの3郡、生姜を含む MAPs はピュータンおよびスルケット、酪農と野菜果実はダンで取り組まれている

²² 栽培方法に関する研修、巣箱、定期的な獣医検診など必要な材料やサービスの提供、集荷所の設置など。

る。NTIS のパイロットプロジェクトとして MAPs、シルバーアクセサリが選ばれ、民間セクターと共にアクションプランが策定されている。

その他、ドイツの計量標準機関である Physikalisch-Technische Bundesanstalt (PTB)は、試験設備、試験システム導入のための支援を Nepal Bureau of Standards & Metrology (NBSM)に対して行っている。ハチミツ、MAPs、シルバーアクセサリを GIZ が支援していることから、まずはこれらの品目の試験分析で国際認証を取得することが目指されている。

また、マイクロファイナンス支援の可能性についてのドイツの開発銀行である KfW バンキンググループによる調査が計画されている。

(4) Swiss Agency for Development and Cooperation (SDC)

Dolakha (ドラカ) 郡は、現地商工会議所が「一郡一品」先進県と現地商工会議所が自画自賛している。同郡に対しては、スイス援助庁 (Swiss Agency for Development cooperation) が、長期的かつ集中的に援助を行っている。1975 年から 1990 年までは、Integrated Hill Development Project を実施している。また、1990 年からは、農村部保健開発プロジェクト、集落森林プロジェクト、技術教育・職業訓練プロジェクトを実施している。これらの総合的な支援の上で、ドラカ郡においては、一郡一品が根付き始めている。

表 2.5-1 にドナー支援マッピングを示す。制度・環境改善、金融アクセス、職業訓練、起業支援、農産品の増産・販売支援に対する支援が多く、重なる内容も見られる。一方で直接的な生産・製造活動に対する支援は農産品が中心で、シルバーアクセサリを除くと製造業に特化した支援はなされていない。制度・環境改善は、政府の主たる役目であることから政府機関との活動が中心となるが、官民対話により民間の声を反映させようとする取り組みのほか、CNI による投資関係のポータルサイト開設を支援するなど民間セクターも活用している。また、農家や起業家に対するより直接的な支援においては、ファシリテーターなどを養成したり、公的セクターからの支援が及ばない部分を商工会議所、組合などと協働したりしており、全体として民間セクターの関与を高めた形での支援が行われていると言える。

表 2.5-1 ドナー支援マッピング

		F/P	Policy/ regulations	Private-Public Partnership	Investment	Trade	Access to finance	Training	Entrepreneurship development	Value chain	Assistance for specific sectors/products
WB/IFC	Project for Agriculture Commercialization and Trade (PACT)					✓(Food standard, SPS)				✓	
	Enhanced Vocational Education and Training		✓(TEVT)					✓			
	Nepal Investment Climate Reform Program		✓	✓	✓	✓					
	Venture Capital						✓(Venture capital)				
	Support for PPP infrastructure projects				✓						
	Various Supports for the financial sector development		✓(Financial sector)								
ADB	Support for Formulating an Economic Development Vision		✓								
	Preparation of the Agricultural Development Strategy		✓(Agriculture)								
	South Asia Subregional Economic Cooperation Trade Facilitation Program					✓					
	Skill Development Project	P						✓			
UNDP	Micro-Enterprise Development Programme						✓(intermediation)	✓Training of facilitators & BDS providers	✓		
	Access to Financial Services	F					✓Remote areas				
UNCDF	Value Chain Finance						✓Actors in selected value chains			✓	Dairy, tea, ginger
	Access to Financial Services	F					✓Remote areas				
DFID	Center for Inclusive Growth		✓(Energy & Tourism)		✓						Energy, tourism
	Nepal Market Development Program (Samarth Nepal)									✓	Dairy, vegetables, ginger, aquaculture, pigs Tourism (trekking)
	Employment Fund Nepal							✓			
	Access to Finance	P					✓Remote areas				
USAID	Nepal Education for Income Generation Program	F							✓		
	Nepal Economic, Agriculture and Trade (NEAT)		✓							✓	Tea, ginger, lentil, vegetables
GIZ	EIF			✓		✓					
	Promotion of intra-regional trade potentials in the SAARC region					✓					
	Inclusive Development of the Economy Programme			✓					✓	✓	Honey, MAPs, dairy and vegetables & fruits

F: 終了、P: 計画段階

出所: 調査団聞き取りによる

2.6 産業政策における課題

2.6.1 産業関連政策・施策の課題

ネパールでは、産業開発政策のみならず、中長期経済開発計画や緊急政策など、政策体系としては極めて充実した内容となっている。また、各省が策定する施策体系も総花的な感は否めないものの（優先順位付けがない）、現状を見極めた施策がそれぞれ打ち出されている。しかしながら実際のアクションにおいては次のような課題を抱えていると言える。

(1) 政治的安定、リーダーシップの欠如

国家経済開発5か年計画、3か年計画、あるいは2012年に発表された緊急プランなど、その書かれている内容は、時代時代において的を得たものである、その現状認識も適切と言える。しかしネパールにおける問題点は、これら国の基本方針と各省が打ち出す施策に十分な整合性が採れていないこと（あるいは省庁間の施策においても連携が取れていないケースがある）、さらには、その施策を実施するための予算措置が政治的混乱から常に政争の具とされ、強いリーダーシップが欠如している点に問題がある。また、同様に各省が作成する施策と、それを実施に移すアクションプランの間でも連携が不足し、整合性が欠けている。

(2) 政府予算の執行の遅れ

現在、国会そのものが休会状態²³となっているため、各省が準備している様々な産業開発施策も国会審議がなされないまま、時が過ぎている。2012/13年予算は、7月と12月に2回に分けて編成され、大統領令によって執行される事態である。また承認された予算自体、これまでの予算内容を踏襲する形で組まれ、新規の施策実施のための予算が盛り込まれているわけではない。そのため新規施策は全く実施に移されていない。このことが様々な分野で停滞を発生させ、産業振興も思い通り進まない事態となっている。

(3) 歳出超過による財政赤字の拡大

ネパールの国家財政は、歳出超過による財政赤字の基調が長期的にまったく変化していない。財政赤字を海外からの支援で補い、更に不足している部分と債務返済による資本赤字は、国内借入で補っている。政党が乱立する中、政府は妥協に妥協を重ねるため、各政党の要求を受け入れがちであり、財政規律よりも歳出拡大への圧力が大きい。

(4) 施策実施機関における人員不足、予算不足

2007年以降、ネパール政府は、公務員の早期退職制度を導入し、全体的な人員削減を目指している。これを受け、施策実施機関となる各省の人員も、その大半で定員割れとなっている。これは地方でも同様である。例えば、零細・小規模の振興を担当する **Department**

²³ 2012年5月27日に制憲議会が解散した。そのため、総選挙で国会議員が選出されるまでは、国会は機能していない。

of Cottage & Small Industry (DoCSI)、あるいは Cottage & Small Industry Development Board (CSIDB) の郡事務所、貿易振興の Trade & Export Promotion Center など共通した問題となっている。また、プログラム実施においても国家予算の不足から予算的制約が大きい。たとえば、Department of Industry における年間のプログラム予算は、すべての部局を含めて年間 300 万ルピー（約 300 万円）である。この予算で投資振興、投資申請管理、Industrial Promotion Board の事務局などの役割を果たさねばならない。この予算では、投資促進および貿易促進のための積極的な活動は難しい。

(5) 産業振興における省庁間の連携不足と産業振興マインドの欠如

ネパール政府において、産業振興を図る上での現状問題の把握はなされているが、社会的平等主義の政策が優先し、産業振興政策における選択と集中が不十分である。そもそも政府側において産業振興マインドが希薄である。また、NTIS2010 や Nepal Investment Board (NIB) の施策実施においても見られるように、省庁間の横の連携が少ない。産業振興の重要性を政治的にアピールしてもその実際が伴っていないことが問題のひとつと言える。官民の連携に関しては、従来、官尊民卑で両者の懸隔が大きかったが、近年、少しずつ改善が見られる。たとえば、Department of Industry は、2012 年に初めての投資促進セミナーを開催するに際し、運営ノウハウを FNCCI に相談し、参加者リストの共有を図っている。また、工業省主導による官民協議の定期的な会合の場も設定されるようになった。

ただし、官民の文化の相違は大きく、実際の政策レベルには、なかなか反映されていない。また、NIB においても、「官」での仕事を担当する部署と「民」との窓口になる部署は、事務所の位置も給与体系も、スタッフの学歴も異なるものとなっている。

(6) WTO 加盟国としての利点が生かせない国内産業構造

経済の自由化とグローバル化の推進は、産業基盤・環境が十分に出来上がっていないネパールにとっては重荷でもあり、輸入関税がかかるネガティブリスト品目もいまだ多く抱えている。また、輸入関税を平均 12% 台まで急速に下げた分、国内での物品税が上がり、ネパール国民にとっては裨益となっていない。一方、輸入国の低関税を活用して輸出促進するにも、輸出できる品目がネパールにおいては少ない。結果的に輸入が輸出の 6 倍強となり、そのことが国内で産業資本が育たず、商業資本中心となる要因のひとつにもなっている。

経済自由化が、ひずんだ形で進んでいる。特に消費財と輸出向け商品の原料の輸入を促進する形となっている一方で、輸出は伸び悩んでいる。これは、輸出向け商品育成ができていないことと、関税政策が、産業政策としてよりも、政治的な部分で決められてきたことに影響している。そのため、関税政策が、他の産業関連政策と連動しておらず、産業振興につなげっていない。

また、保護関税とも呼べるような高率の関税や物品税を課している自動車や自動二輪車の輸入が、近年大きく伸びている。それは、出稼ぎ送金により購買力を伸ばしているネパール消費者による需要が、底堅いためであると言える。海外への出稼ぎで、商品に対する目が肥えてきているネパール消費者に対して、保護関税だけで、国内製品の消費を促すのは、今後、ますます難しくなっていくはずである。

第3章 産業セクター別概況

第3章 産業セクター別概況

3.1 農業セクター

3.1.1 農業セクターの概況

表3.1-1は、1995/96年および2009/2010年における農業セクターの主要な指標を示している。セクターとして縮小傾向にはあるものの、農業セクターは依然としてGDPの3分の1を占め、雇用の3分の2を吸収しており、ネパール経済における重要な位置を占めている。1995/96年以降、同セクターの成長率は増減を伴いつつ、且つ若干の低下傾向を示しながら3%前後で推移してきた。15年程前の1995/96年当時と比較すれば、農業セクターの経済規模および生産性にも改善が見られるものの、国全体の経済成長を牽引するまでには至っていない。農業セクターGDPの大まかな内訳としては、稲の生産が全体の2割で、これにとうもろこしと小麦を加えると3分の1強を占め、残りは他の作物が15%、家畜が25%、園芸作物が20%弱で、漁業が2%ほどとされる。農家あたりの平均農地面積は0.7ヘクタール、耕作地の過半が0.5ヘクタール未満と小規模で、自給自足的な生産活動が中心となっている¹。農業省（Ministry of Agricultural Development）が農業セクターの開発を管轄している。

表 3.1-1 ネパール農業セクター主要指標

Indicator	1995/96	2009/2010
Agricultural GDP	\$3.4 billion	\$5.2 billion
Productivity of Agricultural Labor (\$/person)	\$466/person	\$705/person
Agricultural Land per Household (ha/hh)	1.1	0.7
Percentage of holdings operating less than 0.5 ha	40.1%	51.6%
Productivity of Agricultural Land (\$/ha)	\$1,118/ha	\$1,692/ha
Agricultural Land Use (cereal as percentage of cultivated land)	80%	80%
Seed turnover	8%	8%
Employment in Agriculture	66%	60%
Agricultural Exports	\$32million	\$248 million
Agricultural Imports	\$157 million	\$621 million
Poverty (2010 preliminary)	42%	25%
Percentage of households reporting inadequacy of food consumption	50.9%	15.7%
Stunting of Children (less than 5 years)	60%	42%
Irrigation cover (% of cultivated area)	39.6%	54%
Infrastructure (Rural Road Network km and Strategic Road Network km)	SRN = km 10,000	RRN = 40,000 km SRN = 20,000 km
ICT reach	Less than 10% connected	46% connected

出所: Agrifood Consulting International, Inc.. 2012. TA 7762-NEP Preparation of the Agricultural Development Strategy – Assessment Report.

¹ コメは30%、野菜やジャガイモは40%ほどしか市場に出回っておらず、大部分は自家消費されている。一方、全農産物の商業化率（販売・交換用として市場に出回る割合）は44.7%とのことで。

3.1.1.1 主要農産品

(1) 穀類

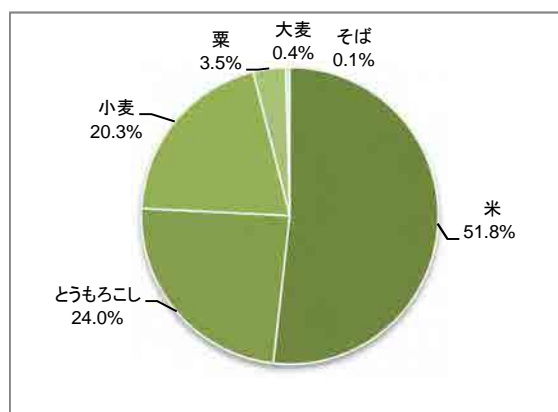
表 3.1-1 で示したように、ネパールでは耕地の 80% が穀類の生産に充てられている。表 3.1-2 は穀類の栽培面積と生産高の推移、図 3.1-1 は 2010/11 年の穀物生産の内訳を示している。小麦、とうもろこしおよび粟は栽培面積の拡大を伴って収穫高が増加しており、2010/11 年の収穫高は 1995/96 年との比較でそれぞれ 72%、55%、7% 増加している。稲の栽培面積に大きな変化はないが、2010/11 年の収穫高は 1995/96 年比で 25% 程増加している。一方、大麦の栽培面積、収穫量は同期間で共に 25% 超の減少となっている。同期間における 1 ヘクタール当たりの収量は大麦以外の穀類で増加しており（データの無いそばを除く）、特に小麦は 47% 増、とうもろこしは 36% 増、米は 25% 増と大きな伸び率を記録している。

表 3.1-2 穀類の栽培面積および生産高推移

(面積：1,000 ヘクタール、生産高：1,000 トン)

年	米		とうもろこし		粟		そば		小麦		大麦	
	Area	Prod.	Area	Prod.	Area	Prod.	Area	Prod.	Area	Prod.	Area	Prod.
1995/96	1,496.8	3,578.8	791.7	1,331.1	260.1	282.4	N/A	N/A	653.5	1,012.9	39.4	41.3
2000/01	1,560.0	4,216.5	824.5	1,484.1	259.9	282.9	N/A	N/A	641.0	1,157.9	28.2	30.5
2005/06	1,549.4	4,209.3	850.9	1,734.4	261.7	290.9	N/A	N/A	672.0	1,394.1	26.2	27.8
2006/07	1,439.5	3,680.8	870.4	1,819.9	265.2	284.8	N/A	N/A	702.7	1,515.1	26.6	28.3
2007/08	1,549.3	4,299.2	870.2	1,878.6	265.5	291.1	N/A	N/A	706.5	1,572.1	26.1	28.1
2008/09	1,555.9	4,523.7	875.4	1,930.7	265.9	292.7	N/A	N/A	695.0	1,343.9	25.8	23.2
2009/10	1,481.3	4,023.8	875.7	1,855.2	268.5	299.5	N/A	N/A	731.1	1,556.5	26.6	27.6
2010/11	1,496.5	4,460.3	906.3	2,067.5	269.8	302.7	10.3	8.8	767.5	1,745.8	28.5	30.2

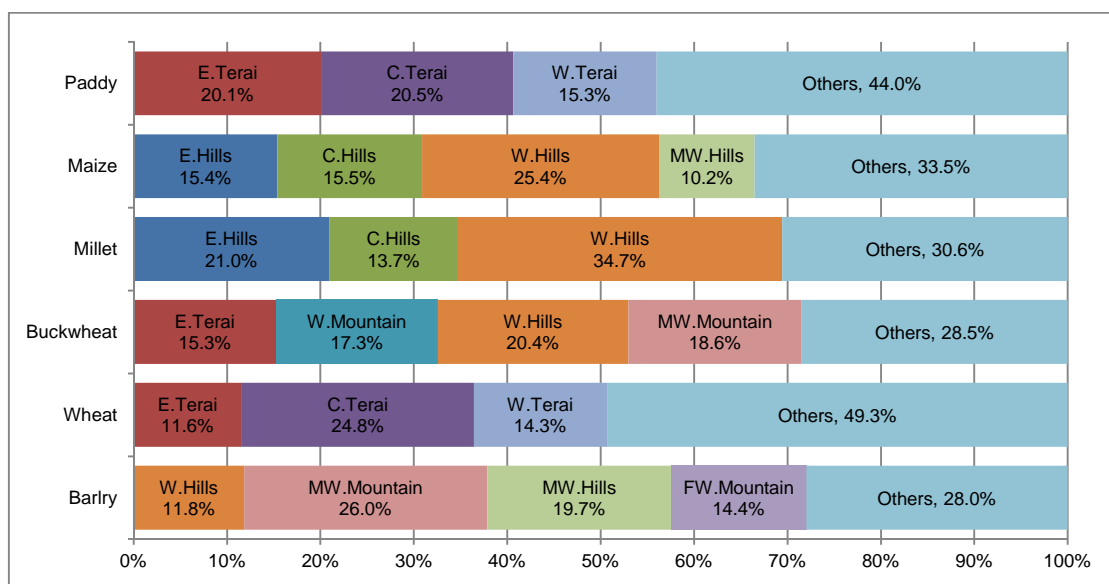
出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

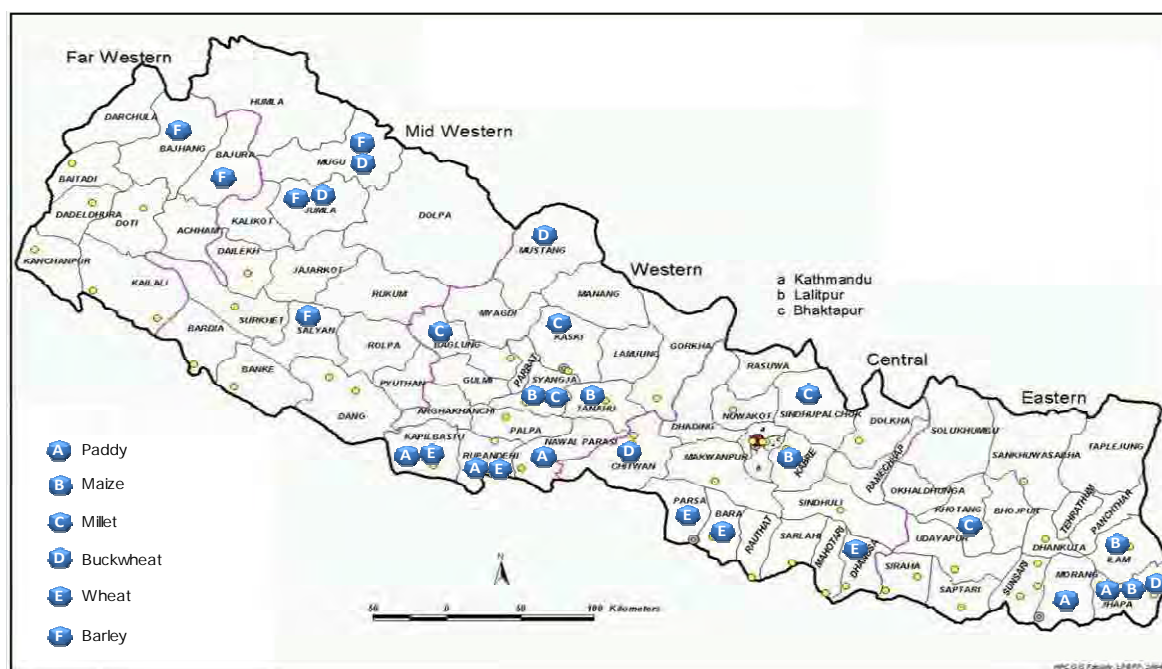
図 3.1-1 穀類の生産量内訳 (2010/11 年)

米および小麦は東部、中部および西部タライ地域での生産高が全体の過半を占める一方で、とうもろこし、粟は東部、中部および西部の丘陵地域で多く生産されている (図 3.1-2 参照)。そばは東部のタライ地域と中西部の山間部、および西部の山間・丘陵地域で主に生産されている。大麦は中西部の山間・丘陵地域、極西部山間地域と西部丘陵地域で生産量全体の 7 割を占める。図 3.1-3 は穀類の生産量上位 5 郡を示している。



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-2 穀類の地域別栽培シェア(2010/11 年)



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-3 穀類の生産量上位 5 郡(2010/11 年)

(2) 主要換金作物 (油糧種子、じゃがいも、タバコ、さとうきび、ジュート)

ネパール政府は、油糧種子、じゃがいも、タバコ、さとうきび、ジュートを主要な換金作物としてその生産量を発表している (表 3.1-3 参照)。油糧種子、じゃがいも、さとうきびは栽培面積の増加を伴って収穫高も増え、2010/11 年の 1 ヘクタール当たりの収量も 1995/96 年比でそれぞれ 31%、62%、23%増加している。一方、タバコは長期的に栽培面積、生産量

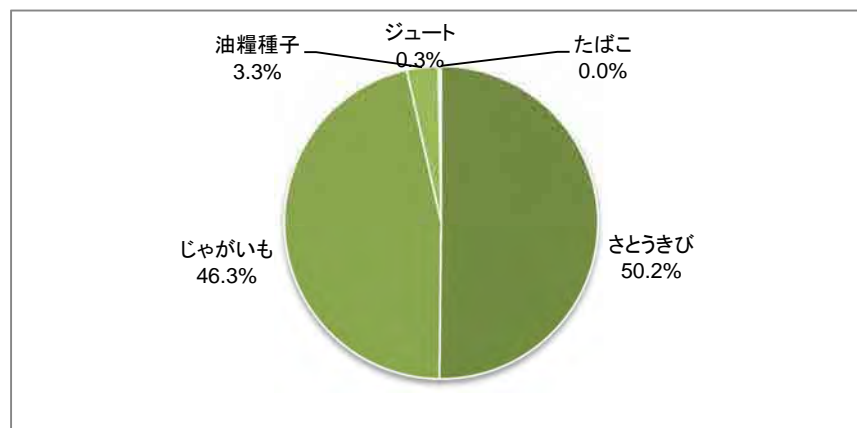
共に減少しており、ジュートの収穫量は一旦増加したものの、近年は減少傾向にある。図 3.1-4 は主要換金作物の生産量内訳（重量ベース）を示している。油糧種子とじゃがいもはネパール全域で広く生産されているが、油糧種子はタライ地域、じゃがいもは東部全域および中部丘陵地域が主要な生産地となっている。たばこの8割、さとうきびの6割弱は中部タライ地域で生産されている（図 3.1-5 参照）。

表 3.1-3 主要な換金作物の栽培面積および生産高推移

（面積：1,000ヘクタール、生産高：1,000トン）

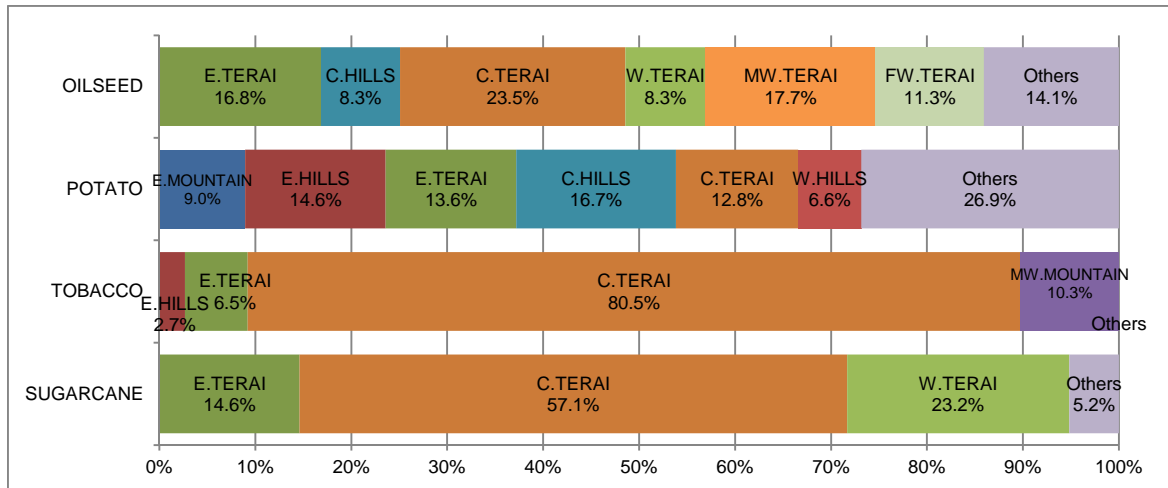
年	油糧種子		じゃがいも		たばこ		さとうきび		ジュート	
	Area	Prod.	Area	Prod.	Area	Prod.	Area	Prod.	Area	Prod.
1995/96	185.0	116.0	106.0	898.4	6.1	5.5	44.8	1568.7	11.2	15.0
2000/01	188.5	132.3	129.0	1313.7	4.2	4.0	59.4	2211.8	11.3	16.4
2005/06	188.1	139.3	150.9	1974.8	2.7	2.7	62.1	2462.6	12.0	17.1
2006/07	184.2	135.7	153.5	1943.2	2.7	2.6	64.0	2599.8	11.7	16.8
2007/08	180.3	134.3	156.7	2054.8	2.7	2.6	63.0	2485.4	11.6	17.0
2008/09	181.4	135.5	181.9	2424.0	2.5	2.5	58.1	2354.4	11.7	17.7
2009/10	198.5	155.1	185.3	2517.7	2.5	2.5	58.3	2495.1	10.5	13.0
2010/11	213.7	176.2	182.6	2508.0	1.1	1.2	63.0	2718.2	10.6	14.4

出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-4 主要換金作物の生産量内訳(2010/11年)



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-5 主要換金作物の地域別栽培シェア(2010/11年)

図 3.1-6 は主要換金作物の生産量上位 5 郡を示している。



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-6 換金作物の生産量上位 5 郡(2010/11年)

(3) 豆類

表 3.1-4 および図 3.1-7 に示すように、豆類ではヒラマメの生産量が 20 万 7,000 トン (2010/11 年) と圧倒的に多く、2 万 8,000 トンの大豆、2 万 3,000 トンのケツルアヅキが続く。2000/01 年と 2010/11 年の比較では、ヒラマメと大豆の収穫高が栽培面積の拡大および 1 ヘクタール当たりの収量の増加を伴って増加 (収穫量でそれぞれ 45%、62% 増) している一方で、ヒヨコマメ、キマメの生産は栽培面積の減少を伴って減少しており、キマメは収量も下がって

る。ヒラマメはタライ全域、特に中部と中西部での生産量が多い。大豆は中部を中心に丘陵地域全域、ケツルアズキは東部、西部の丘陵地域の生産シェアが高い（図 3.1-8 参照）。

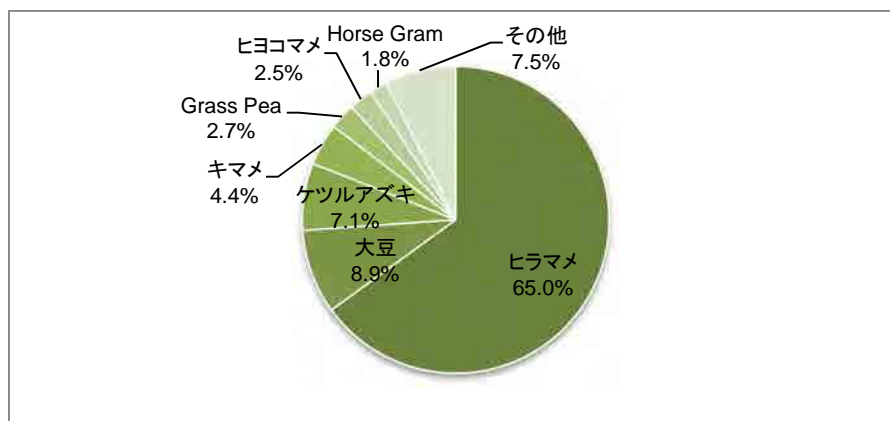
表 3.1-4 豆類の栽培面積および生産高推移

(面積：1,000 ヘクタール、生産高：1,000 トン)

年	ヒラマメ		ヒヨコマメ		キマメ		ケツルアズキ	
	Area	Prodn	Area	Prodn	Area	Prodn	Area	Prodn
2000/01	178.7	143.1	14.6	12.1	24.0	20.9	30.3	21.6
2005/06	183.2	158.0	10.2	8.4	20.7	19.1	32.8	25.5
2006/07	189.2	164.7	10	8.1	21	19.2	32.8	25.4
2007/08	189.5	161.1	9.2	7.3	21.4	18.8	32.9	25.7
2008/09	183.8	147.7	8.5	6.9	20.9	18.2	33.1	26.0
2009/10	187.4	151.8	8.6	7.1	21.3	18.6	33.8	26.7
2010/11	207.6	206.9	9.1	8.1	17.5	14.1	27.5	22.5

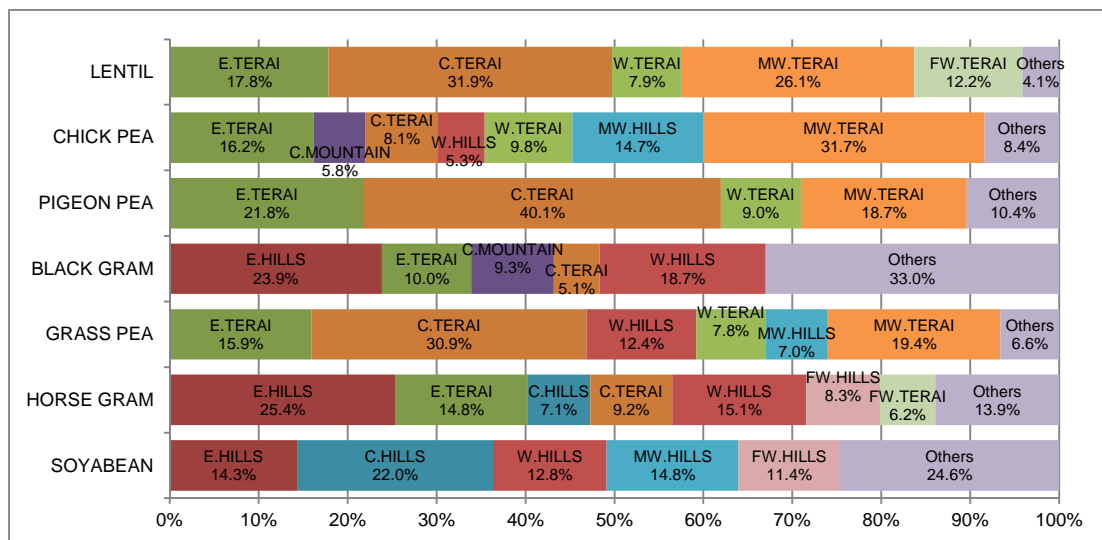
年	Grass Pea		Horse Gram		大豆		その他	
	Area	Prodn	Area	Prodn	Area	Prodn	Area	Prod
2000/01	8.7	6.8	8.4	5.2	20.7	17.5	20.7	16
2005/06	6.3	4.8	8.0	5.8	23.1	20.6	29.2	25.3
2006/07	6.2	4.7	8	5.9	23.2	21.0	29.3	25.4
2007/08	6.6	4.9	7.8	5.4	23.2	21.0	29.8	25.5
2008/09	5.9	4.3	7.8	5.4	23.5	21.5	29.8	25.5
2009/10	6.0	4.5	8.0	5.5	23.9	22.0	30.4	26.2
2010/11	9.2	8.7	7.9	5.8	29.3	28.3	26.2	23.9

出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information on Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-7 豆類の生産量内訳 (2010/11 年)



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information on Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-8 豆類の地域別栽培シェア(2010/11年)

図 3.1-9 は豆類の生産量上位 5 郡を示す。



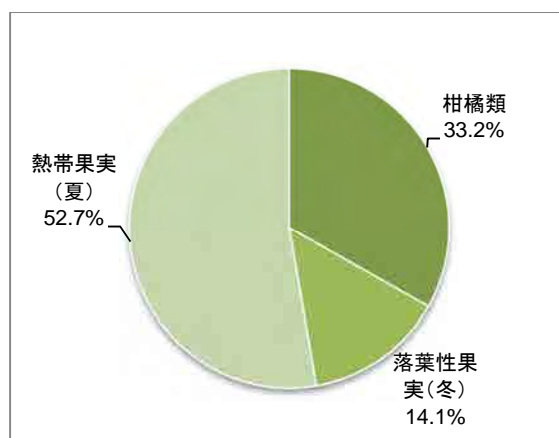
出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information on Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-9 豆類の生産量上位 5 郡(2010/11年)

(4) 果実類

図 3.1-10 に示すように、果実は熱帯果実の生産量が最も多いが、対 2000/01 年比での収穫高の伸びは、マンダリン、ジュネール、ライム、レモンなどからなる柑橘類が 117%増と最も高く(表 3.1-5 参照)、単品としての生産量もマンダリンが 17 万 9,494 トンと最も多い(図 3.1-11 参照)。柑橘類は栽培面積と収量の双方がそれぞれ 99%、9%増加しているが、落葉果

実、熱帯果実は栽培面積および収穫高を増加させているものの1ヘクタール当たりの収量はわずかながら低下している。



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

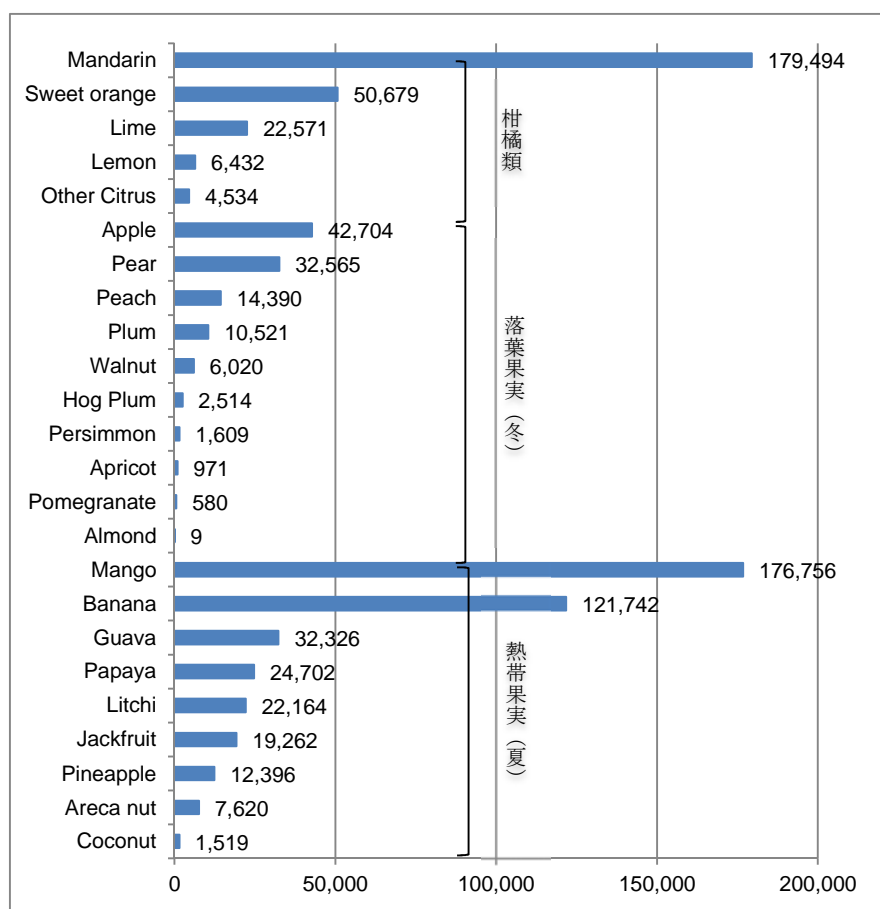
図 3.1-10 果実の生産量内訳(2010/11年)

表 3.1-5 果実の栽培面積および生産高推移

(面積: 1,000ヘクタール、生産高: 1,000トン)

Year	柑橘類		落葉性果実(冬)		熱帯果実(夏)		計	
	Productive Area	Production	Productive Area	Production	Productive Area	Production	Productive Area	Production
2000/01	11.9	121.7	10.4	89.5	25.8	276.2	48.2	487.3
2005/06	15.2	164.1	11.3	96.2	30.0	275.1	56.5	535.4
2006/07	15.8	171.9	11.5	97.7	30.3	305.5	57.6	575.1
2007/08	19.9	226.4	11.7	99.8	31.9	304.4	63.4	630.6
2008/09	22.5	253.8	12.0	103.1	34.3	329.3	68.8	686.2
2009/10	22.9	259.2	12.6	107.6	35.2	340.2	70.7	707
2010/11	23.6	263.7	14.1	111.9	41.5	418.6	79.2	794.2

出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-11 果実の生産量内訳(トン)(2010/11年)

図 3.1-12 から 3.1-14 に主な柑橘類、落葉性果実、熱帯果実それぞれの生産量上位 5 郡を示す。柑橘類はいずれも大部分が丘陵地域で生産されている。落葉果実では林檎、梨、桃、プラムの生産が多く、林檎は中西部山間地域での栽培が全体の半数を占める。一方、梨、桃、プラムは東部から西部の丘陵部を中心として丘陵部および山間部で広く栽培されている。熱帯果実ではマンゴーとバナナが多く、共に東部、中部および西部のタライ地域での栽培量が大きな割合を占める。



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-12 柑橘類の生産量上位 5 郡(2010/11 年)



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-13 落葉性果実の生産量上位 5 郡(2010/11 年)



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-14 熱帯果実の生産量上位 5 郡 (2010/11 年)

(5) 野菜

果実と同様、野菜の生産も栽培面積の拡大を伴って増加しており、1995/96 年と 2010/11 年の比較で栽培面積、収穫高、収量はそれぞれ 69%、141%、43%増加している (表 3.1-6 参照)。

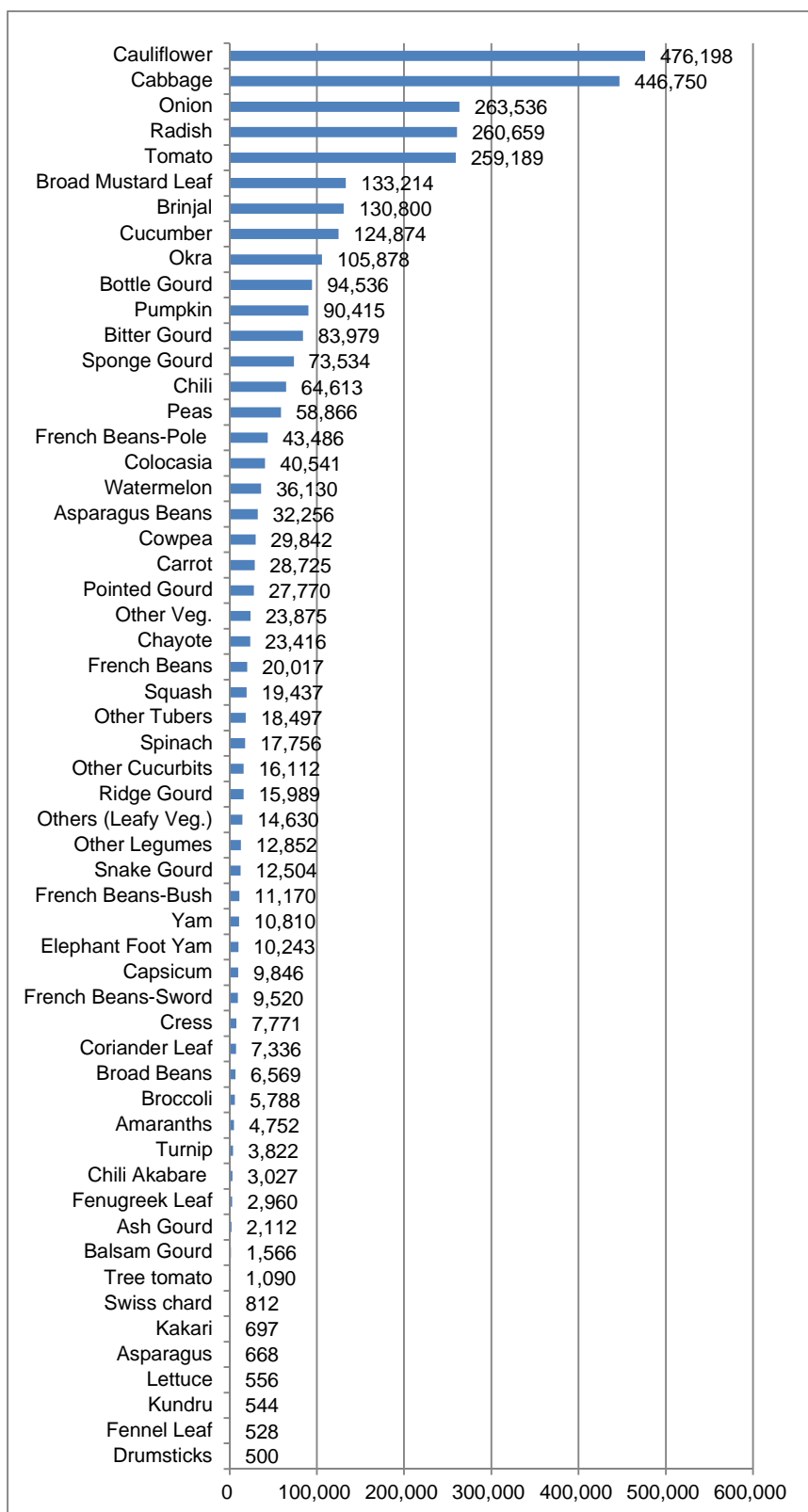
表 3.1-6 野菜生産高の推移

(面積：ヘクタール、生産高：トン、収量：キロ/ヘクタール)

年	Area	Prod.	Yield
1995/96	144,368	1,327,298	9,194
2000/01	157,162	1,652,979	10,518
2005/06	189,832	2,190,100	11,537
2006/07	191,922	2,298,689	11,977
2007/08	208,108	2,538,904	12,200
2008/09	225,154	2,754,406	12,233
2009/10	235,098	3,003,821	12,777
2010/11	244,102	3,203,563	13,124

出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

栽培されている野菜のうち、重量ベースではカリフラワーの生産量が最も多く、キャベツ、玉葱、大根、トマトと続く (図 3.1-15 参照)。これらの野菜は東部から中部の丘陵地域、東部から中西部のタライ地域での栽培が盛んである (図 3.1-16 参照)。



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-15 野菜の生産量(トン)内訳(2010/11年)



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-16 主な野菜の生産量上位 5 郡(2010/11 年)

(6) 香辛料

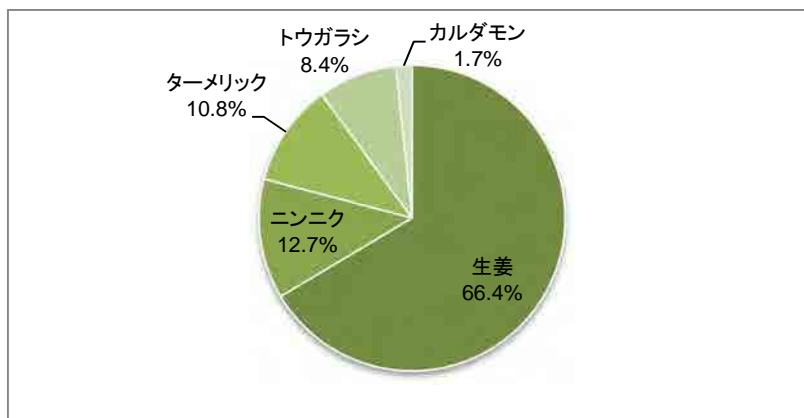
香辛料としてはカルダモン、生姜、ニンニク、ターメリック、唐辛子が栽培されており、中でも生姜の生産量は 21 万 6,289 トンと他の産品を大きく上回っている（表 3.1-7 および図 3.1-17 参照）。

表 3.1-7 香辛料の栽培面積および生産高(2010/2011 年)

(面積：ヘクタール、生産高：トン)

Cardamom		Ginger		Garlic		Turmeric		Chili	
Total Area	Prodn.	Area	Prodn.	Area	Prodn.	Area	Prodn.	Area	Prodn.
14,787	5,517	19,081	216,289	5,773	41,290	4,080	35,295	6,349	27,203

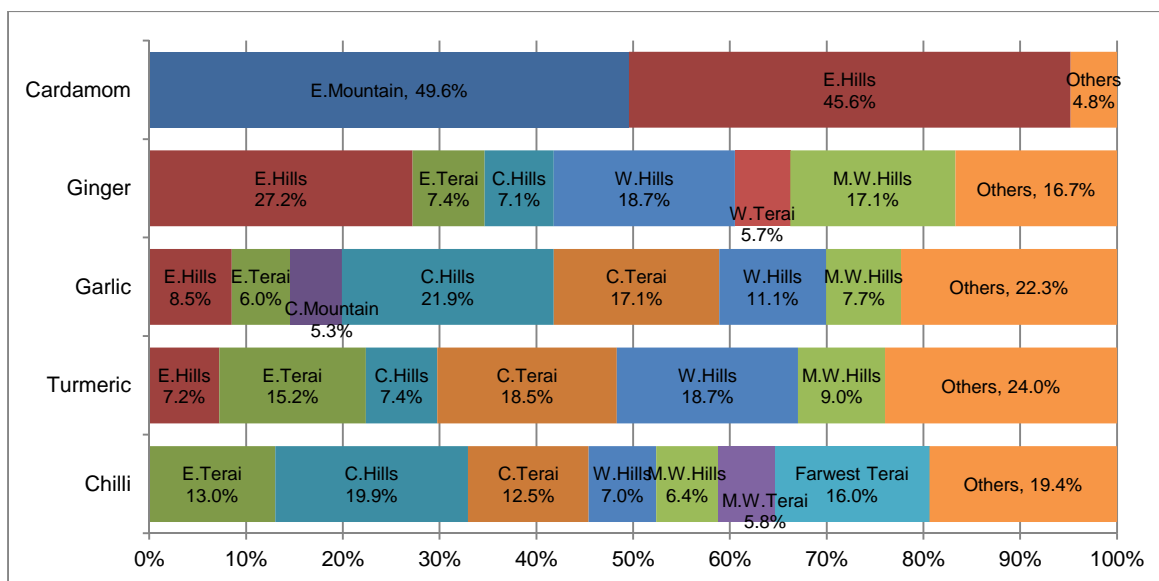
出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-17 香辛料の生産量内訳(2010/11 年)

カルダモンの生産地はほぼ東部の山間・丘陵地域に限られている。生姜は東部、西部、中西部の丘陵地域、ニンニクは中部の丘陵およびタライ地域で多く生産されている（図 3.1-18 参照）。図 3.1-19 に主な香辛料の生産量上位 5 郡を示す。



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-18 香辛料の地域別栽培シェア(2010/11 年)



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives, 2012. Statistical Information on Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-19 主な香辛料の生産量上位 5 郡(2010/11 年)

(7) 茶葉・コーヒー

表 3.1-8 および表 3.1-9 で示すように、茶葉は主に東部の丘陵およびタライ地域で栽培され、2010/11 年は 17,451 ヘクタールのプランテーションから 17,437 トンが収穫された。規模の大きいプランテーションで栽培されるだけでなく、小規模農家も茶葉を栽培している。茶葉のうち、9 割弱は CTC (Crush Tear Curl)、残りはオーソドックスティーとして出荷される(表 3.1-10 参照)。CTC 向けの茶葉はタライ地域、オーソドックスティー向けは山岳地域で栽培されおり、ジャパでの茶葉生産量 1 万 5,195 トンが生産量全体の 9 割弱を占めていることと符合する。ただし、栽培面積はオーソドックスティー向けが 8,272 ヘクタール、CTC 向けが 9,179 ヘクタールでそれほど大きな差はない。

表 3.1-8 茶葉の栽培面積および生産高推移

(面積:ヘクタール、生産高:トン)

	Plantation area				Production			
	Private	NTDC	Small holder	Total	Private	NTDC	Small holder	Total
1992/93					754.0	860.0	0	1,614.0
1993/94			493		687.0	982.0	75.0	1,744.0
1994/95			644		837.0	1,009.4	100.0	1,946.4
1995/96			828		1,500.0	1,112.3	125.0	2,737.3
1996/97	1,685	938	879	3,502	1,800.0	925.9	180.0	2,905.9
1997/98	2,192	938	1,385	4,515	1,946.5	603.1	469.0	3,018.6
1998/99	6,073	938	3,239	10,250	3,577.9	496.9	418.2	4,493.0
1999/00	6,073	938	3,239	10,250	3,577.9	496.9	1,010.5	5,085.2
2000/01	8,179		3,818	11,997	5,089.6	0	1,549.5	6,639.1
2001/02	8,179		4,186	12,365	5,864.7	0	1,653.9	7,518.6

	Plantation area				Production			
	Private	NTDC	Small holder	Total	Private	NTDC	Small holder	Total
2002/03	8,321		4,314	12,635	6,478.0	0	1,720.0	8,198.0
2003/04	8,869		6,143	15,012	7,714.7	0	3,956.5	11,671.2
2004/05	8,312		6,989	15,301	7,789.9	0	4,816.2	12,606.1
2005/06	8,911		7,100	16,011	8,443.9	0	5,244.3	13,688.2
2006/07	9,011		7,409	16,420	9,340.7	0	5,827.0	15,167.6
2007/08	9,030		7,564	16,594	9,940.3	0	6,187.2	16,127.5
2008/09	9,063		7,655	16,718	9,990.0	0	6,218.1	16,208.1
2009/10	9,159		7,968	17,127	10,237.5	0	6,370.0	16,607.6
2010/11	9,331		8,120	17,451	10,749.4	0	6,688.5	17,437.9

出所: National Tea and Coffee Development Board. 2012. Tea-Coffee.

表 3.1-9 茶葉の郡別栽培面積および生産高 (2010/11 年)

(面積: ヘクタール、生産高: トン)

	Total	
	Area	Production
Jhapa	9,179	15,195.2
Ilam	5,417	1,718.7
Panchathar	897	242.5
Dhankuta	467	133.1
Terathum	268	50.0
Others	1,223	98.4
Total	17,451	17,437.9

出所: National Tea and Coffee Development Board. 2012. Tea-Coffee.

表 3.1-10 茶葉の構成 (2010/11 年)

(面積: ヘクタール、生産高: トン)

	Orthodox		CTC		Total	
	Area	Production	Area	Production	Area	Production
Garden	3,133	745.8	6,198	10,003.6	9,331	10,749.4
Small farmers	5,139	1,496.9	2,981	5,191.6	8,120	6,688.5
Total	8,272	2,242.7	9,179	15,195.2	17,451	17,437.9

出所: National Tea and Coffee Development Board. 2012. Tea-Coffee.

コーヒーの栽培面積は 1994/95 年の 135.7 ヘクタールであったが、2010/11 年には約 13 倍の 1,752 ヘクタールに増加し、生産量も同年にはパーチメントコーヒーで 502 トンとなっている (表 3.1-11 参照)。Agricultural Enterprise Center (AEC) によれば、100 キロの ripe cherry は、35-38 キロの dry bean、23-24 キロ parchment bean、16.5-18.5 キロの green bean に相当する²。表 3.1-11 には、仮に ripe cherry : dry bean : parchment bean を 100 : 35.5 : 23.5 : 17.5 と想定した場合の green bean 生産量の試算も示した。Nepal Coffee Producers Association (NCPA)によれば 2011/12 年の green bean 生産量は 418 トンであることから、同試算にそれほど大きな誤差はないと思われる。

² AEC. The Study Report on Trade Competitiveness of Nepalese Coffee. 2006

表 3.1-11 コーヒーの栽培面積および生産高推移

(面積：ヘクタール、生産高：トン)

	Area	Production (dry cherry)	Production (parchment bean)	<Estimate> Production (green bean)
1994/95	135.7	12.95		6.4
1995/96	220.3	29.2		14.4
1996/97	259.0	37.35		18.4
1997/98	272.1	55.9		27.6
1998/99	277.1	44.5		21.9
1999/00	314.3	72.4		35.7
2000/01	424.0	88.7		43.7
2001/02	596.0	139.2		68.6
2002/03	764.0	139.2		68.6
2003/04	952.2	217.6		107.3
2004/05	1,078.0	250.0		123.2
2005/06	1,285.0	391.0		192.7
2006/07	1,295.5		270.0	201.1
2007/08	1,145.0		265.0	197.3
2008/09	1,531.0		334.0	248.7
2009/10	1,630.0		429.0	319.5
2010/11	1,752.0		502.0	373.8

出所: National Tea and Coffee Development Board. 2012. Tea-Coffee.

表 3.1-12 に郡別の生産量を示す。NCPA によれば、現在 22 郡、2 万 7,000 の農家がコーヒーを栽培している。

表 3.1-12 コーヒーの郡別栽培面積および生産高(パーチメントコーヒー)(2010/2011 年)*

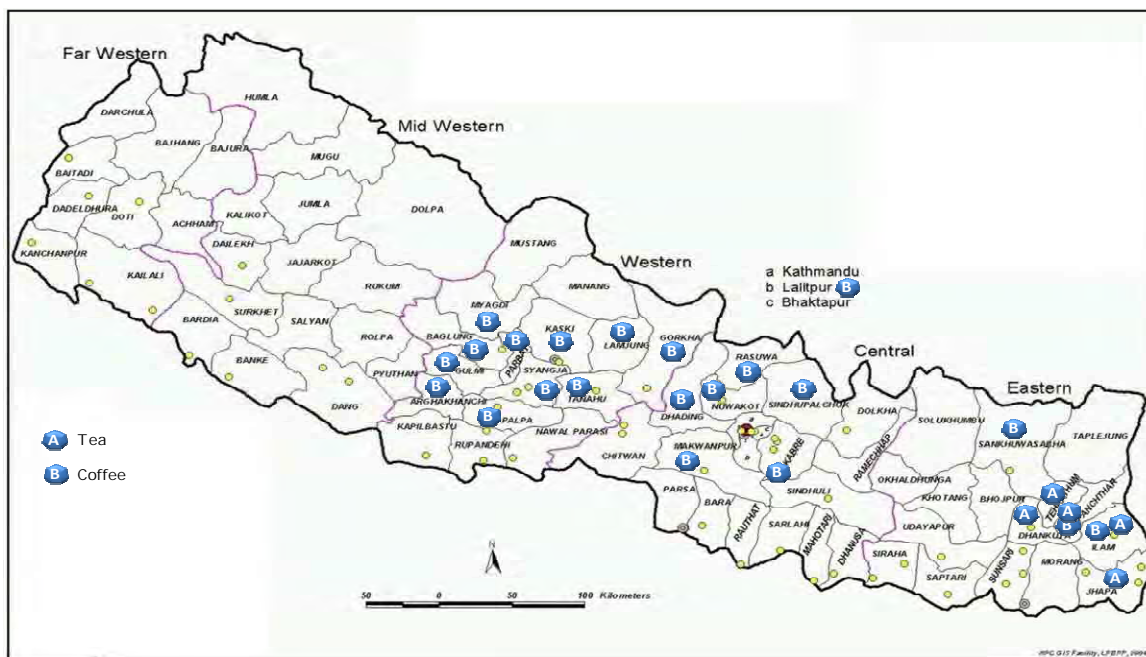
(面積：ヘクタール、生産高：トン)

District	Area	Production	District	Area	Production
Syangja	230	48.4	Parbat	45	9.5
Lalitpur	115	47.8	Panchthar	33	7
Gulmi	112	45.2	Dhading	35	6.5
Kavrepalanchok	130	35	Gorkha	95	5.5
Nuwakot	79	30.5	Tanahu	52	4
Kaski	95	24.6	Makwanpur	25	4
Arghakhachi	76	23.5	Sakhuwashava	18	3
Palpa	188	22.7	Mayagdi	12	2
Sindhupalchok	87	17.3	Rasuwa	32	1
Lamjung	149	15	Others	47	19.3
Ilam	45	15	Total	1,742	401.5
Banlunga	42	14.7			

*表 3.1-11 と数値が一致しないがそのまま掲載。

出所: National Tea and Coffee Development Board. 2012. Tea-Coffee.

図 3.1-20 は茶葉およびコーヒーの栽培地域を示している。コーヒーの栽培地は中部、西部の丘陵地域を中心に、同 2 地方の山岳地域と東部山岳地域にも広がっている。また、National Tea and Coffee Development Board によれば、茶葉の栽培は同図に示した地域以外の丘陵地域にも広がっているとのことである。



出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information on Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

図 3.1-20 コーヒー・茶葉の主な栽培地 (2010/11 年)

(8) 繭・ハチミツ・花卉・マッシュルーム

表 3.1-13 に示すように、桑の実、繭の栽培は伸び悩んでおり近年は減少傾向にある。2010/11 年の繭の生産高は 26.1 トンであった。

表 3.1-13 桑の実および繭の栽培面積および生産高推移

(面積：ヘクタール、生産高：トン)

年	Area	Production
1996/97	217	24.5
1997/98	105	18.0
1998/99	225	20.3
1999/00	214	25.7
2000/01	245	31.4
2001/02	NA	35.2
2004/05	NA	35.0
2005/06	NA	33.0
2006/07	NA	31.3
2007/08	NA	33.0
2008/09	NA	23.3
2009/10	1,300	26.4
2010/11	1,380	26.1

出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

一方、同年のハチミツの生産量は 1,365 トンで 2005/06 年の 650 トンから 2 倍以上増加している (表 3.1-14 参照)。

表 3.1-14 ハチミツの生産高推移

(生産量：トン)

年	Number of Bee Hives	Production
1996/97	588	60
1997/98	800	100
1998/99	1,000	129
1999/00	1,050	150
2000/01	1,100	155
2001/02	126,884	529
2002/03	127,501	530
2003/04	130,000	577
2004/05	130,000	600
2005/06	125,100	650
2006/07	124,500	650
2007/08	124,500	1,000
2008/09	124,500	650
2009/10	140,000	1,100
2010/11	140,850	1,365

注: 2001/02 年以降は天然の蜂の巣からの収穫量を含む。

出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

近年栽培が増えている農産物としてはマッシュルームが挙げられ、2010/11 年には 1,530 トンの生産を記録している（表 3.1-15 参照）。また、都市部での花卉市場の拡大を受けて花の栽培も伸長している。Floriculture Association Nepal (FAN) によれば、カトマンズ近郊、チトワン、ジャパ、モランなどを中心に全国 650 軒の花弁栽培農家があり³、合計 120 ヘクタールの農地で花卉栽培が行われている。データは古いが 2006 年で 2.3 億ルピーの売り上げを上げている。また、栽培従事者の約 6 割が女性とされる。主な栽培品目は球根、苗木、グラジオラス、バラで、ガーベラ、蘭などである。

表 3.1-15 マッシュルームの生産高推移

年	Fresh Mushroom Production (トン)	Seed Production (ボトル)
2009/10	1,100	200,000
2010/11	1,530	268,560

出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

(9) 家畜

表 3.1-16 は家畜数の推移を示している。ニワトリ、ヤギ、水牛、豚の数量が 2005/06 年比で 2 桁以上の伸びを示している一方で、鴨、羊の数量は減少している。

³ 2006 年時点で栽培農家は 34 郡に広がっている。

表 3.1-16 家畜数の推移

(単位：トン)

年	Cattle	Buffaloes	Sheep	Goat	Pigs	Fowl
2000/01	6,982.7	3,624.0	850.2	6,478.4	912.5	19,790.1
2005/06	7,002.9	4,204.9	812.1	7,421.6	960.8	23,221.4
2006/07	7,044.3	4,366.8	813.6	7,847.6	989.4	23,924.6
2007/08	7,090.7	4,496.5	809.5	8,135.9	1,013.4	24,665.8
2008/09	7,175.2	4,680.5	803.0	8,473.1	1,044.5	24,481.3
2009/10	7,199.3	4,837.0	801.4	8,844.2	1,064.9	25,760.4
2010/11	7,226.1	4,993.7	805.1	9,186.4	1,108.5	39,530.6
年	Duck	Milking cow	Milking buffaloes	Laying-hen	Laying-duck	
2000/01	411.4	852.6	936.8	5,998.4	215.4	
2005/06	392.9	903.4	1,084.8	6,769.1	183.7	
2006/07	394.8	908.7	1,124.5	6,962.1	184.6	
2007/08	390.7	915.4	1,158.3	7,153.1	182.8	
2008/09	383.1	932.9	1,211.5	7,124.1	179.2	
2009/10	379.8	954.7	1,252.8	7,290.9	175.3	
2010/11	378.1	974.1	1,291.6	7,478.6	175.2	

出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

表 3.1-17 は家畜製品の生産高推移を示している。家畜数の増減を反映して羊肉、鴨肉、鴨の卵の数量が対 2005/06 年でわずかに減少している以外は全て増加している。近年、ウールの生産量に大きな変動は見られないが、2000/01 年比では減少している。

表 3.1-17 家畜製品の生産高推移

	Meat (net) production (mt.)						Total
	BUFFALO	MUTTON	GOAT	PIG	CHICKEN	DUCK	
2000/01	124,848	2,856	37,769	15,239	13,259	287	194,258
2005/06	142,040	2,737	42,820	15,773	15,605	230	219,205
2006/07	147,031	2,747	44,933	16,035	16,126	233	227,105
2007/08	151,209	2,725	46,570	16,453	16,712	231	233,900
2008/09	156,627	2,711	48,472	16,992	16,662	226	241,690
2009/10	162,213	2,691	49,851	17,066	16,527	225	248,573
2010/11	167,868	2,722	52,809	17,923	36,085	218	277,625
	Milk (mt.)			Egg ('000 number)			Wool (kg.)
	COW	BUFFALO	Total	HEN	DUCK	Total	
2000/01	342,738	781,394	1,124,132	491,566	15,757	507,323	613,824
2005/06	385,290	926,850	1,312,140	587,219	13,581	600,800	586,988
2006/07	392,791	958,603	1,351,394	600,966	13,882	614,848	588,248
2007/08	400,950	987,780	1,388,730	617,455	13,798	631,253	585,255
2008/09	413,919	1,031,500	1,445,419	616,312	13,628	629,940	583,776
2009/10	429,030	1,066,867	1,495,897	629,793	13,410	643,203	579,631
2010/11	447,185	1,109,325	1,556,510	691,070	13,065	704,135	586,232

出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

(10) 魚類

2010/11年の漁獲高は52,450トン記録した(表3.1-18参照)。このうち養殖によるものが30,950トンで全体の59%を占め、養殖の87%(26,941トン)が池で養殖されている(表3.1-19参照)。

表3.1-18 漁獲高(2010/2011年)

Particulars	Pond (Nos.)	Total Area (Ha.)	Fish Production (Mt.)	YIELD Kg/ha
A. Fish Production from Aquaculture Practices			30,950	
A1 Pond Fish culture	26,036	7,277	26,941	3,702
Mountain	82	4	5	1,250
Hill	1,525	190	337	1,774
Terai	24,429	7,083	26,599	3,755
A2 Other area (ghols)		2,200	3,300	1,500
A3 Paddy cum fish culture (Ha)		100	45	450
A4 Cage fish culture (m3)		60,000	360	6
A5 Enclosure fish culture (Ha)		100	140	1,400
A6 Trout Fish Culture in Raceway (m2)		5,000	140	28
A7 Fish Production in Public Sector (M.ton)			24	
B. Fish Production from Capture Fisheries			21,500	
B1 Rivers		395,000	7,110	18
B2 Lakes		5,000	850	170
B3 Reservoirs		1,500	385	257
B4 Marginal/Swamps/ghols etc.		11,100	5,990	540
B5 Irrigated Paddy Fields		398,000	7,165	18
Total Fish Production (Mt.)			52,450	
C. Fish Production/Distribution (No. in '000)				108,900 Fry
C1 Public Sector				24,364
a. Hatchling				125,558
b. Fry				14,835
c. Fingerling				6,850
C2 Private Sector				80,365
a. Fry				80,365

出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

表3.1-19 養殖高の推移

(面積:ヘクタール、生産高:トン)

年	Pond's no.	Pond's Area	Water Surface Area	Total fish Production	Yield Kg/ha.
1990/91	17,617	8,518	5,083	8,713	1,714
1995/96	18,965	8,790	5,206	10,031	1,927
2000/01	22,205	N.A.	5,945	15,320	2,577
2005/06	23,393	N.A.	6,337	22,545	3,558
2006/07	23,627	N.A.	6,500	23,750	3,654
2007/08	23,884	N.A.	6,735	24,295	3,607
2008/09	23,790	N.A.	6,700	23,780	3,549
2009/10	24,418	N.A.	6,900	24,869	3,604
2010/11	26,036	N.A.	7,277	26,941	3,702

出所: Ministry of Agriculture and Co-operatives. 2012. Statistical Information On Nepalese Agriculture 2010/2011 (2067/068)

3.1.1.2 農産品の生産・輸出状況

ここまで主に農業省が発表した統計データに基づいて農業セクターの主要な生産品の生産量について概観してきた。このうち、ネパールの農産品の生産高を他国と比較した場合に

金額ベースで上位に来る農産品はからしの種（2位）、生姜（3位）、カルダモン（4位）、ジュート（5位）、ヒラマメ（5位）などで、相対的に豊富に栽培・収穫されている農産品と言える（表 3.1-20 参照）。

貿易概況については4章でも記述するが、表 3.1-21 に示すように、農産品ではヒラマメ、茶葉、カルダモン、生姜の輸出額が大きい⁴。加工品としてはジュースが上位にあるが、調査団が聞き取った限りでは、Dabur Nepal が輸入原料から生産している製品が輸出の大部分を占めているとみられる。ジュースと国産小麦を使用したインスタントヌードル（マカロニ）を除くと、他には輸出額がまとまった額に達する加工品はない。一方、農産品の貿易収支全体では、上記の品目で輸出超過となっているものの、果実、野菜、穀類では大きな赤字を記録している（表 3.1-22 参照）。農業セクターはGDPシェアではネパール経済の重要な位置を占めており、一部の農産品は国際競争力を有している。これまでに示してきたように、全体としては生産量も増加傾向にある。しかし、依然として国内需要には十分に答えられておらず、貿易面では農業国と呼べるような国際競争力を有するに至っていない。

表 3.1-20 生産額ベースで世界ランクの上位の製品群(2010年)

Rank	Product
2	Mustard seed
3	Ginger
4	Nutmeg, mace and cardamoms
5	Buffalo milk, whole, fresh
5	Jute
5	Indigenous Buffalo Meat
5	Lentils
5	Oilseeds, Nes
6	Spices, nes
8	Vegetables fresh nes
8	Pigeon peas
9	Fruit Fresh Nes
9	Arecanuts
10	Roots and Tubers, nes
12	Persimmons
12	Millet
18	Tangerines, mandarins, clem.
18	Indigenous Goat Meat
18	Rice, paddy
19	Linseed
19	Tea

出所：FAO STAT.

⁴ AECからの聞き取りによれば、からしの種は食用油生産用に栽培されて国内で消費されているが、国内生産だけでは需要をまかなえずに輸入されている。

表 3.1-21 農産品輸出額上位 20 品目 (2010 年)

	Product	Quantity (tonnes)	Value (1000 \$)	Unit value (\$/tonne)
1	Lentils	37,570	51,193	1,363
2	Tea	8,498	16,340	1,923
3	Nutmeg, mace and cardamoms	5,783	16,016	2,769
4	Beverage Non-Alc	16,419	11,604	707
5	Nuts, nes	7,978	6,549	821
6	Ginger	30,416	6,234	205
7	Food Prep Nes	3,856	6,107	1,584
8	Macaroni	3,984	5,961	1,496
9	Fruit Juice Nes	8,278	5,747	694
10	Orange juice, single strength	6,681	4,351	651
11	Cake of Rapeseed	14,631	3,481	238
12	Oil of vegetable origin, nes	2,896	2,986	1,031
13	Apple juice, single strength	2,995	2,250	751
14	Cake of Oilseeds, Nes	7,552	1,805	239
15	Food Wastes	988	1,675	1,695
16	Ghee, Butteroil of Cow Milk	494	1,523	3,083
17	Juice of Pineapples	2,504	1,490	595
18	Bran of Wheat	10,354	1,388	134
19	Cake of Soybeans	5,039	1,248	248
20	Bran of Cereals	11,240	924	82

出所：FAO STAT.

表 3.1-22 農産品の貿易収支 (2009/2010 年)

	(Rs. Million)		
	Exports	Imports	Surplus/Deficit
Lentils	3,745	230	3,515
Tea	1,195	35	1,160
Cardamom	1,172	57	1,114
Fruit	486	4,715	-4,228
Ginger	456	46	410
Vegetables	26	2,097	-2,071
Coffee	24	14	11
Beans	11	1,379	-1,368
Sub-total High Value Crops	7,116	8,573	-1,457
Cereals	112	4,195	-4,082
MAPs	440	Not significant	440
Dairy products	Not significant	861	-861

出所：Agrifood Consulting International, Inc. 2012. TA 7762-NEP Preparation of the Agricultural Development Strategy – Assessment Report.

3.1.2 農業セクターの政策

表 3.1-23 は農業振興に関連する開発計画、政策、および法令一覧を示している。このうち、Agriculture Perspective Plan (APP)、National Agriculture Policy 2004 と National Agriculture Policy 2004 に沿って策定された Agro-business Promotion Policy 2006 が農業振興の中心となる計画あるいは政策とみなされており、実際に Three-Year Plan 2010/11-2012/13 も APP および National Agriculture Policy 2004 に依拠して作成されている。以下ではこれらの計画、政策を概観するが、

関係者からの聞き取りによれば、これらはあくまでガイドラインであり、具体的な施策が実施されるためには、それぞれの施策の実施を規定する新法の制定、あるいは既存の法令の改正が必要で、更に助成金の支給や税の払い戻しなどについては年度予算に組み込まれなければ実施されないとのことである。

表 3.1-23 農業振興に関連する開発計画、政策、および法令一覧

Development Plans	
✓	Three-Year Plan 2010/11-2012/13
✓	Agriculture Perspective Plan (APP) 1995/96- 2014/15
✓	National Agriculture Sector Development Priority (NASDP) 2010/11 - 2014/15
Policies in Agriculture Sector	
✓	National Agriculture Policy, 2061 (2004)
✓	Agro-business Promotion Policy, 2064 (2006)
✓	National Fertilizer Policy, 2058 (2002)
✓	Irrigation Policy, 2060 (2003)
✓	National Seed Policy, 2056 (2000)
✓	National Tea Policy, 2057 (2000)
✓	National Coffee Policy, 2060
✓	Dairy Development Policy, 2064 (2007)
✓	Agriculture Bio-diversity Policy, 2063 (2007)
✓	Trade Policy, 2009
Acts related to the Agricultural Sector	
✓	Agriculture and Forestry University Act, 2067 (2010)
✓	Animal Health and Livestock Services Act, 2055 (1999)
✓	Animal Slaughterhouse and Meat Inspection Act, 2055(1999)
✓	Aquatic Animal Protection Act, 2017(1960)
✓	Contract Act, 2056 (2000)
✓	Cooperatives Act, 2048(1992)
✓	National Cooperatives Development Board Act, 2049 (1992)
✓	National Dairy Development Board Act, 2048(1992)
✓	Drugs Act, 2035, (1978)
✓	Feed Act, 2033 (1976)
✓	Food Act, 2052 (1996)
✓	Forest Act, 2049 (1993)
✓	Water Resources Act 2049 (1992)
✓	Irrigation Rules, 2056 (2000)
✓	Local Self-Governance Act, 2055 (1999)
✓	Nepal Agricultural Research Council Act, 2048(1992)
✓	The Pesticides Act, 2048 (1991)
✓	Plant Protection Act, 2064 (2007)
✓	Seeds Act, 2045 (1988)
✓	National Tea and Coffee Development Board Act,2049 (1993)
✓	Nepal Veterinary Council Act, 2055 (1999)

出所: Agrifood Consulting International, Inc. 2012. TA 7762-NEP Preparation of the Agricultural Development Strategy – Assessment Report.

3.1.2.1 Agriculture Perspective Plan (APP)

APPは1995/96年から2014/15年の20年間を対象期間として、農業セクターの1人あたり成長率を1995年の0.5%から3%に引き上げるにより非農業セクターの成長を促し、また雇用機会を拡大させることにより、貧困率を1991/92年の42%から2014/15年に14%まで低下させることを目指して策定された。

APPの目的と目的を達成するための戦略は下記のとおり。

<目的>

- (1) 要素生産性を改善することにより、農業セクターの成長率を加速させる。
- (2) 高い成長と雇用機会の提供により貧困を削減し、生活水準を改善する。
- (3) 生産品目の多様化と比較優位の実現により農業を自給自足的な活動から商業的な活動に転換する。
- (4) 農業セクターの発展に必要な条件を満たし、経済全体を転換させるための機会を拡大させる。
- (5) 喫緊、短期の、そして長期の戦略を特定し、定期的な計画やプログラムの策定に際しての明確な指針を示す。

<戦略>

- (1) 技術に依拠した緑の革命を起こし、初期の成長の原動力とする。
- (2) 農業セクターの成長により高付加価値農産品および非農産品の需要を喚起し、他セクターに対する乗数効果を生み出す。
- (3) 広く雇用を拡大させ、社会の目標を達成するための基盤とする。
- (4) これまでに実施されてきた人、物、そして組織インフラストラクチャーに対する投資を基盤として、公共政策・投資においては少数の優先事項に集中する。
- (5) 総合的なアプローチを導入する；タライ、丘陵、山間地域それぞれに異なる対策を取り、強い補完性を生むよう政府・民間の協調を図って投資を実施する。
- (6) 地域バランスを取り、そして特に女性の参加を得ることにより、広い裾野からの参加を実現する。

具体的には、灌漑、道路の整備、村落の電化推進、肥料使用の促進、研究開発と技術普及の促進、など限られた分野に集中する一方でこれらを一体的に実施することにより、畜産部門の拡大、高付加価値農産品の生産拡大、アグリビジネスの発展、そして森林の保全を図ることを目指している。優先される高付加価値品（活動）としては、野菜、柑橘類、林檎などの果実類、野菜・果実種子、ハチミツ（養蜂）、繭（養蚕）が挙げられ、特に山間・丘陵地における栽培拡大が目指されている。

3.1.2.2 National Agriculture Policy 2004

National Agriculture Policy 2004 は、経済自由化、経済成長における民間セクターの役割の高まり、ミレニアム開発目標に対するコミットメント、WTO や地域貿易協定に対するコミットメントなど、APP 策定以降の情勢の変化により新たな政策の必要性が高まったことを受けて策定された。同政策の目的は以下のとおり。

<目的>

商業的で競争力のある営農システムを構築することにより、高く持続性のある経済成長を実現し、食料確保と貧困削減に寄与する。

上記目標を達成するため、同政策は以下の3点に沿って57の施策を列挙している。

- (1) 生産拡大および生産性の改善
- (2) 商業ベースの競争力のある営農システムの構築と、地域市場、国際市場における競争力の獲得
- (3) 自然資源、環境、生物多様性の保全と資源の適切な利用

同政策は APP の目的と戦略を維持する形で策定されており、施策には灌漑、道路、電気などのインフラ設備を総合的に整備すること、南北の幹線および支線に沿った地域での高付加価値品の栽培に高い優先度を置くことなどが含まれている。その他、零細農家、灌漑設備を持たない農家、Dalit⁵などの農家に対する便宜供与、家畜に対する保険の拡充や養鶏、高付加価値農産品などに対する保険の導入、有機農法の推進などが規定されている。

3.1.2.3 Agri-Business Promotion Policy 2006

Agri-Business Promotion Policy 2006 は、National Agriculture Policy 2004 の目的の1つである商業ベースの農業活動の推進に弾みをつけるために策定された。同政策の目的は下記のとおり。

<目的>

- (1) 市場原理にもとづいた、競争力ある農業生産を支援する。
- (2) 農産物を発展させることにより、国内市場のシェア獲得と輸出の振興に寄与する。
- (3) アグリビジネスを通して貧困削減を支援する。

具体的な施策としては、アグロビジネス支援センター、市場、集荷ポイントの設置の他、農道などのインフラ整備、農機具に対する関税率の引き下げ、電気料金の単価優遇、土地規制からの免除などが規定されている。そのほか、商業ベースの営農を行う地域、有機農法を行う地域、経済特区との協調により輸出を目指した営農を行う地域などを開発する構想が示されている。

⁵ 身分差別の中でもっとも底辺に位置づけられる、「不可触民」（不可触賤民）と呼ばれる人々が、自らに対して用いる呼称。

3.1.3 農業セクターの課題

(1) 投入資源の絶対的な不足

生産性のギャップを生み出している主な要因の1つとして、生産性を高めるために必要な有料種子、育苗、肥料などの投入が不足していることが挙げられる。その状況は APP が策定された 1995/96 年当時から大きな改善が見られない。例えば、市販の種子の使用率は 8% のままで、大部分の農家は自ら収穫した種子を使用している。肥料は、補助金により低価格に抑えられたインドからの非公式ルートによる輸入品に押され、正規輸入による肥料の供給は 1990 年代を下回っている⁶。非公式ルートによる輸入肥料には品質に問題のあるものもあると言われ、農家が肥料の使用を控える要因となっている⁷。密輸分も含めた肥料の総使用量は把握できないものの、調査団が聞き取りを行った限りでは肥料の使用は不足しているとの声が聞かれた。

(2) インフラストラクチャーの整備不足

灌漑用水を利用できる農地の面積は 2010 年時点で 122 万 7 千ヘクタールにまで広がっているが、年間を通して利用できる灌漑設備のある農地は 2007 年時点で 45 万ヘクタールと推定されており、こちらも 1995 年当時の推定値とほとんど変わらない。更に、通年灌漑が利用できる農地においても優良種子、肥料などの投入が不足し、従来型の栽培管理がなされているために、必ずしも生産性を改善できていない。道路整備の遅れも生鮮品出荷、つまりは栽培の妨げとなっている。

(3) 伝統的な生産手法による栽培

農家のニーズに対応した研究開発、栽培技術の周知や営農指導が不十分なため、栽培管理の改善も進んでいない。調査団が訪問した農産品の協会 (commodity associations) によれば、農家はより望ましい栽培管理の方法を知らず、そのため伝統的な手法で、あるいは見よう見まねで栽培しており、適切な栽培方法の指導を必要としている。現在、生姜に植物病害が、コーヒーには害虫が広がっており、同様にカルダモンやヒラマメの栽培においても病害、害虫が広まっていると報告されているが、十分に対応されていない。また、コーヒーやオーソドックスティーは、1 ヘクタール当たりの収量が他国よりも低位にとどまっている⁸。

(4) 農家の小規模性

構造上の問題として、農家の小規模性が様々な制約を生んでいるとの見解も多くの面談者から聞かれた。多くの農家は小規模農家であるため、まず自給自足のための作付けを行い、余剰分を市場に販売することになる。リスク軽減のため複数の作物を栽培している。また、農作物の販売による現金収入が無い、あるいは不足している場合には農業以外の収入を得なければならない、職探し等により農作物の管理はおろそかになりがちである。結果として、穀

⁶ 例えば、1991 年/92 年は 185,797 トン、1995/96 年は 133,250 トンであるのに対し、2009/10 年は 95,000 トンである。

⁷ 農家の使用方法に問題があるケースもあるようである。

⁸ 例えば、オーソドックスティーは収量がインドよりも 25%、スリランカよりも 30% 低いと言われている。

類の生産が中心となる、その他の作物は少量栽培となる、複数の農家からの収穫をまとめると品質がバラバラになる、といった状況となっている。農家による組合活動は盛んであるが、組合の規模や設備、能力、ネットワーク面などの制約により、その多くは十分な数量にまとめたり、品質を揃えたりした上で出荷するまでには至っていない。

(5) 加工および川下産業の発展および取引関係構築の遅れ

輸出農産品の大部分、特にインド向けのものには未加工あるいは簡単な加工のみの状態で出荷されており、国内での価値の付加ができていない。カルダモンは乾燥処理のみで輸出され、カット、分別、洗浄はインド西ベンガル州のシリグリで行われている。生姜は一部乾燥生姜として輸出されているものの、大部分は洗浄もされないまま出荷され、インドのウッタル・プラデシュ州ゴラクプルの設備などで洗浄されるか、あるいは未洗浄のままインド市場に出回っている⁹。

地場農産品を利用した食品セクターが発展しておらず、国内の加工業者に出荷する試みについても、ポテトチップス用のじゃがいもなど一部では行われているものの限定的である。例えば、生姜は国内にパウダー、オイルなどへの加工を行う工場が国内に無い。一方、調査団が訪問したジュース製造企業は国産の果実を使用しているが、必要量全てを国内から調達することができていない。農家が単品の栽培に専念しないのは、天候や病害などによる不作、価格の変動のリスクに加えて安定した買い手が不在であることも要因であるとされるが、その一方で長期契約を結んでも高く売れる相手が見つかる日和見的に販売してしまうため、長期契約による直接買付けは機能していない。

(6) 商業的農業生産活動の未発展

商業的農業生産が行われれば、加工業者がスポット的に個人農家から買い付けるよりも長期契約が機能して、価格変動も少なく原料を供給できると思われる。また、一村一品・特産品形成のための原料供給の観点からも、商業的な農業生産活動の展開が求められよう。しかし、個人農家やその集まりである組合が課税されない一方で、営農企業は法人税を、従業員は所得税を支払わなければならないことが企業ビジネスとしての営農の発展を阻害している。また、生産性改善のために投資を行いたいと思っても融資が受けられないとの声も聞かれた。

これらの問題点は政府、民間を問わず農業関係者に広く認識されているが、政府は財源、人材、コーディネーションが不足し、政策や施策を策定しても実施のための法案が成立しないために十分に対応できていないのが現状である。

⁹ 生姜については、Jhapa に洗浄設備が設置されることが決まっている。

3.2 鉱業セクター

3.2.1 鉱業セクターの現況

石炭、石油、天然ガス、メタンガスといった化石燃料はネパールにおいても存在が確認されているが商業化されるまでには至っていない。また、泥炭 (peat)、褐炭 (lignite)、石炭 (coal) などの存在も、古くから知られており、小規模での採炭が 19 の鉱区で行われている。ただし、現在の石炭の生産は、日産 100~200 トンレベルにとどまっている。

ネパールの鉱業政策を実施しているのは、工業省の外郭機関である鉱山地質局 (Department of Mines and Geology) である。同局は、Mines and Mineral Act, 2042、および Mines and Mineral Regulations, 2056 に基づき、採掘許可証の発行を行っている。許可証には、「有望案件採掘許可証 (Prospecting License)」と「採掘許可証 (Mining License)」の 2 種類がある。前者は、埋蔵されているであろう鉱山資源の埋蔵量及びそのグレードが未確認の案件への許可証である。一方、後者は、既に鉱山地質局の段階を踏んだ調査により、埋蔵量及びグレードが特定できている案件に対して提供される。

2012 年度に、発行された「有望案件採掘許可証 (Prospecting License)」は、498 件である。そのうち、308 件は更新されたもので、残りの 190 件は、新規に認可されたものである。一方、「採掘許可証 (Mining License)」は、79 件発行されている。そのうち、74 件が更新されたもので、5 件が新規に認可されたものである。

その中でも突出して多いのは、セメントの原料となる石灰岩で、「有望案件採掘許可証 (Prospecting License)」の更新分で 139 件、新規認可分で 45 件に上る。同様に石灰岩は「採掘許可証 (Mining License)」においても、更新分が 29 件、新規認可分が 1 件と、他の鉱物資源に大きな差をつけている。その他、石灰ほどではないものの鉄鉱石、砂金、金、銅、石炭、トルマリンに二桁以上のまとまった数の許可証が認可されている¹⁰。

ネパール政府は、1982 年以降、石油開発を重要プロジェクトとして掲げている。石油開発促進プロジェクトでは、ネパール南部の有望 10 ブロックを選定している。オランダのシェルが、東部第 10 ブロックの開発調査を進め、3,520m を掘削したが、これまでのところ徒労に終わっている。また、米国の Texana Resource Company が第 3 ブロックと第 5 ブロックで、英国の Carin Energy PLC が、第 1、第 2、第 4、第 6、第 7 ブロックで、それぞれで調査を開始している。さらに、2012 年末になって、UAE の企業が第 8、第 9 ブロックに、そして第 10 ブロックに米国の企業が採掘調査を決定した。そのため、現在は石油の有望 10 ブロックはすべて外国企業によって調査が進められている。ただし、どの企業もまだ掘削までには至っていない。

¹⁰ 出所：`Annual Report No.8 DMG`, Department of Mines and Geology, April 2012

メタンガスに関しては、カトマンズ渓谷で3億1,600万立方メートルの埋蔵量が確認されている。別途、1996年に行われたF/Sの結果、家庭向け商業用・工業用ともに利用可能だとされ、その結果を受けて、メタンガスの開発・商業化入札を5度にわたって呼びかけたが、応札は、これまでのところ1社もない。なお、天然ガスの開発・商業化に関しては、2社が希望していたが、パイプライン敷設などの条件でコストと商業化による利益が見合わないとして、既に撤退している。

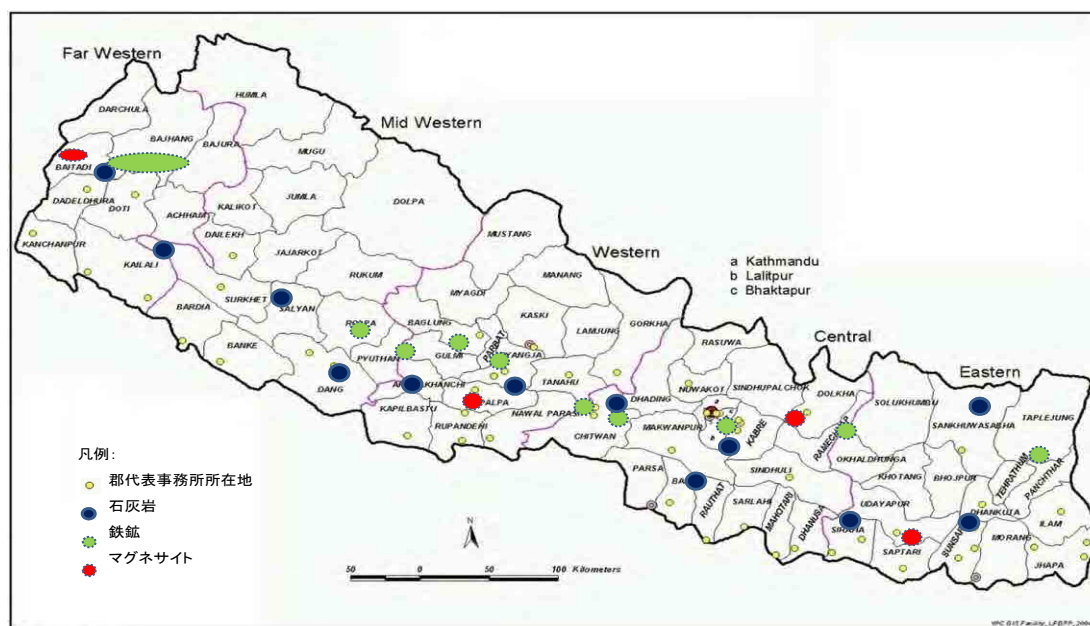
以上の内容をまとめた鉱物資源埋蔵の可能性が高い主要四地域とその内訳は、表3.2-1の通りである。

表3.2-1 鉱埋蔵可能性の高い物資源

Zone	Minerals
Inner Himalayas-Tibetan Tethys Zone (Late Proterozoic to Early Cenozoic) Highest part of Mountain along Tibet	<ul style="list-style-type: none"> ● Mainly sand stones, limestone, shale, fairly rich in fossils ● Prospective for salt, gypsum, phosphorite, limestone and natural gas ● Black shale could be favourable REE ● Ex.Burning of natural gas in Muktinath Temple, salt encrustation in Nursing Khoka, Mustang
Higher Himalaya Zone (Precambrian) ie. Mountain	<ul style="list-style-type: none"> ● High grade metamorphic rocks and migmalites ● Leuco-granite of Tertiary age ● Prospective for lead, zinc, tin, uranium, limestone, gemstones like ruby, sapphire, aquamarine, garnet, kainite, sillimanite ● Granites are favourable for Sn, W, U, REE ● Ex.Ganesh Himal Lean Zinc >grade 14.66%zinc, 3.01% lead and 23.5g/ton silver and tonnage of 2.4 million tons
Lesser Himalaya Zone (Mahabharata Range and Mid Valleys) ie. Hill	<ul style="list-style-type: none"> ● Largely un-fossiliferous meta-sedimentary rocks of Precambrian age ● Crystalline nappes intruded by granite bodies of Ordovician age ● Some fossiliferous rocks of Permo/carboniferous to Oligocene age (Palpa, Dang and Surkhet areas) ● Main rock types: limestone, dolomite, quartzite, slate, phyllite, schist, gneiss, amphibolites, granite, syenite, etc ● Potential for Metals : Cu, Fe, Pb, Zn, Sn, W, Mo, Co, Ni, Bi, Au, Ag, U, etc ● Potential for Non-metals : marble, limestone, dolomite, phosphorite, magnesite, talc, semi precious stone, ie., kyanite, garnet, tourmaline, quartz, etc ● Pegmatities are favourable for REE ● Limestone potential reserve : > 1,500 million tons
Sub Himalaya Zone (Chure/Siwalik Range) ie. Between Hill and Terai	<ul style="list-style-type: none"> ● Thick sequence of molasses sediments of mid Miocene to upper Pleistocene age ● Sandstone, shale, siltstone, conglomerate ● Potential for: U, REE and Petroleum resources

出所：FNCCI, 'Nepal Fertile Land for Investment'

そのほかの鉱山資源としては、メタル系では、鉄鋼、銅、亜鉛、鉛、コバルト、ニッケル、金、銀、錫、タングステンが存在する。非メタル系では、石灰岩 (limestone) マグネサイト (magnesite)、白雲石 (dolomite)、燐灰岩 (phosphorite)、滑石 (talc)、石英 (quartz)、雲母 (mica)、粘土 (clay)、ケイ砂 (silica sand)、宝石用原石 (gemstones)、装飾用および規格石材 (decorative and dimension stones)、建築資材 (construction materials) の存在が知られている。ガーネット (garnet)、トルマリン (tourmaline)、アクアマリン (aquamarine)、緑柱石 (beryl) のような半貴石およびルビー (ruby)、サファイヤ (sapphire) のような貴石も埋蔵が確認されている。



出所：'Mineral Resources of Nepal' Department of Mines and Geology, 2011 より作成

図 3.2-1 ネパールの有望天然資源(石灰岩、鉄鉱、マグネサイト)分布図

鉱山局が、ネパールで有望だとする鉱物である石灰岩、鉄鉱およびマグネサイトの埋蔵地域は、図 3.2-1 に示されている。鉄鉱と石灰岩は、丘陵部を東西に横切るように、中央部および西部を中心に分布している。また、マグネサイトは、極西部、西部、中央部、東部に分散している。

地質鉱山省局長および幹部によれば、ネパールの有望な三大天然資源は、セメント用の石灰岩、マグネサイト、および鉄鉱石である。石灰岩は、12 億 5,000 万トンの豊富な埋蔵量が確認されている。セメント用の良質な石灰岩は、Diyarigad, Chaukune, Katari-Galtar, Narpani, Nigale, Kazeri, Dnag に埋蔵されており、その周辺でセメント企業が操業している。また、Udayapur, Khotang, Syangja, Dang, Rolpa, Palpa で石灰岩の開発調査を進めている。特に、Surkhet に石灰岩の大きな鉱床がある。もうひとつ、Palpa に鉱床がある。前者には、2009 年の調査により、埋蔵量が 3 億トン確認されている。後者には、2012 年の調査による推定埋蔵量が 2 億トンある。これらの鉱床には、地質鉱山局からライセンスを発行された民間企業が既に調査に入っている。現在、セメントの国内需要のうち、35%が国内生産で賄われている¹¹。また、白雲石は、50 億トン以上が、丘陵部 (Lesser Himalaya) に存在する高い可能性がある。

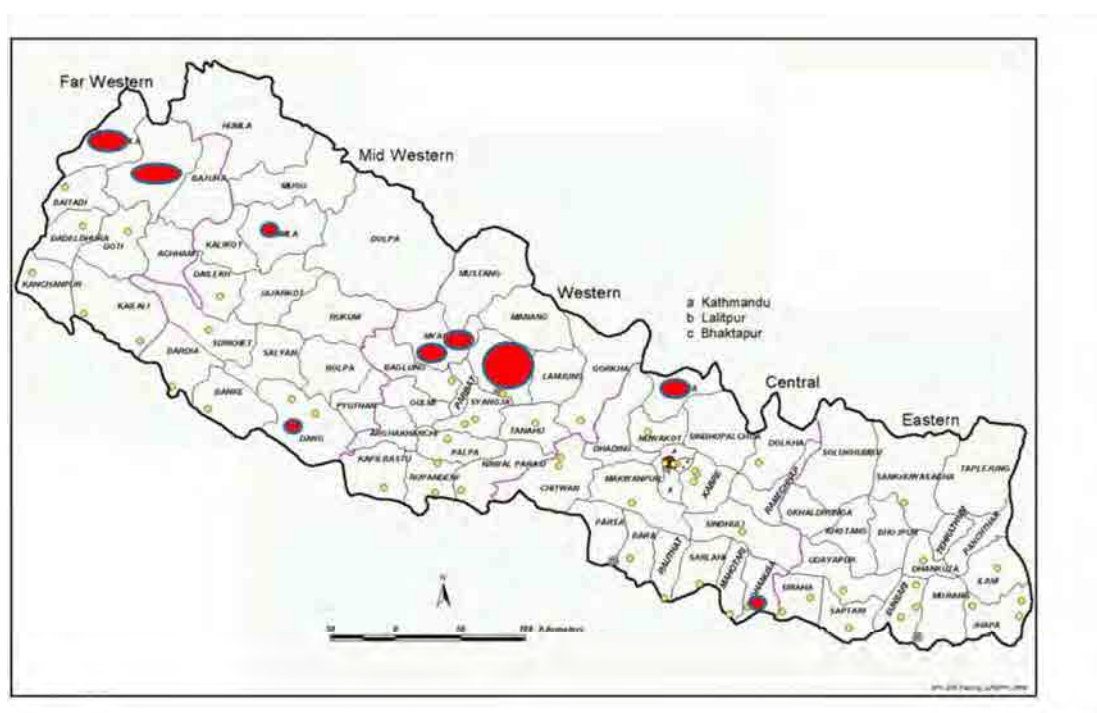
なお、マグネサイトは、Dolakha 郡に、1 億トンの埋蔵量が確認されている。民間企業が、採掘調査に取り組もうとしたが、技術上および資金上の問題で中断している。鉄鉱石は、Godawari と Nawarparasi に、5,000 万トンの埋蔵量が確認されている。

なお、現在ネパールに、埋蔵されている鉱物のグループ別品目数は、下記の通り。

¹¹ ネパールには、セメントの原材料となる良質な石灰が豊富に埋蔵されているにも関わらず、現状では、発掘および輸送の生産性が低いため、インドから石灰を輸入する方が割安な状況となっている。

- メタル鉱物グループ 21 品目
- 化学、肥料、絶縁体、セラミック、難溶性物質、研磨剤用鉱物グループ 23 品目
- 宝石用鉱物グループ 6 品目
- 建設資材グループ 9 品目
- 燃料用鉱物・地熱源泉グループ 4 品目

上記のように化石燃料にとどまらず、石灰岩やメタル系の鉱山資源および貴石類の埋蔵が確認されている。それにもかかわらず、ネパールで鉱山資源開発への外資誘致および国内企業からの投資が進まない最大の原因として、コスト高が挙げられる。インフラ不足や、電力不足に加え、労働力の生産性が低いことで、採算がとれないとみなされている。また、ヒマラヤ地域での鉱山資源開発には、社会環境配慮の視点から制約が多いことも影響している。



出所：'Mineral Resources of Nepal' Department of Mines and Geology, 2011 より作成

図 3.2-2 ネパールの温泉所在地

ネパールの温泉は、図 3.3-2 が示すように点在している。特に集中しているのは、Rasuwa 郡、Darchula 郡、Bajhang 郡、Kaski 郡、Myagdi 郡である。Rasuwa 郡には、Thumman, Lande Khola, Parang の 3 か所に温泉がある。Darchula 郡は、Sirbari, Sina, Barpata の 3 か所、Bajhang 郡は Joeligad, Chainpur, Bauligad の 3 か所、Kaski 郡は Nayagaon, Seti Khola, Chitepani-1, Chitepani-2 の 4 か所、Myagdi 郡は、Myagdi, Kali Gendaki, Sekeharku の 3 か所にそれぞれ温泉が存在する¹²。

¹² 温泉の地図の○印の大きさが、それぞれの郡における温泉の規模を示す。ただし、温泉の数と○の数は一貫しない。あくまでも、○は温泉のある位置を示す目安である。

3.2.2 鉱業セクター振興政策

鉱山資源の法的枠組みに関しては、石油と非石油の2つに大別される。非石油鉱山資源の探索・開発に関する法的枠組みは、Mines and Mineral Act, 2042 (1985) with First Amendment, 2050 (1993)、および Mines and Mineral Regulation, 2056 (1999)である。また石油に関しては、Nepal Petroleum Act, 2040 (1983)、Petroleum Regulation, 2041 (1985、その後2回改訂)によって規定している。石油開発プロジェクトは鉱山地質局主導で進められている¹³。

3.2.3 鉱業セクターの開発課題

ネパールにおける鉱物資源採掘の問題は、以下の4点である。

まず、他の産業分野同様、電力不足がボトルネックとなっている。十分な電力が供給されないため、重機をディーゼルで動かさなければならず、コスト高につながっている。第2点が、インフラの不備である。道路や水などが十分に整備されていないため、状況によっては、それらを整備する必要がある。第3に、爆薬を安易に使えないことである。これは、法で禁止されているわけではない。しかし、鉱山資源採掘にあたり、爆薬を使用した場合、地域コミュニティが反対し、社会問題化してしまう。こうした社会環境配慮の点で、ネパールの鉱山資源採掘がコスト高になっている。更に第4点として、土地の価格の上昇が挙げられる。不動産バブルは、2009年に崩壊したが、それでも鉱山資源の埋蔵が確認されている地域の不動産価格は、高止まりしている。これらの要因によるコスト高が、投資家を遠ざけている。

一方、関係当局に有望視される資源のうち、石灰岩と鉄鋼は、国内の建設需要による建設資材への原材料として、大いに期待が高まっている。現在は、セメントを輸入しているが、確認埋蔵量だけで、20億トンの石灰岩を有するネパールでは、セメントの100%国産化への期待がもたれる。実際に、セメント製造のために、国内企業を中心に多くの企業が、石灰岩開発に乗り出している。また、同じく有望とされたマグネサイトは、高出力の炉の耐熱煉瓦製造や、マグネシアやマグネシウムの原料となる上、肥料としての活用も可能である。

ただし、これらの有望な鉱物を民間セクター開発に利用するためには、計画段階からステークホルダー間における十分な理解と合意が求められる。たとえば、セメント製造企業が有する石灰岩の鉱山が、開発にあたって住民運動が社会問題化したため、閉山に追い込まれた例は、決して例外ではない。鉱山開発を安定して推進するためには、住民への裨益や理解も明確にさせねば、開発リスクだけが高まってしまう。

たとえば、他国の天然資源開発の例では、天然資源の埋蔵量が有限である以上、開発期間も有限であることを住民に説明している。そのうえで、住民が開発終了後も自立できるよう、職業訓練を行ったり、起業支援を行ったりするのを民間企業が主導している。そのことは同時に、天然資源開発を行う現地環境の改善にもつながっている。

¹³ <http://www.dmgnepal.gov.np/>

3.3 工業セクター

3.3.1 工業セクターの概況

ネパールでは、1950年代から工業セクターがスタートしているが、未だ発展の初期段階にある。特に近年はその発展に伸び悩みがみられ、工業セクターがGDPに占める比率は2004/05年の7.9%から2010/11年には6.2%へと減少している。以下ではネパール工業セクターの現状を概観する。

3.3.1.1 統計に見る企業数

国内の企業は、Industrial Enterprises Act 1992の定義に基づいて、農業・林業を基盤とする産業、製造業、エネルギー産業、鉱業、観光業、建設業、サービス産業の7分野に属する中・大企業がDepartment of Industry (DOI)に企業登録を行っている¹⁴。企業規模分類も同Actに規定されており、固定資産が3,000万ルピー以上、1億ルピー未満の場合に中企業、それよりも大きな企業は大企業に分類される(3.3.1.2で詳述)。併せて、外資による企業設立の際は、中・大企業に該当しない企業、つまり小企業もDOIに登録がなされている。

一方、零細・小規模企業は、同じく工業省傘下でタライ地域の27郡を担当するDepartment of Cottage and Small Scale Industry (DoCSI)、ないしは丘陵・山岳、ヒマラヤ地域の48郡を担当するCottage and Small Industries Development Board (CSIDB)に登録することになる。いずれも先述の7分野での企業登録を行っている。このように、ネパールで「Industry」といった場合の行政的範囲は、製造業以外の分野も含まれる。従って、以下に述べる工業省統計でも、まず7分野全体を概観し、さらにその中から工業セクターを取り上げるものとする。(注：この他の企業統計データとして、統計局によるCensus of Manufacturing Establishments (CME)とSurvey of Small Manufacturing Establishments (SSME)がある。CMEは10名以上の従事者からなる製造事業所を対象に5年ごと、SSMEは従事者が10名未満の製造事業所を対象として10年ごとに行われており、最新の調査はCMEが2006~07年、SSMEが2008-09年に行われている。これらの統計データの分析については本報告書Annex-Iにおいて述べるものとする)。

(1) DOIの中・大企業登録

DOIは、2010/11年までに累計4,552社からの企業登録を受け付けており、表3.3-1はその郡別分布を示している(外国投資による小企業の登録も含む)。累計登録数は、カトマンズの2,167社が全体の約半数を占めており、ラリトプル(416社)、カスキ(189社)など一部の郡に集中している。この他、産業集積地であるビラトナガルの位置するモラン、もう一つの産業集積地であるビールガンジがあるパルサおよびパルサに隣接するバラ、そして観光地であるチトワンにおいても多くの企業が登録されている。逆に1社の登録もない郡もある。

¹⁴ Industrial Policy 2010では上記の7業種に情報通信業を加えた8業種が規定されている。ただし、本調査実施時点では、Industrial Enterprises Act 1992に基づいた7分類による登録が継続されている。

表 3.3-1 2010/11 年までの郡別登録企業数累計(中・大企業)*

(単位：100 万ルピー)

	郡	企業数	総費用	固定資産総額	総従業員数
1	Achham	4	1,072	1,050	257
2	Arghakhachi	1	18	13	50
3	Baglung	2	449	436	119
4	Baitadi	2	20	17	202
5	Banke	54	5,266	4,032	4,126
6	Bara	178	27,204	17,678	19,820
7	Bardiya	9	220	205	294
8	Bhaktapur	124	5,280	3,954	12,530
9	Bheri zone	1	15	15	20
10	Bhojpur	4	1,147	132	222
11	Chitwan	122	9,793	6,824	7,751
12	Dadeldhura	1	87	83	30
13	Dailekh	1	210	200	31
14	Dang	21	5,489	5,071	3,087
15	Dang, salyan	1	6,200	6,000	273
16	Darchula	1	34	32	60
17	Dhading	36	9,440	8,810	2,626
18	Dhankuta	16	2,180	1,856	2,742
19	Dhanusha	24	2,469	2,148	2,207
20	Dolakha	13	44,408	44,107	5,227
21	Dolpa	1	5	4	21
22	Doti	3	12,180	12,072	99
23	Gorkha	13	1,276	1,235	691
24	Gulmi	3	721	668	90
25	Humla	4	36	33	84
26	Ilam	22	5,376	4,423	5,183
27	Jhapa	75	5,208	4,480	13,233
28	Kailali	23	2,622	1,411	2,452
29	Kalikot	1	1,900	1,800	115
30	Kanchanpur	19	1,415	1,124	2,835
31	Kapilvastu	20	3,461	2,932	2,707
32	Kaski	189	21,097	18,646	10,990
33	Kaski,Rupandehi	1	238	221	36
34	Kathmandu	2,167	85,586	58,685	185,656
35	Kavre	108	4,840	3,757	9,381
36	Khotang	1	30	11	13
37	Lalitpur	416	18,393	14,254	27,590
38	Lamjung	13	20,593	19,869	1,075
39	Mahottari	4	997	843	767
40	Makwanpur	75	8,413	6,267	7,469
41	Morang	184	13,491	9,317	15,684
42	Mugu	1	42	39	50
43	Mustang	2	356	336	150
44	Myagdi	1	5,590	5,466	32
45	Nawalparasi	77	10,063	7,665	7,667
46	Nuwakot	19	878	800	988
47	Palpa	2	43	33	30
48	Panchathar	5	813	781	2,235
49	Panchthar	1	52	37	327

郡	企業数	総費用	固定資産総額	総従業員数
50 Parbat	2	120	116	231
51 Parsa	122	9,758	5,637	11,038
52 Ramechhap	2	543	262	170
53 Rasuwa	7	6,141	5,916	1,680
54 Rautahat	4	62	47	109
55 Rolpa	3	1,023	972	4,066
56 Rupandehi	140	15,475	11,473	14,531
57 Sankhuwasava	5	977	883	1,135
58 Saptari	9	577	474	962
59 Sarlahi	13	1,490	1,200	1,531
60 Sindhuli	2	204	195	195
61 Sindhupalchok	23	10,420	10,126	1,652
62 Siraha	7	1,032	843	600
63 Solukhumbu	22	4,329	4,200	1,419
64 Sunsari	99	9,002	6,754	11,818
65 Surkhet	4	155	23	220
66 Syangja	3	31	35	459
67 Tanahu	8	447	365	628
68 Taplejung	5	654	634	205
69 Tehrathum	2	182	171	76
70 Udaypur	5	5,854	5,297	764
Total	4,552	415,192	335,492	412,813

*注: Department of Industry が受け付けている小企業設立のための外国投資件数も含む。

網掛けは 75 郡の中で企業数の多い上位 10 郡であることを示す。

出所: Department of Industry. Industrial Statistics Fiscal Year 2067/068 (2010/2011)

詳細は Annex-I に示しているが、対象に従事者 10 名以上の製造事業所に限った CME 2006/07 においても事業所数 (3,446 社中 480 社、13%)、従事者数 (177,550 名中 23,411 名) はカトマンズが最も多い。ただし、その比率はどちらも全体の 1 割強に留まることから、表 3.3-1 に示したカトマンズの登録企業 2,167 社の多くはサービス業などの非製造業であると推測される。また、カトマンズに所在する企業の製造企業の特徴として、480 社中の 271 社と過半以上を織物企業が占めていることが挙げられる。インド企業の集積もみられる。なお、CME 2006/07 での事業所数においてもモラン、ルパンデシなどタライ地域の郡とカトマンズおよびその周辺の郡が上位を占めており、表 3.3-1 に示した登録企業数累計との大きな差異はみられない。ただし、付加価値額に関しては、カトマンズは 3 位で、バラがトップ、2 位にナワルパラシ、4 位がモランとなっている。図 3.3-1 は CME 2006/07 において、事業所数、従事者数および付加価値額のいずれかで上位 10 位以内に入る郡と、付加価値額上位 10 郡の主要産業を示している。



図 3.3-1 CME 2006/07 事業所数・従事者数・付加価値額で上位 10 位に該当する郡

表 3.3-2 は、表 3.3-1 で示した累計登録企業数 4,552 社のうち、中・大企業のみをの累計を産業分野別に示している。2010/11 年までに登録された中・大企業は 1,553 社で、製造企業が全体の 46.2%となる 718 社(大企業 191 社、中企業 527 社)で最も多い(サービス業 26 社、27.4%、観光業 207 社、13.3%と続く)。産業分野別の雇用者数の比率も概ね企業数の比率と同じで、製造業では累計で 99,320 人が雇用されている。ただし、これらには既に事業活動をやめた企業も含まれていることに留意が必要である。実際に事業を営んでいる企業はこれよりも少ないことは間違いないが、その実数は把握されていない。

表 3.3-2 2010/11 年までの産業別登録企業数累計(中・大企業)

(単位：100 万ルピー)

Category	規模	企業数	総投資額	固定資産	総額従業員数
Agro Based	Large	17 (1.1%)	3,867.7	3,986.4	2,658
	Medium	79 (5.1%)	5,123.2	4,297.5	17,064
	Total	96 (6.2%)	8,991	8,284	19,722
Construction	Large	8 (0.5%)	4,859.3	4,775.6	737
	Medium	10 (0.6%)	517.3	414.7	580
	Total	18 (1.2%)	5,377	5,190	1,317
Energy Based	Large	63 (4.1%)	125,402.0	121,905.8	10,759
	Medium	14 (0.9%)	2,254.7	904.2	1,303
	Total	77 (5.0%)	127,657	122,810	12,062
Manufacturing	Large	191 (12.3%)	86,520.5	69,615.4	43,986
	Medium	527 (33.9%)	43,441.3	27,059.3	55,334
	Total	718 (46.2%)	129,962	96,675	99,320

Category	規模	企業数	総投資額	固定資産	総額従業員数
Mineral	Large	4 (0.3%)	2,988.0	2,658.5	714
	Medium	7 (0.5%)	298.4	268.2	781
	Total	11 (0.7%)	3,286	2,927	1,495
Service	Large	88 (5.7%)	43,962.9	31,407.8	13,968
	Medium	338 (21.8%)	24,152.1	16,238.9	35,108
	Total	426 (27.4%)	68,115	47,647	49,076
Tourism	Large	69 (4.4%)	22,852.9	20,896.1	7,742
	Medium	138 (8.9%)	8,099.4	7,252.4	8,313
	Total	207 (13.3%)	30,952	28,148	16,055
Grand Total		1,553 (100%)	374,340	311,681	199,047

出所：Department of Industry. Industrial Statistics Fiscal Year 2067/068 (2010/2011)

2010/11年の1年間には、85社の中・大企業の登録があり、そのうち中企業29社、大企業10社の計39社(45.9%)が製造業であった。そして、これらの企業により3,202人が雇用創出されている(表3.3-3参照)。

表 3.3-3 2010/11年の登録製造中・大企業数

(単位：100万ルピー)

	No. of Industries	Total Project Cost	Total Fixed Cost	Total No. of Employee
Large	10	4406.15	3701.8	1,264
Medium	29	2792.23	1614.23	1,938
Total	39	7198.38	5316.03	3,202

出所：Department of Industry. Industrial Statistics Fiscal Year 2067/068 (2010/2011)

(2) DoCSI と CSIDB における零細・小企業

Industrial Enterprises Act 1992の規定より、固定資産が3,000万ルピー未満の小企業と、固定資産による基準とは別に規定された伝統的零細企業、すなわち伝統的技術、技術、地場の原料などを活用する企業¹⁵は、DoCSIあるいはCSIDBの郡事務所に企業登録をしている(ただし、外国投資による小企業を除く)。図3.3-2に示すように、1994/95年から2010/11年までに169,790社¹⁶の零細・小企業が企業登録を行っており、その約半数を製造企業が占めている。そのうち、125,419社が2010/11年時点でその登録を維持している(表3.3-4および表3.3-5参照)¹⁷。表には示していないが、このうちの10,562社が零細企業、114,857社が小企業である。

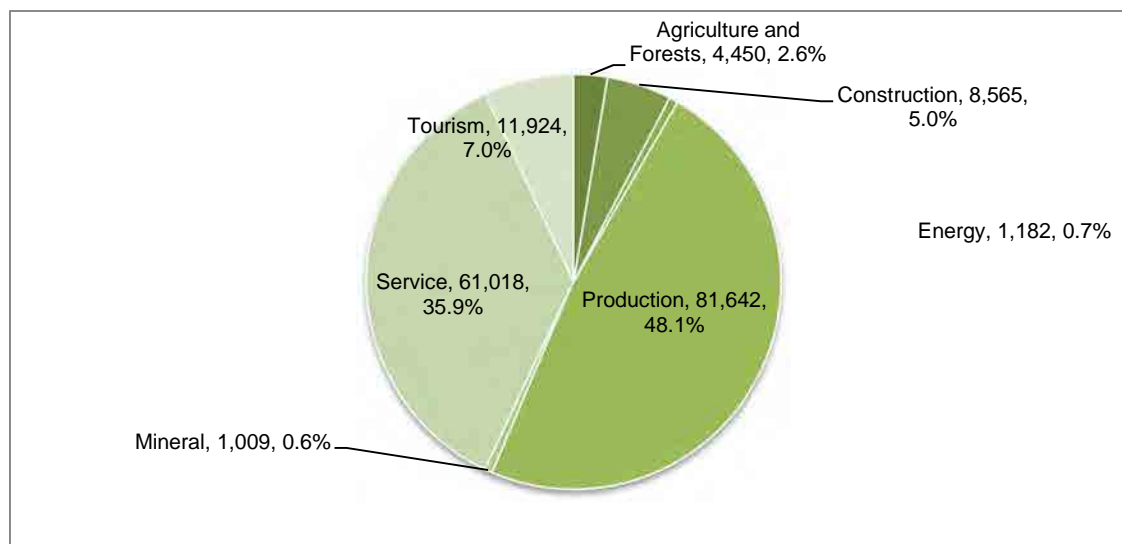
既に述べたように累計登録数は製造企業が多いが、登録を維持している零細・小企業はサービス業に従事する企業が最も多く(57,668社、46.0%)、45,594社(36.4%)の製造業が続く。郡別では、やはりカトマンズが最も多く、同郡の27,853社が全体の2割超を占めている

¹⁵ Industrial Enterprises Act 1992において伝統的技術、技術、地場の原料を応用した機械・機器を使用し、ネパールの文化、芸術に関連する業種に従事する企業が伝統的零細企業として別途分類・規定されている。後述のIndustrial Policy 2010には零細企業の定義がなされているが、現行法であるIndustrial Enterprises Act 1992には零細企業の定義はない。

¹⁶ 更に年次を遡ると合計215,336社がこれまでに登録している。なお、伝統的零細企業も零細企業と称す。

¹⁷ ただし、登録を維持していることは必ずしも企業活動が行われていることを意味しない。

ほか、上位10郡は全て DoCSI が管轄する郡（タライ地域、カトマンズ周辺およびカスキ）となっている。逆に最も登録維持企業数が少ない郡はマナン（84社）で、登録件数の下位10郡は全て CSIDB の担当する郡である。その結果、DoCSI は75郡のうちの27郡のみを担当しているにもかかわらず、これらの郡で登録を維持している小企業数は98,151社で全体の57.8%を占めている。丘陵・山岳地域であることを反映して、CSIDB の担当する郡全体では農林業関係に従事する企業の比率が高く（国全体で3.9%に対して8.5%）、製造企業の比率が低くなっている（同36.4%に対して22.4%）。



出所：Ministry of Industry

図 3.3-2 登録企業 169,790 社 (1994/95~2010/11 年) (零細・小企業)

表 3.3-4 2010/11 年に DoCSI に登録を維持している企業数累計 (零細・小企業)*

	District	Category							Total
		Agriculture & Forests	Construction	Energy	Production	Mineral	Services	Tourism	
1	Jhapa	124	207	14	2,188	3	1,376	78	3,990
2	Morang	34	485	3	1,729	1	1,214	22	3,488
3	Sunsari	59	0	2	1,205	0	1,388	42	2,696
4	Saptari	15	27	0	454	16	1,028	3	1,543
5	Siraha	53	163	4	1,588	8	305	10	2,131
6	Dhanusha	31	0	2	817	0	1,682	30	2,562
7	Mahottari	39	189	2	453	7	911	3	1,604
8	Sarlahi	1	118	0	527	0	1,097	9	1,752
9	Rautahat	69	202	0	529	0	676	33	1,509
10	Bara	25	5	2	872	0	1,020	2	1,926
11	Parsa	49	448	0	1,854	0	1,492	6	3,849
12	Makwanpur	65	0	0	881	0	1,077	76	2,099
13	Chitwan	510	3	10	2,036	0	1,056	350	3,965
14	Kathmandu	343	86	111	7,533	0	13,068	6,712	27,853
15	Lalitpur	76	43	6	4,206	0	3,396	170	7,897
16	Bhaktapur	95	3	0	1,079	0	771	229	2,177
17	Kavre	327	0	8	401	0	1,206	138	2,080
18	Kaski	174	0	0	1,580	0	2,013	1,316	5,083
19	Palpa	19	0	0	193	0	475	85	772
20	Nawalparasi	130	0	6	927	0	661	619	2,343
21	Rupandehi	85	8	1	3,303	0	1,500	862	5,759

	District	Category							Total
		Agriculture & Forests	Construction	Energy	Production	Mineral	Services	Tourism	
22	Kapilvastu	8	0	0	1,213	0	749	21	1,991
23	Dang	0	237	4	685	0	908	0	1,834
24	Banke	42	4	0	1,156	1	521	97	1,821
25	Bardiya	41	0	0	532	0	779	21	1,373
26	Kailali	83	45	3	970	2	1,269	69	2,441
27	Kanchanpur	51	0	0	568	0	933	61	1,613
DoCSI Sub-Total		2,548 (2.6%)	2,273 (2.3%)	178 (0.2%)	39,479 (40.2%)	38 (0.0%)	42,571 (43.4%)	11,064 (11.3%)	98,151 (100%)
DoCSI + CSIDB Total		4,873 (3.9%)	4,585 (3.7%)	291 (0.2%)	45,594 (36.4%)	114 (0.1%)	57,668 (46.0%)	12,294 (9.8%)	125,419 (100%)

注：網掛けは75郡の中で登録維持企業において上位10郡に含まれることを示す。

出所：Department of Cottage and Small Scale Industry. Industrial Promotion Statistics 2011.

表 3.3-5 2010/11年にCSIDBに登録を維持している企業数(零細・小企業)*

	District	Category							Total
		Agriculture & Forests	Construction	Energy	Production	Mineral	Services	Tourism	
28	Illam	164	0	22	46	3	476	4	715
29	Taplejung	48	1	2	47	1	161	3	263
30	Panchthar	57	101	4	85	0	137	4	388
31	Dhankutta	61	5	2	137	3	355	13	576
32	Sakhuwasabha	53	37	1	93	6	259	17	466
33	Terathum	61	64	3	96	0	195	4	423
34	Bhojpur	20	1	0	102	1	185	0	309
35	Udaypur	25	0	0	175	1	555	10	766
36	Khotang	28	2	2	65	0	278	4	379
37	Solukhumbu	52	21	6	60	1	122	18	280
38	Okhaldhunga	48	0	2	38	0	212	5	305
39	Dolakha	36	23	1	114	3	344	28	549
40	Ramechhap	67	1	4	144	9	307	32	564
41	Sindhuli	52	2	0	140	4	382	0	580
42	Sindhupalchok	97	154	3	98	5	661	27	1,045
43	Nuwakot	154	2	0	424	7	530	28	1,145
44	Rasuwa	32	15	0	50	1	154	15	267
45	Dhading	135	163	2	226	7	839	7	1,379
46	Tanahu	161	104	4	468	2	636	246	1,621
47	Manang	2	2	0	16	5	40	19	84
48	Gorkha	64	22	10	139	7	520	85	847
49	Lamgunj	62	4	8	231	3	435	0	743
50	Syangja	8	94	5	693	2	217	5	1,024
51	Baglung	87	49	3	93	1	422	119	774
52	Gulmi	19	0	0	168	1	534	101	823
53	Myagdi	54	71	0	65	0	268	32	490
54	Mustang	33	33	1	17	0	59	30	173
55	Parvat	45	80	0	142	0	396	86	749
56	Arghakhachi	39	86	2	124	0	397	2	650
57	Piuthan	8	1	5	78	0	525	8	625
58	Salyan	12	137	1	67	0	273	29	519
59	Rolpa	34	70	0	53	0	398	37	592
60	Rukhum	22	97	1	182	0	105	0	407
61	Surkhet	96	2	1	484	2	786	3	1,374
62	Dailekh	13	38	0	233	0	391	98	773
63	Kalikot	36	6	5	103	0	337	9	496
64	Jajarkot	31	55	1	31	0	201	1	320
65	Jumla	76	6	1	58	0	259	27	427
66	Mugu	18	20	4	55	1	185	15	298
67	Dolpa	7	2	0	20	0	206	0	235
68	Humla	18	74	0	17	0	78	8	195
69	Doti	12	132	3	31	0	117	12	307
70	Aacham	45	148	0	21	0	132	6	352
71	Bajura	7	80	2	74	0	117	1	281
72	Bajhang	29	1	0	156	0	290	25	501

	District	Category							Total
		Agriculture & Forests	Construction	Energy	Production	Mineral	Services	Tourism	
73	Baitadi	39	126	0	81	0	222	3	471
74	Dadeldhura	28	88	2	38	0	286	4	446
75	Darchula	30	92	0	37	0	113	0	272
CSIDB Sub-Total		2,325 (8.5%)	2,312 (8.5%)	113 (0.4%)	6,115 (22.4%)	76 (0.3%)	15,097 (55.4%)	1,230 (4.5%)	27,268 (100%)
DoCSI + CSIDB Total		4,873 (3.9%)	4,585 (3.7%)	291 (0.2%)	45,594 (36.4%)	114 (0.1%)	57,668 (46.0%)	12,294 (9.8%)	125,419 (100%)

注：網掛けは75郡の中で登録維持企業が少ない下位10郡であることを示す。

出所：Department of Cottage and Small Scale Industry. Industrial Promotion Statistics 2011.

図 3.3-3 に零細小企業の登録企業数の多い上位10郡、図 3.3-4 に登録数の少ない10郡を示す。



出所：Department of Cottage and Small Scale Industry. Industrial Promotion Statistics 2011.

図 3.3-3 登録企業数の多い上位10郡(零細・小企業)



出所：Department of Cottage and Small Scale Industry. Industrial Promotion Statistics 2011.

図 3.3-4 登録企業数の少ない下位 10 郡(零細・小企業)

2010/11 年の 1 年間で 14,678 社が登録されている（表 3.3-6 参照）。一見多く見えるが、この中には再登録企業も多く含まれている。

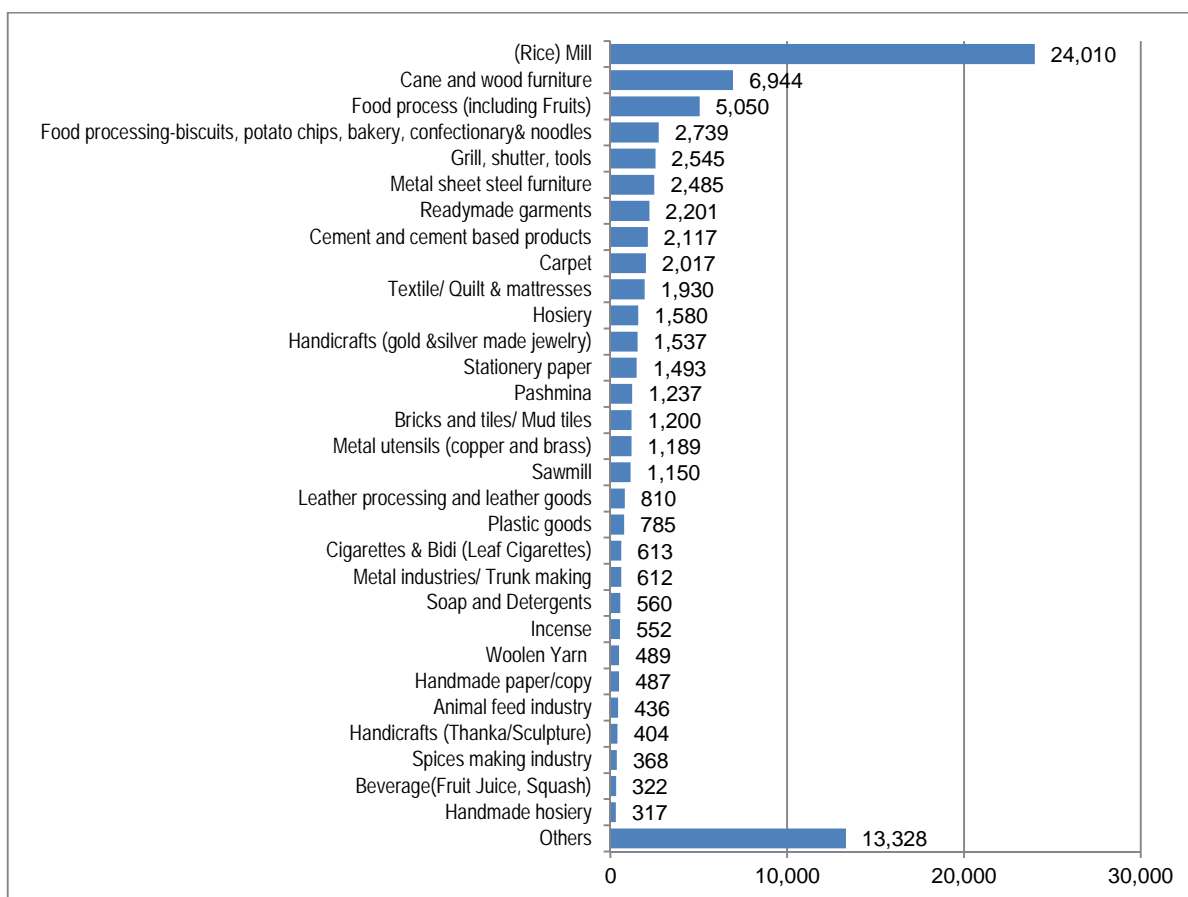
表 3.3-6 2010/11 年登録の零細・小規模企業

No of Industries registered		14,678
No. of Entrepreneurs	Female	2,822
	Male	15,918
	Total	18,740
Proposed Employment No.	Female	8,956
	Male	63,962
	Total	72,918
Capital Investment	Operating Capital	7,398,726
	Fixed Capital	6,993,993
	Total	14,750,911
Annual Production in 000 Rs.		36,786,410

出所：Department of Cottage and Small Scale Industry. Industrial Promotion Statistics 2011.

図 3.3-5 は、1994/95 年以降に製造小企業が登録した 103 業種のうちの上位 30 業種を示している。まず、精米（粉）所が 81,642 社中の 24,010 社と全体の 3 割近くを占め、家具、食品加工、繊維・衣類・カーペット、金属、ハンディクラフトなどが続いている。上位 10 位の繊維・キルト・マットレスまでで全体の 63.7%、30 位までで全体の 83.5%を占めており、ネパール製造小企業が営む大部分の業種をカバーしていると言える。ちなみに旅行業はほとんどがホテルか旅行・トレッキング業のいずれかで、農林業では茶葉栽培を含む農業、養鶏を含む畜産、苗木栽培が大部分を占めている。製造業ほどではないがサービス業でも様々な

業種が登録されており、トレーニングセンター、法律・技術コンサルティング、コンピュータートレーニング、洋服仕立て、エンジニアリングサービスなどが多い。



出所：Department of Cottage and Small Scale Industry. Industrial Promotion Statistics 2011.

図 3.3-5 小企業登録数上位 30 業種(製造業)

以上のように企業登録統計からは、企業数が少ないこと、中・大企業に限れば製造企業の比率が高い（企業数で 718 社）が、全体としてはサービス産業の比率が高く、国の GDP 構成にほぼ相応するような企業分布となっていることが分かる¹⁸。

3.2.1.2 工業生産データ

表 3.3-7 はネパール政府が発表している主な工業製品の生産量の推移を示している。継続的にデータが記録されておらず、その理由は不明であるが、どのような工業製品がネパール国内で生産されているかを知るうえでの参考にはなる。同表からは、麺類、スカッシュ、砂糖、紅茶、アルコール飲料（Liquor）、靴、合板、プラスチック製品、鋼心アルミより線（Aluminium Conductors Steel Reinforced）などの生産が継続的に伸びていることが分かる。一方、データは途切れているが、輸出入統計から繊維関連製品は明らかに国内生産量が減少傾向にある。また、

¹⁸ DoI の登録企業データで、中・大企業で累計 4,552 社（2012 年）、Annex-I での統計局調査データで 10 人以上の企業数が 3,446 社（2007 年）ということからすれば、実際に稼働している中・大企業数は、4,000 社を下回っているものと思われる。

自然保護の観点から木材やセメントなども量的には減ってきている。

表 3.3-7 主な工業製品の生産量推移

Code No.	Major Industry Group	Unit	2001/02	2002/03	2003/04	2004/05	2005/06	2006/07	2007/08	2008/09	2009/10	2010/11	2011/12*
1	311-312 Food Manufacturing												
42.3	I Noodles	M.T.	7,200	8,950	9,460	29,369	32,334	35,567	37,034	40,669	42,000	42,840	44,982
48.42	II Biscuits	M.T.	9,440	9,836	9,590	6,157							
54.5	III Squash	Th. Litre	2,250	2,430	2,612	28,905	30,350	31,867	33,580	36,894	38,794	39,580	41,559
61.2	IV Sugar	M.T.	82,200	94,052	96,174	94,436	98,461	103,384	108,682	180,650	190,650	190,650	200,183
74.11	V Tea	M.T.	8,770	9,631	11,397	11,475	11,589	12,168	12,703	15,506	16,000	16,320	17,136
81.98	VI Animal Feeds	M.T.	22,266	24,060	22,496								
91.4	VII Vegetable Ghee	M.T.	99,000	75,210	72,051	199,587	179,239	188,200	194,319				
2	313 Beverage Industries												
111.02	I Soft Drinks	Th. Litre	27,100	31,603	32,472	46,283						15,434	15,743
112.3	II Beer	Th. Litre	22,800	24,162	24,977	30,663						3,847	3,924
112.4	III Liquor	Th. Litre	3,700	3,792	4,437	8,947	9,039	9,490	10,089	11,907	12,000	12,800	13,056
3	314 Tobacco Manufacturing												
122.2	I Cigarette	Mil. Sticks	6,900	6,812	7,268	9,418	949	997	1,071	12,007	13,100	13,490	13,895
122.3	II Bidi	Mil. Sticks	150	140	139								
4	321 Manufacture of Textiles												
652.1	I Cotton Clothes	Metre	1,700	1,438	1,503								
653.5	II Synthetic Clothes	Metre	26,100	28,594	31,239	11,794						11,793	
	III Jute Goods	M.T.	31,400	34,862	35,699	32,780							
5	323 Leather & Leather Products												
611.2	I Processed Leather	Sq. Ft.	3,184	3,120	3,076								14,915
6	324 Footwear Manufacturing												
851	I Shoes	Th. Pairs	744	786	865	1,416	2,037	2,138	2,295	2,515	2,590	2,720	2,965
7	331 Wood & Wood Products												
634.2	I Plywood	Sq. Ft.	632	510	545	603	679	712	753	809	909	950	
	II Straw Board	M.T.	1,195	1,024	1,186	813	829	870	907	803	905	950	1,045
8	341 Paper & Paper Products												
641.9	I Paper	M. T.	41,000	42,056	42,835	28,958	29,904	31,399	32,905				
9	352 Manufacture of Other												
554.1	I Soap	M. T.	55,900	54,624	53,805	44,267	44,821	47,062	49,092	51,092	52,000	53,100	55,755
554.3	II Detergent Powder	M. T.	5,008	5,241	6,195	3,301	3,331	3,497	3,705	3,800	4,305	4,435	4,657
99.32	III Matches	Gross	2,320	2,150	2,053	1,598							
10	355 Manufacture of Rubber												
851.01	I Slipper	Th. Pairs	5,100	4,420	4,707								5,065
11	356 Manufacture of Plastic												
581	I Plastic Goods	M. T.	1,615	1,587	1,500	6,179	6,017	6,317	6,494	65,004	66,100	68,100	73,548
12	369 Other Non Metallic												
661.2	I Cement	M. T.	233,000	255,171	279,412	610,044	613,643	644,325	71,132	71,000	72,100	84,130	92,543
662.41	II Bricks & Tiles (Govt. Sector)	Th. Piece	25,500	28,954	29,967								
13	371 Manufacture of Cutlery												
673	I Iron Rod, Angles etc.	M. T.	140,000	154,621	169,310	166,451						35,340	40,641
14	381 Manufacture of Cutlery,												
697.21	I Steel Utensils	M. T.	58	66	88	89							
	II Agricultural Tools	M. T.											
15	383 Manufacture of												
723.1	I Wires/Cables	MT	24,000	26,234	25,578	24,977	24,924	26,170	28,004	28,005	29,001		
	a. GI/HS Wires	MT											
	b. ACSR Conductor/PVC	KM	12,369	14,500	14,138	14,638	14,659	15,391	15,907	16,000	17,205	17,550	20,183
729.11	II Dry Cell Battery	Th. Nos.	48,000	53,405	51,803	54,047							

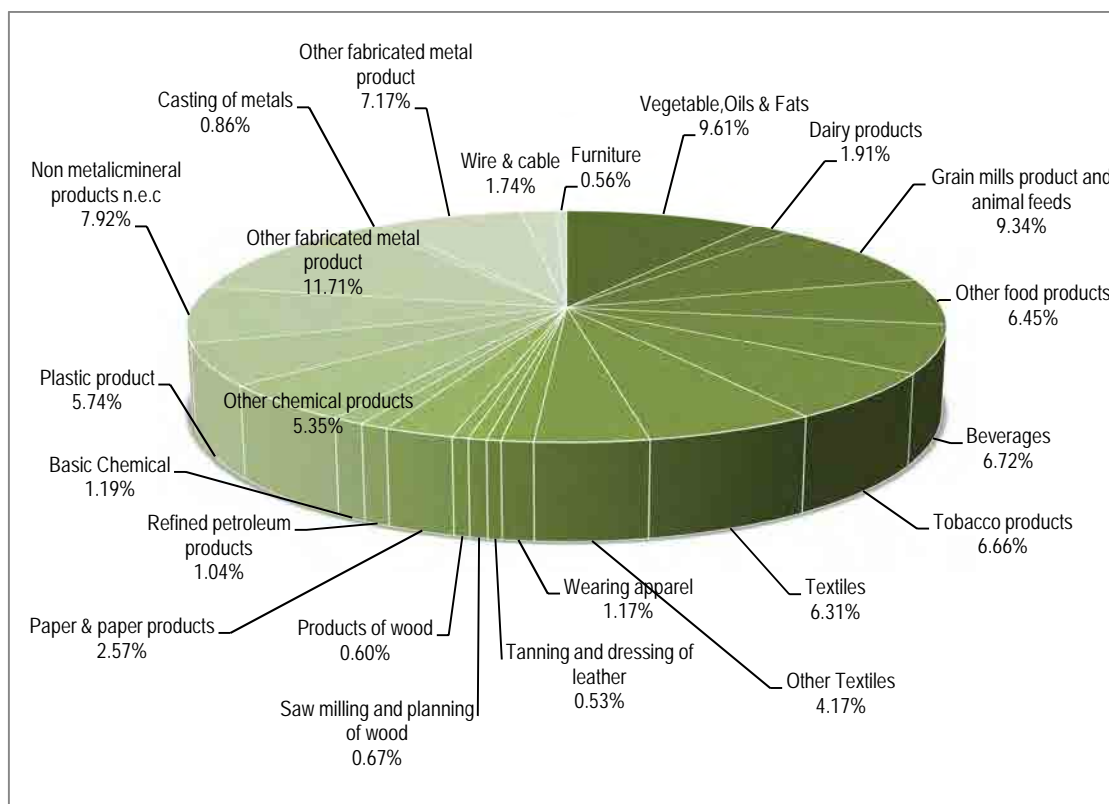
* Annual estimate based on the data of first eight month

Note: Blank space represents unavailability of data

誤りと思われる部分、文字の欠落等もそのまま転記。

出所: Ministry of Finance.2012. Economic Survey Fiscal Year 2011/12

図 3.3-6 は 2008/09 年を基準年とする生産指数のセクター構成を示している。



出所：Ministry of Finance.2012. Economic Survey Fiscal Year 2011/12

図 3.3-6 生産指数(2008/09=100)構成

また、表 3.3-8 は、2008/09 年を基準年とする、主要工業製品の生産指数の推移を示している。以前の基準年（2003/04 年）の生産指数バスケットとの比較では、合成繊維の衣類、パシュミナ、新聞紙の 3 品目が除外され、パン、チョコレート、合板、ダンボール紙、潤滑油、レジン、ペンキ、コンクリート、ヒューム管、GI パイプ、アルミ製品、金属構造物、家具の 13 品目が新たに加えられている。また構成比重の変更としては、植物・動物油脂、その他繊維、衣類、化学製品の比重がそれぞれ 15.78%から 9.61%、6.59%から 4.17%、7.17%から 1.17%、そして 10.34%から 5.35%へと大きく下げられている。さらに、パシュミナが外れたことによりニット・編み物群そのものが指数から削除されている。これらの指数のバスケット、比重の変更は経済活動の実態を反映しており、比重を下げられた、あるいは削除された品目、製品群の多くは実際に 2003/04－2008/09 年の生産が停滞していた（数値が減少していた）。例えば、以前の基準年（2003/04 年）の生産指数で植物油は 2008/09 年に 72.69、カーペットは 79.64 にまで低下していた。

一方で、その他金属製品の比重は合計で 15.18%も高められ、輸入材をもとにした合板がバスケットに加わったことにより木製品が製品群として新たに加わっている。2008/09 年以降に目を移すと、品目（GI パイプ、アルミ製品、金属構造物）が増えて指数に占める比重も増したその他金属製品がその後も好調を維持しており、製造業の多様化が起きているとみることができる。基準年変更時に比重の下がった製品群では、2010/11 年にそれぞれ 116.74、110.65 と衣類、化学製品には持ち直しが見られる一方で、植物・動物油脂（2010/11 年：94.81）、その他繊維（同 92.90）は停滞が続いている。

表 3.3-8 生産指数 (2008/09=100)

S.N.	CPC	Overall Index of Manufacturing Production	Weights* (%)	2008/09	2009/10	2010/11
1		Manufacture of Vegetable,Oils & Fats	9.61	100	98.08	94.81
	2160	Vegetable ghee	5.72	100	91.82	71.74
	2163	Mustard oil	1.32	100	107.85	99.08
	2165	Soybean oil	2.57	100	106.97	143.94
2		Manufacture of dairy products	1.91	100	109.87	108.17
	2211	Processed Milk	1.91	100	109.87	108.17
3		Grain mills product and animal feeds	9.34	100	91.95	99.08
	2316	Rice	7.79	100	89.37	97.42
	2311	Wheat flour	1.39	100	104.82	105.57
	2331	Animal feed	0.16	100	105.88	122.83
4		Manufacture of other food products	6.45	100	89.2	107.77
	2342	Biscuit	0.94	100	103.3	94.57
	2341	Bread	1.07		83.85	128.12
	2353	Sugar	1.82	100	52.53	117.06
	2665	Chocolate	0.73		102.85	100.65
	2372	Noodles	1.17	100	113.19	110.5
	2391	Processed tea	0.72	100	118.59	74.07
5		Manufacture of beverages	6.72	100	124.12	135.84
	2412	Liquor rectified	2.21	100	108.49	132.94
	2423	Beer	2.38	100	151.63	152.88
	2449	Soft drink	2.13	100	109.56	119.78
6		Manufacture of tobacco products	6.66	100	101.78	125.08
	2501	Cigarette	6.66	100	101.78	125.08
7		Manufacture of textiles	6.31	100	93.88	70.84
	2621	Yarn	1.5	100	74.59	55.97
	2669	Cotton clothes	4.81	100	99.9	75.47
8		Manufacture of other Textiles	4.17	100	89.29	92.9
	2721	Woolen carpet	2.91	100	93.74	78.76
	2715	Jute goods	1.26	100	79.02	125.57
9		Manufacture of wearing apparel	1.17	100	115.24	116.74
	2825	Garment	1.17	100	115.24	116.74
10		Manufacture of tanning and dressing of leather	0.53	100	155.65	100.87
	2912	Processed leather	0.53	100	155.65	100.87
11		Manufacture of saw milling and planing of wood	0.67	100	109.52	58.66
	3110	Wood sawn	0.67	100	109.52	58.66
12		Manufacture of products of wood	0.6		112.61	116.3
	3141	Ply wood	0.6		112.61	116.3
13		Manufacture of paper & paper products	2.57	100	94.97	77.3
	3214	Paper excluding newsprint	0.57	100	75.69	68.96
	3215	cartoon box	2		100.51	79.69
14		Manufacture of refined petroleum products	1.04	100	105.56	111.57
	3338	Lube Oil	1.04	100	105.56	111.57
15		Manufacture of Basic Chemical	1.19		111.3	106.51
	3441	Rosin	1.19		111.3	106.51
16		Manufacture of other chemical products	5.35	100	100.89	110.65
	3511	paint	0.75		105.28	149.93
	3529	Medicine	1.63	100	100.06	113.34
	3532	Soap	2.97	100	100.24	99.26
17		Manufacture of plastic product	5.74	100	101.71	94.1
	3641	plastic product	5.74	100	101.71	94.1
18		Non metallic mineral products n.e.c	7.92	100	104.48	133.63
	3735	Bricks	1.62	100	88.13	77.48
	3744	Cement	5.28	100	114.69	161.66
	3769	concrete	0.76		43.64	40.54
	3756	Hume pipe	0.26		176.66	186.46
19		Manufacture of other fabricated metal product	11.71	100	107.78	111.53
	4124	Iron rod & billets	5.54		110.96	110.46
	4127	GI pipe	6.17	100	104.93	112.49
20		Manufacture of casting of metals	0.86	100	89.04	115.51
	4291	Domestic metal product	0.31	100	97.48	84.39
	4153	aluminum products	0.55		84.28	133.05
21		Manufacture of other fabricated metal product	7.17		101.91	110.69
	4219	Structural metal Product	7.17		101.91	110.69
22		Manufacture of wire & cable	1.74	100	102.84	138.31
	4651	Electrical wire & cable	1.74		102.84	138.31
23		Manufacture of Furniture Manufacture	0.56		99.98	104.37
	3814	Furniture	0.56		99.98	104.37
		Total Index	100	100	102.6	105.4

出所 : Ministry of Finance.2012. Economic Survey Fiscal Year 2011/12

3.3.2 工業セクター振興政策

3.3.2.1 Industrial Policy 2010

工業セクター振興のための政策としては、Industrial Policy 2010 が策定されている。Industrial Policy 2010 は先述したようにネパールの Industry に係る政策として、工業を中心に商業以外のセクターをカバーしている。以下にその概要を示すが、政策の実施には現行の Industrial Enterprises Act 1992 に替わる新たな Industrial Enterprises Act の国会での承認が必要とされる¹⁹。従って、中には関係機関により自主的に実施に移されている施策もあるが、基本的に現在は同政策が策定される以前から実施されてきた施策がそのまま継続的に実施されているのが現状である。

(1) Industrial Policy 2010 の主な内容

- (1) 背景・工業セクターの現状
- (2) ビジョン
- (3) 目的
- (4) 政策
 - 1) 全般
 - 2) 中小零細企業に対する特別規定
- (5) 戦略
 - 1) 全般
 - 2) 中小零細企業に対する特別規定
- (6) 企業分類(規模・産業分野)
- (7) 優先産業
- (8) 優遇措置
 - 1) 全般
 - 2) 中小零細企業に対する特別規定
 - 3) 経済特区に立地する企業
- (9) 工業振興のための組織配置
 - 1) Investment Board
 - 2) Industry Promotion Board
 - 3) National Micro Entrepreneurship, Cottage and Small Industries Promotion Board and Industries Development Board
- (10) 女性のための特別規定

(2) 目的

1. 高品質で競争力のある製品の増産、生産性の向上をとおして工業製品の輸出を増加させ、国民所得と雇用を伸長させる。
2. 地場で利用可能な資源、原料、技能、手段を動員することにより、国家および地方のバランスの取れた発展を図るうえでの産業セクターの貢献を高める。
3. 最新の技術と環境に悪影響を及ぼさない生産プロセスを活用することにより持続可能

¹⁹ 既にドラフトは作成済みで、国会での承認を待つのみとのこと。他にも、Industrial Policy 2010 に沿って Intellectual Property Policy のドラフトが作成されているが、こちらも国会の承認待ちの状況である。従って、大統領令や Development Order by the Cabinet で成立を目指す可能性もあるものの、政治が安定化して国会が開会されるまでペンディングの状態が続く可能性がある。Industrial Policy の実施に必要な法令案は Nepal Business Forum の提言に沿った形で準備されている。同 Forum は政府機関、労使の代表機関の代表からなる Private-Public Dialogue の場であり、規制改革、Special Economic Zones に関する提言も行っている。Forum は1~2か月をかけて5地方でそれぞれ開催される。Forum には Tourism、FDI、輸出振興など8つのワーキンググループがあり、それぞれのグループに対して官民双方からの議長が選ばれている。

で頼れる産業セクターを確立する。

4. 産業の発展に必要な生産性の高い人的資源と経営能力を有する強固な投資基盤を創造し、ネパールを南アジア、そして世界における魅力的な投資先にする。
5. 工業知的所有権を保護する。

上記の目的に沿う形で 10 項目の政策と、経済特区の設立、労働規制の柔軟化、開発の進んでいない地域や経済特区に立地する企業、輸出企業に対する追加優遇措置の設定、企業の設立・登録・拡張のための手続きを円滑化するためのワンストップサービスセンターの設置など、40 項目に渡る戦略が列挙されている。また、零細小企業に対しては別途 10 項目の政策と金融アクセスを促進するための各種基金の設置、技術、助言、モニタリングサービスの提供、一村一品活動のキャンペーンを含む 23 項目の戦略が定められている。なお、零細小企業と女性起業家に対する支援に関する規定は Industrial Policy 1992 には無かったもので、同政策により新たに導入されている。ガイドラインとして様々な戦略が網羅的に取り上げられているとも言えるが、全体として項目数が多すぎる感がある。

表 3.3-9 は同政策が定めた規模による企業分類を示している。規模の分類は固定資産によるが、零細企業に対してのみ「土地、建物を除いて 20 万ルピー以下」という固定資産に関する条件以外に、(1) 事業主自身が経営に携わっていること、(2) 事業主を含めて労働者が 9 名以下であること、(3) 年間金融取引が 200 万ルピー未満であること、(4) 電動エンジン換算での原動機の能力が 10 キロワット未満であること、更に(5) 開業に際して許可の必要ない産業²⁰であること、(6) 小企業以上の企業として登録されたことがないこと、などが要件となっている。また、資産規模などにより定義された零細企業とは別に、(1) 伝統的な技能、技術、地場の原料を応用した機械・機器を使用し、ネパールの文化、芸術に関連する、そして(2) 電力使用が 10 キロワット未満である企業が「伝統的およびその他の零細企業」として定義づけられている。このほか、製品の 51%以上を輸出する企業を輸出志向企業としている。

表 3.3-9 Industrial Policy 2010 における企業規模分類

分類	固定資産
零細企業	20 万ルピー以下（土地、建物を除く）
小企業	5,000 万ルピー以下
中企業	5,000 万ルピー超、1 億 5,000 万ルピー以下
大企業	1 億 5,000 万ルピー超

出所：Industrial Policy 2010

ただし、企業の登録などは現在も Industrial Enterprises Act 1992 に規定された基準をもとに行われている。表 3.3-10 に示すように Industrial Enterprises Act 1992 の規定には零細企業の定義は無く、小企業が固定資産 3,000 万ルピー未満、大企業間で同 1 億ルピー超となっており、

²⁰ 許可が必要な業種は下記のとおり。

(1)弾薬、火薬、爆発物製造、安全保障にかかわる印刷、紙幣・硬貨製造、(2)タバコ、ビリー、噛みタバコ、葉巻、およびタバコを原料とする製品、アルコール類・ビール製造、(3)石材、コンクリート、砂の採掘・加工、(4)その他該当セクターの法律により許可性となっている業種

中規模企業は、その中間にある。

表 3.3-10 Industrial Enterprises Act 1992 における企業規模分類

分類	固定資産
小企業	3,000 万ルピー未満
中企業	3,000 万ルピー以上、1 億ルピー以下
大企業	1 億ルピー超

出所：Industrial Enterprises Act 1992

表 3.3-11 は Industrial Policy 2010 で指定された優先産業を示している。優先産業と言ってもほとんどの分野がカバーされている。また、地域バランスのとれた開発を目指すというネパール政府の方針を反映して、同政策は企業規模と開発段階に応じた地域分類にもとづいて企業に対する優遇措置を設定している。表 3.3-12 に開発段階別の地域分類を示す。なお、Industrial Enterprises Act 1992 においても遠隔地域、未開発地域、低開発地域に該当する郡を指定しているが、Industrial Policy 2010 ではその分類に若干の変更がみられる。

表 3.3-11 Industrial Policy 2010 の優先産業リスト

1. 農業・林業関連産業
2. 建設産業
3. エネルギー産業（発電、送電を含む）
4. 輸出振興産業²¹
5. 観光産業
6. 鉱業
7. セメント、パルプ・紙、砂糖、化学肥料、粉ミルク、固定廃棄物・未使用原料の処理、薬品、公害予防機器、障害者用機器、農機具、産業機器、電気自動車
8. 公共輸送、保冷設備建設・運営、固定廃棄物収集、村落での情報通信関連技術サービス、ソフトウェア
9. 病院、養護施設、家畜病院、医療試験サービス、保健研究所、生物学研究、試験所、養成・訓練施設（カトマンズ渓谷、ポカラ、タライ地方を除く）
10. 伝統的零細産業

出所：Industrial Policy 2010

表 3.3-12 Industrial Policy 2010 の地域分類

- Least developed Area (23)
Bajura, Jajarkot, Dolpa, Humla, Jumla, Kalikot, Darchula, Achham, Bajhang, Mugu, Rukhum, Salyan, Dailekh, Rolpa, Tehrathum, Doti, Khotang, Sakhuwasabha, Manang, Mustang, Solukhumbu, Taplejung, Okhaldhunga
- Undeveloped Area (15)
Baitadi, Dadeldhura, Myagdi, Bhojpur, Ilam, Sindhuli, Panchthar, Pyuthan, Baglung, Rasuwa, Sindhupalchok, Gulmi, Parbat, Dolakha Ramechhap
- Under developed Area (24)
Kailali, Bardiya, Kanchanpur, Palpa, Lamjung, Gorkha, Arghakhachi, Dhankuta, Surkhet, Dang, Syangja, Tanahu, Udaypur, Nuwakot, Dhading, Kavrepalanchok, Kapilvastu, Siraha, Banke, Dhanusha, Rautahat, Saptari, Sarlahi, Mahottari

出所：Industrial Policy 2010

²¹ 輸出志向産業は、同政策で製品の 51%以上を輸出する企業と定義されている。

設定されている優遇措置は主に所得税の優遇と 関税・物品税・付加価値税の優遇で、別途法令の改訂あるいは制定により実施されることになっている。所得税の優遇としては、控除の対象の他、発電、鉱業、セメントなど業種に応じた減税、立地に応じた減税、企業規模別に雇用者数に応じた免税などが設定されている。表 3.3-13 に、所得税の減免内容を示す。関税、物品税、付加価値税の優遇としては、産業用に使用される機材・機器、発電機、変圧機に対する関税の 1%への低減の他、輸出品の製造に使用した原材料、包装材などに課せられた関税、物品税、付加価値税の払い戻しなどが規定されている。伝統的零細、零細、および小企業に対してはこれらに加えて別途優遇措置が設定されており、例えば零細企業は所得税、物品税、付加価値税を含めて税金類が課されないことが規定されている。経済特区に立地する企業に対しても、所得税の減免、付加価値税および関税の免除、車両 3 台までの地方税の免除などが定められている。

表 3.3-13 Industrial Policy 2010 特定企業に対する所得税の減免

対象	減免内容
タバコ、酒類、 <i>kattha</i> 製造以外の特定企業 (special industry) :ただし特定企業に該当するための具体的な基準の記述なし	5%減免
タバコ、酒類、 <i>kattha</i> 製造以外の least development area の企業	90%減免(業務開始からの 10 年間)
タバコ、酒類、 <i>kattha</i> 製造以外の undeveloped area の企業	80%減免(業務開始からの 10 年間)
タバコ、酒類、 <i>kattha</i> 製造以外の under developed area の企業	70%減免(業務開始からの 10 年間)
least development area において果実ベースのシードルおよびワイン(アルコール度数 12%未満)を製造する企業	40%減免(業務開始からの 10 年間)
水力発電および送電、鉱業、地場の原料を使ったセメント、石油・天然ガスの探採鉱に従事する企業	90%減免(業務開始からの 7 年間)
IT パークに入居する IT 企業	50%減免
6 か月を超える期間に渡って 100 名超のネパール人を直接雇用する小企業、200 名超を雇用する中企業、および 500 名超を雇用する大企業	25%減免(当該年)
上記の雇用者の半数以上が女性、Dalit、身障者である企業	40%減免(当該年)

出所：Industrial Policy 2010

また、同政策は投資政策を策定し、投資を促進するための機関として Investment Board、そして産業振興を促進し、産業セクターが抱える問題の解決のための調整・支援機関として Industrial Promotion Board を設置することを定めている。更に、零細小企業の振興と零細小企業振興行政における不明瞭さを解消するために National Micro Entrepreneurship, Cottage and Small Industry Promotion Board を設置し、DoCSI は DOI に統合すること、そして全郡において CSIDB が零細・小企業振興を担当するとしている。そのほか、既存の関連機関の強化・統合、ワンストップサービスセンターの新設などが行われることになっている。

3.3.2.2 工業セクター施策

これまで、Industry Policy 2010 の概要を示したが、現時点では税の還付などを除くと具体的に実施されている施策は研修、少額ローン、インキュベーション支援などが中心である。表 3.3-14 は工業省の予算からの抜粋を示している。研修の実施機関は主に DoCSI、CSIDB の郡事務所と Cottage and Small Scale Industry Training Centre で、その活動費は 2011/12 年の予算ではそ

れぞれ 3,520 万ルピー、3,284 万 3 千ルピー、497 万ルピーであった。UNDP の支援により実施している Micro Enterprise Development Program (MEDP) は別建ての予算となっている。以下に、現在実施されている主な施策を記す。

表 3.3-14 工業省活動予算(抜粋)

(単位：1,000 ルピー)

	Actual Expenditure 2009/10	Revised Estimates 2010/11	Total Budget 2011/12	2011/12 内訳	
				GoN	Grant
Ministry of Industry (TOTAL)	1,270,874	1,759,387	2,315,714	2,025,714	290,000
Recurrent	898,826	905,481	1,104,917	814,917	290,000
<i>Program Expenses</i>	400,494	319,076	519,419	229,421	290,000
Capital	372,048	853,906	1,210,797	1,210,797	0
Department of Industry	18,334	20,673	25,304	25,304	
Recurrent	17,775	19,585	20,986	20,986	
<i>Program Expenses</i>	2,451	3,225	3,225	3,225	
Capital	559	1,088	4,318	4,318	
Department of Cottage & Small Industry	24,148	30,365	31,190	31,190	
Recurrent	23,702	29,274	31,010	31,010	
<i>Program Expenses</i>	8,700	8,706	8,706	8,706	
Capital	446	1,091	180	180	
Cottage and Small Industry Development Promotion Programme (27 districts)	99,060	150,134	111,817	111,817	
Recurrent	96,710	141,750	100,582	100,582	
<i>Program Expenses</i>	41,588	33,322	35,200	35,200	
Capital	2,350	8,384	11,235	11,235	
Small and Cottage Industry Promotion Program (Board)	38,974	45,714	45,176	45,176	
Recurrent	35,509	41,338	42,326	42,326	
<i>Program Expenses</i>	8,067	9,225	11,075	11,075	
Capital	3,465	4,376	2,850	2,850	
Cottage and Small Industry Promotion Programme (48 districts)	137,193	158,100	154,232	154,232	
Recurrent	119,008	138,100	132,775	132,775	
<i>Program Expenses</i>	31,353	32,777	32,843	32,843	
Capital	18,185	20,000	21,457	21,457	
Micro Enterprise Development Program	295,629	218,164	413,225	123,225	290,000
Recurrent	295,629	218,164	413,225	123,225	290,000
<i>Program Expenses</i>	295,629	218,164	413,225	123,225	290,000
(GoN)	(34,876)	(218,164)	(123,225)		
(UNDP)	(260,753)	(0)	(290,000)		
Capital	0	0	0	0	
Industrial Enterprise Development Academy	14,922	15,638	15,352	15,352	
Recurrent	14,752	15,609	15,312	15,312	
<i>Program Expenses</i>	1,200	1,858	2,054	2,054	
Capital	170	29	40	40	
Cottage and Small Scale Industry Training Centre	17,491	18,832	25,682	25,682	
Recurrent	17,391	18,783	20,132	20,132	
<i>Program Expenses</i>	4,774	4,716	4,965	4,965	
Capital	100	49	5,550	5,550	

出所：Ministry of Finance. Red Book より抜粋。

(1) 研修

DoCSI および CSIDB の郡事務所では、貧困者、起業家、零細・小企業などに対して職業訓練的な Micro-Enterprise Development For Poverty Alleviation (MEDPA) と Micro, Cottage and Small Industries Development Program の2種類のトレーニングを実施している。MEDPA は、UNDP が行っている Micro-Enterprise Development Programme (MEDEP) の手法を踏襲して実施しているもので、貧困ライン以下の人々の現金収入獲得を目指した起業を支援している。郡事務所の職員が地域の資源やニーズを調査し、支援対象地域を特定した上で行われており、男性のように街に働きに出ることがなく家庭に留まるために収入源を持たない女性が、主な支援対象者になる場合も多い。現時点では75郡のうちDoCSIが管轄する20郡、CSIDBの25郡で実施されており、実施する郡を順次増加させている。一方、Cottage and Small Industries Development Program は古くから全郡で実施されおり、対象者を絞らずに希望者を広く受け入れている。

各郡事務所への予算額はほぼ同額で、DoCSIが支援する各郡では年間200人前後、CSIDBが管轄する郡では100人前後が研修に参加している。2010/11年の受講者は75郡合わせて13,149人であった。

これまで提供されているトレーニングプログラムは、MEDPA、Micro, Cottage and Small Industries Development Program のいずれの場合においても、製造関連のトレーニング分野は地場にある資源を考慮した上で選定されており、農産品（野菜・果実）、家畜（ミルク・毛）あるいは森林資源（木材・竹・ハーブ）を使った、大がかりな設備を必要としないものが中心である。サービス分野では配線や修理、散髪などのトレーニングが開催されている。郡事務所からの聞き取りによれば、会計、マーケティングなど経営関連のトレーニングも開催されているが、中心は実際の生産や作業手法の指導である。講師は外部から招聘しているが、250名程の専門職スタッフが在籍するCSIDBの支援対象地域では、これらの専門職スタッフも講師となって指導にあたっている。彼らは研修後もビジネス上の相談に乗っているが、知識・技能不足から必ずしも十分には対応できていない。また、DoCSI下の郡事務所からは、予算不足により職員の配置も十分ではないとの声が聞かれた。研修受講者は学んだ知識・技術を活用して事業を始める（事業に活用する）ことが期待されており、まず地元市場が対象マーケットとなる。CSIDBからの聞き取りによれば、それは主に生産量が少ないこと、事業者には現金収入をすぐに得る必要があること、そして他の市場に運んで販売する時間が多くの事業者にはないことによる。なお、地場資源の活用を念頭に置いているが、一村一品運動との連携は特に念頭に置かれていない。

カトマンズの Cottage and Small Scale Industry Training Centre でも研修を実施しており、2011/12年には合計943名が参加している（3.3-15参照）。Skill Development Training には表中に示されている分野を除く全ての研修が含まれている。

表 3.3-15 トレーニングセンター研修実績(2011/12)

研修コース	参加者数
Skill Development Training	557
Entrepreneurship Development	43
Handmade paper	48
Leather goods	54
Readymade tailoring	201
Ceramics	40
Total	943

出所：Cottage and Small Scale Industry Training Centre での聞き取りによる。

研修期間は短いもので2～3週間、最長で3か月間までで、新聞広告などで参加者を募集している。研修は無料で提供され、応募数が定員を超えた場合は面談、時には研修テーマについて基本的な知識を問う筆記試験によって参加者を選考しているが²²、基本的には女性と貧困層の人々を優先的に受け入れている。研修コースはニーズと講師を確保できるかどうかを基準に選定されており、Skill Development Training に分類されるコースは外部から招聘した講師により研修が行われることが多い²³。Entrepreneurship Development はビジネスを始めるにあたって必要なビジネスプランの作り方やマーケティング、会計などを幅広く教えるもので高いニーズがあるものの、技能研修を優先していることと予算上の制約により実施回数に限られている。

DoCSI では、研修の効果を検証するためにいくつかの調査が行われている（表 3.3-16 および表 3.3-17 参照）。カトマンズ、バラ、モホタリの3郡を対象に実施された調査では、2010/11年に研修を受講した704名のうち183名が事業を開始し、83名が賃金労働者として雇用を得ている（つまり全体の37.8%が起業あるいは雇用により職を得ている）。別の調査では23郡の研修受講者の雇用状態が追跡され、全体の40.38%が職を得ている。調査分析によれば、女性からは家庭で役立つ分野の研修に対して高い需要がある一方で、仕立て、刺繍、編み物、ピクルス製造、ジャム製造、ポテトチップス製造などの研修は、一部の例外を除けば所得創出のためにはほとんど活用されていないとされ、研修ニーズがあり且つ、実際に現金収入を得られるような分野の研修を実施すること、技能研修のみで新規事業の開始や雇用を促すことの難しさが窺える。

²² 技術的な内容ではなく、例えば携帯電話修理の研修の受講者を選考する筆記試験では、携帯電話とは何に使用する道具か、どのような種類のものがあるか、等々を問うとのこと。

²³ センター内には裁縫、食品製造、革製品、彫刻、Entrepreneurship などの分野の講師が合わせて15-16人程在籍している。

表 3.3-16 2010/2011 年度の研修効果-1

Districts	Sample of Woman Trainee	Sample of Men trainee	Total	Number of training Studied	Number of Enterprise Established by The training Graduates	Number of training graduates working as wage worker	Total person employed
Kathmandu	313	201	514	31	123	54	177
Bara	45	40	85	8	26	13	39
Mahottari	75	30	105	7	34	16	50
Total	433	271	704	46	183	83	266

出所：Department of Cottage and Small Scale Industry. Industrial Promotion Statistics 2011.

表 3.3-17 研修効果-2

S.N	District	Employed in %	S.N	District	Employed in %
1	Morang	40.46	12	Parsa	50
2	Rupandehi	45.54	13	Dhanusha	58.81
3	Saptari	35.12	14	Kaski	51.2
4	Kavre	32.6	15	Sarlahi	75
5	Sunsari	55.6	16	Makwanpur	52
6	Kailali	25	17	Palpa	46.57
7	Kapilvastu	20	18	Nawalparasi	42.35
8	Bardiya	19.32	19	Jhapa	39.34
9	Siraha	33	20	Bhaktapur	37.16
10	Rautahat	18.3	21	Kathmandu	37.16
11	Dang	30.5	22	Bara	45.80
12	Parsa	50	23	Mahottari	37.91
Average Total					40.38

出所：Department of Cottage and Small Scale Industry. Industrial Promotion Statistics 2011.

(2) Micro Cottage and Small Industries Loan Fund

事業を始めることを希望している DoCSI および CSIDB の研修参加者に対しては、Micro Cottage and Small Industries Loan Fund による少額のローン制度が設定されている。5,000 万ルピーのファンドを原資として、個人であれば 15,000 ルピー、グループの場合はグループの人数により異なるが最大 60,000 ルピーを上限に無担保で、市場レートよりも低い金利で Agricultural Development Bank からの融資を受けることができる²⁴。しかし、融資金額が少額過ぎて需要が少ない、返済率が低迷している、政治的な配慮により融資先が決定されている等々、十分に機能しているとは言い難いとの指摘もある。そのほか、CSIDB は借入を希望する事業者に対して貸出を行う共同組合への仲介も業務の一環として実施している。

(3) 展示会およびアントレプレナーアワードの表彰

DoCSI および CSIDB は、零細・小規模企業の販路拡大のための支援として郡レベルおよび国全体の展示会を開催しており、零細・小規模企業にとっては新しい販路を開拓する数少ない機会のひとつとなっている。各郡事務所は毎年、1 社からの数社の零細・小企業を表彰

²⁴ ファンド規模、借入上限ともに、回答者により数値が異なり、ファンド規模 9,000 万ルピー、借入上限 10,000 ルピーとの情報もあった。

しており、表彰を受けた企業は無料での出展が認められている。

(4) ビジネスインキュベーションプログラム

カトマンズの DoI、DoCSI、CSIDB などと同じ区画内のインキュベーションセンターにおいて、起業支援サービスが3名の職員により提供されている²⁵。同サービスは2007年に5名（グループ）の起業家に対する支援を開始したことにより本格化し、これまでに既に11の起業家（グループ）が起業、企業登録、売り上げの拡大を以て“卒業”している。そして、現在は15の起業家を支援している。“卒業”した企業とも連絡を取り続け、彼らの事業活動をフォローアップしているとのことである。

具体的な支援としては、オフィススペース²⁶や専門家による助言の提供²⁷、金融機関への仲介の他、財源の許す範囲において試験装置などに対する金銭的な補助なども行われている。建屋内のオフィススペースは4区画で、入居しない支援対象者に対しては電話、ファックスなどによるコミュニケーションとメンターの派遣により対応している。実際、“卒業”した11起業家（グループ）のうち3グループはカトマンズ溪谷外で支援を受け、起業を果たしている。

募集・選考に際しては全国規模での周知を行い、同センターの職員1名、外部の専門家3名により構成された審査グループが、書類選考²⁸と面談により支援対象者を選定している。以前は期間を2か月間に区切って募集を行い、毎年60通前後の申請を受領していたが、昨年より募集期間を撤廃したところ応募が90通程に増加したとのことである。その中から、昨年は26の事業案が書類選考を通過し、最終的に13の企画が支援対象として選定されている。

職員に対する聞き取りによれば、これまでの起業支援の成果は概ね良好であるとのことであるが、起業家に助言を与えるための様々な分野における専門家の確保や、全国規模で起業家支援を展開することの困難性、具体的には全国的に募集の周知を行っていると言っても必ずしも広く情報が行きわたっていないこと、一般市民のみならず郡事務所の職員にもビジネスインキュベーションの概念自体が十分に理解されていないこと、現在は拠点がカトマンズに限られており遠隔地での募集活動等に費用がかさむこと、などが課題とされている。

3.3.3 工業セクターの開発課題

ネパールの工業セクターは、第2章でも述べたような産業政策の不備や行政能力の欠如により、十分な支援を得られていない。また、今回の調査では、工業セクターの経営者がいずれも、電力不足、政治的不安定、生産性の低い労働力の3点をネパールでの工業セクターの抱える課題として挙げていた。これらの要因からコスト高の運営を迫られ、競争力を落とし、操業率も低い。そのため、輸出国との関税差と輸入にかかる関税のドローバックなどの政策を利用して、

²⁵ 活動費は DoCSI の予算内から拠出され、年間総額 200 万ルピーとのこと。

²⁶ コピーや電話など、設備の利用については実費負担となっている。

²⁷ 起業、事業拡大に至るまでの諸段階で必要となる、技術・経営面における様々なニーズに対応するため、それぞれのニーズに対して異なる専門家（メンター）が助言を行っている。

²⁸ 申請書は9ページにわたるビジネスアイデアに関する質問票。

利益を上げようとするビジネスモデルが多々見られる。表面的に問題点として上げられている、電力不足、政治の不安定、生産性の低い労働力の3点は、お互いに作用しあい、コストを上昇させ、経営において負担となっている。

ただし、逆の見方をすることも可能である。つまり、こうした問題を経済的な問題として処理できているネパールの経営者は、利益を減らしても企業経営を継続できているわけである。問題は、こうした問題を政治化・社会問題化させてしまい、收拾不可能な状況に陥ることである。

そのように考えると、確かに、これらのうち多くの問題は、他の民間セクター同様、工業セクターにとって大きな困難をもたらすものではあるが、経営者の手腕次第で乗り越えられる課題でもある。より大きな工業セクター全体に広がる課題としては、政策制度面、技術面、市場開拓の3点を挙げることができる。以下、歴史的・社会的な視点を取り入れながら、分析してみたい。

(1) 政策制度面での課題

ネパールにおける工業セクターは、2013年現在、「農業セクターからサービスセクターへの構造転換」が進んでいる一方で、存在感が薄くなりかけている。工業セクターのGDP構成比は7%にとどまり、サービスセクターの50%はおろか、農業セクターの36%にも大きく水をあけられている。その背景として、国内でモノを作るよりも、モノを輸入し販売する商業資本の考えを、政策的にも後押ししている面がある。例えば、金融については、貿易取引を支援する短期金融中心で、産業資本で必要とする中・長期の金融制度はない。基礎食品や基礎原材料などについても国営独占企業への補助金制度により、流通はコントロールされているが、それがために輸入代替を図る動機づけとはなっていない。

また、ネパールにおいて、政府の産業保護が、自立につながらなかった点も考慮に入れねばならない。80年代までは、工業の担い手は、主に財閥系企業に限られていた。その時期の工業セクターは、10%以上の高い成長率を誇っていたが、裾野は狭く、雇用への影響も小さく、GDPへの貢献も低かった。輸出のビジネスモデルの多くは、関税差を活用するものであったため、輸出国、特にインド側の関税政策や、非関税障壁の設定により大きく左右されることとなった。ネパールにおいて、関税率の設定は政治的課題であるが、政府側で工業セクターを十分に理解し、関税率の設定により中・長期的に国内工業製品の振興を図る施策との連動が欠如している。

(2) 技術面での課題

ネパールの製造コストに負担をもたらしている電力不足²⁹、政治の不安定、生産性の低い労働力という3点が及ぼしているもっとも大きな課題は、技術面であるかもしれない。電力不足により、電力コストを求められる経営者は、市場競争力のある生産設備ではなく、電力コストを最優先して考慮に入れた生産設備での操業を求められている。また、政治の不安定性は、ノウハウが内製化された市場競争力のある生産財の新規購入を適切なタイミングで行うことを難しくさせる。さらに、少数の技術を有する熟練労働力と、それを引き継ぐ若年労

²⁹ 電力不足には、エネルギー源確保の難しさも含む。

働力の海外出稼ぎによる不在は、長期的な工業セクター育成にとっての大きな課題となっている。

現状では、競争力のある生産財へ切り替えての投資を行うリスクは高い上に、出稼ぎ誘因のため、労働者の技術も蓄積されていく環境にない³⁰。それを裏付けるように、ネパールでの特許登録は、1年間に平均で、1~2件しかされておらず、まったく低調である³¹。

そのためには、市場ニーズに合った技術者育成が必要である。従来の官主導の技術者育成研修では、研修カリキュラムが、既に市場価値を有さないものとなっていることが多く、技術者自身のキャリアにとって有益なものとなっていない。同時に、技術者を採用する経営者にとっても、そうした内容は、魅力的なものとは映らない。また、技術者の層の拡大と質の向上を図るためには、訓練機会の提供だけでなく、国内でのけん引役となる産業育成が求められる。総合的な産業技術を集約したエンジニアリング産業において、国内のリーダー企業を育成することが、技術基盤の強化にもつながる。そうした産業においては、裾野産業の広がりもあるため、技術の普及と経済規模の拡大も期待できる³²。

(3) 海外市場開拓面での課題

隣国の大国であるインドや中国の工業セクターは、豊富な天然資源と豊富な労働力を梃子にした「規模の経済」によるコスト低減と生産性の高さを競争力の源としている。ネパールが同じ土俵で、競争することは難しい。そこで考えられるのが、「ニッチ市場向けの小規模生産管理体制」、そして「日本の中小企業の進出とネパールの地場産業の組み合わせによる開発」と「企業のグローバルバリューチェーン統合」、最後に「ブランド化」である。

まず、ネパール産業の目指す方向性として考えられるのは、「ニッチ市場」である。ニッチ市場では、需要規模が小さいため、インドや中国の主要企業は、関心を示さない。一方で、ネパールは、国内の大規模企業であっても、従業員数が300名程度であるため、小回りを利かせた対応がしやすい。つまり、「ニッチ市場」に対応し得る「小規模生産管理」により、海外の流通業者の需要に対応することが考えられる。実際、小売店においても卸売業者にとっても輸入業者にとっても、発注単位や発注数量を小さくできることは、販売リスクの低減にもつながる。また、繊維製品（衣料品）産業の例で見られるように、商品管理と技術移転についても、顧客企業と一緒にを行うことで達成できる点が優位点として挙げられる。

³⁰ 工業地域であるビラトナガルやビールガンジでの工業セクターへの聞き取りでは、技術力の有無を問わず、労働需要は、豊富にみられたが、供給が不足している。政府が最低賃金を引き上げたりしても、海外市場の労働条件と比較したうえで、若い労働力は、海外に流出している。そのため、労働者の世代間における「知の継承」が難しくなっている。

³¹ `Number of registration of Patent, Design and Trademark` Department of Industry

³² ただし、産業分布や投資分布、人口分布、産業規模からみて、これらの影響は、テライおよびカトマンズなど一部の地域に制限される。そのため、こうした産業政策を補完する形での地域開発政策に根差した振興策も取り入れる必要がある。

また、日本の中小企業の海外進出とネパールの地場産業の組み合わせによる開発も一考ではある。たとえば、日本の神社の御神籤の一部は、ネパールで生産されている。また、かつては、カネボウの一部化粧品をネパールから調達していた時期もある。現在でも、東京南部を中心に展開する輸入雑貨チェーンの **Kaldi Coffee** が、スタッフをネパールに派遣するなどの動きを見せている。BOPの案件形成調査などを通じて、これらの企業の活動と日本市場への輸出を後押しすることで、農村加工品の輸出商品化を促進することも考え得る。ネパールの経済規模は、たいへん小さく、日本の中小企業の販売能力でも十分、ネパールの特に中小企業にとっては、魅力的である。

次に、「企業のグローバルバリューチェーン」への統合である。しかし、そのためには、まず生産における量と質の安定と均質化を図らねばならない。グローバル企業のサプライチェーン構築において、重視するのは、コストと同時にその安定性である。最大生産量が低く、しかも最低生産量が電力や労働問題でゼロになり得る産業では、この戦略は取りえない。インドと中国が、「規模の経済」を基にバリューチェーンへの国内企業の統合を進めている以上、工業における統合は、より進化した形での前述の「小規模受発注」にあわせ、「ジャスト・イン・タイム」での供給体制が求められる。それだけの生産管理体制を構築しなければ、統合は難しいであろう。

ニッチ市場を目指した小規模・多品種生産と高品質化や相手国市場のニーズに合わせた生産による輸出強化により、資本蓄積を図り、基礎体力の向上を図る。そして資本力や経営力、技術力などといった企業の体力をつけたうえで、ニッチ市場の拡散を目指す。その段階に至るまでに、より競争力のある生産財への切り替えや、時間厳守で生産管理をきめ細かく行うことも求められていく。また、生産能力に対する信頼も、市場関係者から得られていく。そして、そこまで至った時に、グローバルチェーンへの統合パートナーとして市場から認識されるであろう。

そしてネパールに必要とされるのは、戦略的産業の育成である。これは、電力不足が将来、改善された状況を見据え、産業基盤となる産業育成を図ることである。後方連関の育成につながり、技術移転の基礎となり、他の産業への波及効果が高い分野の育成は、長期的な視野でのネパールの工業セクターの発展に欠かせない。また、ネパール製品のフラッグシップとなるような商品を育成することも重要である。作り手と流通業者が一体となって、ネパールの商品力を高めるための意識を高めることが有形無形の財産として、定着させることが期待できるためである。例として、現在なされているパシュミナのブランド化が上げられるが、それを他の付加価値の高い繊維製品に広げていくことで、国としてのブランドを築くという高い意識と長期的な取り組み求められている。

3.4 観光・情報産業セクター

3.4.1 観光・情報産業セクターの現況

3.4.1.1 観光セクター

ネパールの観光産業は、2011年データでGDPの3.2%、従事者数で3.4%を³³占めているに過ぎないが、商業、運送業、建設業など他の産業へ与える影響が大きいばかりでなく、外貨獲得の面においてもネパールにとっては重要産業の1つになっている。今後取り組むべき課題も多いが、まずは、ネパール観光産業の現況を概括する。

(1) 入国者数の動向

表 3.4-1 にネパール観光産業の主要データを一覧としている。先ずネパールへの入国者（visitors）数はネパール観光年（Nepal Tourism Year 2011）であった2011年には736,215人を記録している。目標の100万には届かなかったものの、2010年、2011年と続けて前年比18～22%の伸びを示している。ネパールでは、2000年から2006年にかけて国内紛争の状況が世界に発信され、観光国としてのイメージが大きく損なわれる事態が生じている。2002年には、近年で最も低い入国者数である27万人までに低下したことを考え合わせれば、現状は一時の停滞期から脱出し、上昇期にさえあると言える。

入国者の約20%はインド人が占めており、2011年データではインド人に続いて中国人、スリランカ人の順となっている。スリランカは2009年まで、中国人を上回る入国者がネパールを訪れていた。インドやスリランカからの訪問客が多い背景には、ネパール、インド、スリランカ3か国の経済的結びつきだけでなく、歴史的、文化的つながりが、ビジネスや巡礼目的での訪問に繋がっていると言える（表 3.4-2 参照）。

これら上位3か国に次いで多いのは、米国、英国、ドイツ、フランス、日本などであり、これらの国からの入国者は主に観光目的によるものである。近年、中国（香港含む）がこれら伝統的な観光目的の国を上回り、入国者数で第2位となっている。その背景には、中国からのビジネス目的の入国者増と共に、中国国内の所得向上により中国人観光客が増えたことによるものである。あわせて、ネパール政府も積極的な観光客誘致を中国向けに行っており、その効果が表れている。日本からは毎年23,000～27,000人がネパールを訪れており、その大半は観光目的である。特に、中高年者のトレッキング、古都めぐりなどに需要が多い。

³³ 従事者数で3.4%と言うのは、あくまでホテル・レストラン業での従事者数であり、World Travel and Tourism Council (WTTC) によれば、関連産業を含む全観光産業従事者数は、2011年でネパール全雇用者数の7.6%にあたる約95万人と推測している。

表 3.4-1 ネパール観光(2010-2011年)の概要

Indicators	2010	2011	Change
Tourist Arrival by			
Air	448,800	545,221	21.5%
Land	154,067	190,994	24.0%
Total	602,867	736,215	22.1%
Average Length of Stay	12.67	13.12	3.6%
Top Five Country of Nationality			
Rank 1	India	India	
Rank 2	P.R. of China	P.R. of China	
Rank 3	Sri Lanka	Sri Lanka	
Rank 4	U.S.A.	U.S.A.	
Rank 5	U.K	U.K	
Purpose of Visit			
Holiday Pleasure	63,082	30,210	-52.1%
Trekking	66,593	81,948	23.1%
Mountaineering	3,625	4,312	19.0%
Business	21,377	17,859	-16.5%
Pilgrimage	101,335	63,783	-37.1%
Official	26,374	24,054	-8.8%
Conference/Conv.	9,627	10,836	12.6%
Rafting	730	2,181	198.8%
Travel/Visit	200,856	395,511	96.9%
Study/Research/Employment	5,101	5,235	2.6%
Others	46,516	29,895	-35.7%
Not Specified	57,651	70,391	22.1%
Revenue from Tourism			
Total Earning (US\$ '000)	396,324	321,456	-18.9%
Average Income per Visitor per day (US\$)	43.2	38.2	-11.6%
Registered Tourism Related Enterprises			
Hotel (Kath. Valley)	464	503	8.4%
Rooms (Kath. Valley)	9,880	10,752	8.8%
Beds (Kath. Valley)	19,463	20,941	7.6%
Travel Agencies	1,739	1,936	11.3%
Trekking Agencies	1,240	1,378	11.1%
Tourist Guide	2,661	2,835	6.5%
Trekking Guide	6,747	7,303	8.2%
Place Visited in Nepal			
Pashupati Area (excluding Indian)		143,887	
Lumbini (excluding Indian Tourists)	99,508	128,259	28.9%
National Parks and Wildlife Reserve	145,468	194,123	33.4%
Mustang Trekking	2,162	2,950	36.4%
Lower Dolpa Trekking	785	808	2.9%
Upper Dolpa Trekking	358	397	10.9%
Humla Trekking	1,633	1,758	7.7%
Manaslu Trekking	2,162	2,813	30.1%
Kanchanjunga Trekking	488	591	21.1%
Tourists Departure by			
Air	499,457	612,922	22.7%
Land	132,325	165,185	24.8%
Total	631,782	778,107	23.2%
Nepalises Outgoing			
Male	667,512	668,558	0.2%
Female	97,323	105,396	8.3%
Total	764,835	773,954	1.2%
Nepalises Incoming			
Male	560,059	604,593	8.0%
Female	87,226	97,869	12.2%
Total	647,285	702,462	8.5%

出所： Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation

表 3.4-2 国別ビジター数の推移

単位 (人、%)

	2002	2007	2008	2009	2010	2011
India	66,777 24.20%	96,010 18.20%	91,177 18.20%	93,884 18.40%	120,898 20.10%	149,504 20.30%
China	8,715 3.20%	28,618 5.40%	35,166 7.00%	32,272 6.30%	46,360 7.70%	61,917 8.40%
Sri Lanka	9,805 3.60%	49,947 9.50%	37,817 7.60%	36,362 7.10%	45,531 7.60%	59,884 8.10%
U.S.A.	17,518 6.40%	29,783 5.70%	30,076 6.00%	32,043 6.30%	36,425 6.00%	42,875 5.80%
U.K.	21,007 7.60%	32,367 6.10%	33,658 6.70%	35,382 6.90%	35,091 5.80%	39,091 5.30%
Germany	15,774 5.70%	21,323 4.00%	18,552 3.70%	19,246 3.80%	22,583 3.70%	27,472 3.70%
France	13,376 4.90%	20,250 3.80%	22,402 4.50%	22,154 4.30%	24,550 4.10%	26,720 3.60%
Japan	23,223 8.40%	27,058 5.10%	23,383 4.70%	22,445 4.40%	23,332 3.90%	26,283 3.60%
Others	58,205 21.10%	151,209 28.70%	140,830 28.20%	146,617 28.80%	172,055 28.50%	204,591 27.80%
Total	275,468 100%	526,705 100%	500,277 100%	509,956 100%	602,867 100%	736,215 100%

出所： Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation

(2) 入国目的・手段・滞在日数

次に入国者の訪問目的を見てみる。表 3.4-3 は、入国時の申請フォームを基にしているが、最近の傾向として多くの人が入国目的を単に Travel としている（未記入のケースも多い）。但し、その大半がツアー客など観光目的と見られている。2002 年以降目立つのが巡礼などの宗教関連での入国者の増大である。特にインドやスリランカなどから、ネパール国内にあるヒンズー教（聖地ジャナクプル）や仏教（ブッダ生誕の地ルンビニ）への巡礼客が増加している。これらの巡礼客は、特定の時期に大勢で訪問する傾向があるが、最近では、従来と比較し短期間での滞在が目立つようになってきている。一方で、伝統的なトレッキング、山登り目的の観光客が多いのもヒマラヤ山脈を持つネパールの特徴と言える。

表 3.4-4 は、入国手段と平均滞在日数を示している。圧倒的に空路での入国者が多いのは、内陸国のネパールへ、欧米や日本・中国などから多くの観光客が訪れている証とも言える。一方、陸路による入国は隣国インドから主にバスによるもので、インドやスリランカからの仏教巡礼者がインドとネパールの 4 大聖地³⁴をまわる目的で、ネパールへ陸路で入国している。なお、インド人についてはネパールへの入国は基本的に自由であり、観光目的や巡礼によるジャナクプル訪問を除き、国境貿易や労務での往来者数は、入国者統計には含まれていない。

³⁴ 仏教 4 大聖地は、ネパールのルンビニのほか、国境を接するインド・ビハール州のブッダ・ガヤー、インド・ウッタルプラデーシュ州のサールナート、及びクシーナガルである。

滞在日数については、全入国者の平均として、2週間弱の滞在となっており、カトマンズを拠点に、地方でのトレッキングや景勝地をまわる観光客が多いことを裏付けている³⁵。因みに、ネパールへの観光客がカトマンズ以外で最も訪れる町は、第1位が Bhaktapur (54%)、2位が Pokhara (52%)、3位が Lalitpur (48%) となっている。

表 3.4-3 ネパール訪問目的

Year	Holiday Pleasure	Trekking & Mountaineering	Business	Pilgrimage	Others	Total
1992	237,711 71.1%	35,166 10.5%	31,765 9.5%	7,219 2.2%	22,492 6.7%	334,353 100.0%
1997	249,360 59.1%	91,525 21.7%	27,409 6.5%	4,068 1.0%	49,495 11.7%	421,857 100.0%
2002	110,143 40.0%	59,279 21.5%	16,990 6.2%	12,366 4.5%	76,690 27.8%	275,468 100.0%
2007	217,815 41.4%	101,320 19.2%	24,487 4.6%	52,594 10.0%	130,489 24.8%	526,705 100.0%
2008	148,180 29.6%	104,822 21.0%	23,039 4.6%	45,091 9.0%	179,145 35.8%	500,277 100.0%
2009	40,992 8.0%	132,929 26.1%	22,758 4.5%	51,542 10.1%	261,735 51.3%	509,956 100.0%
2010	63,082 10.5%	70,218 11.6%	21,377 3.5%	101,335 16.8%	346,855 57.5%	602,867 100.0%
2011	30,210 4.1%	86,260 11.7%	17,859 2.4%	63,783 8.7%	538,103 73.1%	736,215 100.0%

出所： Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation

表 3.4-4 入国手段と平均滞在日数

Year	Total		By Air		By Land		Average Length of Stay
	Number	Annual Growth Rate (%)	Number	Percent	Number	Percent	
1992	334,353	14.1	300,496	89.9%	33,857	10.1%	10.14
1997	421,857	7.2	371,145	88.0%	50,712	12.0%	10.49
2002	275,468	-23.7	218,660	79.4%	56,808	20.6%	7.92
2007	526,705	37.2	360,713	68.5%	165,992	31.5%	11.96
2008	500,277	-5.0	374,661	74.9%	125,616	25.1%	11.78
2009	509,956	1.9	379,322	74.4%	130,634	25.6%	11.32
2010	602,867	18.2	448,800	74.4%	154,067	25.6%	12.67
2011	736,215	22.1	545,221	74.1%	190,994	25.9%	13.12

出所： Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation

(3) 観光産業収入

外貨獲得の貴重なリソースである観光産業は、表 3.4-5 において示すように最近では3~4億ドルの外貨を稼いでいる。この額は、2010年と言えば、ネパール輸出総額の44%に相当する。ただし、詳細に分析すると、ここ最近では入国者の増加に応じた収入増となっていない。すなわち1人あたりが落とす金額は次第に減ってきていると言える。表 3.4-1 に 2010~2011年の

³⁵ ツーリストビザの有効期間（15日、30日、90日）が影響しているものと思われる。

1人あたり（日）の売上額を示しているが、2010年の43.2ドルから2011年には38.2ドルに落ちている。National Tourism Boardの分析によれば、平均滞在日数はほとんど落ちていないことから、従来はネパール国内で支払いが生じた、国内でのオプションツアー、トレッキングなどの代金が、それぞれ旅行代金として自国で支払われるケースが増えているためと見ている。また、巡礼者の滞在期間が短くなったこと、世界的な景気後退局面から、観光客の財布のひもも固くなってきていることなども要因としてあげられる。

表 3.4-5 観光産業外貨獲得額の推移

	Total Earnings		% Change in US\$
	Nrs. (000)	US\$ (000)	
1997	6,158,800	108,527	-8.8
2002	7,798,535	101,628	-37.5
2007	12,645,761	181,243	11.8
2008	20,339,890	313,941	73.2
2009	27,959,800	359,011	14.4
2010	28,139,000	396,324	10.4
2011	23,948,480	321,456	-18.9

出所： Nepal Rastra Bank

(4) ホテル稼働率

国内には、外国人客の受け入れ可能なホテルが、約 500 軒（ベッド数で約 20,000）あり、このほかにホームステイ型の宿泊施設も約 80 か所（ベッド数で 300）ある。ホテル数は、観光国としては一見少なく見えるが、これは観光客にとって過ごしやすい気候で、且つエベレストなどが比較的明瞭に見られる乾季に集中する傾向があるためとみられる。表 3.4-6 は五つ星ホテルの 2011 年宿泊動向を示したものである。毎月（累計）54,000 程度の室が提供可能であるが、稼働率 60%以上の時期は 2～4 月と 10～11 月に集中している。需要が集中する時期は外国人用ホームステイ型宿泊施設においても同様で、特に山岳地域にある施設では、全くのシーズンオフとなる時期もある。このオフシーズンにいかに関光客を誘致するかが、ホテル産業、ネパール観光産業にとっては課題となっている。

表 3.4-6 五つ星ホテル稼働率 2011 年

Month	Rooms		Occupancy Rate
	Available	Occupied	
January	54,498	26,504	48.63%
February	49,224	30,702	62.37%
March	54,498	34,301	62.94%
April	52,740	35,723	67.73%
May	54,498	32,120	58.94%
June	52,740	29,593	56.11%
July	54,498	25,927	47.57%
August	54,498	31,105	57.08%
September	52,740	29,632	56.19%
October	54,498	42,197	77.43%
November	52,740	45,337	85.96%
December	54,498	32,318	59.30%
Total	641,670	395,459	61.63%

出所： Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation

3.4.1.2 情報産業

(1) 電気通信産業

ネパールでの ICT 関連会社は登録企業としては 150 社程度あり、登録していない、いわゆるインフォーマルも含めると 300 社程度と見込まれる。従事者数としては、インフォーマルも含め 2,500~3,000 程度と見られている。統計データがないため情報産業としての GDP 寄与率は不明であるが、産業としてスタートしたのが 2000 年以降であり、まだまだ規模的には小さいものと思われる。なお、パソコン機器等、ハード分野はネパール国内には、まだ生まれていない。一方、電気通信事業は大手 3~4 社の競合体制が敷かれている。ネパールの電気通信事業は、Nepal Telecommunication Authority (NTA) を規制監督機関とし、Telecommunication Policy 1999 によって、すべての電気通信サービス分野に民間事業者の参入を促し、お互いに競争させる体制をとっている。2011 年末現在の通信免許付与状況を表 3.4-7 に示す。この内、NDCL は旧国営会社であり、現在民営化の過程にある。

表 3.4-7 通信免許付与状況 (2011 年 12 月現在)

免許区分	免許取得事業者
基本通信サービス	- Nepal Doorsanchar Co., Ltd (NDCL) - United Telecom Limited (UTL) - Nepal Satellite Telecom Pvt.,Ltd(NSTPL)
移動体通信サービス	- Nepal Doorsanchar Co., Ltd (NDCL) - Ncell Pvt., Ltd (Ncell)
農村部通信サービス	- STM Telecom Sanchar Pvt., Ltd - Smart Telecom Pvt., Ltd
その他付加価値サービス	- Limited Mobility (105), VSAT (100), ISP (49)

出所： Nepal Telecommunication Authority

政府は、2010年5月にIT Policy 2010を発表し、IT活用によるアウトソーシングなどの拡大を図るべく、具体的な方針と施策を述べている。その中には、IT部門への外資誘致窓口の設置や、電子取引に関する制度整備なども含まれている。

現在の国内通信普及率は表3.4-8のとおりである。固定回線の普及率は低く、新規はほとんどが移動通信である。また、携帯電話の普及と共に、インターネット利用者が2009年以降急速に伸びている。ネパールでインターネットが導入されたのは1999年であるが、国内の管理規制もあり、ほとんど普及は進まなかった。しかし2006年の民主化以降、社会状況も変わり、ISP事業者が少しずつ増えたこともあり現在はブロードバンド利用者は328万人に上るとされる(2012年)。また、NDCLは2012年1月よりWi-Fiサービスも開始している。国際通信にはインテルサット衛星が利用されている

表 3.4-8 通信手段別普及率

固定電話	回線数 85万回線	普及率 3.2%
携帯電話	加入者数 1,335万人	普及率 50.2%
インターネット	利用者数 400万人以上	BB加入者数 328万人 (普及率 20.9%)

出所：ITU Statistics

(2) 情報通信関連企業

ネパールの情報・通信関連企業数は、関連アソシエーション加盟数を見ると150～180社程度になるが、それ以外に、いわゆるインフォーマルとして事業を行って人がおり、これらも含めると300社程度と見込まれている。その内、ハード関連は、UPSの組み立てが1社あるが、これ以外にメーカーはなく、基本は輸入販売ビジネスである。一方、ソフト関連では、コールセンター、アニメーションの製作下請、GIS下請けなどが実績としてあり、このほかホームページ開発、携帯電話のアプリなど手がけているところもある。このうち最も大きいのが、米国企業のコールセンターで従業員は500人近くにのぼる。ほかは大手と言っても30～50人規模である。因みにアニメーションはハリウッド(米国)製作会社の下請けであり、このほか日系企業も3社がソフト開発の下請けを委託している。このように、ネパールのソフト開発事業は、外国企業のアウトソース先として発展する可能性はある。

ソフト開発業界としての問題点は、これまで業界としての標準がなかったことである。サービス産業として標準を決めるべくローカル企業のProfessional Computer Service社がISOの普及に取り組み、次第に業界としての標準が固まりつつある。また、中堅クラスの人材が不足している。IT分野の高等教育を受けた若者は、ここ数年、毎年3,000人規模で輩出されている。不足する中堅クラスについては、これまでは海外の発注企業から支援を受けるなり、インドから人材を招き対応しているが、今後時間をかけた取り組みが求められている。さらに業界としてネパールIT産業が外国ではまだまだ認知度が低く、そのためのPR活動も不十分である。これに対し民間からは政府への支援を求めているが、IT産業強化の意向はあっても財政不足から十分な支援が得られていない状況にある。

ネパールでは、パソコンなど ICT 関連機器の輸入関税はゼロ、ないし 1% 程度である。携帯電話機については、VAT の 60% が還付される制度もある。また、英語能力も高く、業界の person 費は隣国インドに比較し 30% 程度低い。さらに、カトマンズ近郊バネパには 10 年前に開発された IT パークがあり、パーク内の設備、敷地の広さは IT 関連企業誘致に魅力的な場所である。地元コミュニティの IT 産業開発意欲も高い。このようなことから、バネパを拠点とした IT 産業の発展は今後大いに見込まれるところである。

3.4.2 観光セクター振興政策

(1) 観光産業振興政策の変遷

ネパール観光産業は、国の自然資源を活かし外貨獲得が出来る重要産業の 1 つとして、国家経済開発計画の中でも常に取り上げられてきた。その中で、観光産業開発の視点から言えば、全面的な民主化に転換した 1990 年を境に、開発の進め方において大きな転換がもたらされたと言える。国家経済開発の項でも述べたとおり、ネパールの 5 年開発計画は、従来より地方の開発による地域間格差の解消と貧困の削減を柱の 1 つとしてきた。観光開発もその方針に沿って、1970 年代から 1980 年代にかけては、国際機関の協力を得ながら観光開発マスタープランの策定や、景勝地、古都などの発掘・保全作業が主に進められている。この中には、カトマンズ以外の地方におけるホテル建設や最低限の観光インフラ施設など、観光サービスに関わる整備も含まれている。すなわち、1953 年エドモンド・ヒラリーによるエベレスト初登頂以来続いていた、特別な人（グループ）によるヒマラヤの登山や秘境の探検旅行から、誰もがネパールの自然景勝や古都の雰囲気を楽しめるマス・ツーリズムの開発に目を向け、観光立国としての基盤作りが始められている。また、現在に至るエコ・ツーリズムのはしりとして、アンナプルナ山岳地域を含めたポカラ観光開発が、Annapurna Conservation Area Project として 1986 年より開始されている。

1990 年までの観光開発につき、国際ドナー機関からの支援はあっても観光産業への投資は、主にネパール資本によるものであった。外資がネパールの観光産業に積極的に進出を始めたのは、1994 年外国投資法制定以降である。同法により、1 千万ドル以上の投資は外資 100% が認められ、利益の本国送金についても認められることとなった³⁶。これにより、アメリカの五つ星ホテルである Hotel Radisson と Hyatt International が進出し、カトマンズでのホテル運営を 1998 年より始めている。また、旅行代理店などもネパール資本の外国人による運営会社が多く出現し、外国観光客向けにサービスが開始されている。因みに 1998 年は Visit Nepal Year と称して、国際的な観光客誘致活動が行われ、46 万人（翌 1999 年には 49 万人）の入国者数を記録している。

1990 年代は、観光産業の自由化、それに伴う競争の激化からサービスの質も向上し、観光立国として入国者数も外貨収入も大きく伸びた時期である。しかし 2000 年以降、2006～07

³⁶ その後、観光産業への外国資本は、ホテルなども含め 80% までとなっている。従って、現在はすべて JV 形態が求められる。

年ごろまでは、前述したように国内紛争の激化から、観光客は激減し、観光産業全体が大きな影響を受けることになった。せっかく Visit Nepal Year 1998 など国際的な観光客誘致活動が実をつけ始めていたが、観光産業振興政策は振出しに戻った感がある。政府は新たに Tourism Policy 2008 を策定し、経済活動の一環として、持続可能な観光開発をめざし、結果として国家経済への貢献と共に雇用創出を進めるものとした。またこの政策では、外国人観光客の誘致だけではなく、ネパール人による国内観光促進の観点から観光開発が進められることとなった。その後、Nepal Tourism Year 2011 のキャンペーンが国内外で行われ、2011年には、おおよそ74万人の外国人を呼び込むまでになっている。さらに政府は、Vision 2020として、全国を18の観光ゾーンに細分化し、これまで開発が遅れていた極西部を含め、それぞれの地域の特徴を活かした観光開発を描いているが、現時点では、あくまでビジョンとして示されたのみで、Vision 2020を実現するための具体的な動きは、あまり見られない。

(2) Tourism Policy 2008

Tourism Policy 2008は、新たな統治体制となったネパールにおいて、観光産業の一層の拡大を目指して策定された新観光産業政策である。観光・民間航空省を中心に策定され、既に発表から3年を経過しているが、依然その基本方針・政策はネパールの観光産業振興策として有効とされている。すなわち Tourism Policy 2008により、Nepal Tourism Year 2011のキャンペーンを初め、具体的な予算が付けられ、具体化されている。

Tourism Policy 2008は、現状分析から始まり新観光産業政策として長期ビジョンとゴールを設定している。さらに、そのゴールを達成するための Tourism development policies として、次のような項目を掲げている。

- 1) 地域開発の視点で観光産業開発マスタープランを策定し、期間限定プランと年間プランを合わせて実施する。
- 2) これまで、国の観光開発において参加できなかった女性や様々な民族の人達を参加させる形で Rural Tourism を観光産業の一環として振興する。
- 3) ネパール人ツーリストによる国内観光を振興する。
- 4) 観光産業を企業規模に拘らずサービス産業として位置付け、啓蒙する。
- 5) 大規模企業による観光開発では官民連携 (public and private partnership) 形態を推進し、中小企業は国内資本形成を優先させる。また、観光インフラの整備においては、BOT (Build, Operate and Transfer) モデルを活用する。
- 6) 安全、確実、信頼のある航空業界の振興を図る。
- 7) 観光産業における民間の役割、投資を奨励する。
- 8) 観光サービスの数的、質的向上を図るため、人材育成、連携促進、データの分析・活用を促進する。
- 9) 環境保全の視点を最優先にインフラストラクチャーの整備を図る。
- 10) 観光マーケティングに最新の情報技術を活用する。
- 11) 観光客の安全に万全を期す。
- 12) 基幹産業として観光産業を発展させるために様々な支援ツールを用いる。
- 13) 観光産業における労使協調を図る。

- 14) 観光開発に関わる法規、手続きの改善を図る。
- 15) インフラ整備における関係省庁の連携を強化する。
- 16) 新観光政策を推進するため、関係省庁の代表者によって構成される Tourism Council、および Tourism Development Coordination Committee を設置する。

このような多岐にわたる政策方針の下、アクションプランを提示している。すべてが新しい発想と言うわけではないが、観光産業開発における関係者の役割を明確にし、新たな観光産業開発の望む姿勢が表れている。また、新たな観光の在り方として、アクションプランにおいて、従来の Mountaineering、Trekking、Culture、Religious Tourism に加え、Rafting、Sport Tourism や、Cinema、Education、Health、Agro Tourism などの体験型観光の開発を進めるとしている。但し問題は、アクションプランを継続するための政府予算分配・執行が政治的混乱で遅れがちになっていることである。そのため現在は民間主導による投資に頼らざるを得ない状況にある。

3.4.3 観光セクターの開発課題

ネパールの 2011 年の入国者数は、74 万人を超え、2012 年はルンビニ観光年として、再度、前年掲げた 100 万人を目標としている。2012 年 1 月より 8 月までの統計では、すでに約 50 万人が訪れており、観光シーズンと言える 10～11 月が例年通り伸びれば、100 万人に近い数字も可能と予想される。ネパールの観光は、まだまだ開発のやりようによっては、ポテンシャルが高い産業と言える。

本調査を通じてカトマンズのみならず、ポカラなど地方での観光開発に関する意見も聴取したが、ネパールの観光産業を図る上での課題として次のような点を指摘することが出来る。

(1) 総合観光開発に関わるコーディネータの不在

ネパールの観光産業は多様で、サービスの提供者も様々である。規模も一部のホテルを除き小さい。ホテル・レストランや輸送を始めとして、小規模事業者が山岳ガイド、サファリガイド、旅行代理店、土産物屋など、それぞれの地域で、それぞれが動いているため、なかなか全体としての動きがとれていない。そのために政府は Vision 2020 を策定し、国としての観光産業の開発方針を示しているが、その具体的行動を演出する監督、あるいは全体をコーディネートする人や機関が民間側で不在である。また政府も民間が具体的な行動を観光セクターで起こす上で、具体的なインセンティブなどを示し切れていない。2011 年の観光年キャンペーンで国全体としての動きも垣間見られたが、結局、民間のイニシアティブがないために、観光年が終われば、観光セクター全体としての動きも萎んでいる。このような状況の中で、全体をリードし、調整を図る役割が政府、及び民間セクターで必要とされている。

(2) 空港・空路の未整備

内陸国のネパールには入国者の 76% が空路を利用している。山岳地域が広がっていることから国内に商業空港は多いが、国際空港はカトマンズの空港のみである。しかもカトマンズ

の国際空港は、着陸料、駐機料、地上運営経費が国際的にみても割高とされ、Lufthansa や Singapore Airline などはカトマンズ空港から既に撤退している。また、中東の Gulf Air も本年 3 月 25 日からの運行停止を発表している。外国人観光客の誘致には、多くの外国航空会社をネパールに向かわせる魅力やインセンティブを検討する必要がある。また、ポカラには外国人観光客の半数以上が足を延ばしており、もう 1 つの国際空港としてポカラに国際空港を設置することも検討すべきである（現在その動きはある）。一方、国際線に乗り入れている 27 の航空会社のうち、主役であるべきネパール航空（NAC）は、経営上の問題から予定の新規機体の購入がなされないまま、旧型機をやりくりする状況にあり、新規航路の開拓などは全くできていない。NAC の経営改善は、国の観光産業とも大きくかかわることから、外資の資本参加も含め、早急に改善が図られるべき問題である。

(3) インドと中国を結ぶ陸路の開発未整備

インド、中国は 2011 年で入国者数の 1 位と 2 位となっている。第 3 位であるスリランカを含め、陸路での出入国の改善を図ることは、これらの国々からの観光客数の増加にもつながるものと思われる。また、国境付近に多くの観光施設を有するネパールは、インド、中国への旅行とパッケージにした欧米人向けの観光ツアーを提供することも可能となる。ネパールにとってインド、中国との関係は政治的に難しい面もあるが、大量輸送を可能とする鉄道や道路の整備は観光産業のみならず、広くネパール経済にとってプラス効果をもたらす事が期待される。

(4) 観光の多様化、従来型観光の深化の遅れ

現在の政府の観光開発方針は、全国平等に開発を進めるとともに、スポーツや健康に着目した新たな観光アトラクションを作ろうとするものである。ネパール観光の新たな魅力を示し、より多くの観光客を誘致することは極めて妥当な進め方である。一方で、従来ネパール観光の売り物であった登山やトレッキングにおいても、よりいっそう開発を進めることでリピート客を誘致することが可能となる。例えば、すでに確認されている 3,000m 以上のピークは、1,300 を超えているものの、その内の 326 ピークのみがこれまで登山することが許されている。より多くのピークへの登山を開放することは、現在狙いとする観光の多様化にもつながるものと言える。このほか、アグロツーリズムとトレッキングの結びつけや、渓谷や山の高さを活かしたアドベンチャー型の観光も外国人をひきつける可能性は高い。

(5) 国際的メディアを活用した観光促進活動の不足

ネパールは、2011 年に 74 万人近い入国者があったとは言え、入国者数は南アジアで、インド、モルディブ、スリランカに次いで第 4 位にとどまっている。スリランカは、ネパールと同じような時期に国内での紛争、治安問題が発生し、観光客が激減した時期があった。しかし 2007 年以降、両国とも治安問題が改善され、観光客が増加現象を見せているなど、観光客の動きにおいては同じような状況にある。スリランカはいち早く、日本を含む欧米のマスメディア（テレビ、新聞等）を活用し、積極的な外国人観光客の誘致活動を実施している。その結果、スリランカは 2011 年で 85 万人とネパールの入国者数を上回っている。それに対し、ネパールはキャンペーンを展開しているとは言え、その規模や範囲は、スリランカに比

べ極めて限定的である。政府として、より積極的な、かつ効果の高い促進活動を行うべきである。

いずれにせよ、ハードとソフトの両面から観光産業のインフラストラクチャーを整備していき、自然に恵まれ、安全で魅力的な国であることを、外に向かって発信することで、ネパール観光産業は更に発展できる余地がある。

3.5 金融セクター

3.5.1 金融セクターの概況

(1) 金融機関の数

ネパールの金融セクター³⁷は、近年、急速に成長している。民間セクターに供給される国内融資の対 GDP 比は、2005 年の 28%から 2010 年には 56%に伸びており、金融市場の深さが増したことを示している。同様に、融資・預金割合も、2010 年には 73%以上に広がっており、外貨預金を除いた場合の融資預金割合では、82%にも達する。金融セクターは、中央銀行（以後、中銀）である Nepal Rastra Bank に規制されて免許を得ている金融機関と、財務省等³⁸から規制され、免許を受ける金融機関、それ以外のインフォーマル金融機関の 3 つに大別される。（図 3.5-1 参照）

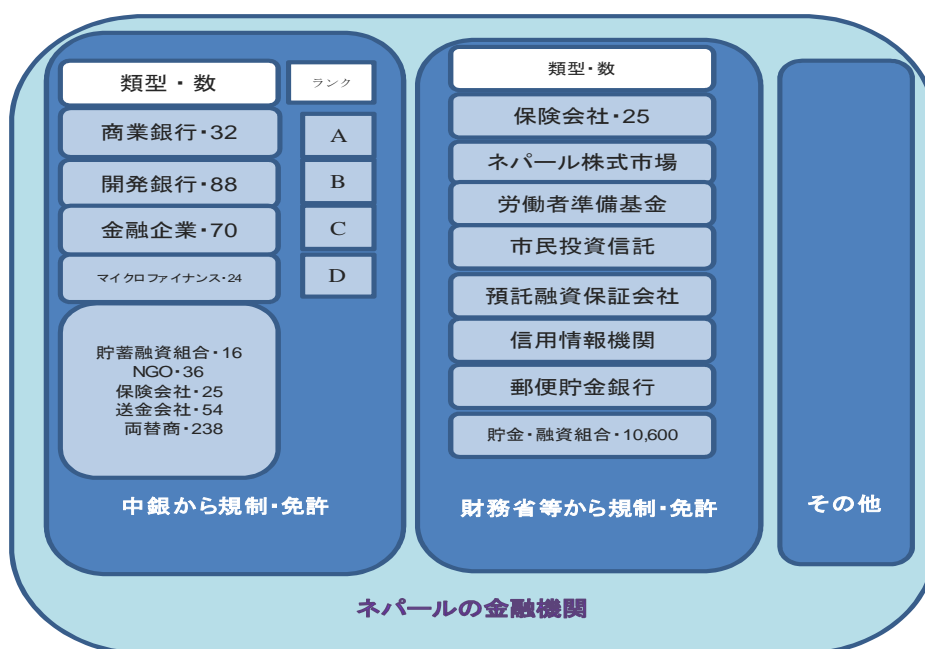


図 3.5-1 ネパールの金融機関分類一覧

2012 年 7 月現在、現存する公営商業銀行は、Nepal Bank, Rastriya Banjiya Bank, Agricultural Development Bank の 3 行のみ³⁹である。それ以外は民間銀行である（7 行は半官半民による）。

中銀の免許を受け、監督下にある金融機関は下記の通り。32 の商業銀行（「A」クラスの金融機関）、88 の開発銀行（「B」クラスの金融機関）、70 の金融企業（「C」クラスの金融機関）、24 のマイクロファイナンスの金融機関（または「D」クラスの金融機関）、16 の貯蓄融資組合、

³⁷ 金融仲介(Financial Intermediation)の対 GDP 比は、3.47%である。(2011/2012 年度、中銀) ただし、海外送金が土地への投機に流れていた 2005/2006 年度は、同 GDP 比は 24.35%にも達していた。

³⁸ 一部、組合・貧困緩和省など、他の省庁との兼轄となっている。

³⁹ 政府は、Nepal Bank においては少数株主であり、他の 2 行においては、過半数を所有する支配株主である。

36のNGO、25の保険会社、54の送金会社、238の両替商である⁴⁰。

上記に述べた金融機関以外に、財務省から免許を受け、規制されるものがある。25社の保険会社、ネパール株式市場（NEPSE）、労働者準備基金（Employee Provident Fund）、市民投資信託（Citizen Investment Trust）、預託融資保証会社（Deposit and Credit Guarantee Corporation）、信用情報機関（Credit Information Bureau）、郵便貯金銀行（Postal Saving Bank）⁴¹、その他、10,600の貯金・融資組合が、財務省の規制・免許を受けている⁴²。

その他、中銀からも、財務省からも規制を受けていないインフォーマルな金融機関が多数、存在する。たとえば、約2,300の金融組合と190の小規模農家組合のうち、規制を受けているのは、20行だけであり、残りの2,470行の金融機関は、インフォーマルな活動を続けている。また、15,000の金融仲介サービス業務を行うNGOのうち、規制を受けているのは、約0.3%の47行にとどまる。つまり、農村部の農民や多くの零細金融機関は、規制を受けておらず、経営にチェックが入っていないことから、預金者保護も不十分と思われる⁴³。

一方、輸出金額の4.5倍に相当する海外送金取扱を行うノンバンクなどを含め、金融機関の急激な増加は、中銀の監督能力を大きく超えるものとなってしまっている。そのため、中銀としては、金融機関同士の合併を促している。実際、中銀当局によれば、現在のネパールの金融機関の数は、ネパールの資本市場において、過剰な数だと判断している。そのため、積極的に金融機関同士の吸収合併へ誘導している。目標は3年以内に、金融機関の数を現在の50%にすることとしている。

実際、2012年になってから、自己資本比率（Capital Adequacy Ratio）を10%から11%に引き上げている⁴⁴。これは、国際基準であるBASELの指標が8%であることを考慮すると、かなり高い水準である。また、ネパールにおいて10年前の自己資本比率が3%前後であったことを振り返れば、既にかんがりの努力を商業銀行に強いている。

なお、現行の商業銀行に対する最低支払済み資本金要件は20億ルピーである。これは、2007年に設定されたものである。これを50億ルピーに引き上げるといううわさが巷に流布しているが、それに対する中銀の公式見解は、支払い済み資本金要件をそのように急激に引き上げることはない、というものである。実際、資本金要件を急激にこれだけ引き下げれば、確かに商業銀行の合併は促されるが、同時に多くの混乱を招くことも確かである。

(2) 金融市場

ネパールの間接金融の市場規模は、安定して拡大している。2011年現在、資産総額は1兆1,583.2億ルピー、預金総額で8,719.1億ルピーに達している。預金総額の対GDP比率は、64%

⁴⁰ 出所：中銀（2012年7月現在）ただし、2012年12月10日の中銀・銀行金融機関監督局長との会談では、金融機関の数をそれぞれ、商業銀行が32行、開発銀行が19行、金融会社が69行、マイクロファイナンス機関が25行だとしている。

⁴¹ 郵便貯金銀行は、通信省の規制・監督下に置かれている。

⁴² 貯金・融資組合は、農業・組合省の規制・監督下に置かれている。

⁴³ World Bank, 'Access to Financial Services in Nepal'

⁴⁴ 中銀が、金融機関の種類別に要件としている現金準備高比率は、以下の通り。商業銀行：6%、開発銀行：5%、金融会社：5%、マイクロファイナンス機関：2%（ただし、マイクロファイナンス機関に関しては、現金の他、債券も含めて構わない。）

である。一方、融資も順調に拡大しており、同時期における融資総額は 7,130.9 億ドルであり、融資総額対 GDP 比は、52%である。

預金総額のシェアを中銀の管轄する 4つのカテゴリーで比較すると、2011年7月時点において、商業銀行に約8割の預金が集中している。また、開発銀行と金融会社にそれぞれ約10%の預金が集まっている。マイクロファイナンス機関などその他の金融機関の預金規模は、0.2%程度にとどまっている。

この比率は、概ね融資総額のシェアにおいてもあてはまる。ただし、マイクロファイナンスなどその他の金融機関の比率が、1.3%と預金のシェアよりも高いものとなっている。(表 3.5-1 参照)

表 3.5-1 銀行および金融機関主要指標

単位：10 億ルピー

Description	Mid- July 2008	Mid- July 2009	Mid- July 2010	Mid- July 2011
Total Assets	604.50	833.50	996.10	1,158.32
Total Deposits	505.70	676.00	795.30	871.91
Total Loans	358.10	495.20	622.60	713.09
Deposit/GDP Ratio (%)	62.00	68.40	67.90	64.00
Loans/GDP Ratio (%)	43.90	50.10	53.10	52.00
Market Share in Total Deposits(%)	100.00	100.00	100.00	100.00
Commercial Banks	85.60	83.40	79.40	78.90
Development Banks	5.10	7.20	9.70	11.10
Financial Companies	8.50	8.40	10.00	9.80
Other Institutions	0.90	0.90	0.90	0.20
Market Share in Total Lendings (%)	100.00	100.00	100.00	100.00
Commercial Banks	78.60	76.80	74.20	74.00
Development Banks	6.60	8.70	10.60	12.50
Financial Companies	12.10	12.10	12.80	12.20
Other Institutions	2.70	2.40	2.40	1.30

出所：財務省「Economic Survey 2009」

なお、ネパールのマネーサプライは、表 3.5-2 のとおり。ネパールでは、毎年、策定される金融政策により国際収支目標とインフレ目標が設定され、そこからマネーサプライ目標も設定されている。2011年度の場合、国際収支50億ドルの黒字と7%のインフレ目標に対して、12.5%のマネーサプライ(M1)目標が、当初設定されていた。しかし、その後見直しが行われ、インフレ率8%、マネーサプライ15%へと修正された。また、広義のマネーサプライの拡大は、純海外資産(Net Foreign Assets)の増加によるものである。その内訳は主に、海外からの送金の増加によるものである。(表 3.5-2 参照)

表 3.5-2 マネーサプライ

単位：%

FY	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
Narrow Money Supply (M1)	8.6	12.2	6.6	14.2	12.2	21.6	27.3	8	5.2	13.5
Narrow Money Supply (M1)/GDP	17	17.5	17	17.3	17.4	18.9	19.9	17.8	16.3	16.2
Broad Money Supply (M2)	9.8	12.8	8.3	15.4	14	25.2	27.3	30.2	12.3	17
Broad Money Supply (M2)/GDP	50	51.7	51	53	54.3	60.7	63.8	68.8	67.3	69.2

出所：財務省「Economic Survey 2012」

(3) 中銀の金融機関に対する規制

中銀の規制部 (Regulation) では、商業銀行、開発銀行、金融会社、マイクロファイナンスのそれぞれに対して規制選任職員(regulator)が、9人ずつ計36人配置されている。また政策立案職員(policy officer)が3人いる。彼らは、商業銀行、開発銀行、金融会社、マイクロファイナンスの協会と対話を勧めながら、規制を進めていく。また、規制委員会 (Regulation Committee) で、金融機関の規制に関する決定を実質的に行っていく。

中銀の監督部 (Supervision) においては、商業銀行、開発銀行、金融会社、マイクロファイナンスそれぞれの金融機関担当と中銀の支店職員をあわせて、150人の職員がいる。彼らは、書類による監督 (Off-site) と現場での監督 (On-site) の両方を行う。毎年、監督職員の人数を増加させて、早く十分な監督が可能になるように努力している。

なお、中銀の強制指令に従わない場合、または中銀の政策に従わない場合、以下のペナルティを適用する。

- 免許はく奪
- 罰金
- 支店撤去
- ブラックリスト入り

また、中銀の金融機関規制局長によれば、金融機関の合併を促し、適正規模での競争をすることで、各金融機関の資本力の増大、経営コストの低減といった効果が見込まれる。また、そのことで、金融機関の倒産リスクを減らすことで、預金者保護にもつながる。現在まで、中銀は24の金融機関に対して、合併勧告のためのレターを送付しているとしている。

(4) 中小企業向け金融

中銀は、規制・監督を行う対象である金融機関に対して、様々な中小企業向け金融につながる制度を提供している。たとえば、中銀の管轄のすべての金融機関に対する強制指令 (Mandatory Directive) として、「貧困セクター (Deprived Sector) 向け融資」と「農業・電力セクター向け直接融資政策」がある。

「貧困セクター (Deprived Sector) 向け融資」とは、商業銀行の場合、ローン貸付総額の4.5%、開発銀行の場合、4%、金融会社の場合、3.5%をそれぞれ貧困セクター向けに融資することを義務付けたものである。なお、商業銀行は、マイクロファイナンス機関への相当する金額の資金貸付としてもかまわない。これは、毎年0.5%ずつ上昇しており、最終的に商業銀行で5%まで引き上げる予定である。マイクロファイナンス機関は、そもそもビジネスモデルが貧困層を対象としているため、この義務付けは設定していない。

「農業・電力セクター向け直接融資政策」とは、出稼ぎ帰還者向けおよび雇用の3分の2を提供している農業セクターに対する配慮と電力不足の解消を目指したものである。これは融資額 (Loan Portfolio) 総額の10%を農業・電力セクター向け融資にすることを金融機関に義務付けたものである。

また、現在は強制指令としての拘束力を持つものではないが、農業、中小企業、製造業といった「生産セクター (Productive Sector)」に対しては、商業銀行のローン総額の20%を融資することを推奨している。これも近いうちに、推奨から、強制指令に格上げされる予定で

ある。

なお、生産セクターへの資金融資ファシリティ（Refinance Facility）として、中銀は、以下の利率で商業銀行に資金提供を行っている。

- 生産セクター向け融資：6%
- 輸出セクター向け融資：LIBOR+0.25%で中銀から商業銀行への貸し出し、商業銀行から輸出企業へは、LIBOR+2.5%（合計で3.5～3.8%程度）米ドルを中心とした外貨での貸し付け。
- 貧困削減融資：1.5%

ただし、問題はこれらの中銀の施策が、現場レベルで実行に移されていない点である。各銀行は、これらの利率でなく2013年1月現在、9-15%の金利で貸し出しを行っている。それを防ぐために、中銀当局は、四半期ごとの金利報告などの情報開示を義務付けた。また、銀行利用者に対して、これらの条件にあてはまるにも関わらず、優遇金利が受けられなかった場合に備えて、相談窓口を設置している。

3.5.2 金融機関の比較優位とボトルネック

金融アクセスを評価すると、金融機関の増加と融資額が増加している一方で、金融に関する設備は、あまり改善されていない。100,000人あたりでみると、2つの金融機関の支店と1台未満のATMへのアクセスしか与えられていない。つまり、人口の0.002%しか金融機関の支店にアクセスできず、同様に人口の0.001%しかATMを利用できないということである。これは、南アジアで最低の数値となっている。実際、ネパールの都市部では金融機関が過剰に設立されているのに対し、へき地では金融へのアクセスが困難である。そのため、中銀は「支店ネットワーク政策(Branch Network Policy)」と呼ばれる政策を導入している。これは、金融機関が、カトマンズで支店を1つ開設するのに対し、へき地に1つ、カトマンズ郊外に1つの支店を設立することを義務付けるものである。中銀は、最低でも、ネパール全国どこでも30,000人に1つ金融機関がある状態を目指している。更に、遠隔地の指定された9地域に支店を開設した場合、中銀から無利子の資金を金融機関に提供する報奨制度を導入している。商業銀行は、1,000万ルピー、マイクロファイナンス機関は200万ルピーを無利子で中銀から調達できる。

上記のように、金融へのアクセスが低いこととあわせ、1,000人あたりの預金口座保有者の比率も低下している。2003年には、1,000人あたりの預金口座保有者が111人だったのに対し、2008年には107人に下がっている。

更に、金融機関相互の格差に目を向ける必要がある。3大商業銀行の保有する資産だけで、金融セクター全体の資産の25%を占めている。残りの75%は、260の金融機関が保有している。また、2010年時点で、27行の商業銀行が金融セクター全体の80%の資産と負債を有している。残りの20%が、開発銀行・金融企業・マイクロファイナンスおよびその他各種の金融機関の間で保有されている。

IMFによれば、ネパールの主要金融指標は健全で国際的にみても相対的に良好ではあるが、金融の安定性リスクが国際金融危機の影響を受けて増加しているとみている。特に不動産のエクスポージャー⁴⁵（とりわけ融資貯蓄組合によるもの）、担保資産の低い質、流動性問題が指摘されている。更に、複数のノンバンクが不適切な貸倒引当金の積み立て不足により、商業銀行に融資されているケースも散見されている。このようなノンバンクの危機は、すぐに銀行セクターに影響を及ぼす恐れがある。

3.5.3 金融セクターの開発課題

金融セクターの課題として、健全な金融市場の育成による預金者保護と金融アクセスの改善が挙げられる。現在、金融機関は、商業銀行、開発銀行、金融会社、マイクロファイナンス機関と4段階に分かれている。多くの企業は、もっとも金利が安い商業銀行に集中して資金調達を図っている。同時に商業銀行では、融資までのスピードやコンプライアンスも魅力とされている。そのため、開発銀行と金融会社には、商業銀行へのアクセスのない企業が、集まることとなる。開発銀行は、2007年に改組される前は、文字通り国の開発銀行としてインフラ整備のための資金提供などの役割を有していたが、今はもっとも存在意義が曖昧な機関となってしまった。

また、外国の金融機関の参入が制限されていることにより、完全な貸し手市場となっている。そのため、すべての融資が個人的な債務保証（担保）を求めるものとなっており、ノンリコースローン⁴⁶は存在しない。そのことが、民間企業の資金調達におけるコストとリスクを大いに高め、事業参入障壁を高めている。

また、ネパール株式市場においても、上場している企業の95%が金融機関である。そのため、金融機関自体が、直接金融および間接金融の主役となることで、資金調達先を分散することで、リスクマネジメントを行いつつ、市場の資金を独占的に集めている。その上、同株式市場は、社債・公債市場もないため、事実上、一般企業は、資金調達の道が限定されてしまっている。

こうした状況に対して、中央銀行は、さまざまな手を打っている。たとえば、融資対象および融資目的別に、低金利での割引融資を民間の金融機関に対して行っている。しかし、実際には、そうした低金利での融資は、現場レベルでは実行されていない。または、融資にあたっての条件が多すぎて、現実的な選択肢となっていない。

しかし、民間の金融機関、特に商業銀行の側にも、ネパールの間接金融市場が「貸し手市場」であるということの一方で、理解すべき点もある。1つは、政府の赤字国債により、一方的に条件の悪い国債を引き受けさせられていることである。一般の預金金利を3%で提供しているのに対して、その運用を赤字国債で0.75%で強制されるというのは、逆ザヤであり、いわば政府の赤字を金融機関が負担していることに等しい。そしてその分の損失を貸出金利を高くすることで対応しているわけで、結局は借入人が、その負担を負わされていることと同義である。

⁴⁵ 借り手に対して供与している信用の総額

⁴⁶ 「ノンリコースローン」は、「非遡及型融資」とも呼ばれ、個人や法人などが保有する特定の事業や資産（責任財産）から生ずる収益（キャッシュフロー）のみを返済原資とする非遡及型の融資をいう。

また、十分な金融インフラがないため、民間金融機関にとって融資に際してのリスクやコストが高くなっている点も考慮すべきである。たとえば、融資信用情報の共有化は、そうしたリスクやコストを大きく引き下げるが、まだそうしたサービスは十分に整っていない⁴⁷。また、金融規制の実効性を高めるための金融規制管理委員会強化も十分ではない。そのことが、金融行政の浸透を妨げている。

こうした点も勘案しながら、金融市場の自由化を進めることで、金融業務の自由化や金融商品の拡大を図ることが、個人法人を問わず、金融アクセスを高め、より競争力のある産業への資金調達につながるものと考えられる。

なお、2013年1月に、カトマンズ銀行と世銀グループのIFCにより、ネパール初の中小企業向けベンチャーファンドが設立された。これは、ベンチャー企業に不足しているのが、資金だけでなくマーケティングや経営など全般の技術指導だという理解に根差している。そのため、ベンチャーファンドが、株式投資を通じて、国内で選別された中小企業に施術指導を行う。

こうした中小企業ベンチャーファンドに加え、今後、社会起業家向けベンチャーファンドが組成されると、小規模インフラなど、さまざまな分野での活用が期待できる。

⁴⁷ 信用情報センター(Credit Information Center Limited)が、加盟銀行に対して、信用供与情報の提供を行っている。2013年2月現在、1件につき100万ルピー以上の信用供与に関して情報提供を行っている。

注記:ネパール初の中小企業向けベンチャーファンド
(República, January 16, 2013 より)

2013年1月15日、カトマンズでネパール初の中小企業向けベンチャーファンド Business Oxygen (BO2)が発表された。これは1,400万ドルのファンドを予定しているが、そのうち700万ドルを世銀グループのIFCから拠出されている。残りの700万ドルは、現在、選考中のファンドマネージャーが、探してくることとなる。ファンドの運営は、カトマンズ銀行とシンクタンクが行うこととなる。融資先は、有望であるものの担保条件などのため、資金アクセスがボトルネックとなっている中小企業とされている。

資本注入は、最大で5年間USD500,000に融資することとなる。株式投資に関しては、対象である中小企業の年間売上および資産がそれぞれ、300万ドルを越えないことを条件としている。また、労働者数も50人未満に限定している。

これらの条件を満たし、事業が有望であると見なされた場合、まずデュー・ディリジェンスを行うとしている。また起業直後の会社とアルコール、たばこ、武器の製造に携わっている企業は、BO2の株式投資の対象外とされている。

株式投資後は、BO2がアドバイザーサービスを提供し、マーケティング戦略立案などの支援を行う。現在のところ、4年間で7,200の中小企業に投資することが計画されている。このうち、50%がカトマンズ首都圏の外に位置している。カトマンズ銀行CEOで本案件の中心人物であるAjay Shrestha氏によれば、年率17%の投資リターンを目指している。

なお、700万ドルを拠出したIFC民間エクイティファンドのチーフ投資オフィサーであるPeter Tropper氏によれば、中小企業のための直接金融がなく、十分な資金供給がなされていないと判断して、今回のネパールにおける中小企業向けベンチャーファンドへの拠出を決定したとしている。IFCの役割として、ファンドマネージャーの育成と、彼らを対象にした類似している他国での研修、そしてベンチャーファンドによる資本注入を受けた企業への技術支援を挙げている。ネパールの企業のうち、90%は中小企業であることから、ほとんどの企業がBO2の投資対象であるとしている。

3.6 ネパールの地場産業

3.6.1 地場産業の概況

(1) 地場産業・産品

3.2.1において概観したように、ネパールの工業の中心はタライ地域や、カトマンズとその周辺の地域である。しかし地場産業として見た場合、様々な業種や産品がこれらの地域を含めて全国的に展開されている。なお、本報告書においては、一定の範囲の地域において、地域の資源や伝統技法を活用する小規模企業群を「地場産業」としている。まず挙げられる産品としては、農林業をベースとした換金作物、牧畜、ハーブ類、あるいは魚養殖など地元にある資源を活かした農林水産業分野での特産品、あるいはそれらを基にした加工産品がある。多種多様な民族からなるネパールでは、地域に根付く伝統的な技能を活かした業種や産品もあり、そのような業種・産品のある典型的な地域として、木材や石の加工に優れた技法を持つバクタプル地域や、金属細工技術のパタン地域がある。更には、チベット系のカーペット織や、宗教との関係が深い仏画、地域の女性に伝わるハンディクラフト、紙製品なども特産品として挙げられる。表 3.6-1 は、工業省が伝統的零細企業の品目として上げているものであるが、この中にも歴史的、文化的背景を持つ地場産品が多く取り上げられている。

表 3.6-1 Industrial Policy 2010 伝統的零細・その他の業種一覧

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. Hand looms, paddle looms, semi-automatic looms, fabric wrapping; dyeing, printing, sewing (except readymade garment) and weaving through traditional technology 2. Hand woven Radi, pakhi, carpet, pashmina, and dress based on wool and silk 3. Handmade paper and goods based on it 4. Filigree and ornamental items based on traditional crafts 5. Traditional sculpture 6. Handmade utensils and handicrafts made of copper, brass, dhalot, kaash, and German silver 7. Handmade utensils made of iron and items of home use such as knives, chulesi, sickle and spade and so on 8. Handmade ornaments made of gold and silver, utensils (including valuable, semi-valuable goods, utensils and normal stone fitted) 9. Stone-cutting industries (precious, semi-precious and ordinary stones available in the country) 10. Handmade goods made of rural tanning/leather 11. Industries based on natural fiber including jute, sawai grass, bamboo fiber, grass, cotton threads, allo 12. Stone-art (goods made from stone carving) 13. Pauva, thanka art and other traditional fine art 14. Masks and dolls and toys demonstrating traditional culture 15. Various handicraft items demonstrating traditional culture, musical instruments, and arts 16. Decorative items made of wood, bone, horn, clay, stone and artistic goods made from minerals 17. Ceramics and clay pots |
|--|

出所：Industrial Policy 2010

このほか、各地の観光資源とこれら農産品や伝統工芸品を結びつけ、地場の特色として売り出すケースもある。事業所統計は ISIC4 桁での分類に留まっていることから、これら地場産業の産出高や従事者数などを正確に把握することはできないが、工業が十分に発展していないネパールにおいては、これら地域に根付く産業に従事する者は多いものと思われる。

(2) OVOP プログラムの全国展開に見る地場産業

2006年7月から始まったネパールの OVOP プログラムは、2011年に一旦終了した形をとり、第2フェーズとしての更なる展開が予定されている⁴⁸。第1フェーズでは、21郡（実際は郡の中の村単位）の計15産品・サービスに対する振興支援が行われた（表3.6-2参照）。ドラカ郡の事例においても見られるように、OVOP プログラムは農村部の産業振興として位置付けられている。

表 3.6-2 ネパール OVOP 対象地域・産品一覧

Bhaktapur	Lapsi	Kaski	Agro Tourism	Sallyan	Ginger
Ramechhap	Junar	Dolakha	Lokta	Doti	Basmati Rice
Sindhuli	Junar	Syangja	Coffee	Chitwan	Banana
Nuwakot	Trout	Jhapa	Supari	Dhanusha	Fish
Rasuwa	Trout	Sunsari	Turmeric	Saptari	Mango
Bardiya	Bel	Lamjung	Agro Tourism	Palpa	Ginger
Lalitpur	Cymbidium Orchid	Myagdi	Timur	Kanchanpur	Banana

出所：Agro Enterprise Center/FNCCI

予算との兼ね合いにもよるが、第2フェーズでは OVOP プログラムの全国展開を計画しており、既に全国75郡において、郡の商工会議所が One District One Product として推進したい産品・サービスを決めている。新たな産品・サービスとして特徴的なのは、従来の農産品一辺倒から、ハンディクラフト、Buddhist Tourism や Special Economic Zone など地元資源とリンクさせながらも、新たな形態の地場産業振興を取り上げている点である。8郡はハーブ関連産品を取り上げており、地域的にも東西の広がりを見せている（ハーブ類については後述する）。

地場産業が今後発展するためには、道路網をはじめとするインフラ整備がその市場を拓げる上で欠かせない要素となる。さらに、品質向上、生産技術向上、マーケティング能力向上の仕組み作りも必要である。観光資源を活かすにしても、そこに来て消費してもらわなければ、単に資源があるだけに終わってしまう。また、ヒトや技能は地域にあるにしても、事業として広げるための資金も必要となる。その意味で、これまでのところ地場産業として経済的にも成果を上げているのは、都市部ないしは都市部近郊地域に偏在していると言える。地方、特にヒマラヤ・山岳地帯や、極西部における地場産業は、まずはこれらのインフラ整備、金融を含む支援体制の整備が求められている。

⁴⁸ 予算執行の遅れから、実際は2012年まで継続されている。また、フェーズ1の成果を見て、その後の継続を判断することが、開始時点のMOUで決められている。

(3) 薬草・香草製品の概況

薬草・香草製品、いわゆるハーブ類は、全国で64品種、2,171.5トンの採取が報告されている。表3.6-2は森林局（Department of Forest）に申告されたハーブ類のうち、採集量、ロイヤリティのいずれかで上位20種を示している。重量ベースでは湿疹、乾癬や偏頭痛の治療に効果があり、その抗菌・抗真菌性から石鹸、ヘアトニック、シャンプーなどにも使用される Soapnut (Ritta)が全体の3割弱を占め、上位5種で全体の66.2%、上位20種で全体の9割弱を占めている。政府に採取が申告された数量も含め、毎年採取が可能な50,000トンのうちの20%から30%程度（10,000～15,000トン）が（無申告のものも含めて）実際に採取され取引されているとの推定もある。また、ネパールのハーブ類の約90%は野生の森林から採取され、計画栽培は現在のところあまり広がっていない。近年、森林局では事業者としてハーブ類を採集する場合は、一定量の新規植え付けを求めている。また、民間企業が新たにカトマンズ近郊で計画栽培を始めているケースも見られる。

表 3.6-3 ハーブ類の申告採取量とロイヤリティ(2009/10)

	Weight (KG)	(%)	Rank	Revenue (Rp)	(%)	Rank
Soapnut (Ritta)	594,062.0	27.4%	1	1,732,309.4	8.3%	3
Kaulo (balk)	322,413.0	14.8%	2	2,338,126.0	11.2%	2
Nepalese Cinnamon	231,882.0	10.7%	3	417,532.0	2.0%	8
Emblic Myrobolan	155,915.0	7.2%	4	135,180.0	0.6%	15
Lichen	133,075.0	6.1%	5	1,203,425.0	5.8%	4
Rockfoil	113,034.0	5.2%	6	598,515.0	2.9%	6
Utrasum Bead Trea	74,305.0	3.4%	7	13,200.0	0.1%	40
Love Apple	58,910.0	2.7%	8	880,950.0	4.2%	5
Chiretta (Chiraito)	47,924.0	2.2%	9	369,690.0	1.8%	9
Kutki	37,062.0	1.7%	10	555,880.0	2.7%	7
Eclipta Alpa	30,500.0	1.4%	11	15,250.0	0.1%	38
(Seto) Musli	29,941.0	1.4%	12	178,146.0	0.9%	13
Juniper (leaf)	19,100.0	0.9%	13	38,200.0	0.2%	26
Dalchini	15,978.0	0.7%	14	65,786.0	0.3%	22
Amalbed	15,200.0	0.7%	15	126,000.0	0.6%	16
Barberry	14,217.0	0.7%	16	73,336.0	0.4%	21
Madder	14,133.0	0.7%	17	11,665.0	0.1%	42
Valerian	13,618.0	0.6%	18	200,620.0	1.0%	11
Hemlock	13,345.0	0.6%	19	3,149.0	0.0%	54
Anthopogan	12,977.0	0.6%	20	64,885.0	0.3%	23
Caterpillar Fungus (Yarsagumba)	852.5	0.0%	52	8,524,650.0	40.9%	1
Jiwanti	3,420.0	0.2%	36	322,800.0	1.5%	10
Club Moss (powder)	4,000.0	0.2%	34	200,000.0	1.0%	12
Spikenard (Jatamansi)	8,532.0	0.4%	27	170,640.0	0.8%	14
Pawan Ko Bokra	11,440.0	0.5%	23	119,400.0	0.6%	17
Nepalese Pepper (Timur)	12,709.0	0.6%	21	101,672.0	0.5%	18
Bisefez	10,245.0	0.5%	24	90,450.0	0.4%	19
Himalayan Rhubarb	8,381.0	0.4%	28	83,810.0	0.4%	20
Others	164,351.8			2,215,496.0		
Total	2,171,522.3			20,850,762.4		

Source: Department of Forestry. Hamro Ban 2010/11.

ネパール国内でのハーブ製品の需要も大きく伸びているとは言え、採取されるハーブ類の大部分は全く加工を加えられないか、半加工された状態で輸出されている。2005/06 から2009/10年の期間において特に多く輸出されたものとして Caterpillar Fungus (Yarsagumba)、Soapnut (Rittha)、Kaulo bark、Lichen、Spikenard (Jatamansi)、Nepalese Pepper (Timur)および Chiretta (Chiraito)などがあり (表 3.6-3 参照)⁴⁹、これら7品種は全て表 3.6-2にも含まれている。

表 3.6-4 輸出されたハーブ類の品種数および主要品種(2005/06-09/10)

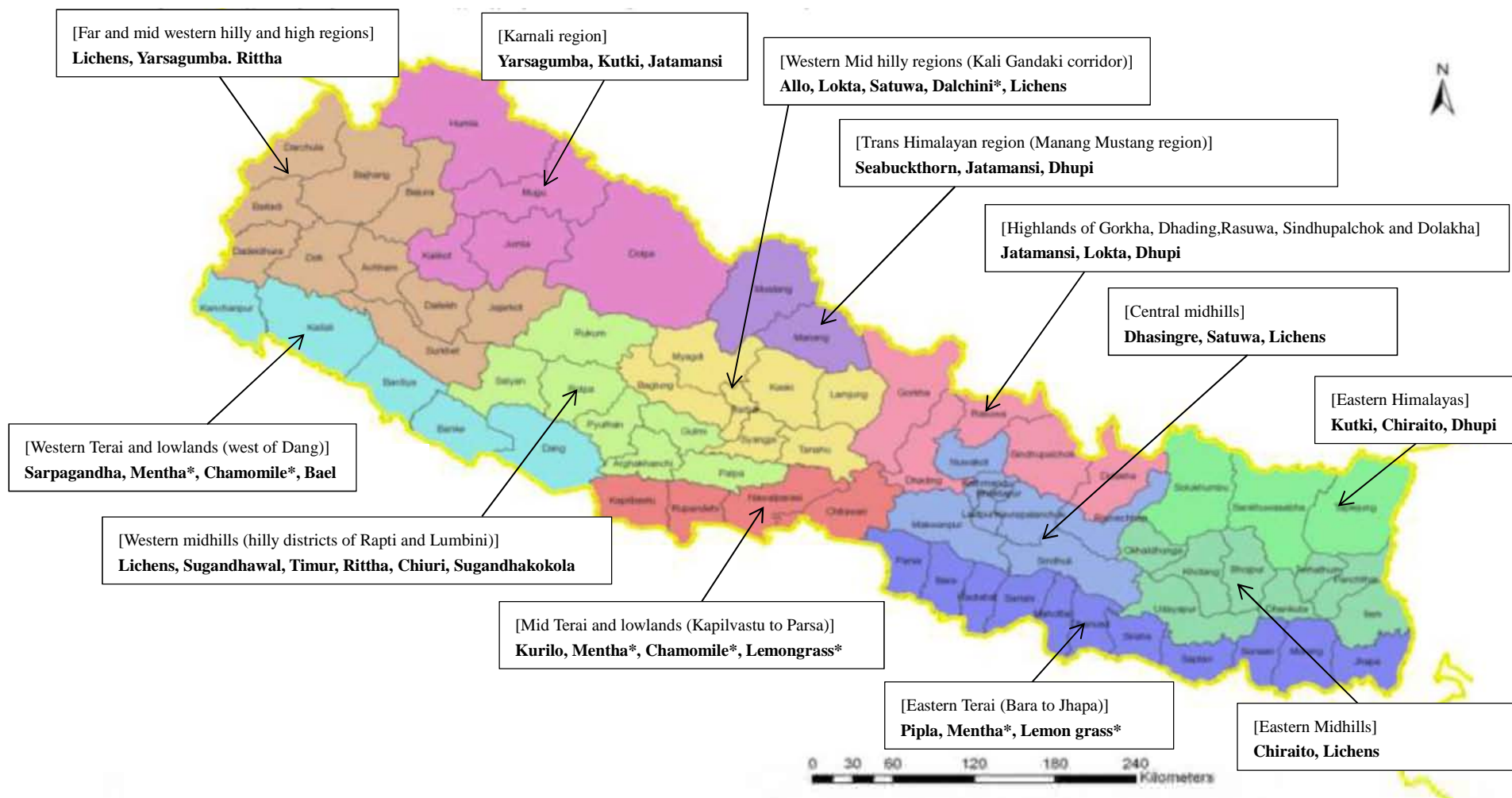
	Number of NTFPs traded	Top Exported Species
2005/06	65	Yarsagumba (Caterpillar Fungus), Rittha (Soapnut), Kaulo bark, Lichens
2006/07	75	Yarsagumba, Rittha, Kaulo bark, Lichens, Jatamansi (Spikenard)
2007/08	86	Yarsagumba, Timur, Jatamansi, Rittha, Chiraito (Chiretta)
2008/09	79	Timur, Yarsagumba, Lichens, Rittha, Kaulo Bark
2009/10	83	Yarsagumba, Timur, Kaulo Bark, Jatamansi, Lichens

Source: Department of Forests.2010. Country Report- Nepal: State of Forestry in Nepal. A Synopsis Report.

主要なハーブの分布については、Nepal Herbs and Herbal Products Association (NEHHPA)の NTFPs/MAPs Business Promotion Strategy (2012 - 2016)に示された、優先品種および地域区分が参考となる。同戦略は、(1) 自然林からの入手可能性、(2) 高い需要および市場価格、(3) ネパール国内での価値付加の可能性、の3点を基準として、生物地理学の観点からネパールを12の地域に分けた上で計20の NTFPs/MAPs 優先品種を選定している⁵⁰。図 3.6-1 に12の地域とそれぞれの地域に対して挙げられた優先品種を示す。これらの外来種を除いた品種が採取できる地域を示している。これらの優先品種のうち、Mentha、Chamomile、Lemongrass、および Dalchini は外来種であるが、冒頭の3品種は中央および西部地域で既に栽培されており、Dalchini もネパールで栽培可能で且つ需要、価格条件から有望であるとして優先品種に選ばれている。

⁴⁹ NTFPs/MAPs Business Promotion Strategy (2012 - 2016)によれば、取引されている品種、将来取引されることが有望な品種は199品種にのぼる。また、Department of Plant Resourcesによれば、ネパールには701種の薬用植物が存在している。

⁵⁰ Lichens、Yarsagumba、Kutki、や Jatamansi は栽培が難しく野生種の保全が必要だが、挙げられた NTFPs の大部分は容易に栽培可能であるため、収量を拡大できるという。また、これら20種に加えて Bael (Aegle marmelous)、Chiuri (Diplonema butyracea)、Sugandhakokila (Cinnamomum glaucescens)、Orchids (introduction of hybrid varieties) および Dhupi (Juniperus indica)も特定の地域において有望とのこと。



Dipesh Pyakurel & Bhesh Raj Oli. 2012. NTFPs/MAPs Business Promotion Strategy (2012 – 2016) from Private Sector Perspective.

図 3.6-1 NTFPs/MAPs Business Promotion Strategy:地域区分と優先品種

(4) 薬草・香草類に関わる政策

ハーブ類に関連する主な政策、法令、計画は次のとおりである。

- ・ Private Forest Nationalization Act 1957
- ・ Master Plan for the Forestry Sector 1988
- ・ Forest Act 1993
- ・ Forest Regulation 1995
- ・ Community Forestry Directive, 1996
- ・ Collaborative Forest Management Guidelines, 2003
- ・ NTFP Policy 2004
- ・ Community Forestry Guideline, 2009

基本方針としては、国民経済に貢献するために、ハーブ類を保全し、2020年までにネパールをハーブの宝庫として、その地位を確立することを目指している。そのため、持続的な開発の原則に基づいたハーブおよびNTFPsの保全と活用；再生への注力、商業栽培の奨励、民間セクターの参加による地場における加工（価値付加活動）の推進、資本アクセス、インフラストラクチャー、技術的知識、市場管理のための支援の整備・提供などを具体的な活動指針としている。また、認証プロトコル（certificate protocol）の開発、課税の簡素化、研究開発の地域レベルへの拡張、ハーブ栽培者、加工者、トレーダーへのインセンティブ付与と知識・技能および意識改革トレーニングの提供などについても規定されている。

3.6.2 地場産業振興にかかわる政策・施策

3.6.2.1 主要施策

工業省の文献によれば、ネパールにおいて地場産業振興（local industry development）と名付けた施策はなく、あくまで Micro, Cottage and Small Industries を対象とした施策が、職業訓練的な人材育成、技能向上プログラムなどを中心に実施されることになっている。しかし今回調査の結果から、その多くが予算（財源）不足や、実施主体となる郡事務所（District Office）の要員不足から、現在実施されている施策は極めて限定的とすることが判明した。また、地場産業振興とした場合、工業省のみならず農業省が果たす役割も大きい。農業省の施策も工業省と同様の理由から限られており、且つ、施策自体も栽培技術の向上（特に穀物類）にかかわる内容が大半で、地場産業振興としての施策は農産物をベースとした一村一品プログラム以外に見当たらない。以下、実施中の主要な施策内容を概観し、その課題を次節において述べる（一部、3.2.2 工業セクター振興政策の記述と重複）。

(1) Micro-Enterprise Development for Poverty Alleviation (MEDPA)

工業省が行う人材育成プログラムであり、具体的な収入源創出につなげるための職業訓練支援と言える。2009年より始まり、対象は、生活困窮者、失業者、女性などで、学歴、職歴は問わず、一定の技能を身につければ、すぐに就職できるような職種技能（縫製、室内靴、自転車修理、美容師・理容師、建設手伝いなど）を取り上げている。伝統工芸的な技能は、少ないが、一部で織機、紙漉き、皮加工などを取り上げた地域もある。具体的には工業省が、Department of Cottage and Small Industry、ないしは Cottage and Small Industries Board の各郡

(District) 事務所にプログラム予算を配分し、各郡事務所が実施場所の確保、講師の手配、受講者の募集を行い、予算が許す範囲内で不定期で行っている。なお、プログラム予算の中には、受講生への参加期間中の食事配給費用なども含まれる。

(2) Micro, Cottage and Small Industries Development Program (MCSIDP)

工業省が従来より実施してきた地域の零細企業人材育成プログラムである。各地域のニーズを踏まえ、上記 MEDPA 同様、Department of Cottage and Small Industry、ないしは Cottage and Small Industries Board の各郡 (District) 事務所が実施内容と方法を決め、各郡年間 100~200 人を目途に実施されている。訓練内容として今回調査した範囲では、仕立て、配管、配線工、ろうそく製造、美容師、ハンディクラフト、養蜂などの技能、あるいは、簿記、税制、事業計画作成など事業を行う上での訓練も含まれている。

おな、上記の MEDPA、MCSIDP の計画、実施においては、工業省と共に、各郡の District Development Committee においても事前協議がなされることになっている。

(3) 雇用創出ファンド (Employment Generating Fund) (計画中)

新事業の創出を促進するため、2011 年に創設が発表された金融支援プログラムである。上記の職業訓練プログラム等をつうじ、グループを形成して事業を始めるケースに対し、事業を始める際の元手資金 (seed money) として 1 案件あたり 20 万ルピーの低利融資の提供が想定されたが、いまだ実施に移されていない。ただ同様の施策は、以前に期間を限定して実施されている。

3.6.2.2 一村一品 (OVOP) プログラム

(1) ネパール一村一品の導入過程

ネパールにおける一村一品運動は、2006 年 7 月より 5 年間のプログラムとして、Ministry of Agriculture and Cooperative (当時 MoAC) と Federation of Nepalese Chamber of Commerce and Industry (FNCCI) を主管実施機関として実施されている (PPP プログラムとされている)。この背景として、FNCCI は、それまで地場産業振興プログラムの一環として "AID for Trade" プログラムを実施していたが、その中で農産品、及び農産加工品の振興を図る必要性を感じ、Ministry of Agriculture and Cooperative に相談した結果、日本やアジア諸国で取り組まれている一村一品運動を取り上げることとなった。具体的にどのような取り組みを図るべきか研究するため、FNCCI (本件のために MoAC から職員を採用) は日本とタイ国の事例を学び、最終的に社会環境がより近く、貧困削減政策の一環として取り組んだタイ型 (OTOP) を適用することとなった。

MoAC は、これらの準備期間、および関係省・関連機関との協議を踏まえ、ネパール一村一品運動実施の実施計画案となる "Working Procedure" を 2006 年 5 月に発表している。約 1 年間にわたり、他国の事例研究や実施準備を行ってきた FNCCI の Agro Enterprise Center (AEC) に実施事務局を置き、ネパール OVOP プログラムは 2006 年 7 月よりスタートしている。プログラム予算として、初年度が 3,500 万ルピー、以後、毎年 3,000 万ルピー、プログラム最終年となる 2010/11 年に 4,000 万ルピーをあてることがスタート段階で決められた

が、実際は、毎年予算支出の遅れから、初年度は1,500万ルピーに留まっている。また、MoACの予算のほか、FNCCI、あるいはプログラムの対象地域にある商工会議所が、それぞれ専任のスタッフ配置や事務所スペースを無償で提供している。

(2) ネパール一村一品運動の展開

ネパールの一村一品運動は、地域住民の発意による運動展開ではなく、トップダウン型の官製運動としてスタートしている。特に初年度対象となった6 District、4 ProductsはMoACのイニシアティブで選ばれている(表3.6-5参照)。もちろん一村一品運動のポリシーのひとつである地域資源の活用の考えは、地域商工会議所からの事業計画書提出により選考過程で考慮されているものの、事業計画書作成指導も中央からの指導である。但し2年目からは、全国に案内を出し、地域商工会議所やDistrict Development CommitteeのメンバーからなるDistrict OVOP Committeeを立ち上げ、そこでの選考、推薦過程を経て、MoACに上げられている。しかし依然として地域住民が自らの発意で協議し、District OVOP Committeeと地域住民のやり取りの結果、地域が主体性を持つ運動内容の選定と言う進め方はとられていない。これは、日本・大分型の一村一品運動とは異なり、単に地域農産品振興を補助金の提供でスタートさせる全国プログラムとしたことが、その背景にある。この対象品目・地域選考過程は現在も変わっていない。

一村一品運動は、2013年1月時点で21 District(活動はVillageレベルで行われる)、21 Productsで実施されている。実際は、22 Districtで実施されたものの、上記選考過程からは唯一の例外である、地域商工会議所を介さずに選ばれたSiraha郡のBel(=stone apple)は、途中で住民側が事業継続を放棄したため、現在実施されている郡としては21となる。なお、2年目からアグロツーリズムが、具体的な産品づくりとしてではなく、サービスとして取り上げられている。対象産品・サービスと併せて表3.6-4に示す。

表 3.6-5 一村一品実施郡・産品一覧

対象郡	産品	対象郡	産品
第1年次		第4年次	
Bhaktapur	Lapsi (candies)	Jhapa	Supari
Ramechhap	Fresh Junar	Sunsari	Turmeric
Sindhuli	Fresh Junar	Lamjung	Agro Tourism
Nuwakot	Trout	Myagdi	Timur
Rasuwa	Trout	Sallyan	Ginger
Bardiya	Bel (squash)	Doti	Basmati Rice
第2年次		Chitwan	Banana
Lalitpur	Cymbidium Orchid	Dhanusha	Fish
Lekhnath, Kaski	Agro Tourism	Saptari	Mango
第3年次		Palpa	Ginger
Dolakha	Lokta	Kanchanpur	Banana
Syangja	Coffee		

なお、第4年次の実施は、2012年11月から始まっており、具体的な成果が見えるまでには至っていないが、それ以前にスタートした地域は、成果にばらつきはあるものの、一定の成果は見られる。問題は、MoAC、およびFNCCIとしては成功事例を作り上げ、それを近隣地域へと展開する思惑であったが、そのような動きを見せている事例は数か所に留まっている。これはネパールOVOPが、地域に新たに組みたいと言う意識は芽生えても、商工会議所を通じた補助金制度と人々に捉えられていることが要因として指摘できる。

3.6.3 地場産業振興の課題

ネパール地場産業振興における課題として、次のような点を指摘することが出来る。

(1) 地場産業振興の視点の欠如

これまで実施されてきた零細・小規模産業振興策は、地域産業自体の振興と言うよりも、地域住民に簡単な技能や知識を指導し、現金収入が得られる助けをなすものが中心であったと言える。新規事業のための種まき資金についても、その職業開始の後押しをするにすぎず、事業をスタートさせるに十分な金額ではない。また、ネパールでは、地域に根差す手工芸、織物、木工、銀細工、あるいは特産品と呼ばれるものあっても、それを産業化し、そのための投資をするという発想が生産者側で乏しい。それがために地場産業振興自体の開発絵図面が行政側でも描けていない。すなわち地場産業振興も直ぐに現金収入が得られる支援が振興策と見なされている。

(2) 振興予算、振興体制の不備

2006年以降ネパールでは、なかなか決めきれない政治が続き、法律の整備や実施のための予算措置においても、うまく進まない状況が続いている。さらに公務員の早期退職制度の実施などもあり、中央省庁のみならず、具体的な施策を実施する地方事務所においても要員が不足している。上記問題点とも関連するが、貧困削減対策としての直接的な施策が先行されてきたことから、現在のような不十分な予算や要員の下では、地場産業創出・育成までには手が届かないのが現状である。

(3) 一村一品（OVOP）運動における問題点

現在実施されているネパールの一村一品運動は、補助金制度による農産品振興施策と言える。そうなった根本的な要因は、一村一品運動の出発点とも言える人材（地域リーダー）育成がスタート段階で十分に行われなかった点にある。また、地域の村おこし運動と言うよりも、地域農産品の生産増大に運動の主眼が置かれたことも、その背景にある。現在の一村一品運動の仕組みでは、事業計画にあるプロジェクトコストの100%近くを補助してもらうことも可能であり、参加者からすれば、少しでも多くの補助金獲得に目が向けられがちである。そこには自主自立の考えは希薄であり、運動の継続性も低い。

さらに言えば、現在の一村一品運動には国際的に考える視点が欠けている。日本やタイで実践されたOVOPの三原則のひとつは、「ローカルにしてグローバル（Think Globally, Act

Locally)」にある。地域の資源を活用しながらの産品作りであっても、常にそこには国際的に受入れられる視点が重要である。例えば食品の場合、品質はもちろんのこと、製品基準・規格、包装技術、保存処理など、地域だけの基準を適用しても長続きしない。ネパールの地域経済を振興するために一村一品運動を活用するのであれば、貧困対策としての視点だけに立つのではなく、地域活性化のための運動として取り組みに考え方を考える必要がある。